

平成19年度県政の成果（主要施策の成果に関する説明書） 及び平成20年度政策評価・施策評価に係る評価書

1 趣旨

本書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項の規定により、平成19年度における主要な施策の成果に関する説明書として県政の成果をとりまとめるとともに、行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）第10条第1項及び同条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第13条の規定により、平成20年度に実施した政策評価・施策評価に係る評価書を取りまとめたものである。

2 対象

本書では、平成19年度に県が宮城の将来ビジョンの体系で実施した14政策、33施策及び施策を構成する事業を掲載の対象としている。

3 政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握の方法

政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果については、目標指標等の達成度、県民の満足度等の情報、施策を構成する事業ごとに設定した指標の状況、社会経済情勢から見た政策、施策又は事業の効果の分析等により把握している。

4 構成及び凡例

本書では、宮城の将来ビジョン及び同行動計画の体系の順に従い、政策、施策及び事業の概要並びに成果、評価原案、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見、県の対応方針及び評価の結果を掲載している。

なお、宮城の将来ビジョン及び同行動計画では、3つの政策推進の基本方向（「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」・「安心と活力に満ちた地域社会づくり」・「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」）を細分化した14の「課題」、宮城の未来をつくる33の「取組」及び323の「個別取組」からなる体系を定めているが、本書においては、「課題」を「政策」、 「取組」を「施策」、 「個別取組」を「事業」として整理している。

〔凡例〕

I 施策体系、評価原案、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見、県の対応方針及び評価結果

1 「施策体系」欄

本欄は、宮城の将来ビジョン及び同行動計画で定められた施策体系により、政策・施策の名称及び概要、施策に関する県民意識調査の結果、目標指標等及び達成度を記載したものである。

① 政策番号

政策番号は、宮城の将来ビジョンの施策体系に位置づけられている14政策について、1から14の順に番号を付し整理したものである。

② 施策番号

施策番号は、政策を構成する33施策について、1から33の順に番号を付し整理したものである。

③ 県民意識調査結果

県では、「行政活動の評価に関する条例」を制定し、県民参加による行政評価を進めている。県民意識調査は、評価への県民参加の一環として、政策評価・施策評価や企画立案などに重要な情報として活用するため、行っているものである。

本欄に掲載している県民意識調査結果は、宮城県に居住する20歳以上の男女4千人を対象に、県の施策に関する重視度や満足度等を調査した「平成20年県民意識調査（平成20年3月実施）」の結果をとりまとめたものである。

本調査では、重視度については「重要／やや重要／あまり重要ではない／重要ではない／わからない」の5項目により、満足度については「満足／やや満足／やや不満／不満／わからない」の5項目により調査した。

各施策の県民意識調査結果は、重視度について「重要」又は「やや重要」と回答のあった割合を、満足度について「満足」又は「やや満足」と回答のあった割合をそれぞれ百分率で記載している。

なお、「平成20年県民意識調査」の詳細な結果については、「政策評価・施策評価基本票（平成20年6月に作成・公表した評価原案）」のうち、「県民意識調査分析シート」に掲載しているほか、「平成20年県民意識調査結果の概要」「平成20年県民意識調査結果報告書」として、県政情報センター及び県ホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/hyoka/>）で公表している。

④ 目標指標等及び達成度

目標指標等とは、県の政策に関し、その政策を構成する施策を単位として、その長期的な目標を定量的又は定性的に示す方法により設定したものである。

目標指標等の達成度は、政策、施策又は事業の県民生活及び社会経済に対する効果を把握する方法の一つであり、評価対象年度（平成19年度）における目標指標等の現況の値と目標値とを比較し、下記により分類している。

【目標指標等の達成度の区分】

目標指標等の現況の値が

A：目標値を達成している。

B：目標値は達成していないが、設定時の値（初期値）から見て指標が目指す数値の変化と同方向に推移している、又は現状維持している。

C：目標値を達成しておらず、設定時の値（初期値）から見て指標が目指す数値の変化と逆方向に推移している。

N（判定不能）：現況値が把握できず、判定できない。

2 「評価原案」欄

県では、行政活動の評価に関する条例第4条及び第5条の規定により、宮城の将来ビジョンで定められた全14政策33施策の評価を行い、平成20年6月に「政策評価・施策評価基本票（評価原案）」を作成・公表している。本欄は、「政策評価・施策評価基本票」から県の政策・施策の評価原案（「政策評価シート」・「施策評価シート」の政策評価・施策評価（総括）の内容及び政策・施策を推進する上での課題等）を転記したものである。

① 政策評価関連

政策評価は、14の政策ごとに、政策を構成する施策の状況を分析し、政策の成果（進

捗状況)を「順調／概ね順調／やや遅れている／遅れている」の区分により総合的に評価するとともに、政策を推進する上での課題等を総括し、大きな視点から県政の状況を把握するものである。

② 施策評価関連

施策評価は、33の施策ごとに、目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢、施策を構成する事業の実績及び成果等を分析し、施策の成果（進捗状況）を「順調／概ね順調／やや遅れている／遅れている」の区分により総合的に評価するとともに、事業構成の方向性（現在のまま継続／見直しが必要）、施策を推進する上での課題等及び次年度の対応方針を示すものである。

3 「評価に係る宮城県行政評価委員会の意見」欄

本欄は、行政活動の評価に関する条例第8条の規定により、県の評価原案に対して調査・審議が行われた全14政策33施策について、宮城県行政評価委員会（政策評価部会）からの答申の内容（判定及び意見）を掲載したものである。

判定は、県の政策・施策の自己評価の妥当性について7から1までの7段階により行われるもので、数字が大きいほど県が行った評価の妥当性が高いことを示している。

【宮城県行政評価委員会による判定（7段階）】						
7	6	5	4	3	2	1
(適切)		(概ね適切)		(やや課題有)	(課題有)	
高い ←————— 県の自己評価の妥当性 —————→ 低い						

4 「県の対応方針」欄

本欄は、上記3の「評価に係る宮城県行政評価委員会の意見」に対する県の対応方針を記載したものである。

5 「評価結果」欄

本欄は、上記4の「県の対応方針」に基づく、県の最終の評価結果（政策評価－政策の成果（進捗状況）、施策評価－施策の成果（進捗状況）及び事業構成の方向性）を記載したものである。

II 施策を構成する事業一覧

1 「番号」欄

本欄は、施策を構成する事業について、施策ごとに1から順に事業に付した番号を記載したものである。

2 「事業名」欄

本欄は、施策を構成する事業の名称を記載したもので、「政策評価・施策評価基本票」のうち、「施策評価シート」の「施策を構成する事業の状況」欄から転記したものである。

3 「担当部局・課室名」欄

本欄は、事業の担当部局・課室名を記載したもので、「政策評価・施策評価基本票」のうち、「施策評価シート」の「施策を構成する事業の状況」欄から転記したものである。

4 「平成19年度決算額（千円）」欄

本欄は、各事業の平成19年度の決算額を千円単位で記載したものである。

なお、予算額がゼロあるいは少額であって、行政が有している規制力、調整力、信用力などを発揮したり、県の財産、情報や職員のアイデアなどを最大限活用することで大きな成果を上げていこうとするものについては、本欄に「非予算的手法」と記載している。

5 「事業概要」欄

本欄は、事業の概要を記載したもので、「政策評価・施策評価基本票」のうち、「事業分析シート」に記載された事業概要の内容を整理したものである。

6 「平成19年度の実施状況・成果」欄

本欄は、平成19年度の事業の実施状況及び成果を記載したもので、「政策評価・施策評価基本票」のうち、「事業分析シート」に記載された各事業の手段、活動指標等の内容を整理したものである。

5 政策・施策・事業の概要及び成果、評価原案、評価に係る宮城県行政評価委員会の意見、県の対応方針及び評価結果

1. 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～

政策番号 1

施策体系	評価原案	
<p>政策番号1: 育成・誘致による県内製造業の集積促進</p> <p>(政策の概要) 今後の宮城県経済の成長のためには、県外の需要を獲得することが重要であり、製造業を中心として強い競争力のある産業を創出する必要があります。このため、県内企業と関係機関の連携を強化し、技術・経営革新を一層促進します。 特に、県内製造業の中核である電気機械製造業を中心に、基盤技術力の向上や関連企業の誘致、産学官の密接な連携のもとで、県内の学術研究機関の持つ技術力や研究開発力を活用した高度技術産業の育成を推進し、国際的にも競争力のある産業集積を図ります。 また、自動車関連産業においては、岩手・山形両県などの東北各県と連携しながら、これまで培ってきた我が県の強みを生かして集積を促進します。 食品製造業は、個々の事業者の競争力の向上が課題となっており、今後豊富な第一次産品や、水産加工業を中心としたこれまでの関連産業の集積などの強みを生かした高付加価値な製品の開発を促進し、食品製造業を成長軌道に乗せます。 こうした取組により、10年後の平成28年度までに、電機・電子、自動車関連、食品製造業の製造品出荷額の2割以上の増加を目指します。 さらに、次代を担う新たな産業については、我が県の特性や製造業の成長過程を踏まえて、可能性の高い分野を見極め、将来の集積形成に向けた取組を行っていきます。</p>	<p>政策の成果 (進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘致による県内製造業の集積促進に関しては、企業立地件数は目標値よりも低かったものの、高度電子機械産業及び自動車関連産業において核となる大型の企業誘致が実現するとともに、企業誘致に対する市町村の積極的な取組が始まるなど、更なる集積が期待される。 ・また、育成による県内製造業の集積促進に関しては、まず技術相談のワンストップ窓口である「KCみやぎ」を拡充して、新たに「KCみやぎ推進ネットワーク」を組成し、支援機能を強化した。また、自動車関連産業の振興について、受発注機会の拡大や技術力の高度化に取り組むとともに「とうほく自動車産業集積連携会議」を青森・秋田・福島との3県を加え東北6県の一体となった取組に拡大した。 ・自動車関連産業並びに高度電子機械産業について、企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画を作成し、法律施行後第1号の同意を国から受けた。 ・これらの取組を通じて、県内製造業の集積促進は、概ね順調に進んでいるといえる。
<p>施策番号1: 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興</p> <p>(施策の概要) 高度電子機械産業、自動車関連産業など経済波及効果の高い業種の企業誘致や、市場拡大が期待される分野での新製品開発・生産向上等の支援に取り組み、県内製造業の振興を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 66.4% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 48.5% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造品出荷額(食料品製造業を除く) A ・企業立地件数(うち半導体関連企業) C 	<p>施策の成果 (進捗状況)</p> <p>順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電機・電子関連企業の増設が3社あり、施策目的にある製造品出荷額の増加に繋がるものと見込まれる。 ・県民意識調査結果からも、重視の割合が高く、この施策に対する県民の期待度が高いことがうかがえる。 ・社会経済情勢等からも、東京エレクトロン(株)及びセントラル自動車(株)の進出について各種メディアで大きく取り上げられ、その経済波及効果等についても報道されていることから、自動車関連産業や高度電子機械産業をはじめとした製造業の振興に対する県民の意識は高まってきているものと思われる。 ・事業の実績及び成果等からは、製造品出荷額に対する目標値は上回っており順調であるが、企業立地件数は目標値を大きく下回っているが一時的なものと思われる。 ・以上より施策の目的である「育成・誘致による県内製造業の集積促進」は順調に推移していると判断されるので、施策の進捗状況は順調と判断する。
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の集積を図るため、企業立地(導入)と地域企業の育成と新産業の創出(内発)の取組を一体的かつ総合的に推進しており、今後も継続的な取組が必要である。 ・半導体関連産業等の経済波及効果の高い業種等、地域経済の核となる拠点企業等の戦略的な誘致の推進に関しても、継続的な取組が必要である。 <p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京エレクトロン(株)及びセントラル自動車(株)等の誘致に伴う、関連企業の集積に対応する施策を講じていくことが必要である。 ・誘致企業等と県内企業との取引拡大のための施策を講じていくことが必要である。 <p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度電子機械産業分野における産業界や関係機関・団体等を巻き込みながら、県内企業の取引拡大のためのプロジェクトを推進する。 ・企業立地促進法に基づく基本計画策定の次段階として企業誘致に取組み、新たな工場用地の造成及び新たな企業誘致のための基盤整備を促進する。

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
5	<p>・県民の期待度が大きく、今後どのように、具体的な波及効果があらわれるのか、評価する必要がある。目標指標等の企業立地件数では実態を表しにくく、質も表わす工夫が望まれる。</p> <p>・大手企業2社の工場誘致のインパクトが大きい、その波及効果がどのようになるのか、自己評価を行う必要がある。</p> <p>・目標指標等の達成度が「N」の場合で「概ね順調」と評価されるように、数値基準では判定できない場合には、「N」ではあるが判断できた理由、定性要因をわかりやすく誤解を招かないよう県民に伝えることが大事である。</p>	<p>・製造業の具体的な波及効果や、企業立地の質の評価を定量的に行うことは困難であり、従前どおり定性的な評価により対応したい。</p> <p>・波及効果の算出に必要な立地企業の雇用人員や投資金額は、企業戦略上の重要性から必ずしも公表されるものではないが、工場誘致による波及効果の自己評価が可能な場合には実施したい。</p> <p>・今後、数値基準で判定できない場合には、施策や事業の進捗状況等を具体的に示すことにより自己評価の判断理由を伝えたい。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p>
5	<p>・施策の成果を製造品出荷額(工業統計)で評価しているが、工業統計の公表時期が遅いことと、物価変動数値も含まれるため適切とは言えない。タイムリーな統計で長期にわたる取り組みを表す指標が望ましい。</p> <p>・製造業の集積は件数よりも、波及効果の高いものがより望まれる。自己評価にも波及効果を重視した評価が必要。自動車関連産業の誘致が大きなインパクトとなっているが、地域に及ぼす波及効果も表わす補完的な指標が必要である。</p> <p>・目標指標等の達成度が「C」であっても、経済効果が期待でき、自己評価として順調と判断する場合には、補完的な数値を示してもらえると県民にもわかりやすい。</p>	<p>・御指摘のとおり工業統計の公表時期は遅いが、工業の実態を明らかにしている統計は工業統計しかなく、指標として有効である。また、タイムリーな統計として月例経済月報や鉱工業生産指数などが想定されるが、いずれも実態を明らかにするものではなく動向を把握するためのものであり、指標としての設定は難しいと判断している。なお、タイムリーな工業の実態を把握するために職員が調査を実施するとしても、費用対効果の面で実施することは困難である。</p> <p>・御指摘のとおり波及効果の高い、雇用人員・投資金額・経済波及効果などの補完的な指標も想定されるが、雇用人員や投資金額については企業戦略上必ずしも公表されるものではなく、指標として一律に活用することは困難である。また、経済波及効果も推測であり、指標として活用することは困難である。なお、工業統計に含まれている付加価値額については、その増減を評価することにより波及効果を表す補完的な指標として活用可能か検討する。</p> <p>・企業立地件数としては、経済産業省が実施している「工場立地動向調査」の件数を引用したもので、平成19年度の立地件数は前年度と比較して減少しているが、これは一時的なものである。今後は東京エレクトロン、セントラル自動車、パナソニックEVエナジー及びトヨタ東北のエンジン工場の立地決定に伴い、多くの関連企業からの引き合いもあり、企業の立地が見込まれるが、関連企業からの引き合い数などの具体的な補完的な指標を示すことは困難である。 なお、平成19年7月、企業立地促進法に基づき、本県では高度電子機械産業(集積区域:7市8町1村)と自動車関連産業(集積区域:7市6町1村)の集積計画が認定され、目標指標である企業立地件数の内数として平成19～23年度までの5年間で前者は35件、後者は50件の新規企業の立地を目標としている。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・順調 (原案のとおり)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・現在のまま継続 (原案のとおり)</p>

■施策1(地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	先端・基盤技術高度化支援事業	経済商工観光部・新産業振興課	6,218	県、大学等の学術研究機関と地元企業など、産学官連携による技術の普及を目指します。特に企業のものづくり基盤技術の高度化を図るため、県内の学術研究機関が連携し、技術相談・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤技術高度化支援センターへの地域企業からの技術相談(累計452件) ・学術研究機関と企業による研究会活動支援(16件) ・基盤技術高度化支援センターが関連するセミナー等の開催(25回) ・MEMSパークコンソーシアムの運営補助(MEMS人材育成事業で活用する機器の産業技術総合センターへの導入, 11人受講) ・MEMSパークコンソーシアムで実施する情報共有及び発信, ネットワーク構築等への支援(MEMSPCカフェ1回開催) ※MEMSパークコンソーシアム:仙台地域に蓄積されたMEMS技術を活かし, 基盤技術の確立から製品化までを視野にいた付加価値の高いものづくりを目的に, 産学官により平成16年10月に設立された団体
2	みやぎマーケティング・サポート事業(再掲)	経済商工観光部・新産業振興課	26,443	県中小企業支援センターである(財)みやぎ産業振興機構において, 起業から販路開拓まで一貫した支援施策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・起業家育成講座の開催(3回開催, 37人受講) ・実践経営塾の開催(23回開催, 48社参加) ・みやぎビジネスマーケットの開催(6回開催, 24社参加)
3	起業家等育成支援事業	経済商工観光部・新産業振興課	7,734	東北大学連携型起業家育成施設(以下「T-Biz」)に入居し大学等との連携により新たな事業活動を行う方に対し, 入居料の補助を行うとともに, 起業家及び中小企業の第二創業を支援するため, 試作開発型事業施設「ガレージファクトリー名取」を管理運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ・T-Biz入居者への賃料の補助(13件) ・(株)アオバ・テクノ・コアへのT-Biz運営支援業務の委託 ・専門家派遣による入居企業の支援 ・(財)みやぎ産業振興機構へのガレージファクトリー名取の管理運営事務の委託
4	企業訪問強化プロジェクト	経済商工観光部・富県宮城推進室	非予算的手法	市町村及び商工団体等関係機関との連携を密にしながら, 県内企業を積極的に訪問し, 企業との信頼関係を構築するとともに, 企業が活動しやすい環境整備等について支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の課題やニーズへの積極的かつ迅速な対応を行う, 「御用聞き1・2・3プラン」と称する各地方振興事務所による企業訪問の実施(805件) ・企業訪問担当者を対象とした企業訪問実践研修会の開催(4回)
5	宮城県信用保証協会経営基盤強化対策事業(自動車関連事業支援資金分)	経済商工観光部・商工経営支援課	2,653	中小企業者の資金調達の円滑化を図り, 県内自動車関連産業の振興に寄与するため, 中小企業者が県制度融資「自動車関連事業支援資金(立地サポート枠, チャレンジ枠)」を利用する際の信用保証料負担の軽減を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車関連事業資金の融資実行(補助対象期間である平成18年10月から平成19年9月までの間, 6件) ・当該融資に係る中小企業者の信用保証料負担軽減 ・これに伴う県信用保証協会に対する補助 ・県制度融資残高に占める自動車関連事業支援資金融資残高の割合 0.14%
6	自動車関連産業特別支援事業	経済商工観光部・新産業振興課	15,207	自動車関連メーカーとの取引拡大を通じた県内製造業を中心とした産業基盤の強化を目指し, 関係機関や東北各県と連携し, 「受注機会の拡大」「技術力の向上」「産学官広域連携の促進」を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・とうほく自動車産業集積連携会議に青森, 秋田, 福島, 宮城の3県が加わり(5月), 東北6県連携によるホンダ向け展示商談会(6月, 栃木県芳賀町, 55社うち宮城県14社参加), トヨタグループ向け展示商談会(9月, 刈谷市, 89社10団体うち宮城県20社1団体参加)の開催 ・地場企業の技術力向上のための「自動車部品機能・構造研修会」の開催(基礎研修13社, 応用研修3社参加) ・工場内の生産現場改善を目的とした「ものづくり実践研究会」の開催(3社参加) ・異業種社連携による技術開発の支援(3社参加)
7	光関連産業育成支援事業	経済商工観光部・新産業振興課	2,418	中小企業における光技術を活用した製品開発, 事業化を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内中小企業に対する光技術を用いた試作品製作のための補助金交付(2件)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
8	機能的食品等開発普及支援事業	経済商工観光部・新産業振興課	862	高齢社会の中で、これから需要が増加することが予想される有望な産業であることから、今後も引き続き本県における機能的食品という新しい食産業分野の創造・振興を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・嚥下食普及連絡会議の開催(2回) ※保健福祉部事業でのPR活動 ・みやぎ地域リハビリテーション懇話会学術集会、宮城県地域リハビリテーションスタッフ研修会、加美町介護教室への出席
9	生活支援機器産業育成・支援事業	経済商工観光部・新産業振興課	3,644	市場拡大が予想される医療・福祉機器を含む生活支援機器に関するニーズを把握するとともに、企業や医療・福祉関係者、学識者からなる研究会を開催し、製品開発体制の整備に取り組んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県生活支援機器開発研究会の開催(2回) ・介護研修センターによる相談対応(258件) ・生活支援機器試作(3件)
10	情報通信関連企業立地促進奨励金(再掲)	企画部・情報産業振興室	84,698	県内にコールセンター、BPOオフィス、ソフトウェアハウスを新設、移転又は増設する企業に対して、新規雇用者数及び1年間の運営コストに応じた奨励金を交付し、立地企業の初期投資負担を軽減することで、企業の集積を推進し、雇用の創出を図ります。 ※BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング):企業が人事や管理業務、財務・会計など主ビジネス以外の業務を専門業者に委託するシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの立地(4社4センター、うち地方都市に1社1センター) ・新規雇用の創出(約1500人、うち地方に約60人) ・奨励金の交付(3社3センター)
11	みやぎエコファクトリー立地促進事業(再掲)	環境生活部・資源循環推進課	536,538	県が地元市町と連携して形成を進める「みやぎエコファクトリー」に立地する事業者に対して奨励金を交付し、環境・リサイクル産業が集積立地する環境・リサイクル団地の整備促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎエコファクトリーの指定(柴田町船岡工業団地の一部) ・みやぎエコファクトリー立地促進奨励金制度の周知 ・みやぎエコファクトリー立地企業連絡会議の開催 ・奨励金交付対象事業所の指定(1社) ・奨励金の交付(15件)
12	企業立地奨励金事業	経済商工観光部・産業立地推進課	110,674	新規雇用の創出による地域経済の活性化を図るため、設備投資額や新規雇用数の交付要件を満たし、県内に工場等を新設又は増設した企業に対し、初期投資軽減等に充ててもらうことを目的とした奨励金を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等を新設又は増設した立地企業に対する奨励金の交付(8社) ・新規雇用の創出(60人)
13	高度技術産業集積プロジェクト事業	経済商工観光部・産業立地推進課	非予算的手法	企業立地促進法(平成19年6月施行)に基づき、地域活性化協議会を設立・運営し、高度電子機械産業及び自動車関連産業の集積に関する基本計画を策定します。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進法に基づく地域活性化協議会の設立及び協議会の開催(6回) ・高度電子機械産業及び自動車関連産業の集積に関する基本計画の策定(2計画) ・東京エレクトロン(株)及びセントラル自動車(株)の本県への進出表明
14	立地有望業界動向調査事業	経済商工観光部・産業立地推進課	4,935	業界動向に詳しい事業者との委託契約により、企業の最新の設備投資動向の調査、誘致のためのPR支援を受け、効果的な企業誘致活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・国内における大規模工場への投資等、最新の設備投資情報の収集による折衝活動の促進 ・企業立地セミナーの業界への周知及び本県のPR ・職員向け研修会の開催(4回)
15	富県共創推進事業(再掲)	経済商工観光部・富県宮城推進室	2,601	「宮城の将来ビジョン」に掲げる県政運営の理念である「富県共創! 活力とやすらぎの邦づくり」のもと、県内総生産額10兆円の達成を目標とする「富県宮城の実現」のため、県民が一丸となって取り組む体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「富県宮城の実現」に向けた取組みの意見交換等を行う、「富県宮城推進会議」を3回及び同幹事会を5回開催 ・「富県宮城の実現」に向けた機運醸成のため、「富県宮城フォーラム」を開催(参加者450人) ・宮城産業サポーターとして、「サポーター企業」に97社、「ふるさとサポーター」に15人登録 ・「産業サポーター会議」を2回、「ふるさとサポーター会議」を1回開催 ・「宮城マスター検定」3級試験の実施(2,860人受検, 2,714人合格) ・「宮城マスター検定」3級試験合格者を対象とした「合格者のつどい」を1回開催

施策体系	評価原案		
政策番号1: 育成・誘致による県内製造業の集積促進			
<p>施策番号2: 産学官の連携による高度技術産業の集積促進</p> <p>(施策の概要) 高度技術産業の創出を目指した企業と大学等との連携による技術開発を活性化するとともに、特許等の活用促進・新製品の開発支援を行うことによって、競争力の高い製品を持つ企業や独自技術を持つ企業の集積促進を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 57.3% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 38.3%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・産学官連携数 A ・知的財産の支援(相談・活用)件数 A</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KCみやぎによる技術相談等を内容とする目標指数「産学官連携数」は、目標値を達成している。また、知的財産所有権センターによる「知的財産の支援(相談・活用)件数」も、目標値を上回る相談・活用件数があった。2つの目標指標がともに目標を達成している。 ・県民満足度調査からは、「重視の割合」では期待度の高さが伺えるものの、「満足の割合」では、それを下回る結果となっているが、その認知度が低いためと考えられる。 ・また、社会経済情勢からは、ものづくり条例の制定や、東京エレクトロンATの工場立地決定等により、新たなビジネスチャンスへの地元企業のものづくり企業の期待が高まっているものの、県内企業のQCDへの対応や技術レベルの向上の重要性、緊急性が増している。 ・事業の実績及び成果等からは、最終の商品化までには時間を要する面もあるが、実用化、製品化等に向けて進んでおり、また、相談件数等の増加等により県内企業の競争力強化や経営の持続的発展に寄与していると認められる。 ・以上のことから、産学官の連携や知的財産の活用等による企業活動の活発な展開などの施策の目的に向けて、施策の進捗状況は順調と判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、現在のまま継続する。 ・しかし、施策を構成する5事業のうち、「先端・基盤技術高度化支援事業」、「地域イノベーション創出型研究開発事業」及び「知的財産活用推進事業」の3事業は、事業成果を向上させる余地があるので、実施方法の改善等を行う。
	<p>施策の評価(総括)</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況は順調であるが、県民意識調査結果では、「重視の割合」に比べて「満足の割合」が低い結果となっている。この調査での乖離を少なくするためには、当該施策を構成する各事業の状況、実績や成果等に関して、一層の周知が必要となる。 ・構成する5事業においては、一貫した支援体制の構築、企業ニーズの把握・対応、新たなシーズの探索などの課題があり、そのため、情報の収集・共有化、コーディネート機能の強化などが課題となっている。 	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <p>社会経済環境の変化や、「産」や「学」からのニーズなどに迅速に対応した有効で効率的な事業を展開し、県民に向けての成果等の周知に努める。</p> <p>そのため、「先端・基盤技術高度化支援事業」においては、技術相談から技術指導、共同研究、共同プロジェクト、商品化までの一貫した支援体制の構築のためのコーディネートやネットワーク機能を一層充実させる。「地域イノベーション創出型研究開発支援事業」においては、新事業創出の可能性と経済的インパクトの高い企業への支援を可能とするため、関係機関との情報共有化や企業訪問等による情報収集等の強化を図る。「知的財産活用推進事業」においては、関係者間の連携を密にするため、情報の共有化を図る。「起業家等育成支援事業」においては、入居者の事業の進捗状況を調査する。「大学等シーズ実用化促進事業」においては、実用化に近く、県内企業への利用が見込まれる新たなシーズを探索する。</p>	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
5	<p>・県民意識調査において重視度が過半数を超えているが、39%の人が分からないと答えている。目指す方向は理解するもその成果が県民に見えにくいことが問題である。</p> <p>・目標指標等に知的財産の支援件数が取り上げられているが、担当者が変われば様子が分かるまで成果が上がらない傾向があるので適切とは言えない。産学官連携の成果は既存事業の競争力の強化、事業拡大、新たな事業創出として県民は期待している。産学官連携の支援の結果、事業可能性がどの程度あったのか、少なくとも件数を把握することが重要となる。事業成果として事業投資額、雇用創出、生産額が主要な評価項目と思われる。関連事業投資額を目標指標として工夫できないものか検討されたい。</p> <p>・テーマが多岐にわたり、困難さがあるが、事業進捗度を加味した評価も必要である。</p>	<p>・「重視の割合」に比べて「満足の割合」が低い結果になっており、この乖離を少なくするためには、当該施策を構成する事業等の実績や成果等に関して、一層の周知が必要であると認識しており、次年度以降、県民に向けての成果等周知に努めていく。</p> <p>・目標指標等「知的財産の支援(相談・活用)件数」は、「知的財産・未利用特許等を利用して開発された競争力の高い製品を持つ企業や、世界に通用する独自技術を持つ企業など、存在感ある企業の数が増加している。」とする宮城の姿に対応した目標指標等として設定したものである。また、産学官連携については、個別案件ごとの調査・追跡が著しく困難であるため、比較的容易な方法で設定可能なものとして、現在の目標指標等「産学官連携数」を設定した。なお、御提案のあった方法等による産学官連携による事業の可能性や成果など、この施策に対応したより分かりやすい目標指標等設定の可能性について研究したい。</p> <p>・研究シーズや技術シーズを事業にしていくには、そのシーズの研究ステージ、製品の開発をする開発ステージ、製品を商品にする事業化ステージ、さらには量産する産業化ステージというようにいくつかのステージがあり、それぞれのステージに対応した事業進捗度を目標指標等として設定することは著しく困難である。しかし、例えば、施策を構成する事業等での支援案件の中から、次のステージに移行した案件を事業分析段階での評価で加味することについては検討したい(例:「研究会費活動支援の中から事業化に向けた進捗した」「より大きな外部資金を獲得し事業化に近づいた」等の視点を評価に加味する。)</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・順調 (原案のとおり)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・現在のまま継続 (原案のとおり)</p>

■施策2(産学官の連携による高度技術産業の集積促進)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	先端・基盤技術 高度化支援事 業(再掲)	経済商工観光部・ 新産業振興課	6,218	県、大学等の学術研究機関と地元 企業など、産学官連携による技術 の普及を目指します。特に企業の ものづくり基盤技術の高度化を図る ため、県内の学術研究機関が連携 し、技術相談・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤技術高度化支援センターへの地域企 業からの技術相談(累計452件) ・学術研究機関と企業による研究会活動支援 (16件) ・基盤技術高度化支援センターが関連するセ ミナー等の開催(25回) ・MEMSパークコンソーシアムの運営補助 (MEMS人材育成事業で活用する機器の産業 技術総合センターへの導入, 11人受講) ・MEMSパークコンソーシアムで実施する情報 共有及び発信, ネットワーク構築等への支援 (MEMSPCカフェ1回開催) ※MEMSパークコンソーシアム:仙台地域に 蓄積されたMEMS技術を活かし, 基盤技術の 確立から製品化までを視野にいた付加価 値の高いものづくりを目的に, 産学官により平 成16年10月に設立された団体
2	地域イノベ ーション創出型研 究開発支援事 業	経済商工観光部・ 新産業振興課	10,423	学術機関の研究シーズや企業の 技術シーズを活用しながら産学連 携のもと行われる共同研究体制の 構築及びこれら共同研究に対する 積極的な支援を展開し, 新事業の 実用化・事業化に向けた取組を強 力に推進し, 競争力のある新事業 の創出を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対する実用化研究開発の助成(高度 電子機械関連産業に関するもの1件, 環境関 連産業に関するもの1件) ・新分野参入促進のため, 半導体関連産業 セミナーの開催(1回) ・産業団体への産学官交流事業への助成(1 件)
3	知的財産活用 推進事業	経済商工観光部・ 新産業振興課	4,801	企業等における知的財産を活用し た競争力の強化と経営の持続的発 展を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・知的所有権センターの設置による企業等 に対する知的財産の活用支援(知的所有権セ ンター相談件数552件, 知的所有権セン ター特許活用支援件数348件)
4	起業家等育成 支援事業(再掲)	経済商工観光部・ 新産業振興課	7,734	東北大学連携型起業家育成施設 (以下「T-Biz」)に入居し大学等 との連携により新たな事業活動を行 う方に対し, 入居賃料の補助を行うと ともに, 起業家及び中小企業の第 二創業を支援するため, 試作開発 型事業施設「ガレージファクトリー 名取」を管理運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ・T-Biz入居者への賃料の補助(13件) ・(株)アオバ・テクノ・コアへのT-Biz運営支 援業務委託 ・専門家派遣による入居企業の支援 ・(財)みやぎ産業振興機構へのガレージファ クトリー名取の管理運営事務の委託
5	大学等シーズ実 用化促進事業	経済商工観光部・ 新産業振興課	23,597	県の試験研究機関が主体となり, 企業等と連携協力のもと, 大学等 のシーズを活用した新技術を他県 に先がけ開発し実用化すること によって関連産業の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究課題「自動車部品の超臨界塗装技術 の実用化」の実施 ・一部の塗料でVOC(揮発性有機化合物)を 削減しつつ, 現行の有機溶剤塗装と同等の 塗膜品質を実現 ・技術力向上のための工業塗装研究会の開 催(5回開催, 11企業2支援機関参画)

施策体系	評価原案		
政策番号1: 育成・誘致による県内製造業の集積促進			
<p>施策番号3: 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興</p> <p>(施策の概要) 県内で生産される豊富な農林水産物や水産加工業を中心とした産業の集積を活かし、付加価値の高い製品の開発を支援するとともに、食品製造業を成長軌道に乗せ、出荷額の増加を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 81.1% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 51.9%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・製造品出荷額(食料品) N ・1事業所当たり粗付加価値額(食料品) N</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策評価(総括)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p> <p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策を構成する事業の実績及び成果等は概ね順調である。 ・県民意識調査の結果から、施策に対する期待は高く、ある程度の満足度はあるものの、更なる拡充が必要である。 ・社会経済情勢等からは、目標とする方向に進んでいると見ることが出来る。 ・目標指標等としている「製造品出荷額(食料品)」及び「1事業所当たり粗付加価値額(食料品)」については、実績値が測定できていないものの、初期値の平成17年度に対して、平成18年度は全国では減少している中で、本県はわずかではあるが伸びが見られ、それまでの減少傾向が改善された。 ・以上のことから、施策の進捗状況は概ね順調である。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <p>それぞれの事業は、活動指標で実績が上回った事業が3件、成果指標で実績が上回った事業が1件と少なからず成果をみせており、更に事業を継続することとしたい。</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】 施策を進める上で、食品関連事業者との連携がより重要であるが、食品製造業振興プロジェクトでは対象となる中小食品製造業者に対し、やや周知不足の部分がある。</p>	
		<p>【次年度の対応方針】 関係者に対して更なる事業の周知を図り、事業を円滑に進め施策を推進する。</p>	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・ブランド化においては地域団体商標に代表されるようなレベルの高いブランドが少ない。付加価値がどのように高まったかの視点からの評価が必要である。</p> <p>・目標指標等の達成度が「N」の場合には、補完的数値を示してもらえると施策の進捗状況を県民に伝えることができる。</p>	<p>・ブランド化については、今後とも取り組むこととしているが、当該施策では、高付加価値化による「売れる商品づくり」を進め、その結果販路拡大に結びつくものと考え商談会における成約数を指標としたものである。御指摘を踏まえ、さらに別の評価方法がないか検討したい。</p> <p>・目標指標等として統計データを使用しているため、時期的に達成度を評価することができなかった。今後、補完的なものとしてこの時期に評価できる指標を検討したい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね順調 (原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在のまま継続 (原案のとおり)

■施策3(豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	食品製造業振興プロジェクト	農林水産部・食産業振興課	13,885	県内の、産学官連携による食料産業クラスターの形成を推進するため、宮城県食料産業クラスター全体協議会への運営支援及び各圏域における食料産業クラスター形成支援を行います。また、食品製造業の活性化を図るため、商品開発等の支援を行うとともに、食材王国みやぎビジネス商談会を実施し、販路拡大の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 商品開発から販路拡大までの4つの事業を連携して実施 販路拡大のためにビジネス商談会の開催、首都圏での商談会への出展を実施(ビジネス商談会2回開催、首都圏展示商談会へ1回出展、商談件数延べ2,052件、成約件数3月13日現在で89件(5月末現在143件))
2	地域産業振興事業	経済商工観光部・富県宮城推進室	20,994	圏域の中核的な行政サービス機関である地方振興事務所が、地域の産業活動の活性化や産業の創出を図るため、地域特性や地域資源などを活用しながら、自主的な取組を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等との連携による地域資源を活かした事業の展開(31事業) ※主な事業 みやぎ蔵王三十六景パワーアップ事業(地域の逸品販売施設の拡大(16→26施設)) 石巻地域自動車産業集積支援事業(研修会等に延べ210人以上参加。平成20年度に新商品開発に向けたプロジェクト会議立ち上げ予定) 気仙沼ふか食普及定着事業(ふかバーガーを始め、ふか肉料理提供店舗の増加)
3	ふるさと食品活性化ネットワーク支援事業	農林水産部・農産園芸環境課	570	安定した農業経営を目指し、付加価値の高い農産加工品の生産から販売までを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 専門アドバイザー派遣等の実施(延べ8回) 農産加工起業家育成研修会の開催(4回開催、225人参加)
4	地域資源を活用した創意ある取組を行う中小企業への支援	経済商工観光部・富県宮城推進室	非予算的手法	中小企業地域資源活用促進法に基づく補助金、低利融資等中小企業地域資源活用プログラムの支援を受けて、中小企業が地域資源を活用し、新商品・新サービスを開発・市場化できるよう、基本構想を策定するとともに、中小企業への側面支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域資源(231件)を指定した基本構想の策定 県内企業の事業計画認定(6件)
5	みやぎのおいしい「食」ブランド化戦略推進事業	農林水産部・食産業振興課	314	本県の「食」に関わる地域イメージとして「食材王国みやぎ」を打ち出していく上で、食産業関係者に対して「食材王国みやぎ」及び「ブランド化」の考え方の普及・浸透を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 「食材王国みやぎ推進パートナーシップ会議」の開催(194者参画) 「食材王国みやぎ」ロゴ使用申請件数85件

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
6	首都圏県産品販売等拠点施設運営事業	農林水産部・食産業振興課	154,186	首都圏における県産品の普及を図り、市場テストや消費者ニーズの掘り起こしを行うとともに、県内地場産業の振興や首都圏と宮城県の交流を促進し、宮城のイメージアップを図ります。	・アンテナショップの運営(東京都) 売上総額 371,510千円 1日平均売上金額 1,029千円 入店客数 733千人 買上客数 271千人 1日平均買上客数 750人
7	水産物の安全・安心普及事業	農林水産部・水産業振興課	1,166	県内の水産加工工場等をはじめとする水産物流通業者が取組むHACCPシステム(「みやぎ食品衛生管理自主管理登録・認証制度」等)導入を推進し、衛生管理体制の高度化と安全・安心な水産食品の供給を図ります。	〈塩釜地区〉 ・衛生管理向上のための研修会開催 ・専門機関による、魚市場の流通経路ポイント毎の衛生検査等 〈気仙沼地区〉 ・焼津港の現状視察 ・専門機関による品質管理セミナー開催 ・両地区での衛生管理講習会・研修会への延べ参加人数 73人

施策体系	評価原案	
<p>政策番号2: 観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化</p> <p>(政策の概要) 商業・サービス産業は、宮城県経済において最も規模の大きな産業であり、その需要の創出・拡大と生産性の向上は重要な課題となっています。その中でも、観光関連産業は、経済波及効果の大きい分野であり、今後の宮城県経済の成長のカギとなります。このため新たな集客交流資源の創造や既存の資源の磨き上げ、顧客ニーズを意識した情報発信を行うなど、「観光王国」としての体制整備を東北各県などと連携しながら戦略的に進めます。 また、情報関連産業、環境関連産業、広告・物流等の「対事業所サービス業」や、高齢社会の到来に伴い市場の拡大が見込まれる健康福祉サービス業に代表される「対個人サービス業」においても、数多くの事業者が参入し、新たな高付加価値サービスが創出されるよう、新事業創出支援の基盤を強化します。 さらに、地域商業についても、安定して事業が継続できるよう時代に対応した経営力の強化を支援するとともに、まちづくりと連携した地域活性化につながる商店街づくりを推進します。 こうした取組により、平成28年度までに、商業・サービス産業全体の付加価値額の2割増を目指します。特に、観光客入込数は2割増、情報関連産業は売上げの3割増、さらには健康福祉サービス業の大幅な成長を目指します。</p>	<p>政策評価（総括）</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなサービス等の開発環境の整備に向けた調査を行った。 ・企業のビジネスプランへの支援や立地促進奨励金の交付などにより、売上高、企業立地件数ともに概ね順調に推移している。 ・観光客誘致に向けた各種事業を展開し観光客入込数等堅調に推移している。 ・農家レストランや直売所の数も順調に伸びており、農山漁村の観光客入込数も伸びていることから、グリーンツーリズムが地域観光にある程度貢献していると思われる。 ・以上のことから「観光資源・知的資産を活用した商業・サービス産業の強化」は概ね順調に推移していると考えられる。
<p>施策番号4: 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興</p> <p>(施策の概要) 高付加価値型サービスの創出、まちづくりと連携した地域商業の活性化、情報関連産業の集積に向けた商品開発や人材の育成を目指します。</p> <p>□ 県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度（「重要」・「やや重要」の割合）51.0% ・満足度（「満足」・「やや満足」の割合）29.9% <p>□ 目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス業の付加価値額 B ・情報関連産業売上高 B ・企業立地件数（ソフトウェアハウス・コールセンター・BPOオフィス） B 		<p>政策を推進する上での課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査で優先度の高い「地域や生活に密着したサービス業を行う場合の支援」や「地域商業の活性化支援」に向けた施策の強化・拡充を検討する必要がある。 ・「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」終了後の観光客誘致に取り組む体制づくりが必要である。
<p>施策評価（総括）</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p>	
<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>事業構成の方向性</p> <p>見直しが必要</p> <p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査の結果、「地域や生活に密着したサービス業を行う場合の支援」、「地域商業の活性化」への取り組みを優先すべきとの意見が比較的高いことから、今後はこれらに対応する事業を強化するべく事業構成を見直す必要がある。 <p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策目的を踏まえ「地域や生活に密着したサービス業を行う場合の支援」や「地域商業の活性化」に向けた施策の拡充・強化を検討する。 	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
4	<p>・成果は「概ね順調」であるが、成果に関する定着化の評価が必要である。ソフト中心の事業が多く、成果の持続性を評価することも必要である。</p>	<p>・成果に関する定着化、持続性の評価については、政策を構成する個々の事業評価の中で行われており、政策の評価についても個々の事業評価を踏まえ評価を行っている。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p>
4	<p>・商業・サービス業の多様なニーズに対し、施策が限られており、県民の期待とは離れている。成果の量に関する評価は妥当であるが、質に関する評価も必要である。コールセンターの設置数の増加は雇用の確保には有効であるが情報産業振興の視点から、同じ重みで評価はできない。</p> <p>・中心商店街の疲弊は著しく、このことに対する行政の積極的な対応が見られない。中心市街地商業活性化事業の内容の見直しが必要である。</p> <p>・情報産業分野において、コールセンターとソフトウェアハウスとの将来における事業価値は著しく違い、区別して考える必要がある。情報技術は活用しなければその地に産業が根付かない。活用の促進を図る考えが見えない。</p> <p>・情報産業については、下請構造から脱却するための対策が望まれる。</p>	<p>・県民意識調査の結果を考慮した事業展開が必要であると考えている。 また、成果に関する質の評価については、施策を構成する個々の事業評価の中総合的に実施されている。 これまでは、コールセンターの誘致により一定の雇用が創出されるなど量的な面で成果はあったが、今後は、情報産業の振興を図る上で製造業等他産業への波及効果の高い研究開発型企業等の誘致に向け、人材確保・育成支援のほか、奨励金制度を見直すなど、効果的な支援を実施していく。</p> <p>・中心市街地を取り巻く環境の激変に伴い中小商業の衰退が著しいことから、地域の実情に応じた商店街の活性化を図るため、市町村や商工団体等と連携し、商店街活性化計画の検討からハード事業まで複数事業で構成される活性化事業に対し複数年度(3年間)支援し、その事業成果を他の商店街の活性化に結びつける「商店街にぎわいづくり戦略事業」を平成20年度に創設しており、効果的な実施に努める。</p> <p>・御指摘のとおり、コールセンターとソフトウェアハウスでは誘致が実現した際の県内情報産業に与える効果が異なることから、それぞれの特性に応じた支援策を講じていく必要があると認識している。このため、コールセンターについては、地方都市への立地促進に向け人材確保・育成支援を中心に取組を実施し、一方、ソフトウェアハウスについては、製造業等他産業への波及効果の高い研究開発型企業等の誘致に向け、人材確保・育成支援のほか、奨励金制度を見直すなど、効果的な支援を実施していく。 ITはあらゆる社会活動や産業を下支えする基盤となるものであり、情報産業の振興を図るため、新たな商品開発や市場開拓に向けた取組を支援するなど、ITの活用促進を着実に推進していく。</p> <p>・県内IT企業が下請構造からの脱却を図るため、企業の商品開発力や経営力の向上に向け、「情報産業振興戦略」に基づき、起業支援、市場獲得支援、人材確保・育成支援、企業立地支援に取り組んできたところであり、引き続きこれらの支援を推進していく。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・見直しが必要 (原案のとおり)</p>

■ 施策4(高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	サービス産業創出・高付加価値化促進事業	経済商工観光部・ 富県宮城推進室	1,619	県内総生産の36%を占め、「富県宮城の実現」に向けた取組の一つに位置付けられている商業・サービス業を中心とするサービス産業の振興について、その需要の創出・拡大と生産性の向上を図るために必要な県の取組の方向性を明らかにします。	・「商業・サービス業施策ニーズ把握調査」(事業者に対するアンケート調査, ヒアリング調査, 検討会議)の実施 ・「新たなビジネスの創出やビジネスの高付加価値化」, 「新商品・新サービスの開発支援」を施策として提案
2	中心市街地商業活性化支援事業(再掲)	経済商工観光部・ 商工経営支援課	2,545	市町村等による中心市街地活性化基本計画策定の支援などを通じて地域商業の活性化を支援します。	・中心市街地活性化のためのコンセンサス形成事業に対する助成(塩釜商工会議所, (株)まちづくり利府・利府町商工会) ・中心市街地活性化基本計画策定に係る事業に対する助成(塩竈市, 名取市) ・中心市街地活性化地域ワークショップの開催(1回開催, 31人参加)
3	仙石線多賀城地区連続立体交差事業(再掲)	土木部・都市計画課	1,533,530	JR仙石線多賀城駅周辺において、線路により東西に分断されている都市交通の円滑化を図るため、JR仙石線の高架化により、踏切除却を行います(施工延長L=1,780m)。	・高架化工事に伴う仙石線の仮上下線への切り替えの実施
4	市街地再開発事業(再掲)	土木部・建築宅地課	401,293	都市機能が低下している既成市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を実施する事業者等に補助する市町村を支援します。	・市街地再開発事業を実施する事業者等に補助する市町村に対する事業に要する費用の一部の補助(補助対象事業費の1/6, 仙台市は1/10)の実施(2地区)
5	情報通信関連企業立地促進奨励金		84,698	県内にコールセンター、BPOオフィス、ソフトウェアハウスを新設、移転又は増設する企業に対して、新規雇用者数及び1年間の運営コストに応じた奨励金を交付し、立地企業の初期投資負担を軽減することで、企業の集積を推進し、雇用の創出を図ります。 ※BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング):企業が人事や管理業務、財務・会計など主ビジネス以外の業務を専門業者に委託するシステム	・コールセンターの立地(4社4センター, うち地方都市に1社1センター) ・新規雇用の創出(約1500人, うち地方に約60人) ・奨励金の交付(3社3センター)
6	みやぎIT技術者等確保・育成支援事業	企画部・情報産業振興室	3,074	首都圏等の市場からの業務獲得やコールセンター等の誘致を図るために、高度IT技術者の育成支援や、オペレーター人材の育成を行います。	・東北テクノロジーセンター運営事業の実施(高度IT技術研修11講座開催, 87人受講) ・コールセンターオペレーター養成セミナーの開催(3回開催, 55人養成)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
7	みやぎe-ブランド 確立支援事業	企画部・情報産業 振興室	24,808	新たな商品の開発や販路拡大を行おうとする県内IT関連企業等のビジネスプランについて、技術の先進性や市場価値等を外部の有識者が審査し、採択されたビジネスプランについてその経費の一部を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内IT企業の優れたビジネスプランの認定、補助金交付(6社8件) ・県内IT企業の優れた商品の表彰(2社2件)
8	みやぎIT市場 獲得形成事業	企画部・情報産業 振興室	6,884	<p>「情報産業振興戦略」に掲げる目標の達成に向け、首都圏中部圏等からの市場獲得や新たな市場形成を図るために次の事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣OJT支援事業 ・推進母体組織化支援事業 ・新規参入企業育成支援事業 <p>※OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング):実際の仕事を通じて、必要な技術、能力、知識、態度や価値観などを身につけさせる教育訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣OJT支援事業の実施 首都圏の先進的な企業及び大学院等への技術者派遣に対する支援(組込み分野1社6人、オープンソース分野2社4人、保健医療福祉分野1社1人) ・推進母体組織化支援事業の実施 みやぎコールセンター協議会(平成20年2月設立、県内コールセンター事業者12社)、みやぎ組込み産業振興協議会(平成20年2月設立、県内組込み関連事業者11社)及びみやぎ保健医療福祉関連IT産業振興協議会(平成20年3月設立、県内IT企業4社)の組織化支援 ・新規参入企業育成支援事業の実施 組込みソフトウェア開発研修(3回開催、65人受講)及びデジタルコンテンツセミナー(3回開催、124人受講)の開催

施策体系	評価原案	
政策番号2:観光資源, 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化		
<p>施策番号5:地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現</p> <p>(施策の概要) 「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」の実施や観光資源の磨き上げ、人材の育成、外国人観光客の誘致など、観光客の増加に向けた諸施策に積極的に取り組み、観光王国みやぎの実現を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 69.6% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 45.5%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・観光客入込数 A ・宿泊観光客数 B ・都市と農村の交流人口 A</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等の「観光客入込数」及び「都市と農村の交流人口」については、いずれも年度の目標値を上回っており、目標達成に向けて順調に推移していると解される。 ・目標指標等のうち「宿泊観光客数」については、年度の目標値を下回ったものの増加傾向にあり、方向としては目標達成に向かっていていると言える。 ・みやぎグリーンツーリズム推進協議会の設立や「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」などを契機に、グリーン・ツーリズムと観光行政との連携が進んできている。 ・施策の目標である「交流人口が拡大し、観光客入込数が2割程度増えています」に向かっており、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度は「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」実施年度となることから、これまで以上に観光情報の提供等、PRの拡充による観光客の誘致を図るとともに、ハード面・ソフト面の両面で、受入態勢を充実させ、同キャンペーンを成功に導く必要がある。 ・「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」終了後も、引き続き観光客誘致に取り組める体制づくりが必要である。 ・農作業体験などがボランティア的なものとなっており、今後の活動継続に課題がある。
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村、各種関係団体、民間事業者が一体となって観光客誘致に取り組めるよう、それぞれの役割分担と連携強化策について再検討する。 ・近年、減少を続ける農業所得の確保対策という面も含め、グリーン・ツーリズムのあり方を再検討する。

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
5	<p>・施策の評価は概ね妥当であるが、効率性について検討が必要である。キャンペーン効果は一過性に終わることなく、固定化が重要である。</p> <p>・キャンペーンに対し、どの媒体がどれだけ効果があるのか、主要宿泊施設等とタイアップして効率的な検証を行う仕組みが必要である。</p> <p>・観光PRに関し、時代に沿った方法の有無について検討の余地がある。</p>	<p>・御指摘のとおり、キャンペーンの効果が一過性的のものにならないようにすることが重要であり、キャンペーン実施により得られたノウハウ等を活用し、効率性についてもより一層の検討を加えながら、引き続き、繰り返し、誘客策を展開していく必要があるものと考えている。</p> <p>・観光客の来訪の際の情報入手経路については、観光動態調査において定期的に把握しているところであり、引き続き把握していくものであるが、御指摘のあった、キャンペーンに対する効果的な媒体の把握に係る主要宿泊施設とのタイアップによる検証等についても必要であると認識しており、今後検討していきたい。</p> <p>・観光PRの手法については、テレビ、ラジオ、新聞、パンフレット等活用ツールは様々あるが、最近のツールとしてはインターネットが考えられるところであり、今後、県のホームページはもとより、関係者のホームページ等を活用し、時代に沿った観光PRに努めていきたい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・現在のまま継続 (原案のとおり)</p>

■施策5(地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	仙台・宮城デスティネーションキャンペーン推進事業	経済商工観光部・観光課	26,500	観光産業を核とした地域経済の活性化を図るため、自治体・観光・各種産業間が連携を図り、組織の整備、観光資源の開発、戦略的な情報発信を行い、観光客誘致の促進と観光の視点を活かした地域振興の推進を目的とした大型観光宣伝事業を開催します。	・JRグループと協力したデスティネーションキャンペーンを開催することとし、多業種からなる実行組織を設置 ・地元での受入態勢の整備(観光資源の磨き上げ、おもてなしの充実等)及びデスティネーションキャンペーンに向けた事業の提案(898件)
2	首都圏ラジオ広報事業	総務部・広報課	26,726	富県戦略の柱となる観光産業及び食産業の振興を図ることを目的に、本県の観光資源や食材・物産等を首都圏をターゲットにラジオを媒体として広く広報します。	・ラジオ番組(いいトコ!みやぎ)の制作,放送(TBSラジオ,毎週火曜日14:30~35,51回/年) ・10月から12月にかけて実施した「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」プレキャンペーン期間中の観光客入込数の増加(対前年度同期比107.4%,宿泊観光客数104.8%)
3-1	外国人観光客誘致促進事業	経済商工観光部・観光課	3,423	国際定期便が就航し、かつ、本県への観光客数が比較的多い東アジア(中国・韓国・台湾)地域からの観光客の誘致を重点的に促進するため、現地での観光説明会、現地マスコミ及び旅行会社の招請事業や外国語のパンフレットの整備等を実施します。	・海外ミッション派遣 ・旅行博覧会出展 ・海外旅行会社等招請 ・外国語パンフレット作成
3-2	観光客誘致ステップアップ事業	経済商工観光部・観光課	1,591	国際空港を有する条件を活かしたインバウンドにおける新たな旅行市場の開拓を目的とし、国際旅行博覧会への出展やマスコミ等招請事業を実施します。平成19年度は、香港を重点市場としました。	・香港国際旅遊交易会への出展 ・香港テレビ取材招請
4	みやぎの観光イメージアップ事業	経済商工観光部・観光課	1,215	ドラマ放映、野球団の誕生による宮城の知名度を活かし、本県の観光PRを引き続き展開して、宮城のイメージアップを推進し、本県への観光客の誘致を促進します。	・北海道修学旅行誘致説明会及び北東北修学旅行・教育旅行誘致説明会の開催(6回)
5	秋の行楽 みやぎ路誘客大作戦～秋色満載みやぎ・やまがたの観光～	経済商工観光部・観光課	非予算的手法	「秋の紅葉」の時期に、東北自動車道の国見SA内に「秋色満載みやぎ・やまがた観光案内所」を開設し、職員自らが観光スポットや温泉をはじめとする多彩な魅力を紹介するとともに、秋から冬に向けての県内への観光客誘致を図ります。	・臨時観光案内所の開設及び同所での観光案内、マップ等の配布(案内所利用者数2,062人)
6	みやぎ観光ホスピタリティ向上推進事業	経済商工観光部・観光課	153	宮城県を訪れた観光客に対して、おもてなしの心を持って観光案内をする「みやぎ観光コンシェルジュ」を設置し、そのコンシェルジュを中心として観光関係者、さらには一般県民のホスピタリティ向上を図ることにより、観光客の満足度をアップさせ本県への誘客を増加させます。	・「みやぎ観光コンシェルジュ(旅先案内人)」の委嘱(21人)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
7	みやぎ「観光ノススメ」推進事業	経済商工観光部・観光課	191	交流人口の増加、地域活性化等の観光の効果を広く県民に理解してもらい、地域資源の再認識や「おもてなしの心」の醸成を促すため、次代を担う子どもたちや一般県民を対象とした観光理解啓発事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 啓発用資料の作成 H19検討会議の開催(3回)
8	仙台・宮城デスティネーションキャンペーン受入施設整備事業	経済商工観光部・観光課	26,514	平成20年10月から本県において開催される「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」に向けて、デスティネーションキャンペーンを契機に訪れた観光客の安全を確保するとともにイメージアップを図り、快適な観光を楽しんでもらえるよう、既存施設の再整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 主要観光地の夜間照明施設の再整備(松島公園, 1箇所)
9	広域観光ルート(観光レシピ)活用事業	経済商工観光部・観光課	664	県内を観光される方々に対して、料理レシピのように「宮城の味わい方」を分かりやすく伝えるため、広域観光ルートや季節ごとの観光ルート、地域の歴史・文化・食を題材とした観光ルート(以下「観光レシピ」という。)を県民等からの公募等により作成し、観光客を増加させます。	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある「観光レシピ」を県民等から公募(83件応募) 応募された「観光レシピ」の中から優秀な作品を選定表彰(10作品) 選定された優秀作品を旅行会社やマスコミへ情報提供(旅行商品パンフレット等への掲載件数 12件)
10	地域産業振興事業(再掲)	経済商工観光部・富県宮城推進室	20,994	圏域の中核的な行政サービス機関である地方振興事務所が、地域の産業活動の活性化や産業の創出を図るため、地域特性や地域資源などを活用しながら、自主的な取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等との連携による地域資源を活かした事業の展開(31事業) ※主な事業 みやぎ蔵王三十六景パワーアップ事業(地域の逸品販売施設の拡大(16→26施設)) 石巻地域自動車産業集積支援事業(研修会等に延べ210人以上参加。平成20年度に新商品開発に向けたプロジェクト会議立ち上げ予定) 気仙沼ふか食普及定着事業(ふかバーガーを始め、ふか肉料理提供店舗の増加)
11	グリーン・ツーリズム推進活動事業	農林水産部・農村振興課	1,215	グリーン・ツーリズムを推進するため、関係機関との連携のもと、相談窓口の運営や圏域ごとの研修会開催により、グリーン・ツーリズムの普及啓発や実践者への指導、助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> グリーン・ツーリズムに関する相談窓口の設置、運営 グリーン・ツーリズム研修会の開催(各圏域ごと, 6回開催) PR資料作成及び普及啓発
12	グリーン・ツーリズム促進支援事業	農林水産部・農村振興課	4,420	市町村等が実施するグリーン・ツーリズム活動への助言指導と関連事業実施団体の要請に合わせた人材派遣による現地指導等により、多様な交流体験活動の推進を図ります。全県を範囲とする民間推進組織の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> モデル市町村への指導、助言 アドバイザーの派遣による人材育成(22件派遣) 民間推進組織の活動支援(みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会への支援)

施策体系	評価原案	
<p>政策番号3: 地域経済を支える農林水産業の競争力強化</p> <p>(政策の概要) 農林水産業は、取り巻く環境は厳しいものの、地域経済を支える基幹的な産業として、時代の変化に即した構造転換が求められています。このため、市場ニーズを重視した生産・流通構造への転換や経営力の向上等を進め、農林水産物のブランド化の推進や、食品製造業・観光関連産業等の他産業との連携を図るとともに、意欲的に事業展開に取り組む個々の経営体を支援し、東北各県や北海道とともに、食の基地としての将来展望に立ち、競争力ある農林水産業への転換を図ります。さらに、成長著しい東アジア市場なども視野に入れた、グローバルな視点に立った農林水産業の育成にも取り組んでいきます。 また、宮城の食材・食品の安全性に対する消費者の信頼にこたえられる生産体制の確立等に取り組むとともに、県内での消費拡大・県内供給力の向上を図るため、身近な販売拠点などによる供給体制とそれにこたえる生産・流通体制を整備します。 こうした取組により、地域を支える農林水産業が次代に引き継がれていけるよう競争力の強化を図ります。</p>	<p>政策の成果 (進捗状況)</p> <p>政策評価（総括）</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済を支える基幹的な産業である農林水産業の競争力強化に向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策6では、県産農林水産物のブランド化の推進、効率的な生産体制やアグリビジネス経営体の育成、食品製造業との連携などにより、競争力ある農林水産業への転換に向けて概ね順調に推移している。 ・施策7では、県産食材の学校給食への利用促進や安全安心な県産農産物の生産・流通体制の整備などにより、地産地消や食育を通じた需要の創出と、食の安全安心の確保に向けた取組は概ね順調に推移している。 ・以上のことから、地域経済を支える農林水産業の競争力強化は、概ね順調に推移していると考えられる。
	<p>【政策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策6の競争力ある農林水産業への転換について、産地や経営体を一層強化するため、生産構造改革や地域資源を活用した商品開発を推進するほか、「食材王国みやぎ」の更なる認知度及びイメージ向上に向けた取組が必要である。 ・施策7の地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保について、学校給食においては通年で利用出来る地場産物の供給システムや生産者と学校側を結びつけていくネットワークの構築等に向けた取組が必要であるとともに、食の安全安心に対する関心の高まりに応じてさらなる普及・啓発を行っていく必要がある。 	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
4	<p>・農林水産業全体としては、長期的に衰退傾向にあり、その流れを逆転させるには至っていないと判断せざるを得ない。個々の施策・事業レベルでは評価すべき点があるものの、全体としての政策が県の1次産業の競争力強化に大きく貢献しているとは言えない。「競争力ある農林水産業への転換に向けて概ね順調に推移している」といった評価については到底承服できない。</p> <p>・県が掲げている富県共創戦略において、1次産業と食関連産業は大きな柱を形成しているにもかかわらず、それらを全体としてどう振興していくのかの姿がよく見えていないのではないかと。自動車やエレクトロニクス関連の大企業誘致が成功している反面、地域内発型の食関連産業を1次産業を含めてどう展開していくのかの戦略が十分ではないように思われる。全国レベルでも食の安全安心や食糧自給への関心が高まっている今こそ、県としてなすべきことが多くあると言える。</p> <p>・施策6については、まさに「食材王国みやぎ」の認知度を上げることが求められ、それが課題として挙げられる点については評価できる。その対象などについて具体的な検証が行われる必要があるものと考えられる。</p>	<p>・競争力のある農業生産構造への転換を図るために、本県農業をリードするマーケットイン型農業が開発できる経営力あるアグリビジネス経営体の育成支援、次代の農業構造を支える担い手と人材の育成に力を入れて施策展開していくこととしている。</p> <p>さらに、農業構造の停滞感を脱すべく米を始めとする農林産物のブランド化による有利販売、さらなる経営の低コスト化、アグリビジネスの推進などの施策を展開し、農業産出額の減少から増に転ずるべく、かつ各経営体の農業所得の確保に向けて関係機関と連携しながら施策を展開している。</p> <p>具体には、農業産出額の約半分を占める米に関しては、「みやぎ吟撰米」のブランド化・高価格化、平成22年度までに県全体の7割を「環境保全米」とする「環境保全米全県運動」の展開、園芸畜産物に関しては、新たなブランド品創出に向けた県産いちご「もういっこ」や県基幹種雄牛「茂洋」を活用した仙台牛の販売拡大等、農業産出額の下落に歯止めがかけられるよう生産者や関係団体とともに施策を進めている。</p> <p>・食関連産業の展開については、政策1「育成・誘致による県内製造業の集積促進」の施策3「豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興」として位置付けており、県内で生産される農林水産物や水産加工業を中心とした産業の集積を生かし、付加価値の高い製品の開発を支援するとともに、食品製造業を成長軌道に乗せ、出荷額の増加を目指すこととしている。</p> <p>・今年度、食関連産業振興の一つの方策として、「食」のブランド化を位置付け、関係産業がブランド化を実施する際の指針として「みやぎブランド化戦略方針」(仮称)を策定するなど、実需者や消費者に「食材王国みやぎ」を打ち出し、宮城県の「食」に関する地域イメージを確立することとしている。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p>

施策体系	評価原案	
政策番号3: 地域経済を支える農林水産業の競争力強化		
<p>施策番号6: 競争力ある農林水産業への転換</p> <p>(施策の概要) 消費者の声を重視した生産・流通構造への転換や経営力の向上等を進め、農林水産物のブランド化や他産業との連携を進めていくとともに、意欲的に事業展開に取り組む経営体を支援し、競争力ある農林水産業への転換を目指します。</p> <p>□ 県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 66.1% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 38.8%</p> <p>□ 目標指標等及び達成度 ・農業産出額 C ・林業産出額 B ・漁業産出額 B ・アグリビジネス経営体数 A ・優良みやぎ材の出荷量 B ・漁船漁業構造改革実践経営体数 B</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等については、年間販売額が1億円を超えるアグリビジネス経営体数は目標を上回っており、順調に施策が展開されている。また、消費者の視点に立った生産が実践されてきていると判断できる。 ・農業においては、米作り偏重から園芸品目の生産拡大によるバランスのとれた生産構造への転換が、また水産業においても、漁船漁業構造改革に向けた地域プロジェクトの実践が着実に進められていると判断される。 ・さらに林業においては、産出額及び優良みやぎ材の出荷量とも目標値には達していないものの、需要に応じた県内の生産量も増加しており、順調な伸びを見せている。 ・構成する事業では、県産食材を使用した「食材王国みやぎフェア」の延べ開催日数も目標を大きく上回っていることや、県産主要水産物の仙台・東京中央卸売市場の販売金額ベースでのシェアも順調に伸びているなど、ブランド化の推進に向けた取組は概ね順調に進んでいる。 ・また、東アジア市場等に向けた商談件数も目標を上回っており、海外ビジネス支援の成果が現れていると判断される。 ・さらに、農林水産業と食品加工業との連携も進んできており、順調に施策展開が進んでいる。 ・県民意識調査結果からも施策への期待が大きい、安全安心な農林水産物生産体制の確立支援や、ブランド化、マーケットイン型構造への転換、そして輸入農産物等に関する事件や原油・原材料の高騰等、変化が激しい社会経済情勢にも対応した施策展開が着実に進められており、施策としては概ね順調と判断される。
	<p>事業構成の方向性</p>	<p>方向性の理由</p> <p>これまでの事業の展開により、全ての分野においてある程度の成果が見えてきているものの、目標達成に向けて継続していく必要がある。農業生産が減少傾向にあるなかで、売れる農産物づくりに向けて園芸作目及び面積を伸ばして行く必要がある。県民意識調査からもうかがえるように、安全・安心及び信頼性の高い農林水産物の供給に対する消費者ニーズは高く、県産農林水産物の生産拡大及び販売促進に向けた取組は必要である。</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】 原油価格の高騰によるコスト増、販売価格の低迷等、弱体化した産地や経営体を強化するため農林水産業の生産構造改革をさらに進める。 競争力ある生産・流通・販売戦略への転換に向けて、地域ブランド農林水産物の創出を図る必要がある。 生産者、実需者及び消費者に対し、「食材王国みやぎ」のさらなる認知度やブランドイメージの向上に向けた取組が必要である。 経営所得安定対策により組織された集落営農組織へのビジネス支援や異業種からの農業参入支援を強化していく必要がある。 県産農林水産物と食品製造業者との連携や商品開発等さらに進めていく必要がある。</p>
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<p>消費者の地域ブランド商品や安全安心な生産及び供給に対する関心は非常に高まっており、今後とも地域の特性を生かした県産農林水産物を県内外の実需者や消費者に対し発信できるよう競争力を高めていく。 森林所有者の経営意欲をさらに高める必要があり、担い手・事業体による一層の低コスト化を進め収益性の向上を図るとともに、生産・流通事業体で組織する「みやぎ材利用センター」が供給する「優良みやぎ材」の一層の流通拡大と認知度向上を図っていく。 遠洋・近海はえ縄漁業及び沖合底びき網漁業の漁船漁業構造改革計画策定の支援をしていく。</p>

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
3	<p>・1次産業の中でも特に大きなウエイトを占める農業産出額が長期的低落傾向にあるにもかかわらず、それに対する抜本的対応や県としての戦略が十分に見えていない状況である。米偏重の構造に対する改革が着実に進められているという記述が見られるが、統計を精査する限り、野菜や果実の産出額はこの数年ほぼ横ばい状態にあり、米価の急激な低下が見かけ上園芸品目の比率を押し上げているように作用しているにすぎない。当施策の県の評価は楽観的に過ぎると言える。</p> <p>・目標指標等を見る限りでは概ね順調と評価するだけに十分な論拠に欠いている。この数値で概ね順調と評価するのならば、評価ではなく指標そのものの妥当性が疑わしい。</p> <p>・1次産業と食品製造業との連携や商品開発等をさらに進めていくことは勿論重要であるが、それを個別のプロジェクトで散発的に行うだけでは十分な成果は期待できない。今年から始まった農商工連携政策などに県全体として一体的に取り組み、1次産業と食品製造業がともに成長できるような戦略をしっかりと策定し実践していくことが望まれる。自動車や半導体・エレクトロニクスのような華々しさはなくても、そうした内発型の成長のシナリオをきちんと持つことが県として極めて重要な段階にきている。</p> <p>・少なくとも目標を達成できなかった事業が存在する状況下で、事業構成の方向性が現在そのまま維持ということは考えられない。県民意識調査の結果からも明らかであるように、宮城という土地に格別の認識があるであろう県民にさえ周知されていない、ブランドイメージの形成が未確立の状況であることを念頭に置いた展開が必要である。</p>	<p>・農業産出額を施策の目標指標等に掲げているが御指摘のとおり右肩下がりが続いており、委員の「県の評価は楽観的すぎる」等の意見は理解する。その要因として、米偏重の生産構造のため、近年の米価下落が農業産出額を急激に低下させており、今後生産調整がさらに強化されればますます低下していくものと推測している。しかし、直売所やアグリビジネス経営体については年々増加傾向にあり、今後も拡大が予想されているところであるが、これらの販売物は農業産出額に統計上カウントされない(市町村で1,000万円未満)品目があることや、アグリビジネス経営体や農産物直売ビジネスの中には原料を加工しているものなどもあり、成果が数字で見えてこない実情もあるものと推測している。</p> <p>さらに、米偏重の農業構造の改革については、経営所得安定対策の本格実施を機に平成19年度に434の集落営農組織が設立され、これら組織による園芸特産振興も進めており、今後生産が拡大していくものと見込んでいる。以上の点から、県の評価を「概ね順調」と判断している。</p> <p>・農業分野において概ね順調と評価した背景としては、食と農の県民条例基本計画に掲げている各種推進指標の進捗状況も加味している。例えば、産出額20億円以上の農作物の品目数が10品目から12品目に、認定農業者数が5,933人から6,187人に、農業法人数が301経営体から313経営体に増加している等である。</p> <p>・宮城の将来ビジョン行動計画に掲げる1次産業と食関連産業との連携そしてともに成長できる具体的な取組として、平成19年度から平成21年度まで「食品製造業振興プロジェクト」を立ち上げ、食関連産業における課題の把握、1次産業との連携促進、産学官連携や中小企業の商品開発による商品力の強化、マーケティング等による外部評価の把握、そして販売機会の拡大などを総合的に支援していくこととしている。</p> <p>また食料産業クラスター形成に関する支援や、「地域資源活用促進法」及び「農商工等連携促進法」による政策についても、県の直接的な関与が難しい仕組みではあるものの、企業等への情報提供や国の地方局との連携により、積極的に活用されるよう進めている。</p> <p>・農林水産業を取り巻く環境がさらに厳しさを増す中、一層の効果的・効率的な政策形成が必要と考えられるので、事業構成の方向性については「見直しが必要」に評価を変更の上、次年度の施策展開を図っていくことにする。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・見直しが必要 (原案を修正)</p>

■施策6(競争力ある農林水産業への転換)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	みやぎのおいしい「食」ブランド化戦略推進事業(再掲)	農林水産部・食産業振興課	314	本県の「食」に関わる地域イメージとして「食材王国みやぎ」を打ち出していく上で、食産業関係者に対して「食材王国みやぎ」及び「ブランド化」の考え方の普及・浸透を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・「食材王国みやぎ推進パートナーシップ会議」の開催(194者参画) ・「食材王国みやぎ」ロゴ使用申請件数 85件
2	米ビジネス推進事業	農林水産部・農産園芸環境課	16,551	「みやぎ米」がブランドとして確固たる地位を築き、水田農業の担い手経営体が安定した経営を行うため、米に対する需要者ニーズに機動的に対応できる多様かつ安定的な生産体制を構築すると共に、新たな需要を掘り起こし、売れる「みやぎ米」づくりを実現します。	<ul style="list-style-type: none"> ・米生産農家への生産技術、需要者ニーズの情報提供 ・消費者、実需者の多様な商品ニーズへの対応及び生産情報発信(上記2項目の更新回数 458回) ・一等米比率の向上(90%(対前年度比1ポイント増)) ・「プレミアムひとめぼれ みやぎ吟撰米」生産量 898t
3	みやぎの野菜ブランド化推進事業	農林水産部・農産園芸環境課	2,988	生産者、流通業者、実需者、消費者等関係機関が一体となり野菜のブランド品の開発・育成に積極的に取り組み、県産野菜の認知度を向上することで競争力の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド化研究会の開催(3品目、10回開催) ・いちご「もういっこ」栽培マニュアル作成、配布(1,000部) ・みやぎオリジナル品種もういっこ技術研修会の開催(160人参加) ・トマトポスター、レシピ作成(レシピ5,000枚、ポスター500枚)
4	園芸特産戦略産地育成事業	農林水産部・農産園芸環境課	2,102	みやぎ園芸特産振興戦略プランの目標達成を図るため、県及び圏域で園芸特産会議を開催し取り組みの進捗状況及び課題等の整理、振興方針等の変更検討を行うとともに、大幅な生産拡大を図る意欲的なプランを作成した主体を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・県園芸特産振興会議、地域会議の開催(27回開催) ・園芸特産振興フォーラムの開催(117人参加)
5	山の幸振興総合対策事業	農林水産部・林業振興課	2,134	新たな特産品の創出に向け、食用きのこの新品種の開発とその栽培方法の検討を行うとともに、開発済みのハタケシメジ・ムラサキシメジ等「宮城のきのこ」の生産拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ムラサキシメジ栽培研修会の開催(17回開催、266人受講) ・ムラサキシメジ栽培技術マニュアルの作成、発行 ・きのこ原種菌(ハタケシメジ・ムラサキシメジ)の管理、配布(林業試験場) ・生産者へのムラサキシメジ菌床販売(12,920個)
6	みやぎの水産物トップブランド形成事業	農林水産部・食産業振興課	3,361	魚市場関係者及び生産者団体が行うブランド魚の創出、発信及び県産水産物の認知度や消費拡大の取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「金華かつお」「三陸塩竈ひがしもの」の創出 ・養殖魚を主体とした水産物を対象とした各種イベント等の開催支援(3団体事業実施) ・県産主要水産物の仙台中央卸売市場及び東京中央卸売市場の合計販売金額のシェア34.7%

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
7	環境にやさしい農業定着促進事業	農林水産部・農産園芸環境課	7,022	環境に対する負荷軽減の取組を拡大するとともに、より信頼性の高い特別栽培農産物の生産・出荷・流通を行うため、認証制度を運営し、生産現場における検査確認及び認証された農産物の適正な流通促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 化学肥料・化学合成農薬を半分以上削減して栽培した農産物の認証制度の運営 要綱・要領集(800冊)、パンフレット(2,200部)及びのぼり(30枚)の作成 取組農家戸数 2,287戸 生産登録面積 16,244ha
8	麦・大豆ビジネス推進事業	農林水産部・農産園芸環境課	2,161	本県が麦・大豆の主産県としてあり続けるため、市場評価の高い高品質な麦・大豆の安定生産・供給を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 生産技術の向上研修会の開催(240人参加) 作況試験の実施 生育調査ほの設置(麦10箇所、大豆10箇所) 実需者ニーズ調査の実施 生産量 麦7,610t、大豆15,900t
9	みやぎの養液栽培普及推進事業	農林水産部・農業振興課	1,317	輸入野菜急増による価格競争に勝ち得る低コスト生産を可能とする「宮城型養液栽培システム」の普及推進と生産農家の栽培技術向上及び経営安定化を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 養液栽培モデル経営体の育成(1組織3戸) 養液栽培マニュアルの作成(1冊) 栽培技術講習会の開催(1回) 宮城型養液栽培低コストシステムの現地実証試験(2箇所、2品目) 宮城型養液栽培システム導入農家数 26戸 宮城型養液栽培システム普及面積 4ha
10	新世代アグリビジネス総合推進事業	農林水産部・農産園芸環境課	19,221	アグリビジネスに取り組むマーケットイン型の優れた農業経営者や企業の育成を図り、競争力ある農林水産業への転換を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> アグリビジネス起業家育成講座の開催(20人受講) アグリビジネス実践経営塾の実施(20社) ビジネスマッチング(43社) シンポジウム、研修会の開催(260人参加) 農産物直売ビジネス次世代リーダー育成講座の開催(12人受講) 年間販売額1億円以上のアグリビジネス経営体の増加(4経営体増、計52経営体)
11	漁船漁業構造改革促進支援事業(儲かる漁船漁業創出支援事業)	農林水産部・水産業振興課	153	厳しい経営状況にある漁船漁業から脱却するため、操業コストの削減、省エネ省人化、水揚物の高付加価値化等、漁獲操業方法から販売方法に至るまで総合的な改革(いわゆる構造改革)を産地市場や流通加工業関係者との連携のもと実践するグループ等に対し、支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 「漁船漁業構造改革地域プロジェクト」の設置(気仙沼、石巻2地域) 国による地域プロジェクト改革計画の認定(石巻地域、1グループ(2経営体))
12	仙台湾の水循環健康診断事業	農林水産部・水産業基盤整備課	3,789	仙台湾においては、貧酸素水や赤潮等による環境悪化が漁業資源に悪影響を与えていることが懸念されていることから、本事業では、仙台湾を対象に、環境と産業の双方の基礎資料となるような調査を実施することで、漁場保全施策の検討に資する情報の収集と整理を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 底生生物・底質分布調査の実施(2回) 着底稚仔魚調査の実施(17回) 貧酸素水分布調査の実施(4回) 魚類斃死状況調査の実施(4回) 海の健康診断の実施 C/N安定同位体の予備的調査の実施 仙台湾における海流動態モデルの構築の推進
13	「もっともっと・みやぎの間伐材」流通拡大対策事業	農林水産部・林業振興課	9,948	間伐の推進を図るため、小規模な要間伐森林や分散している要間伐森林を団地化し、間伐材の安定生産を支援します。併せて、間伐コーディネーターの育成なども推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 間伐計画の策定及び間伐搬出作業路の開設支援 低コスト間伐による素材生産経費(8,500円/㎡) 間伐材による製品出荷額 392百万円

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
14	「優良品やぎ材」流通強化対策事業	農林水産部・林業振興課	7,064	「優良品やぎ材」の一層の流通拡大と認知度向上を図り、県産材のブランド化を推進するとともに、木材関連産業の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「優良品やぎ材」の安定供給体制の整備及び県民に対する普及活動に関する支援 ・「優良品やぎ材」出荷量 12,800m³ ・「優良品やぎ材」出荷額 742,400千円
15	県有林経営事業	農林水産部・森林整備課	726,010	計画的、安定的な林産事業と効率的な森林整備を実施し、持続可能な森林経営を目指すとともに県内の林業・木材産業の振興に寄与します。	<ul style="list-style-type: none"> ・木材資源の生長量を考慮した計画的な立木の売り払いの実施(28,542m³売却, 77,018千円収入計上) ・生産目標に応じた森林整備の実施
16	食材王国みやぎ総合推進事業	農林水産部・食産業振興課	7,121	本県の豊富で優れた食材を首都圏及び県内の有名ホテル等に発信することで「食材王国みやぎ」の確立を図るとともに、地元外食事業者の高付加価値化を推進することにより、本県農林水産業の競争力の向上と地元外食産業の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・食材王国みやぎフェアの開催(県外9箇所、県内5箇所) ・みやぎ食材出合いの旅の実施(県外3回、県内5回) ・マーケティング推進事業の実施(平成19年度新規14品目) ・健康づくりサポート・おもてなしの店(新規登録店12店)
17	ふるさと食品活性化ネットワーク支援事業(再掲)	農林水産部・農産園芸環境課	570	安定した農業経営を目指し、付加価値の高い農産加工品の生産から販売までを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門アドバイザー派遣等の実施(延べ8回) ・農産加工起業家育成研修会の開催(4回開催, 225人参加)
18	食品製造業振興プロジェクト(再掲)	農林水産部・食産業振興課	13,885	県内の、産学官連携による食料産業クラスターの形成を推進するため、宮城県食料産業クラスター全体協議会への運営支援及び各圏域における食料産業クラスター形成支援を行います。また、食品製造業の活性化を図るため、商品開発等の支援を行うとともに、食材王国みやぎビジネス商談会を実施し、販路拡大の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・商品開発から販路拡大までの4つの事業を連携して実施 ・販路拡大のためにビジネス商談会の開催、首都圏での商談会への出展を実施(ビジネス商談会2回開催, 首都圏展示商談会へ1回出展, 商談件数延べ2,052件, 成約件数3月13日現在で89件(5月末現在143件))
19	個性派野菜(プンタレッラ)ブランド化促進事業	農林水産部・食産業振興課	842	県農業・園芸総合研究所の技術力及びローマ県との交流を背景に、ローマの伝統野菜「プンタレッラ」を先駆事例として、ブランド化の資質がある食材の需要を創出し、主に飲食業界をターゲットとした新たな食材の定着・発信モデルを構築するため、生産から消費に至るまでの関係機関(者)と連携し、各種支援(生産、販売、流通及び高付加価値化)を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌診断(10件)、栽培講習会の開催(5回)、巡回指導(30回)、実需者ニーズ・評価の還元(プンタくんだよりの発行5回ほか)等の生産支援 ・レシピの作成、料理教室の開催(3回)、試食・PR会の開催(10回)等の販売支援 ・関係機関との連携強化による流通支援 ・宮城大学食産業学部との連携、ローマからの情報収集等の高付加価値化支援 ・取扱店舗の増加(約80店舗, 対前年度比約20店舗増) ・出荷量の増加(1,877kg, 対前年度比788kg増)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
20	東アジアとの経済交流促進事業(再掲)	経済商工観光部・国際経済課	12,258	東アジアの経済成長の中心である中国との経済交流を促進することにより、本県経済を活性化し、富県戦略の実現を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 東アジア地域における商談会開催(参加企業32社、商談781件) 大連商談会(14社、144件) 東北フェアin上海ビジネスフェア(8社、322件) 東北フェアin上海食材フェア(10社、315件)
21	香港・台湾との経済交流事業(再掲)	経済商工観光部・国際経済課	6,284	経済成長著しい中国華南地域へのゲートウェイであり、成熟した市場でもある香港及び安定した経済成長を続ける台湾との経済交流を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 宮城・山形食品試食商談会in香港の開催(参加企業9社、商談88件) 台北国際食品見本市への出展(参加企業5社、商談234件)
22	農林水産金融対策事業(再掲)	農林水産部・農林水産経営支援課	2,361,029	経営改善や規模拡大を目指す農林水産業者を金融面から支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 利子の補給(148,241千円) 融資機関への預託(2,174,489千円) 保証機関に対する出えん等(549千円) その他損失補償等(37,750千円) <p>※参考:融資率(融資・貸付実績/融資枠) 単位:百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業 50.9% (2,801/5,500) 林業 36.7% (656/1,787) 水産業 25.1% (2,557/10,200)
23	農道整備事業	農林水産部・農村整備課	324,850	高生産性農業及び農産物の効率的な流通及び高付加価値農産物の供給を可能とする農業生産の近代化推進と都市・農村間交流や農村地域の活性化、定住を促進するため、農村集落と生産基盤及び農業用関連施設などを連絡する農道を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> 用地買収(16,459㎡) こ線橋下部工事の実施(3基)
24	農免農道整備事業	農林水産部・農村整備課	256,826	農林漁業者が使用する燃料等に課税されている揮発油税を財源として、高生産性農業及び農産物の効率的な流通及び高付加価値農産物の供給を可能とする農業生産の近代化推進と都市・農村間交流や農村地域の活性化等を促進するため、農業集落と生産基盤及び農業用関連施設などを連絡する農道を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁桁架設工事の実施(1箇所)
25	漁港漁場整備事業	農林水産部・水産業基盤整備課	3,332,210	我が国周辺水域を高度に利用し、国民に安全な水産物を効率的に供給してため、水産物の生産性の向上と物流の効率化等により水産物の集荷機能の強化や広域的に活動する漁船の安全性の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 漁港・漁場の整備(漁港整備箇所数 県営17漁港、市町営13漁港/漁場整備箇所数 県営1地区)
26	森林育成事業	農林水産部・森林整備課	766,753	水源のかん養や県土の保全、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源など、森林のもつ様々な働きを高度に、かつ、持続的に発揮させるため、健全な森林の育成を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> 森林の健全育成のための間伐等の実施(間伐4,083ha、造林234ha、枝打ち256ha、作業道99,680m)

施策体系	評価原案	
政策番号3:地域経済を支える農林水産業の競争力強化		
<p>施策番号7:地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保</p> <p>(施策の概要) 県内産食品の県内での消費・供給力を向上させるため、生産・供給・流通体制の整備を進めるとともに、食に関する情報の提供に努め、食品の安全性に対する消費者の信頼にこたえられる生産体制の確立を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 82.4% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 49.9%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合 B ・県産主要水産物の仙台市中央卸売市場における販売額シェア A ・県内木材需要に占める県産材シェア A ・認定エコファーマー数 A ・みやぎ食の安全安心取組宣言者数 B</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産主要水産物の仙台市中央卸売市場における販売額シェア、県内木材需要に占める県産材シェア及び認定エコファーマー数の目標指標は、目標を超えており、また、他の2つの指標も増加していることから、成果は着実に上がっているもの判断する。 ・県民意識調査結果からは、概ね半数が「満足」「やや満足」と答えており、更に事業の周知等を図る必要があるが、ある程度の理解は得られているものと思われる。 ・社会経済情勢等からは、食に対する信頼性が揺らいでおり、消費者の信頼や支持を得るためにはこの施策の取組が重要となってきた。 ・環境保全型農業の定着、学校給食における地域食材の利用、食育推進ボランティア数、みやぎ食の安全安心取組宣言者数の増加等の事業の実績及び成果等からも、概ね順調に推進していると判断する。
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
4	<p>・当施策は県民の重視度が高く、期待の大きい施策であり、1次産業の中で食の安全安心を確保するための事業に県として注力していることは評価できる。</p> <p>・しかし他方で、この施策によりどのくらい具体的に食の安全安心のレベルが向上しているのかについては、自己評価からわかりにくい点もある。用いられている目標指標等のいくつかは、直接的に安全安心のレベルを示すものでなく、あくまで間接的指標であることも、わかりにくさの原因の一つと言える。</p> <p>・上記のように、食の安全安心が宮城県ではこれまで高まっているというデータや指標等を今後さらに工夫し開示する努力を継続する必要がある。</p> <p>・食の安全安心へのフォローアップをどう強化するのかに真剣に取り組んでほしい。エコファーマーの更新の件は記述のとおりであるがHACCP関連の取組などに関しても、食品産業のウエイトが高い割には、県内企業の取組は必ずしも十分とは言えない。WAFI(広域食品衛生チーム監視)などの新たな試みにも大いに期待したい。</p> <p>・本施策は食育や食そのものを中心とした施策であり、この中に「県内木材需要に占める県産材シェア」が含まれるのは、いくら地産地消という考え方をういたとしても唐突な感が拭えない。この目標指標等を盛り込むからには、他の指標等との関連性を明確に示す必要が感じられる。</p> <p>・本施策の最大の課題は、限りある需要をいかに増幅させるかという点である。それを目指すための各種取り組みの主体となるのは県民や県内の事業主体である。そのためにも、この施策の方向性、効果、これらが明確なものとなるのが優先されるべきことであり、県内の市町村の事例から他県の事例に及ぶまでの幅広い事例を参考にしながら、全県的なムーブメントを形成することが望まれる。そのような理由から、評価の妥当性は概ね適切と考えられる。</p>	<p>・今後、食の安全安心の現状がより分かりやすくなるような指標等の設定について検討していきたい。</p> <p>・指標とは別に、各種検査結果や調査結果等について、できる限り公表に努めており、イベント・研修会等の開催時には参加者に、消費者モニターには毎年テーマ設定を行う等、安全安心に関するアンケート調査を実施し、その結果を公表している。今後、さらに食の安全安心が理解されるような指標の設定等に努めたい。</p> <p>・食の安全安心の確保については、通常の監視はもとよりHACCPの概念を取り入れた自主管理体制の確立を推進するため、その原動力となって指導を担うWAFI(平成20年7月1日施行)を設置し、監視の強化と指導助言により、みやぎ食品衛生自主管理登録・認証件数の増加につなげる。</p> <p>・この施策には、県内産農林水産物の地産地消という内容も含まれていることから、県産木材の利用促進に関する事業の成果指標として設定している。したがって、他の指標とは「県内での消費・供給力の向上」という点で関連性があると認識している。</p> <p>・御意見のとおり、食育・地産地消の主な取組主体は、県民や県内の事業者であるので、他の事例も参考にしながら、「食材王国みやぎ地産地消の日」の周知・定着、「宮城県食育推進会議」や「食材王国みやぎ推進パートナーシップ会議」等での情報共有や連携などにより、取組を促進していきたい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね順調(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在のまま継続(原案のとおり)

■施策7(地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	エコファーマー支援普及事業	農林水産部・農産園芸環境課	778	持続性の高い農業生産方式(土づくり, 化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う生産方式)を導入する計画を立て, 都道府県の認定を受けた農業者(エコファーマー)の拡大を図ります。	・農業者等への啓発資料の作成, 配布(80,000部) ・認定に係る相談, 支援 ・農地・水・環境保全向上対策と関連したシンポジウムの開催(1回開催, 600人参加)
2	HACCP定着事業	環境生活部・食と暮らしの安全推進課	非予算的手法	食品事業者の自主的な食品衛生管理体制の確立に向け, 県独自の食品衛生自主管理登録・認証制度の普及を図ります。 ※HACCP:食品の製造工程中の危害要因を科学的に分析し, 特に重要な行程を連続的に管理して安全を確保する手法	・食品衛生施設の実地研修回数及びHACCP研修会の開催(4回開催, 40人参加) ・みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度に基づく, 登録・認証(累計62件, うち19年度は登録3件, 認証4件)
3	水産物の安全・安心普及事業(再掲)	農林水産部・水産業振興課	1,166	県内の水産加工工場等をはじめとする水産物流通業者が取組むHACCPシステム(「みやぎ食品衛生管理自主管理登録・認証制度」等)導入を推進し, 衛生管理体制の高度化と安全・安心な水産食品の供給を図ります。	〈塩釜地区〉 ・衛生管理向上のための研修会開催 ・専門機関による, 魚市場の流通経路ポイント毎の衛生検査等 〈気仙沼地区〉 ・焼津港の現状視察 ・専門機関による品質管理セミナー開催 ・両地区での衛生管理講習会・研修会への延べ参加人数 73人
4	生がき安全安心対策事業	農林水産部・水産業基盤整備課	6,378	より安全なカキの生産体制を構築するために, ノロウイルスの短時間での検査手法やノロウイルスをカキ体内から取り除くための浄化手法の開発に取り組みます。	・ノロウイルスの検査時間の短縮を図るための試験研究の実施(県内カキ漁場33地点から採取したカキの検査時間を従来の4日間から3日間へ短縮) ・ノロウイルスをカキの体内から除去するため, 人工的にノロウイルスに汚染させたカキを用いた浄化試験の実施(浄化方法の検討)
5	みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業	環境生活部・食と暮らしの安全推進課	2,856	みやぎ食の安全安心推進条例の目的にある食の安全安心の確保に向け, 消費者, 生産者・事業者及び行政の協働による県民総参加運動を展開します。	・みやぎ食の安全安心取組宣言事業に係る普及, 啓発活動の実施(講習会, 講座, 研修会, イベント等の開催, 出席等)(32回実施) ・みやぎ食の安全安心取組宣言者数の増加(平成19年度末現在 65,722生産者, 2,702事業者) ・みやぎ食の安全安心消費者モニター数の増加(平成19年度末現在 592人) ・食の安全安心セミナー(1回)及び地方懇談会(7圏域8回)の開催
6	学校給食地場野菜等利用拡大事業	農林水産部・農産園芸環境課	549	県内各地域で生産・加工される農産物(特に, 地場野菜等)の学校給食における利用拡大を図り, 地域産業への理解を深めてもらうとともに, 食教育の充実による児童・生徒の豊かな人間形成を図ります。	・伝統料理教室, 学校栄養士等を対象とした研修会等の開催(11回) ・「すくすくみやぎっ子みやぎのふるさと食材月間」(11月)における地域食材利用実施校等 220校

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
7	みやぎおさかな12つき提供事業	農林水産部・水産業振興課	890	宮城らしい旬の水産物を浜の情報添えて周年を通じて提供する身近な場所を創出・PRします。	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業関係団体・地元量販店と連携した県産ホヤの販売促進 ・漁業関係団体・地元量販店・大手食品メーカーと連携した県産カキの消費拡大 ・テストイベント等実施店舗数 15店舗
8	食育・地産地消推進事業	農林水産部・食産業振興課	3,688	食育と連携した地産地消を効果的かつ効率的に推進するため、食育推進ボランティアの育成や活動の支援、食の体験等の取組を行う事業者への支援、「地産地消の日」の設定などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進ボランティア育成研修会の開催(12回) ・食育推進ボランティアの登録(176人) ・食材王国みやぎ地産地消の日の設定(毎月第1金曜日・土曜日・日曜日)
9	みやぎの食育推進戦略事業(再掲)	保健福祉部・健康推進課	3,223	「宮城県食育推進プラン」に基づき、「みやぎ食育コーディネーター」の育成や推進体制の整備に努めるとともに、「食育推進県民大会」や「みやぎまるごとフェスティバル」における「食育コーナー」等での普及啓発により食育に対する意識の高揚を図るなど、県民運動としての食育に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ食育コーディネーター養成講座の開催(4回9講座開催、60人受講、55人修了) ・みやぎ食育コーディネーター意見交換会の開催(1回開催、35人参加) ・第1回食育推進県民大会(1回開催、約600人参加) ・みやぎまるごとフェスティバル「みやぎの食育コーナー」の開設(2日間、延べ500人参加) ・あさごはんコンテストの実施及び「みやぎのおいしい！簡単あさごはんレシピ集」20,000部作成 ・宮城県食育推進会議の開催(2回開催) ・食育推進連絡会議の設置、開催(7圏域、延べ10回開催)
10	「優良みやぎ材」流通強化対策事業(再掲)	農林水産部・林業振興課	7,064	「優良みやぎ材」の一層の流通拡大と認知度向上を図り、県産材のブランド化を推進するとともに、木材関連産業の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「優良みやぎ材」の安定供給体制の整備及び県民に対する普及活動に関する支援 ・「優良みやぎ材」出荷量 12,800m³ ・「優良みやぎ材」出荷額 742,400千円
11	みやぎ木づかいモデル創造事業	農林水産部・林業振興課	2,406	みやぎの主要な木材資源であるスギ材の新たな利用技術を開発し、企業への技術移転を促進するとともに、消費者に対し木材の利用を一層啓発することにより県産木材の認知度を高め、その需要拡大と関連産業の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな木材利用技術及び製品の開発(県産スギ合板を活用した事務用テーブル2製品の開発等) ・県内木材需要量に占める県産材の割合39%
12	みやぎの木づかい運動	農林水産部・林業振興課	非予算的手法	県内の森林資源を有効に活用するため、市町村や関係団体・企業等と連携し、木材の利用意義について県民の理解を高め、県産材の利用促進を図る県民運動を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、関係団体、企業等と連携した木材に関する情報提供、イベント開催(4回) ・県産材を利用した木製机上名札の制作(10個) ・「木づかい運動」のシンボルマークの選定(1)

施策体系	評価原案	
<p>政策番号4: アジアに開かれた広域経済圏の形成</p> <p>(政策の概要) 中国をはじめ成長を続ける東アジアや極東ロシアを中心に海外市場開拓の機会が拡大しており、県内企業の海外販路開拓を積極的に支援します。 さらに、県内産業の競争力の強化に向け、工場や研究所などの外資系企業誘致も積極的に進めます。 また、経済のグローバル化が進む中で、東北地方以外の他の地方との競争に打ち勝ち、自立できる強い経済基盤を持つ地域を作り上げていく必要があります。県を単位とした範囲のみでは限界があることから、東北各県との連携及び機能分担により広域経済圏を形成し、圏域として自律的に発展できる産業構造を構築します。 特に、山形県との連携については、仙台、山形の両都市圏を中核とする一体的圏域が高次の学術機能、産業創出機能や広域交流のネットワーク基盤を有することから、グローバルな戦略を進めていく上で、東北の成長・発展をけん引する役割を担うものとして重要です。両県において将来像を共有しながら、岩手県や福島県とも効果的な連携を進め、アジアに開かれた広域経済圏の形成を図ります。</p>	<p>政策の成果 (進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアに開かれた広域経済圏の形成に向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・施策8で海外展開を目指す県内企業に対し、海外ビジネスに関する実践的・専門的な講座や個別相談、海外現地ビジネス情報の提供などの支援を実施したほか、海外事務所において情報提供や活動支援を実施。また、香港・台湾で商談会・見本市を開催したところ、目標を上回る参加企業・商談件数となり、県内企業のグローバル化は概ね順調に推移している。なお、外資系企業の立地件数は現状維持であるが、立地には至らないものの、営業所の開設及び本県の企業との協業契約の締結などの進展をみせている。 ・施策9で「とうほく自動車産業集積連携会議」(東北6県で構成)主催の自動車関連メーカー向け展示商談会を行ったほか、他県との海外事務所共同設置や共同展示商談会を開催するなど、広域経済圏の形成は順調に推移している。 ・以上のことからアジアに開かれた広域経済圏の形成は概ね順調に推移している。
<p>施策番号8: 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進</p> <p>(施策の概要) 中国をはじめ成長を続ける東アジアなどを中心に、県内企業の海外販路開拓を積極的に支援するとともに、県内産業の競争力の強化に向け、欧米やアジアの外資系企業の工場や研究所などの誘致を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 41.4% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 24.5%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・宮城県の貿易額 A ・企業立地件数(外資系企業数) B</p>	<p>施策の成果 (進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標の「宮城県の貿易額」は目標を達成した。「企業立地件数(外資系企業数)」は新規立地が無く、目標を下回った。 ・県民意識調査結果からは、事業の対象が「県内企業等」であることから、重視度及び満足度において「わからない」とする回答割合が多かった。 ・社会経済情勢等からは、県が平成18年12月に策定した「みやぎ国際戦略プラン」に基づき、本県企業のグローバル化が着実に推進されている。 ・事業の実績及び成果等からは、施策を構成する各事業において、目標値を上回る実績となり、かつ成果があった。 ・海外での各商談会に多数の県内企業が参加出展し、海外企業と活発な商談を行う等、経済交流が進んでいることから、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。
	<p>事業構成の方向性</p> <p>見直しが必要</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況は概ね順調だが、部分的に事業構成を見直したい。 ・世界的な日本食ブームや東アジアの経済発展に伴い富裕層が増加している状況下、県の農林水産物や加工品が海外市場でブランドを確立するための、輸出促進事業の実施を検討する必要がある。 ・海外IT企業マッチング事業は、平成19年度においては県の委託事業として実施したが、その成果を踏まえ平成20年度以降は民間が自主的に行うことになり廃止となる。
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内企業のグローバルビジネスの推進については、どの国(地域)にどのような県産品が売り込めるか、把握する取組が必要。 ・外資系企業の立地促進については、平成23年度に開設予定の東北大学サイエンスパークは、外資系(研究開発型)企業にとって、東北大学の有する知的資源を有効に活用し共同研究が展開できるというインパクトを与えるものであるが、その進捗状況の的確な把握が課題となっている。 <p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県産農林水産物等輸出促進事業(再掲)」として施策の事業構成に組み入れる。 ・香港(台湾)の食品関係バイヤーを宮城県に招へいし、県の食資源を紹介するとともに、県内企業と商談会を開催する。また、極東ロシアのハバロフスクで市場調査・商談会を開催する。 ・東北大学と密接に意見交換を行うなどサイエンスパークに関する情報収集を行う。

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・当政策を構成する2つの施策の実施状況及び効果からみて、県の「概ね順調」という評価は適切であると判断される。</p> <p>・外資系企業の立地促進については、東北大学との連携とコミュニケーションをさらに緊密にし、双方の間にギャップが生じないように県としても努力をしてほしい。</p> <p>・施策9については、貿易額以外の目標指標等など複数の指標等から多角的に実像を掴むことが望ましいと考えられ、政策評価に目標指標等が活かされていないように考えられる。目標として機能しない数値目標を掲げる必然性はなく、評価する上で必要となる指標等を定めることも重要であるものとする。</p> <p>・また、社会情勢に対応した高規格幹線道路というのは安直な考え方であると否めない。自動車製産業におけるモーダルシフトの進行なども確認される昨今、産業の担い手がどのような輸送形態を望むのかなど、更に幅広い可能性を与えつつ検討する必要があるのではないかと。</p>	<p>・東北大学と密接に意見交換を行うなどサイエンスパークに関する情報収集を行っていく。</p> <p>・自立的な広域経済圏を形成するため実施している他県との連携等は、一概に計数的に評価できるものではなく、また、相手方の意向に左右されることから、定量的な指標を設定することは難しいと考えており、施策評価において、定性的な側面の記載の充実を図るなどして、より適切な評価が可能となるよう努めていく。</p> <p>・今後新たな物流基盤整備を検討する際には、物流形態の今後の動向を見据えつつ、多様な選択肢の中から最も効果的なものが選択できるよう、柔軟性のある検討を心がけていきたい。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p>
6	<p>・当施策については構成する諸事業の成果の状況も着実に進展しており「概ね順調」の県の評価は適切なものと判断される。</p> <p>・記述の中でも触れられているように、農林水産物や加工品の輸出は現在大きな注目を集めているが、そのハードルは決して低くない。ましてブランドを確立することは更に難しいことと思われる。輸出先や品目の選定についてはかなりしっかりとした戦略が必要と考えられるため、外部の専門家や関係者の情報や知恵も生かして効果的に進めてほしい。</p> <p>・施策の目標指標等に国外での県内企業の事業所立地件数などが含まれていないため、県内企業に対してどれほどの効果があったのかが読み取りづらいものがある。</p> <p>・県内企業のグローバルビジネスの推進については、やや具体性を欠いている。更に戦略的な課題を列挙する必要もあるものと考えられる。</p> <p>・事業構成に見直しを加える必要性についての評価があったが、その必要性については妥当性がある。これは施策の事業構成見直しによる実績の好転が期待されるものである。</p> <p>・その一方で、県民意識調査の結果について進捗状況にて課題を見出したのならば、今後につなげるためにもその原因と対応についての検討作業が必要となるのではないかと。</p>	<p>・今年度、農林水産物等輸出促進会議(事務局:食産業振興課)を設置し、外部の専門家や関係者の意見等を踏まえながら、本県の農林水産物等の輸出方針を策定する。</p> <p>・施策の効果が分かるような目標指標等を次期見直しの中で検討する。</p> <p>・海外の食品バイヤー招へいや極東ロシア・ハバロフスクでの市場調査・商談会の結果及び農林水産物等輸出促進会議の検討内容等を踏まえ、課題を整理する。</p> <p>・事業構成見直しにより、更なる施策の推進を図る。</p> <p>・県民意識調査の結果について、県内企業のみならず一般県民の方から、施策の理解が得られるような対応等を検討する。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・見直しが必要 (原案のとおり)</p>

■施策8(県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	海外事務所運営費補助事業	経済商工観光部・国際経済課	33,758	韓国ソウル事務所及び中国大連事務所の設置運営母体である社団法人宮城県国際経済振興協会の運営費等を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ソウル事務所及び大連事務所の韓国、中国での情報収集活動(総活動件数 5,502件) ソウル事務所及び大連事務所の韓国、中国での県内企業等へのビジネス支援(支援件数 92件) 県内企業の海外展開のほか、ホームステイ交流支援(韓国・ソウル)や観光博出展(中国・大連)など幅広い分野において、本県と韓国、中国との交流拡大に貢献
2	日本貿易振興機構仙台貿易情報センター負担金	経済商工観光部・国際経済課	18,000	日本貿易振興機構法を根拠とする日本貿易振興機構仙台貿易情報センターに対して、経費の一部を負担することにより、本県の貿易の振興と経済の国際化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業の海外取引活動等に関する相談(相談企業数 294社) グローバルビジネスセンター(ジェトロ仙台と県が共同で相談等に応じる体制)における相談対応(339件)
3	海外IT企業マッチング事業	企画部・情報産業振興室	4,440	県内中小IT企業が海外市場を意識し、自らが主体的に海外市場獲得に向けた取組みを行えるよう、海外マッチングの対象となる企業の情報を収集するとともに、マッチングの場の提供、モデルケースとなるマッチングを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 県内IT企業15社に対する海外IT企業とのマッチング機会の提供 県内IT企業と海外IT企業との協業覚書締結(3件)
4	みやぎグローバルビジネス総合支援事業	経済商工観光部・国際経済課	2,766	グローバルビジネスを独力で展開できる県内企業を育成・支援することにより、県内企業の販売収益増加・競争力強化と県内経済の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 実践グローバルビジネス講座の開催(11回開催, 308人参加) グローバルビジネスセンターにおける相談対応(339件) みやぎビジネスアンバサダー(MBA)の現地ビジネス情報提供(11件) 海外販路開拓支援(1件)
5	外資系(研究開発型)企業の誘致促進事業	経済商工観光部・新産業振興課	2,747	東北大学等県内の高度な学術研究機関と連携し、北米や欧州等海外からの外資系研究開発型の企業や研究機関の立地を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 投資環境説明会(米国における知事による投資環境説明, 台湾における対日企業誘致セミナーでの投資環境説明, 欧州企業訪問による投資環境説明等)の開催(9回) 台湾の大手電機メーカーの仙台事業所開設
6	東アジアとの経済交流促進事業	経済商工観光部・国際経済課	12,258	東アジアの経済成長の中心である中国との経済交流を促進することにより、本県経済を活性化し、富県戦略の実現を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 東アジア地域における商談会開催(参加企業32社, 商談781件) 大連商談会(14社, 144件) 東北フェアin上海ビジネスフェア(8社, 322件) 東北フェアin上海食材フェア(10社, 315件)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
7	香港・台湾との経済交流事業	経済商工観光部・国際経済課	6,284	経済成長著しい中国華南地域へのゲートウェイであり、成熟した市場でもある香港及び安定した経済成長を続ける台湾との経済交流を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 宮城・山形食品試食商談会in香港の開催(参加企業9社, 商談88件) 台北国際食品見本市への出展(参加企業5社, 商談234件)
8	極東ロシアとの経済交流事業	経済商工観光部・国際経済課	850	近年経済成長が続いている極東ロシアとの経済交流を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 極東ロシアの政治・経済の中心であるハバロフスクの調査実施(中小企業見本市の調査, 企業訪問6社)
9	みやぎ海外ネットワーク形成事業(再掲)	経済商工観光部・国際政策課	非予算的手法	本県にゆかりのある海外在住の外国人や経済交流を主眼とする海外の県人会等を情報の受発地点として位置づけ、各種事業に活用できるネットワークを形成します。	<ul style="list-style-type: none"> JETプログラム帰国者情報のデータベースへの登録(30人分) 香港県人会の活動支援(10月に情報交換実施) ニューヨーク県人会との情報交換の実施(4月) ※JETプログラム:外国人青年を招致し、外国語教育の充実を図るとともに、地域の国際交流を推進する事業

施策体系	評価原案	
政策番号4:アジアに開かれた広域経済圏の形成		
<p>施策番号9: 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成</p> <p>(施策の概要) 東北各県が保有する資源や特性を生かした機能分担や協力体制の構築などの連携を進め、自動車関連産業分野をはじめとする各種産業政策を展開し、自律的に発展できる広域経済圏の形成を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 42.5% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 28.8% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県の貿易額 A 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車関連産業では、東北6県が連携組織「とうほく自動車産業集積連携会議」が既に立ち上がり、東海・関東圏の自動車関連メーカー向けに、共同でのマッチングイベントやトップセールス等を実施している。また海外事務所の他県との共同設置やアジア向けの共同展示商談会の開催により、広域経済圏をアピールしている。 ・県民意識調査からは、満足度の項目で「わからない」が50%を越え、事業の実績・成果等の広報で課題はあるものの、「満足」が「不満足」を10%越えている状況にある。 ・社会経済情勢として、東北6県連携が各分野に広がっており、域外では東北6県が一体となった経済圏という認識が深まっている。 ・事業の実績・成果として、上記経済圏の認識が深まったことで、製造業を中心とした工場の立地が相次ぎ、産業集積が進んできている。 ・「自立できる強い経済基盤を持つ地域を作り上げていく」という施策の目的に向け、東北6県による広域連携が、自動車関連産業のほか、情報関連や半導体関連産業等、多方面で進んでいるとともに、広域経済圏を支える物流基盤の整備も着実に進んでいることから、施策の進捗状況は「順調」と判断する。
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <p>施策の進捗状況は順調であり、事業構成は現在のまま、継続。自動車関連産業などの連携は順調であり、現在のまま継続していくものの、広域連携を更に深め広域経済圏の形成につなげるための方法を検討していく必要がある。</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <p>自立的な広域経済圏を形成するためには、現在進んでいる自動車関連や情報関連産業などの個別業種の連携だけではなく、官民全体として、広域連携の重要性について、一層の共通課題をもてるよう連携機運や一体感の醸成に努めると共に、効果的な連携施策が進展するよう取り組む必要がある。</p> <p>県内企業の技術力や経営力をより一層高め、広域経済圏内外での競争力を引き続き高める必要がある。</p> <p>基盤整備としての高規格幹線道路等の整備の重要性を認識しつつ、社会情勢に対応した形で事業を進める必要がある。</p>
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<p>広域経済圏の形成に向け、周辺県との効果的な連携施策を検討する。</p> <p>県内企業の競争力を強化するため、生産現場改善や技術力高度化に向けた支援をするとともに、マッチング機会の増加を進める必要がある。</p> <p>広域経済圏を支える道路整備を行う上で、コスト縮減や効率化を図りながら事業を進める必要がある。</p>

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
5	<p>・当施策中の地域連携推進事業や自動車関連支援事業については、高い成果をあげており、県の「順調」の評価は、概ね適切なものと判断される。</p> <p>・今後予想される「道州制」の展開なども視野に入れて、県境を越えた取組を強化していくことは極めて重要であり、宮城県にはそのためのリーダーシップの発揮をさらに期待したい。</p> <p>・施策の目標指標は貿易額が妥当か否かさらに検討をお願いしたい。むしろあるレベル以上の政策についての他県との協定数のようなものも副次的な指標として考えてみてはどうか。</p> <p>・施策の効果の方向性としては間違いなく順調である。その可能性を今後も絶やすことのないようにする意味でも、実績のみを考慮した視野の狭い評価を避けるべきではないか。</p> <p>・次年度の対応方針として「周辺県との効果的な連携施策を検討する」とのことであるが、他方で事業構成の方向性は現在のまま継続するということであるため、これは事業として実施するほどのことでもないものと考えているのか。</p> <p>・本施策は暗黙のうちに東北6県を一つの経済圏と認識しているが、産業によっては新潟県や北海道、栃木県などの近隣する道県が含まれる場合も想定される。効果を高めるためにも、本格的な調査と検討を主とする事業が必要であると考ええる。</p>	<p>・他県との連携事業には、様々なレベルのものがあり、一概に計数的に評価できるものではなく、また、相手方の意向に左右されることから、他県との連携に関し定量的な指標を設定することは、難しいと考えており、事業分析シート等において、定性的な側面からの事業成果の分析に係る記載の充実を図るなどして、より適切な評価が可能となるよう努めていく。</p> <p>・トヨタの「あくなきカイゼン」ではないが、常に課題を念頭におきながら、どこをどう改善すればもっと良くなるのかを考え、その意識を県民と共有していくのだという気持ちで、評価のステップアップを心がけていきたい。</p> <p>・事業構成の方向性については、施策の進捗状況が順調であることから「現在のまま継続」としたものであるが、施策の一層の推進を図るためには、より効果的で実効性のある連携事業の実現に努めていくことが必要と考えており、他県との調整を進めていく中で新たな連携事業を事業構成に加えることができるよう更なる連携の可能性について検討を重ねていく。</p> <p>・自動車の現地調達率1つにしても、国や自動車メーカーは「関東」、「中部」、「九州」、「東北」といったくくりで捉える場合が多い。「東北」は、これまで自動車関係では他地域に大きく水を開けられてきたことから、東北6県はまずは自動車生産台数や現地調達率など「東北」の極端に低い数値を少しでも伸ばしていこうということに力を注いできた。それはこしばらくは続くとの認識を持っている。当面の目標である東北全体の地位向上をさらに加速できるのならば、産業によっては近接する他の道県との連携も並行して進めていきたい。</p> <p>また、東北経済連合会が事務局となり、北海道・東北8道県及び経済団体が参加する「北海道・東北未来戦略会議」で調査等を行っているところであり、当面は同会議の場での議論を中心として対応したい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・順調 (原案のとおり)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・現在のまま継続 (原案のとおり)</p>

■施策9(自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	地域連携推進事業	企画部・政策課	1,092	自律的に発展できる地域を形成するため、山形県をはじめ隣接県との連携強化に向けた体制の整備や連携施策に関する検討・調整を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 宮城・山形の官民で構成する「宮城・山形未来創造会議」の設立(11月) 民間や経済団体の連携活動等を広く発信し、両県の一体感を醸成する「宮城・山形未来創造フォーラム」の開催(11月, 150人参加) 意欲ある女性のネットワーク形成を支援する「宮城・山形地域を越えてチャレンジする女性の交流会」の開催(2月, 180人参加)
2	自動車関連産業特別支援事業(再掲)	経済商工観光部・新産業振興課	15,207	自動車関連メーカーとの取引拡大を通じた県内製造業を中心とした産業基盤の強化を目指し、関係機関や東北各県と連携し、「受注機会の拡大」、「技術力の向上」、「産学官広域連携の促進」を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> とうほく自動車産業集積連携会議に青森、秋田、福島が加わり(5月)、東北6県連携によるホンダ向け展示商談会(6月、栃木県芳賀町, 55社うち宮城県14社参加)、トヨタグループ向け展示商談会(9月、刈谷市, 89社10団体うち宮城県20社1団体参加)の開催 地場企業の技術力向上のための「自動車部品機能・構造研修会」の開催(基礎研修13社, 応用研修3社参加) 工場内の生産現場改善を目的とした「ものづくり実践研究会」の開催(3社参加) 異業種社連携による技術開発の支援(3社参加)
3-1	高規格幹線道路整備事業(再掲)	土木部・道路課	4,792,853	地域間の活発な交流を支え、自動車の高速交通の確保を図るため必要な自動車専用道路ネットワークを整備します。	<ul style="list-style-type: none"> 高規格幹線道路(三陸縦貫自動車道、仙台北部道路)の整備(供用延長11.6km, IC40分圏カバー率95.0%)
3-2	地域高規格道路整備事業(再掲)	土木部・道路課	1,169,000	県内各地と仙台空港や仙台国際貿易港等の拠点施設、県内外の中心都市を結び、人やモノが速く、安全に、行ききできるようなするため、地域高規格道路を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域高規格道路(みやぎ県北高速幹線道路)の整備(IC40分圏カバー率95.0%)
4	海外事務所運営費補助事業(再掲)	経済商工観光部・国際経済課	33,758	韓国ソウル事務所及び中国大連事務所の設置運営母体である社団法人宮城県国際経済振興協会の運営費等を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ソウル事務所及び大連事務所の韓国、中国での情報収集活動(総活動件数 5,502件) ソウル事務所及び大連事務所の韓国、中国での県内企業等へのビジネス支援(支援件数92件) 県内企業の海外展開のほか、ホームステイ交流支援(韓国・ソウル)や観光博出展(中国・大連)など幅広い分野において、本県と韓国、中国との交流拡大に貢献

施策体系	評価原案	
<p>政策番号5:産業競争力の強化に向けた条件整備</p> <p>(政策の概要) 各産業の今後の成長のためには、技術力や生産技術の向上等を支える人材の育成・確保が最も重要であり、学校教育等と連動した人材育成体系の構築を進めます。加えて、女性、高齢者、外国人などの力がこれまで以上に発揮されるとともに、若者などの能力を生かし、起業しやすい魅力ある環境づくりを進め、県内産業を担う人材の育成等を図ります。また、事業者の経営力や生産・販売力強化のための支援を充実していくとともに、資金調達環境等の整備を推進します。さらに、県内産業の新たな飛躍のためには、その基盤となる交通・物流基盤の整備が不可欠であり、国内はもとより、アジアとの競争優位に立つため、東北の中核空港である仙台空港、東北唯一の特定重要港湾である仙台塩釜港及び重要港湾の石巻港のより一層の機能強化を図り、県内外にその活用促進を働きかけます。併せて地域間の連携・交流促進のため、高規格幹線道路をはじめ、広域道路ネットワークの整備を推進します。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>順調</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策10では目標指標全てを達成するなど、産業活動の基礎となる人材の育成と確保は順調に推移している。 ・施策11でも目標指標全てを達成し、産業活動を支える経営力の向上と経営基盤の強化が順調に進んでいる。 ・施策12では一部の目標指標(仙台空港利用者数に関する指標)で目標値を達成していないが、それらの指標でも目指す数値と同方向に推移しており、道路や空港・港湾といった産業基盤の整備も概ね順調に進んでいる。 ・以上の状況から、人材の育成・確保、事業者の経営力強化や資金調達環境の整備、交通・物流基盤の整備といった「産業競争力の強化に向けた条件整備」に向けた政策は、順調に進んでいるといえる。
	<p>【政策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策10については、県民意識調査の満足度からは「わからない」とする割合が高いことから、関係機関との連携を一層強化し事業の周知を進めるとともに、「地域が必要とする人材は地域で育てる」という意識を学校や企業を含め広く県民一般に理解し支援してもらうための気運醸成に取り組む必要がある。 ・施策11については、商工業と農林水産業に関して主要な事業が設定されているにもかかわらず、県民意識調査の満足度からは「わからない」とする割合が高いことから、施策・事業のPRを一層強化することにより、周知と利用促進を図る必要がある。 ・施策12については、施設の整備には、多額の費用と多くの時間を要するとともに、緊縮財政の下で効率的な執行を求められていることから、事業の実施にあたっては一層のコスト削減と事業の効率化を図る必要がある。 	
<p>施策番号10:産業活動の基礎となる人材の育成・確保</p> <p>(施策の概要) 地域の産業を担う人材の育成と確保に向けて取り組むとともに、社会情勢の変化やグローバル化に対応できる人材の育成を進めるほか、学校と地域が一体となった人材の育成を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 62.9% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 32.9% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業人材育成プログラムの実施数 A ・留学生の県内企業への就職者数 A ・認定農業者数 A ・認定林業事業主数 A ・専門的漁業経営体数 A 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業人材育成プログラムの実施数、留学生の県内企業への就職者数、認定農業者数、認定林業事業主数、専門的漁業経営体数の5つの目標指標は、全て目標を達成している。 ・県民意識調査からは、重視する割合が6割を超え期待が高いことがうかがわれる一方、満足の割合が三分の一にとどまっており、事業の周知を進める必要がある。 ・社会経済情勢等からは、少子・高齢化が進展する中、労働生産性の高い優秀な人材の育成と確保がますます重要となっている。 ・事業の実績及び成果等からは、概ね目標どおりの成果をあげている。 ・施策の目的である、産業活動の基礎となる人材の育成と確保に向け、講習や研修による人材育成が進んでいると判断されるので、施策の進捗状況は順調だと判断する。
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <p>施策の進捗状況は、順調である。県民意識調査結果では、満足度について「わからない」とする割合が4割と高いことから、事業の周知についてこれまで以上に進める必要がある。事業の分析結果では、全ての事業で成果があがっており、さらなる効率性の向上を図りたい。</p> <p>【施策を推進する上での課題等】 多様な主体による人材育成の取組を誘導し、支援する方策の検討が必要である。「地域が必要とする人材は地域で育てる」という意識を、学校や企業を含め広く県民一般に理解し支援してもらうための気運醸成策の検討が必要である。</p> <p>【次年度の対応方針】 研修参加者を増加させるため、県の地方機関や関係機関との連携を一層強化し、事業の周知をこれまで以上に進めるとともに、参加しやすい開催方法等を検討する。人材の育成と確保に関する効果的な気運醸成策を検討したい。</p>

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・当該政策は、人材育成やインフラ整備に関わるものであり、その効果を短期的に評価することは難しい政策と言えるが、施策の目標指標等の達成度などを見る限り、県の「順調」という評価は適切なものと判断される。</p> <p>・人材育成・確保については、目標指標がアウトカムではなくアウトプット型に偏する傾向があり、それを補完するような評価のあり方が必要である。</p> <p>・目標達成の背後で、その目標が全国(または東北)の水準で見てどのような意味を持っているのかを合わせて評価項目に組み入れるような努力を続けてほしい。くれぐれも自己満足に陥ることがないように高い水準を目指してほしい。</p> <p>・施策10と施策11に共通する課題として挙げられた県民に対するPR不足という点からも、その成果が一般の県民にも分かるような形で見える数値を目標指標に含めるなどの可能性を課題として提起したい。</p> <p>・施策12については、コスト削減と事業の効率化を課題として挙げているが、現在の宮城県の財政状況を勘案すると確かにこれは最優先の課題であり、効率性を高める必要性について検討している点を中心に評価に妥当性があるものと考えられる。ただし、各施策の執り行われる上で最大の前提条件となりうる分野であることも間違いないため、施策内での効率化は勿論のこと、政策内での予算配分においても最適な状況にあるかどうかを検討する余地があるものと考えられる。</p>	<p>・できる限り成果指標としてアウトカム指標を設定し、個別事業の有効性の分析においてそれに触れた記述をしたい。</p> <p>・目標指標の達成度とともに、全国や東北各県の状況を意識しながら、本県における取組を行うように努める。</p> <p>・今後の課題として可能性を検討したい。</p> <p>・本政策は、産業競争力の強化に向けた条件整備を図るものであり、今後も目的達成のため、各事業の必要性や効果を検証しながら政策の推進に努めたい。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・順調 (原案のとおり)</p>
6	<p>・当該施策は1～3次産業の幅広い分野での人材育成・確保を目指すものであり、各事業の実施状況からみて、県の「順調」という評価は適切なものと判断される。</p> <p>・設定された目標指標の多くがアウトプット指標のため達成度が「A」となりやすい。そのため個別事業の有効性の分析にはできる限りアウトカム指標(受講者の満足度、受講者の受賞など)も付記してほしい。</p> <p>・目標指標等の達成度「A」の結果に満足しないほしい。各事業の状況の「事業に関する社会経済情勢等」の欄にも付記されているように、県の人材育成・確保の水準は、目標指標はクリアしているものの、全国レベルで見れば決して高い水準にあるわけではない(例えば高卒者の就職内定率、男女間格差、新規就農者数など)。自己満足に陥ることなく、常に全国レベルでの人材育成を視野に入れた取組を続けてほしい。</p> <p>・目標指標等の達成状況を見る限りでは確かに順調そのものである。ただし、重要なのは人材がどのような経済活動の主体となり、どのような経済効果を生んだかという点であり、人材の育成による成果を人材を基調としない指標から掴む必要性もあるものと考えられる。</p> <p>・県民意識調査の結果を見る限りにおいては、確かに県民からの期待は大きいようにも考えられるが、満足度が高くないことが事業の周知を必要とすることの根拠とはならない。事業の周知が必要となる根拠として適するのは重視度において22.9%がわからないと答えている点である。</p>	<p>・できる限り成果指標としてアウトカム指標を設定し、個別事業の有効性の分析においてそれに触れた記述をしたい。</p> <p>・常に全国レベルを意識した取組を行うよう努める。</p> <p>・人材を基調としない目標指標等の設定については、今後検討したい。</p> <p>・御指摘の点について来年度以降の評価に活かしていきたい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・順調 (原案のとおり)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・現在のまま継続 (原案のとおり)</p>

■施策10(産業活動の基礎となる人材の育成・確保)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	新規高卒未就職者対策事業(再掲)	経済商工観光部・ 産業人材・雇用対策課	6,668	キャリアカウンセリングを中心とした支援により、新規高卒未就職者の早期就職を図るとともに、学卒未就職者を生み出さない社会づくりの観点から、子どもの発達段階に応じた職業意識・勤労観の形成促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規高卒未就職者対象「出前カウンセリング」の実施(7圏域各2回実施, 52人参加, 7人就職) ・しごと発見ノートの作成, 配布(県内中学校219校, 15,000部) ・みやぎ仕事作文コンクールの実施(小中高87校599編応募) ・県外企業就職者等による講話, 意見交換会の開催(3地域, 1,222人参加) ・若者の働く力を高める月間の制定, 記念講演会の開催(79人講演会参加)
2	キャリア教育総合推進事業(再掲)	教育庁・高校教育課	710	生徒のキャリア形成を目的とし, 社会人講師の招聘に係る経費を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が希望する社会人講師の招聘に関する事務手続き及び経費の補助(1,203回事業実施) ・学校が社会人講師を活用している一校当たりの日数 4.8日
3	職業観を育む支援事業(再掲)	教育庁・高校教育課	4,147	就職を希望する高校卒業年次の生徒を対象に, 就職試験対策を中心とした即効性のある支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・就職ガイダンス, マナー講習及び少人数制による模擬面接練習の実施(県内7地域33回開催, 延べ2,656人参加) ・就職内定率 95.1%(全国平均94.7%)
4	ポジティブ・アクション推進事業(再掲)	環境生活部・男女共同参画推進課	2,171	企業における女性の積極的登用のための措置, すなわちポジティブ・アクションを入札参加登録制度と関連づけて促進し, 企業における男女共同参画を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・県の入札参加登録業者約8,000社に対しポジティブ・アクション・シートを配布, 2,419社から回答 ・うち253社から入札参加登録の際の評点付与の前提となる確認書の交付申請があり, 審査の結果216社に対して確認書を交付 ・シート提出のあった事業所の中から県内事業所の訪問調査を実施し, うち2社を優良事業所として表彰 ・企業がシートを記入して自己点検することにより, 企業におけるポジティブ・アクションの取組が促進されており, 確認書の交付事業所数は昨年度に比べ, 80社増加
5	産業人材育成プラットフォーム構築事業	経済商工観光部・ 産業人材・雇用対策課	446	関係機関が相互に連携し, 創造性や実践力などの資質を持つ地域産業を担う人材を育成するため, 産学官による体系的な人材育成体制を構築し, 各種の人材育成に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官の人材育成機関の連携組織「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」の設置, 運営(平成19年6月設置, 産学官23団体で構成) ・産業人材育成フォーラムの開催(1回開催, 約60人参加) ・国の公募競争資金の獲得(4件5事業)
6	みやぎマーケティング・サポート事業(再掲)	経済商工観光部・ 新産業振興課	26,443	県中小企業支援センターである(財)みやぎ産業振興機構において, 起業から販路開拓まで一貫した支援施策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・起業家育成講座の開催(3回開催, 37人受講) ・実践経営塾の開催(23回開催, 48社参加) ・みやぎビジネスマーケットの開催(6回開催, 24社参加)
7	みやぎ海外高度人材育成活用事業	経済商工観光部・ 国際政策課	非予算的手法	地域産業を担う「国際人材」の育成確保に向け, 県内在住の留学生や外国人研究者等の地元への定着に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・高度実践留学生育成事業(管理法人テンプスタッフ)の実施支援(留学生18人参加) ・留学生向け企業説明会(日本学生支援機構主催)での県内企業の新規参加の誘引(4社参加) ・留学生の県内企業への就職者数 102人

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
8	新規就農者確保育成総合支援事業	農林水産部・農業振興課	120,217	農業実践大学校での教育提供を通して卒業者が農業に就業するよう支援を行います。また、認定就農者に対して、就農前研修の経費等に於ける就農支援資金の貸付けを行い、研修終了後、一定の要件を満たした場合当該資金の返済負担の軽減を行います。 ※認定就農者:新たに就農を希望する者で、就農計画を作成し、知事が認定した者	・農業実践大学校での教育提供(養成課程1年生39人,2年生52人在学/研修課程 延べ280人研修受講) ・農業への就業支援(養成課程卒業生52人のうち29人が農業従事) ・研修資金の貸付け、償還猶予及び償還免除の実施 ・就農者の確保(就農支援資金借受者の158人が農業従事)
9	森林整備担い手対策基金事業	農林水産部・林業振興課	23,347	林業就業者の福利厚生を充実するとともに、基幹林業技能作業士(専門的技術・知識を習得した労働生産性の高い林業技能者)の育成を進めます。	・基幹林業技能作業士育成研修の開催(54日,9人受講) ・基幹林業技能作業士認定者数(累計233人)
10	林業後継者育成事業	農林水産部・林業振興課	非予算的手法	林業後継者や将来林業の担い手となる青年等に対して、森林・林業に関する知識・技術を指導するとともに、林業後継者団体の活動を支援します。	・専門的な技術や知識を習得するための研修会「林業教室」の開催(11人受講)
11	沿岸漁業担い手活動支援事業	農林水産部・水産業振興課	2,492	水産業改良普及組織を軸にして、意欲と能力に溢れる漁業の担い手を確保育成するため、漁業体験(中学生から大学生)や経営改善のための学習会を開催するとともに、安定的な経営体の育成と経済活動を促進する観点から青年漁業者や漁村女性グループの起業化を図ります。	・経営改善等学習会の開催(3地区,延べ5回実施,201人参加) ・新技術習得のための学習交流事業の実施(3地区) うち塩釜地区において、効率的なアカガイ中間育成手法を実施 ・マリンチャレンジスクール、マリンカレッジの開催(2地区,延べ3回実施,57人参加) ・親子体験学習の開催(親子27組80人参加)
12	漁業後継者育成事業	農林水産部・水産業振興課	非予算的手法	漁業生産の担い手確保と中核的漁業者並びに意欲ある青年・女性漁業者及び漁業士などの漁業後継者団体(グループ)の自主的活動への支援及び資質向上を図ります。	・普及組織を中心とした活動支援,団体運営の指導 ・「宮城県青年・女性漁業者交流大会」において、漁協青年部女性部の活動内容発表6団体のうち,2団体を県代表として選出 ・「全国青年・女性漁業者交流大会」において、県代表女性部「水産庁長官賞」受賞,県代表青年部「農林中央金庫理事長賞」受賞
13	エコファーマー支援普及事業(再掲)	農林水産部・農産園芸環境課	778	持続性の高い農業生産方式(土づくり,化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う生産方式)を導入する計画を立て、都道府県の認定を受けた農業者(エコファーマー)の拡大を図ります。	・農業者等への啓発資料の作成,配布(80,000部) ・各地方振興事務所における農業者に対する認定に係る相談,支援の実施 ・農地・水・環境保全向上対策と関連するシンポジウムの開催(1回開催,600人参加)

施策体系	評価原案	
政策番号5: 産業競争力の強化に向けた条件整備		
<p>施策番号11: 経営力の向上と経営基盤の強化</p> <p>(施策の概要) 中小企業等の経営力向上や農林水産業の生産・販売力強化のための経営支援体制を充実していくとともに、融資制度の充実など多様な資金調達環境の整備に取り組み、社会情勢の変化に的確に対応できる経営体の育成を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 52.7% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 26.9%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく経営革新計画承認件数 A ・認定農業者数 A</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p style="text-align: center;">評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油価格の高騰、農林水産物の価格低迷など事業者の経営環境の厳しさが増す中で、各経営体の経営力を向上し経営基盤の強化を図るため、事業計画策定の支援、資金面での支援など総合的な取組を実施している。 ・(財)みやぎ産業振興機構の支援事業による支援企業数、経営革新計画の承認件数はそれぞれ年次目標を上回った。 ・また、県制度融資による平成19年度の新規融資実績額は、前年を約10%上回り、中小企業者の経営力向上と経営基盤の強化にある程度貢献したと判断する。 ・農業関係では、事業推進の結果、認定農業者数の増加や集落営農組織の新たな設立等により、一定の担い手が確保され、基盤整備事業の受益免責に対する認定農業者等の経営面積割合も増加した。同時に水田経営所得安定対策への認定農業者等(集落営農組織含む)の加入も促進された。 ・また、農業近代化資金等の前向き投資資金の平成19年度に新規融資実績額は、対前年比約118%となり、金融面からの支援策として十分活用されている。 ・更に、土地改良区の区債発行と国への繰上償還の実施により、市町村負担分約5.4億円、農家負担分約5億円の金利負担低減が図られた。 ・林業関係では、「優良みやぎ材」の出荷量に関しては、建築基準法改正による全国的な新規住宅着工戸数の減少や、原油価格高騰による一時的な乾燥機の稼働縮減等で目標を下回る状況にある。 ・水産業関係では、漁船漁業構造改革実践経営体について、現在、1グループ(2経営体)が漁船漁業構造改革計画に係る国の認定を受け、実施に向けて取組中である。気仙沼地域の遠洋まぐろはえ縄漁業では、母船式操業の計画(1経営体)をほぼ固め、認定に向けた最終作業を行っている。 ・建設業振興に関しては、建設業振興支援講座に予想を上回る受講者があり、経営力の向上等の目的の実現に貢献した。 ・このような中、県民満足度調査においては、施策に対して「不満足」の回答とともに「分からない」との回答が多く、施策のPRについては一層の取組が必要である。 ・以上の状況を総括し、商工業及び農林水産業全般に関して、経営力の向上と経営基盤の強化を図る取組については概ね順調に実施されたと判断する。
		<p style="text-align: center;">事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業や制度の周知と利用促進 ・県中小企業支援センターである(財)みやぎ産業振興機構の機能強化と支援企業の掘り起こし ・農林水産者の要望に応じた融資枠の確保や資金メニューづくり ・集落営農組織に対するフォローと経営基盤の強化に向けた支援 ・国営土地改良事業の地元負担金の一括償還、低金利資金調達等に関する情報提供 ・農業経営高度化支援事業に係る事業費の増額 ・「みやぎ材」利用促進に向けたユーザーのニーズである品質、価格、品揃え、量、納期に確実に対応する体制の確立 ・気仙沼地域、石巻地域における漁船漁業等の構造改革計画等の策定
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報チャンネルの確保や地方機関との連携強化による施策・事業のPR強化を図る。 ・県中小企業支援センターである(財)みやぎ産業振興機構の取組について一層の充実が図られるよう支援していく。 ・農業における担い手の確保のため地域での合意形成等に向けた支援を行うとともに、集落営農組織の活動や実践プラン策定等を支援し、早期に安定した経営体に移行できるよう支援していく。 ・国営土地改良事業については、地元償還金の繰上償還金の原資となる資金調達別の比較表を作成し、関係市町村や団体への説明を行い、円滑な事業推進を図る。 ・農業経営高度化支援事業においては、事業成果を確保しながら事務経費の節減を図っていく。 ・林業関係では、「みやぎ材利用センター」の設立により製品の供給体制が整いつつあることから、県内の住宅産業と連携し、「優良みやぎ材」の流通拡大を図る。 ・水産関係では、地域プロジェクト協議会において検討されている改革計画策定の支援を行うとともに、新たな地域プロジェクトの立ち上げを支援していく。 ・制度融資については、漁船漁業構造改革に係る金融制度説明会によるPRや、農協や漁協等の融資機関や関係機関との連携による融資促進、資金需要の把握に努める。

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・当施策の県の「概ね順調」という評価は、目標指標等の達成状況から見て適切と判断される。</p> <p>・ただし、いずれの目標指標等も目標を達成している中で、施策評価を「概ね順調」とした理由について、透明性のある評価が行われているのかどうかという点から疑問が残る。</p> <p>・評価シートの目標指標等の状況の「全国平均値や近隣他県等との比較」の欄にも記載されているように、目標値はクリアしていても全国水準等でみると、高いレベルに到達していないことが示されている。設定された目標値をクリアすることは勿論大切なことではあるが、最低限全国レベルを視野に入れて、目標とする県をベンチマークにしなが事業を進めていく姿勢を県職員には求めたい。当施策では特にそうした姿勢が大切である。</p> <p>・県民意識調査の回答として「わからない」については施策のPRによる工夫で対処できようが、「不満足」については施策のフレームワークそのものを見直すことを県民が望んでいると解釈するのが適切ではないか。ましてや、「満足」とほぼ同じパーセンテージを示しているのである。この状況下でPRによる対処を行うという考え方は、「不満足」とした県民からの貴重な意見をねじ伏せることに他ならない。確かに施策の効果としては確かに「概ね順調」であろうが、その評価と見解については疑問が残る。</p> <p>・課題として挙げている『みやぎ材』利用促進に向けたユーザーのニーズである品質、価格、品揃え、量、納期に確実に対応する体制の確立の項目については、政策3施策7との連携などの可能性について検討されるものではないのか。</p>	<p>・目標指標等は達成しているものの、一方で県民意識調査の結果(満足度の低さ)も踏まえ、総合的に判断した結果として「概ね順調」との評価を行った。</p> <p>・目標指標等の達成度とともに、全国や東北各県の状況を意識しながら、当県における施策の進め方について常に検討を行っていく。</p> <p>・各種事業の利用促進を図り、県民からより多くの意見をいただく意味からもPR強化を推進するとともに、県民の意見を反映させながら施策のあり方、事業の見直し等について検討していく。</p> <p>・政策3施策7と連携し、県内における「みやぎ材」の利用促進(地産地消)を通じた需要の創出に努めていくこととする。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね順調(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のまま継続(原案のとおり)

■施策11(経営力の向上と経営基盤の強化)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	県中小企業支援センター事業	経済商工観光部・新産業振興課	170,404	県中小企業支援センターである(財)みやぎ産業振興機構において、中小企業等の経営革新、取引支援、販路拡大等の総合的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談の実施(1,103社) ・専門家派遣の実施(48社) ・プロジェクトマネージャーやサブマネージャーを中心とした企業指導、中小企業の取引拡大に向けた支援等の実施
2	みやぎマーケティング・サポート事業	経済商工観光部・新産業振興課	26,443	県中小企業支援センターである(財)みやぎ産業振興機構において、起業から販路開拓まで一貫した支援施策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・起業家育成講座の開催(3回開催, 37人受講) ・実践経営塾の開催(23回開催, 48社参加) ・みやぎビジネスマーケットの開催(6回開催, 24社参加)
3	中小企業経営革新事業	経済商工観光部・新産業振興課	6,850	中小企業新事業活動促進法等に基づき、中小企業等の経営革新の取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・経営革新計画の承認(58件) ・中小企業経営革新支援補助金の交付(2件)
4	地域営農システム推進支援事業	農林水産部・農業振興課	1,361	水田農業の担い手確保と経営の安定化を図る「水田経営所得安定対策」の対象となる「認定農業者」や「一定要件を備えた集落営農」を確保・育成するため、地域営農システム構築の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域営農システム普及啓発研修会等の開催(23回開催) ・水田経営所得安定対策への加入普及啓発(4~8月, 認定農業者2,323経営体, 集落営農組織434組織加入) ・集落営農組織活動のフォローアップのための全組織を対象とした実態調査の実施(10~11月) ・集落営農事例集の作成
5	国営土地改良事業負担金償還対策事業	農林水産部・農村振興課	非予算的手法	国営土地改良事業負担金に係る農家等の金利負担軽減を図るため、低金利資金により、繰上償還を推進します。償還対策計画の8地区のうち、平成18年度までに5地区が対策実施済みとなっていることを踏まえ、平成19~21年度にかけて、残る3地区(江合川地区, 鳴瀬川(一期)地区, 鳴瀬川(二期)地区)での対策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・国営土地改良事業の地元負担金を関係市町, 関係土地改良区, 県土地改良事業団体連合会と連携し, 金融機関等から借り入れた低金利資金により国へ全額繰上償還できるよう関係団体への支援, 調整(江合川地区, 対象農家5,415戸, 関係土地改良区3団体, 関係市町3団体)
6	農業経営高度化支援事業	農林水産部・農村整備課	107,520	本事業は、認定農業者等の経営力向上と経営基盤の強化を図るため、経営体育成基盤整備事業と一体的に認定農業者等(担い手)の育成と農地利用集積の促進を支援します。また、認定農業者等への農地集積の増加割合に応じて促進費を助成し基盤整備事業に参加している農家の負担軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積を推進するための指導, 調査及び調整等の活動実施(県内82地区, 688回) ・経営体育成基盤整備事業における受益面積に対する認定農業者等の経営面積割合52%(対前年度比27ポイント増)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
7	「優良品やぎ材」 流通強化対策 事業(再掲)	農林水産部・林業 振興課	7,064	「優良品やぎ材」の一層の流通拡大と認知度向上を図り、県産材のブランド化を推進するとともに、木材関連産業の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・「優良品やぎ材」の安定供給体制の整備及び県民に対する普及活動に関する支援 ・「優良品やぎ材」出荷量 12,800m³ ・「優良品やぎ材」出荷額 742,400千円
8	漁船漁業構造 改革促進支援 事業(儲かる漁 船漁業創出支 援事業)(再掲)	農林水産部・水産 業振興課	153	厳しい経営状況にある漁船漁業から脱却するため、操業コストの削減、省エネ省人化、水揚物の高付加価値化等、漁獲操業方法から販売方法に至るまで総合的な改革(いわゆる構造改革)を産地市場や流通加工業関係者との連携のもと実践するグループ等に対し、支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「漁船漁業構造改革地域プロジェクト」の設置(気仙沼、石巻の2地域) ・国による漁船漁業の構造改革実践のための計画認定(石巻地域、1グループ(2経営体))
9	建設業経営多 角化支援事業	土木部・事業管理 課	2,241	自立した、意欲と能力のある建設業を育成するため、建設業総合相談窓口を設置するとともに経営多角化等に関する各種経営支援講座を開催するなどの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業総合相談会(ワンストップサービス)の実施(18者から20件の相談、相談回数延べ54回) ・建設業振興支援講座の開催(3回開催、130人受講) ・建設産業支援パッケージ等パンフの作成、配布(1,600部)
10	中小企業金融 対策事業	経済商工観光部・ 商工経営支援課	43,286,000	中小企業者の経営力の向上と経営基盤の強化を図るため、県制度融資取扱金融機関に対して原資を預託し、安定的かつ低利な資金を融通するとともに、各種融資制度に関する指導に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・県制度融資の原資預託(43,286,000千円) ・県制度融資の新規融資実行(3,811件、74,109,089千円)
11	農林水産金融 対策事業	農林水産部・農林 水産経営支援課	2,361,029	経営改善や規模拡大を目指す農林水産業者を金融面から支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・利子の補給(148,241千円) ・融資機関への預託(2,174,489千円) ・保証機関に対する出えん等(549千円) ・その他損失補償等(37,750千円) <p>※参考:融資率(融資・貸付実績/融資枠) 単位:百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業 50.9% (2,801/5,500) ・林業 36.7% (656/1,787) ・水産業 25.1% (2,557/10,200)

施策体系	評価原案	
政策番号5:産業競争力の強化に向けた条件整備		
<p>施策番号12:宮城の飛躍を支える産業基盤の整備</p> <p>(施策の概要) 県内産業の飛躍のためには、その基盤となる交通・物流基盤の整備が不可欠です。そのため、空港・港湾の機能強化を進めるとともに、それらの活用促進を目指します。また、県内外の連携や交流促進のため高規格幹線道路をはじめとする広域道路ネットワークの整備を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 63.4% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 38.2%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量 A ・仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き) A ・仙台空港利用者数 B ・仙台空港国際線利用者数 B ・高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合 A</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策評価(総括)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p> <p>評価の理由</p> <p>(目標指標等) ・「仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量」及び「仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き)」は目標値を上回っており、順調に推移している。 ・「仙台空港利用者数」は目標値を下回ったものの達成率は96.3%であり、「仙台空港国際線利用者数」についても前年度比102.5%と伸びており、目指す方向に推移している。 ・「高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合」は95.0%と目標を達成している。 (県民意識調査結果) ・重視の割合が63.4%と重要ではないとする割合15.2%を大幅に上回っており、県民は本施策を必要と感じていると判断できる。また、満足度は38.2%となっており、今後も本施策を推進する必要がある。 (事業の実績及び成果等) ・施策を構成する各事業は、施策実現のため必要性は妥当であり、一定の成果があったと判断できる。</p> <p>・以上のことから、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。</p>
		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策の課題等と対応方針</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <p>・施設の整備には、多額の費用と多くの時間を要するとともに、緊縮財政の下で効率的な執行が求められている。 ・仙台塩釜港(仙台港区)では、過去最高の取扱貨物量を記録し、特にコンテナ貨物は毎年10%を超える伸びを示しており、コンテナ貨物増大への対応や船舶の大型化への対応が必要となっている。</p>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策の課題等と対応方針</p>	<p>【次年度の対応方針】</p> <p>・各事業の推進に当たっては、一層のコスト削減と事業の効率化を図る。 ・仙台塩釜港については、諸課題に対応するため、平成20年度中の港湾計画改訂を目指す。</p>

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・当施策は空港関係を除き目標指標は達成されており、「概ね順調」という県の評価は適切と判断される。</p> <p>・ただし、目標となる各指標を見る限りにおいては、仙台空港の活用について大きな課題が残っているものと考えられる。確かに方向性は施策の効果が現れているものとなっているが、将来的に他の施策の足を引っ張る形にならないかどうかという点考えた場合には疑念が残る評価である。</p> <p>・進捗状況については確かに順調であるため現在のまま事業構成を維持することには意義が認められる。ただし、本施策は他の施策がスムーズに実現する上でも重要な位置づけにあるものであり、弛まぬ検討作業や事例研究が必要であるものと考えられる。そのため、現在の事業構成という枠組みの中で更なる飛躍の可能性について検討する余地があるのならば、そのような作業の必要性も今後の課題として含む必要があるのではないかと考える。</p>	<p>・目標達成のため、行政や経済団体で構成している仙台空港国際化利用促進協議会への参画を通じて、仙台空港の利用促進について努めていく。</p> <p>・本施策は、県内産業の飛躍のため、その下支えとなる交通・物流基盤の整備をしようとするものであり、今後も目的達成のため、各事業の必要性や効果を検証しながら、事業の推進に努めていく。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね順調 (原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のまま継続 (原案のとおり)

■施策12(宮城の飛躍を支える産業基盤の整備)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	仙台国際貿易港整備事業	土木部・港湾課	287,100	仙台塩釜港のコンテナ貨物量の増大に対応するコンテナターミナルの機能拡充や船舶の大型化に対応する埠頭を整備し、港湾の利便性向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナターミナルの機能拡張及び埠頭整備 ・ガントリークレーン一部製作、高砂埠頭拡張調査設計、中野埠頭一部岸壁改良 ・外貿コンテナ貨物取扱量(実入り) 128,461TEU
2	石巻港整備事業	土木部・港湾課	1,215,500	石巻港雲雀野地区における船舶接岸の安全性を向上させるため、南防波堤及び西防波堤の整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・南防波堤の整備(1,660m) ・西防波堤の整備(607m) ・製品出荷額(木材・木製品、紙・パルプ) 1,336億円
3	港湾振興対策事業	土木部・港湾課	4,524	定期コンテナ航路の維持・充実と取扱貨物の集荷促進のため、企業等に対するポートセールスを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・船社、荷主企業等に対する個別訪問の実施(船社 延べ38社、荷主企業等 106社) ・仙台国際貿易港視察セミナー等、各種セミナーの開催(5回開催) ・外貿コンテナ貨物取扱量(実入り) 128,461TEU
4	仙台港背後地土地区画整理事業	土木部・都市計画課	2,715,103	仙台国際貿易港の世界へのゲートウェイ的機能と仙台東部道路等の交通ネットワークを活かし、東北の産業経済拠点としての機能強化を図るため、仙台港背後地に商業・流通業務地を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地整地・道路築造工事、建物等の移転補償及び埋蔵文化財の発掘調査の実施 ・仙台港背後地地区内の基盤整備・土地造成 ・土地造成面積 5.7ha ・仙台港背後地地区市街化率 56.6%
5	仙台空港利用促進事業	土木部・空港臨空地域課	9,514	国内外の交流拠点である仙台空港の機能を強化するとともに、一層の活用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台空港国際化利用促進協議会への参画 ・エアポートセールス実施(44回、うち外国エアラインへのエアポートセールス26回実施) ・仙台空港利用者数(国内線、国際線) 3,321千人(うち仙台空港国際線利用者数 347千人)
6-1	仙台空港臨空都市土地区画整理事業資金貸付金	土木部・空港臨空地域課	50,000	円滑なまちづくりを推進するため、初動資金需要、保留地処分までのつなぎ資金需要への対応を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理組合に対する初動資金の貸付 ・下増田、関下の両区画整理事業区域で処分された保留地 18ha ・下増田、関下の両区画整理事業区域の市街化率 27.2%(32.2ha)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
6-2	関下・下増田臨空土地区画整理補助事業	土木部・空港臨空地域課	1,800,000	仙台空港周辺の拠点形成に向けて、仙台空港アクセス鉄道沿線の流通・商業機能を有する臨空都市の整備を推進するため、土地区画整理事業を実施する組合に対して支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理組合への補助 ・下増田，関下の両区画整理事業区域で供用開始された都市計画道路 1.6km ・下増田，関下の両区画整理事業区域で処分された保留地 18ha ・下増田，関下の両区画整理事業区域の市街化率 27.2% (32.2ha)
6-3	(都)大手町下増田線街路事業	土木部・都市計画課	151,400	JR東北本線と増田川に交通が分断されている関下，下増田臨空土地区画整理地内と名取市西側市街地とを結び，踏切による慢性的な渋滞の緩和と臨空地域の利便性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・飯野坂地区の用地買収 (A=895.6㎡)
7-1	高規格幹線道路整備事業	土木部・道路課	4,792,853	地域間の活発な交流を支え，自動車の高速交通の確保を図るため必要な自動車専用道路ネットワークを整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・高規格幹線道路(三陸縦貫自動車道，仙台北部道路)の整備(供用延長11.6km，IC40分圏カバー率95.0%)
7-2	地域高規格道路整備事業	土木部・道路課	1,169,000	県内各地と仙台空港や仙台国際貿易港等の拠点施設，県内外の中心都市を結び，人やモノが速く，安全に，行き来できるようにするため，地域高規格道路を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域高規格道路(みやぎ県北高速幹線道路)の整備(IC40分圏カバー率95.0%)
8	広域道路ネットワーク整備事業	土木部・道路課	4,637,000	国際交流・物流拠点の機能強化や，物流の効率化，豊富な観光資源の活用等を図るため，高規格道路の供用時期に合わせたアクセス道路の整備や，産業拠点の形成及び地域連携を支援する，広域道路を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・広域道路ネットワークの整備(完成箇所数1工区，道路改良率91.9%)

2. 安心と活力に満ちた地域社会づくり

政策番号 6

施策体系	評価原案	
<p>政策番号6: 子どもを生み育てやすい環境づくり</p> <p>(政策の概要) 子どもを取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域で子どもを育てる機能が低下していることから、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる地域づくりが必要です。また、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進し、出生率低下に歯止めをかけていくことも大切です。このためには、まず何よりも家庭の中で子どもを生み育てることに對する希望や喜びを社会全体として共有できるよう意識の醸成を図ることが重要です。 また、男女の共同による子育て意識の定着を図り、夫婦が共に協力し合いながら、仕事と子育てが両立できるような社会環境の整備を促進します。同時に、男女が共にその個性と能力を發揮し、様々な分野で協力し合い支え合う男女共同参画社会の実現に向け、女性の雇用機会の拡大や就労支援を促進し、女性の就業率の向上などに取り組んでいきます。 さらに、周産期・小児医療体制の充実を図るとともに、市町村なども連携し、保育所の増設や一時保育など多様な保育サービスの充実を図ります。また、行政と地域が連携し、児童虐待等の防止体制を強化します。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p> <p>政策評価(総括)</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて、2つの施策で取り組んだ。 施策13で、仕事と生活の両立のための労働環境の改善に取り組む企業が徐々に増加してきており、また、子育てや小児医療に対する相談窓口の設置などにより、安心して子育てできる社会環境の整備が進んだ。 施策14で、家庭・地域の人々が学校教育活動に参画したり、子どもの生活習慣の改善や健全育成についての意識が高まるなど、これまでの実施による成果が確実に現れてきた。 以上のことから、子どもを生み育てやすい環境づくりは、概ね順調に推移していると考えられる。
<p>施策番号13: 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり</p> <p>(施策の概要) 核家族化、少子化の進行など子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、安心して子どもを生み育てることができる地域社会と、すべての子どもがその個性を尊重され健やかに成長できる環境づくりを目指します。</p> <p>□ 県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 89.8% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 42.6%</p> <p>□ 目標指標等及び達成度 ・合計特殊出生率 A ・従業員300人以下の中小企業における一般事業主行動計画策定・届出事業者数 A ・育児休業取得率(男性) A ・育児休業取得率(女性) A ・保育所入所待機児童数 B</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p> <p>政策評価(総括)</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標指標等の状況は、目標値に達していない項目があるものの、初期値と比較して、平成19年度の実績値が着実に向上していることが明らかとなった。 県民意識調査からは、重視度について、「重視」の割合が89.8%である一方、満足度について、「満足」の割合が42.6%と5割を下回っており、重視度と満足度との乖離が大きいことから、県民の期待が非常に大きい分野であると考えられる。 社会経済情勢等からは、子どもを生み育てやすい労働環境の整備による仕事と生活の調和実現の重要性がうかがえる。 施策を構成する事業の状況では、子育て支援や労働環境の整備に関連する事業を通じて仕事と生活の両立を促進する一方、子育てや小児医療に対する相談窓口の設置などにより、安心して子育てできる社会環境の整備が進んだ。 以上のことから、本施策は概ね順調に進められてきていると判断できた。
<p>□ 事業構成の方向性</p> <p>見直しが必要</p> <p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>事業構成の方向性</p> <p>見直しが必要</p> <p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民意識調査の結果では、優先すべき項目として、「育児休業取得の促進や職場復帰しやすい環境づくりなど、職場における仕事と子育ての両立支援策」が20.0%と高い。一方、県内の中小企業の両立支援に対する取組はまだ端緒についてばかりであり、企業の両立支援をさらに促進するための事業を充実させる必要がある。 <p>【施策を推進する上での課題等】 ・住民サービスの向上のためには、多額の財源が必要となる事業がある。</p> <p>【次年度の対応方針】 ・職場における仕事と子育ての両立支援については、県の施策のみでは限界があることから、国の労働関係機関と連絡調整を緊密に行い、市町村とも連携した効果的な取り組みについて検討する。 ・住民サービス向上のための財源確保については他県でも苦慮しているところであり、また、国においても、新たな枠組みの構築の必要性についての認識も高まっていることから、様々な機会を捉えて国に早期の枠組み構築を要望していく。</p>

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
2	<p>・多くの課題があるが、実態の分析に基づく適切な施策の展開で改善が可能と考えられるものが多い。これに迫る検討が不十分で、「概ね順調」という自己評価は妥当性を欠く。</p> <p>・重視度が約90%というところに県民の切実な叫びを感じる。これに対して満足度は約43%に過ぎず、県の事業構成の方向性について「見直しが必要」という認識は正しい。とすれば、施策の成果(進捗状況)が「概ね順調」との評価も見直すべきである。</p> <p>・施策13は、そもそも重視度が非常に高く、89.8%の人が子育てをなんとか後押しするようにしてもらいたいという切実感が本当に強い。これに比べると随分違ってくると感じる。直接には住んでいる市町村が対応すべきことが多いかもしれないが、県としても、早急に手を打つべきである。</p>	<p>・目標指標の数値が着実に向上し、改善の方向に進んだことから、政策の成果を「概ね順調」と評価したものであるが、施策13において、県民のニーズの増大に施策が応えきれていない状況もあることから、政策の成果を「やや遅れている」に修正する。</p> <p>・施策13の評価を「やや遅れている」に修正する。</p> <p>・子育て支援など市町村が実施主体となっている事業については、市町村との連携も図りながら、県民ニーズを踏まえた施策の展開を図っていききたい。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・やや遅れている (原案を修正)</p>
2	<p>・目標指標等である「合計特殊出生率」について、なぜ宮城県で上昇しているのかを分析しないとどういった施策を行えばよくなるのか分からない。実際に保育所が整備されているからなのか、働きやすい環境ができてからか、一時的なものなのか、そういうものを評価しないと全国にもっと水をあけられる。本県ではもともとと高くはない上に上昇率が高くない。本県に特有の何かがあるのではないか。</p> <p>・目標指標等である「待機児童数」に関して、都市部と農村部で条件が違うなら、都市部での問題はこうで、どんな対策を取って、こういう効果をあげているというのがない。なぜこうなっているのかという現状分析が施策を進める上での大事な要素になると思う。調査を行うなど、もう少しよくやってもらいたい。</p> <p>・児童クラブ等活動促進事業や待機児童が多かったりと、いろんな意味で子どもを預けたいというニーズがあるが、働くことを保証するような対応がうまくいってない感じを受ける。</p> <p>・少子化対策と言っても実質的に女性が安心して働ける、職場と子育てが両立できる体制を整備することが求められる。それが整わないために、子どもを生んだら損という、生まない方がよいというのがすっかり蔓延している。宮城だけじゃなく全国の状況だが。</p> <p>・待機児童数に関しては、徐々にどうにかなるというところか、解決しそうでない詰まったままで置いておかない、というのか。県の記載内容を読んだ感じでは、どうしようかという有効な方策や見通しがないように感じた。</p>	<p>・合計特殊出生率については、学生層の流入人口と卒業後の流出人口が多い場合に数値が低くなる傾向があり、宮城県においてもそのような傾向が見られることから、全国値を下回る一要因になっていると考えられる。一方、委員会の意見にある保育所の整備や働きやすい環境も出生率に影響を与える要因になると推測できるものの、どの程度影響を与えているかを計測することは困難であり、本県に特有の何かを断定的に抽出するまでには至っていない。</p> <p>・「待機児童数」については、市町村が整備する保育所の定員と保育ニーズとのギャップにより発生するものである。待機児童の多い市町村には、保育所の定員増等の対応により待機児童の解消を図るよう指導を行っていききたい。</p> <p>・市町村によっては、子どもを預けたいというニーズの増大に放課後児童クラブや保育所の整備が追いついていない状況がある。</p> <p>・少子化対策については、仕事と子育ての両立できる環境の整備など、国全体が共通に抱える課題の解決が重要だと認識しており、保育所や放課後児童クラブなどの保育環境の整備とともに、仕事と子育ての両立を支援する企業の取組を促進することによって、子どもを生み育てることが個人にとっても社会にとっても重要だと思うような社会環境の整備を推進していく。</p> <p>・保育所や児童クラブについては、市町村も年々増大するニーズに対応すべく努力しているものの、ニーズに追いつかない状況が見受けられる。特に放課後児童クラブ運営費に対する県の補助については、県の厳しい財政状況から、市町村要望に十分に応えられていない状況にあり、市町村に効率的な運営を求めるなど、経費の縮減に努めつつ、市町村の要望に応えられるように努力する。</p> <p>本施策の目標指標の数値は改善の方向に進んでいるが、県民のニーズの増大に応えきれていない部分もあることから、施策の成果を「やや遅れている」に修正する。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・やや遅れている (原案を修正)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・見直しが必要 (原案のとおり)</p>

■施策13(次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	次世代育成支援対策事業	保健福祉部・子ども家庭課、子育て支援室	6,238	「新みやぎ子どもの幸福計画」の推進にあたり、計画の進捗管理について、「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」を開催し、意見・提言を求めます。 また、NPOとの協働による相談事業・次世代育成支援に対する意識啓発と機運醸成を図ります。	・次世代育成支援対策地域協議会の開催(1回) ・子ども専用相談推進事業の実施(NPOとの協働による子ども専用相談通年実施、子どもの声調査検討部会3回開催) ・地域まるごと子育て支援モデル事業の実施(モデル市町村2市町へ補助) ・子育てシンポジウムの開催(1回開催、約600人参加)
2	子育てにやさしい企業支援事業	保健福祉部・子ども家庭課	782	一般事業主行動計画を届け出た、あるいは届け出る予定のある企業から子育て支援策に関する取組の提案を募集し、奨励企業を選定し、助成します。また、子育て支援策の成果を募集し、その成果が顕著である企業を選定し、表彰します。	・奨励企業の選定及び選定企業への助成(2社) ・子育てにやさしい企業の選定及び表彰(最優秀賞1社、優秀賞2社)
3	「仕事」と「家庭」両立支援事業	経済商工観光部・産業人材・雇用対策課	701	働く女性の仕事と家庭の両立支援のために、市町村において会員相互で子どもの預かり援助を行うファミリー・サポート・センターの設立促進や両立支援等をテーマとしたセミナーを行います。	・ファミリー・サポート・センターの開設(2箇所、栗原市・東松島市) ・仕事と家庭の両立支援事業補助金による助成(1件、石巻市) ・仕事と家庭両立支援セミナーの開催(2回開催、268人参加)
4-1	一時保育事業	保健福祉部・子育て支援室	21,239	保護者の疾病や災害等に対応するため保育所等において児童を一時的に保育する場合に補助します。	・緊急、一時的な保育を実施する保育所等への補助(15市町35箇所、17,372人利用、市町村での単独実施を加えると20市町56箇所で実施)
4-2	地域子育て支援センター事業	保健福祉部・子育て支援室	190,245	子育て親子の交流を促進する子育て支援拠点を地域に設置し、育児相談、子育て支援情報の提供等を行う場合に補助します。	・子育て支援の拠点である地域子育て支援センターへの運営費補助(19市町村50箇所、259,903人利用、市町村での単独実施を加えると20市町村61箇所で実施)
5	児童クラブ等活動促進事業	保健福祉部・子ども家庭課	151,020	地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所作りを推進するため、市町村において教育委員会が主導して福祉部局と連携を図り、原則として全小学校区で総合的な放課後対策を実施します。	・市町村が実施する放課後児童クラブの運営経費に対する補助金の交付(30市町120クラブ)
6	地域組織活動育成事業	保健福祉部・子ども家庭課	6,382	児童の健全育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域活動に要する経費に対して補助し、地域の子育て支援体制の形成を促進します。	・市町村が母親クラブに助成する経費に対する補助金の交付(19市町51クラブ)
7	子どもメンタルサポート事業	保健福祉部・子ども家庭課	8,618	児童精神科医師により心の問題を有する子どもの治療や親に対する専門的なケアを行うとともに、子どもの状態に応じた社会適応訓練を提供します。 さらに、さまざまな問題により学校不適応となった児童生徒の復学や社会的精神的自立を図るための支援を行います。	・子どもメンタルクリニック事業の実施(子どもメンタルクリニック(仙台、大崎、石巻、気仙沼)開所延べ日数 399日、患者延べ人数 4,833人) ・子どもデイケアの実施(延べ789人通所) ・不登校児童等支援事業(適応指導教室(けやき教室)への職員等派遣)の実施(教室訪問支援 1教室、指導員研修 1回)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
8	ファミリーグループホーム事業	保健福祉部・子ども家庭課	867	里親が運営し、複数の要保護児童を受託して養育するグループホームに対し、運営費の補助を行うことにより、保護を要する児童に対して家庭的な環境を提供し、児童の社会的自立の促進を図ります。	・里親が運営するグループホームに対する運営費補助(1箇所)
9	親(母)と子の宿泊型生活サポート事業	保健福祉部・子ども家庭課	9,345	虐待関係にある乳幼児とその親(母)とを対象に、通所・宿泊により、不適切な育児を回避するための生活・育児スキルを習得できるように支援します。	・育児不安や負担を感じる親(母)と乳幼児に対する通所及び宿泊の育児支援サービスの実施 ・育児技術未熟な親(母)に対する子育てアドバイス等の支援 ・家族再統合に向けた施設措置児童とその家庭への支援(支援延べ人員3,149人、家庭復帰等による支援終了家族数21)
10	子ども虐待対策事業	保健福祉部・子ども家庭課	17,800	地域子どもセンターに相談のあった児童に対して、必要に応じて心理判定やIQ検査等を行います。また、土日・祝日等の虐待通告や相談に対応できるよう、虐待緊急相談の対応職員を配置するとともに、各保健福祉事務所にある、家庭児童相談室の運営事業を行います。	・地域子どもセンターに相談に来る児童の判定 ・土日・祝日等に相談があった際の対応職員配置 ・各保健福祉事務所への家庭児童相談員の配置
11	母子保健児童虐待予防事業	保健福祉部・子ども家庭課	822	各保健福祉事務所において、市町村と連携し未熟児や要支援家庭への訪問等の支援、事例検討会、ハイリスク者のグループミーティングを地域で展開します。また、関係機関と連携し、虐待予防に従事する職員の資質向上のための研修、事例検討会への技術支援を強化します。	・研修会の開催(基礎・専門、3回開催) ・研修会の開催(各圏域毎、16回開催) ・事例検討会の実施(各保健福祉事務所、13回開催) ・親と子のグループミーティングの実施(3箇所、16回開催) ・関係者会議の開催(5回開催)
12	児童養護施設整備推進事業	保健福祉部・子ども家庭課	0	補助金交付要綱を制定し、児童養護施設の施設整備補助金を交付し、施設の新規開設及び改築に向けての支援、指導等を行います。	・社会福祉法人への補助金交付(1箇所、改築、平成20年度への繰越事業)
13	小児救急医療対策事業	保健福祉部・医療整備課	7,000	小児救急医療に係る体制の整備と育児不安の解消を図るため、一般住民向けの電話相談窓口の設置等を行います。	・電話相談の実施(土日・祝日等121日、相談件数2,068件)
14	不妊治療相談・支援事業	保健福祉部・子ども家庭課	42,400	不妊に悩む夫婦等に治療や医療機関等についての情報提供や精神的・身体的相談に応じます。また、不妊治療を受けている夫婦を対象に、1年度あたり10万円を限度に年度内2回まで、通算5年間治療費の一部を助成します。	・不妊専門相談の実施(電話相談等106件) ・特定不妊治療費助成事業の実施(413件)
15	新生児聴覚検査療育体制整備事業	保健福祉部・子ども家庭課	292	県内の産科医療機関において実施されている新生児聴覚検査で発見された対象児に対して、検査から療育までの支援体制を構築します。	・新生児聴覚検査療育体制整備検討会の実施(3回実施) ・新生児聴覚検査事後対応マニュアルの作成、配布

施策体系	評価原案		
政策番号6:子どもを生き育てやすい環境づくり			
<p>施策番号14:家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成</p> <p>(施策の概要) 家庭、地域と学校の協働により、子どもの基本的な生活習慣の定着へ向けた運動を展開するとともに、教育に対する地域全体での支え合いを推進する組織体制の確立、子どもの多様な学習・体験機会の創出を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 85.0% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 47.6%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・朝食を欠食する児童の割合(小学5年生) B ・学校と地域が協働した教育活動(学社融合事業)に取り組む小・中学校の割合 B</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等の状況からみると、目標値には到達していないものの、平成19年度の実績値が着実に向上していることが明らかとなった。 ・県民意識調査からは、本施策に対する満足度では、「満足の割合」が47.6%と半数を下回っており、取組の成果を県民が実感できるより積極的な事業展開が必要である。一方で「重視の割合」が85.0%と、県民の本施策への大きな期待をうかがい知ることができた。 ・施策を構成する事業の状況では、対象の4事業についての状況や分析結果から、家庭・地域の人々が学校教育活動に参画したり、子どもの生活習慣の改善や健全育成についての意識を高めるなど、これまでの実施による成果が確実に表れてきた。 ・以上のことから、本施策は概ね順調に進められてきていると判断できた。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <p>現在、本施策に係る事業は、子どもの健全な育成に向けて、家庭・地域教育力の向上に直接・間接的に働きかけるもの、また学校教育の充実のために家庭・地域と学校の協働の取組を促進させるものという観点で構成されている。</p> <p>平成20年度も事業構成を現在のまま継続させていくことにはなるが、「みやざらしい協働教育推進事業」が平成20年度で終期となるため、それを発展的・継続的に移行できるような事業体系を最終年度内に策定する必要がある。</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <p>県民意識調査の本施策に対する満足度で、「わからない」と回答した割合が22.5%であったことから、この取組が県民に十分浸透しているとは言いがたい。「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」の取組について、県民に広く認知されるよう県広報、ホームページ、研修会、報道等の様々な機会や場を活用して普及・啓発を図ることが重要である。</p>	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <p>本施策の一事業である「みやざらしい協働教育推進事業」は、県内市町村への協働教育の普及・振興を図るきっかけづくりとして平成17～20年度を期間としたものである。当該事業が廃止になった平成21年度以降も、家庭・地域と学校との協働教育が、活発かつ、安定的・継続的に推進できるように、協働教育モデル実践の成果や県協働教育振興会議の協議を踏まえ、教育庁の立場から具体的施策・事業を定め、充実を図っていく。</p>	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
2	<p>・目標指標等である「朝食を欠食する児童の割合」に関して、「全くとらない」子どもを「とる」ようにさせるのが大事なのか、「とらないことが多い」ような子どもがもっと「とる」ようにすることが大事なのか。それによってものごくやり方が違うと思う。もっと中身を詳しく見ようとしないと何が問題かが分からないと思う。</p> <p>・欠食対策に関連して、例えば青森県だと余っているリンゴがあるからこれをそういうものに使ってもらおうとか、宮城県だと余っている米があれば、少し貰って使ってもらおうとか、何かそういう工夫も入って地域性を上手く使えば、食べてこない子どもを空腹に置かないことができる。それから精神論だけを鼓舞するだけではないものもあるのかと思うし、この施策の一つの大きな柱にしてもらいたい。</p> <p>・「はやね・はやおき・あさごはん推奨運動」に関して、例えば夜遅くまで起きていうことには、勿論家庭にも問題はありますが、社会自体が、夜照明が明るかったり、コンビニがあったりというのもある。夜の照明を少し暗くすれば、子どもたちも寝ざるを得なくなる。ただキャンペーンだけを張るよりは、社会環境もそういうことになってますというのも関係者としては、大事なことではないか。</p> <p>・「はやね・はやおき・あさごはん推奨運動」について、肥満と何か関連があるのではないか。肥満の割合などを捉えていくこともこの施策からすると大事だ。</p> <p>・食育を基本として態勢をとるのであれば、食育を担う教諭を設置することも進めなければならない。全国的に見ると設置数はずいぶん少なすぎるように思われる。</p> <p>・欠食する児童について、非予算ならば、むしろボランティアな運動を組織するなど、地域皆で自分たちの街を支えていくようにしなければならない。宮城県の何箇所かでそういう運動を展開してみてもどうか。1箇所でも成功すると良い影響が広がるにちがいない。地域起こしは、そのような助け合いの精神運動にまで高める必要があるのではないか。</p>	<p>・この施策の構成事業である「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動は、児童生徒における毎日の朝食摂取のみならず、家庭における基本的な生活習慣全体の確立を目指すものである。この運動の指標として設定している朝食を欠食する児童の割合(小学校5年生)は減少傾向を示しており、成果が見られていると考える。</p> <p>・朝食を欠食する児童への対応については、子どもの健全な育成にとって、家庭・学校・行政等がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であり、児童が朝食をとることは家庭の最も基本的な役割であることから、まず、家庭がしっかりとした役割を果たせるよう学校と家庭が連携し家庭の教育力の向上に努めていきたい。</p> <p>・社会環境を子どもの健全育成にとって望ましい姿に変えて行くことも必要と考えているが、そのためには、県民・企業等の理解を得ることが重要であり、今後、企業や民間団体等も巻き込んだ運動を展開していきたい。</p> <p>・本県児童生徒の肥満の傾向は、統計調査の結果、全国平均より高くなっていることから、「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動による規則正しく充実した生活を通して、豊かな心と健やかな体の育成という観点から健康教育等も含めて、家庭との連携を図りながら取り組んでいく。</p> <p>・栄養教諭については、平成18年度から計画的に新規採用を進めており、今年度までに25人の配置が終わっている。配置数は全国47都道府県で18番目であり、来年度以降も、計画的に配置を増やしていく予定である。</p> <p>・欠食する児童については、学校と家庭が連携し、対応していきたいと考えているが、「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動については、NPO等民間の推進団体ともイベントやキャンペーン、調査など諸事業の実施にあたり相互支援等の連携を進め、運動の広がりにも努めている。</p> <p>最後に本施策の評価について、本施策のもう一つの柱である「学校と地域が協働した教育活動」においては、各学校の活動状況から家庭・地域との協働教育の広がりが確認できるなど、順調に推移してきているところである。このように、本施策の2つの目標指標の数値が着実に向上し、改善の方向に進んでいることから、施策の成果を概ね順調と判断する。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね順調(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のまま継続(原案のとおり)

■ 施策14(家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	はやね・はやおき・あさごはん推奨運動	教育庁・総務課, 教育企画室, 義務教育課, スポーツ健康課, 生涯学習課	非予算的手法	「はやね・はやおき・あさごはん」といった基本的な生活習慣の子どもへの定着に向けて、各種パブリシティの活用や各学校を通じて、広く県民や家庭へ呼びかけるとともに、各学校での独自の取組について、ホームページ等を通じて各学校へ情報提供すること、国が検討している「子どもの生活リズム向上プロジェクト」の活用などモデル地域での取組、関係団体等による草の根的な運動を誘発することなど、普及啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・はやね・はやおき・あさごはん推奨運動の展開数(36回) ・ホームページによる小中学校のはやね・はやおき・あさごはん運動の実践事例の紹介(57校) ・教育広報Web版「ぶらねっと」等での実践事例の紹介(3校) ・実践紹介パネルの作成(小学校8校) ・小中学生の朝食欠食率の微減(小学校5年生3.5%(対前年度比0.1ポイント減), 中学校2年生6.6%(対前年度比0.2ポイント減))
2	家庭教育子育て支援推進事業	教育庁・生涯学習課	1,208	子育てに関する悩みや不安を抱える親に対して、気軽に相談にのったり、きめ細かなアドバイスをしたりできるよう相談体制の充実を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやか子育てテレホン相談の実施(295件) ・子育てサポーター養成講座の開催(28人修了)
3	みやざらしい協働教育推進事業	教育庁・生涯学習課	8,084	家庭・地域と学校が協働する仕組み・組織をつくり、モデル実践等において協働教育を展開するとともに、県全体での協働教育推進の気運醸成に向けた普及・啓発や協働推進のための環境整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・協働推進事業の実施(協働教育研修会7回開催, 累計993人参加) ・普及啓発活動の実施(報道機関を通じた広報活動・投げ込み42件, 新聞掲載109回, テレビ放映28回) ・コラボスクール推進事業の実施(モデル実践14市町20小学校区) ・起業教育推進事業の実施(モデル実践7市町7中学校区) ・学社融合調査実施校割合の変容(平成17年度53.7%→平成19年度55.2%)
4	特別非常勤講師制度活用事業(小・中学校)(再掲)	教育庁・義務教育課	6,729	優れた知識や技能を有する社会人を小・中学校で活用することにより、児童生徒の興味・関心を高め、学力向上、開かれた学校づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の多様化、活性化のための社会人講師の招聘に係る経費の補助(小学校延べ162人, 中学校延べ193人)

施策体系	評価原案	
<p>政策番号7: 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり</p> <p>(政策の概要) 宮城の確かな未来を構築していくためには、将来を担う子どもの能力や創造性を最大限に引き出す教育環境の整備が必要です。児童生徒が自らの進路実現に向けて、希望を達成できるような「確かな学力」の定着が求められる中で、我が県の児童生徒の学力は、他県と比較して低迷しているという調査結果もあることから、学力を向上させることが急務となっています。このため、学力の向上に重点を置き、教員の一層の指導力向上や、学校と家庭との連携などにより、確かな学力の定着に向けた実効ある方策を進めるとともに、社会の変化に対応した教育を推進します。</p> <p>また、地域社会との連携のもとで、公共心、健全な勤労観など、将来にわたり社会の中で生きていく力をはぐくみ、児童生徒の道徳心などの豊かな心とたくましく健やかな体の育成を図ります。</p>	<p>政策の成果 (進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p> <p>政策評価(総括)</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の宮城を担う子どもの教育環境づくりに向けて、3つの施策で取り組んだ。 ・施策15について、各事業とも概ね効率的に実施され、その成果があったと分析されているが、目標指標の中で達成していないものが数件ある等、課題もあり、やや遅れていると判断する。 ・施策16について、各事業とも概ね効率的に実施され、その成果があったと分析されているが、目標指標の中で中学生の不登校在籍比率が増加するなど、やや遅れていると判断する。 ・施策17について、目標指標の中で外部評価を実施する学校の割合が、国のガイドライン変更により減少しているが、各事業は概ね効率的に遂行し、所期の成果を挙げていると判断し、概ね順調とする。 ・政策全体としては、施策15、16がやや遅れていると判断していることや県民の期待に対して満足度が充分ではないこと、また社会情勢としても教育には様々な課題があり、対応が求められていることなどから、概ね順調とは言い難く、将来の宮城を担う子どもの教育環境づくりは、やや遅れていると判断し、危機感を持って政策推進にあたっていく。
	<p>【政策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策15について、学力向上は県民の期待も大きく、喫緊の課題でもあるので更に強化する必要がある。また地域や時代の要請に応える産業人材育成のためにキャリア教育の一層の推進が重要である。 ・施策16について、目標指標の中の不登校児童生徒の在籍比率について、中学校で増加しており、専門家、関係機関との連携によるきめ細かな教育相談体制の確立を図る必要がある。 ・施策17について、学校評価におけるPDCAサイクルの確立、教育福祉複合施設設置に向けた取組、各学校種ごとの特別支援教育の充実を図る必要がある。 ・教育を巡る環境は、様々な課題があり、やや遅れていると判断した。教育に関する政策は、すぐに目に見える形で成果が現れるものではないが、時代の変化やニーズの多様化、様々な課題等を認識しながら、本政策を一層推進する必要がある。 	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・「やや遅れている」との厳しい自己認識は妥当である。必ずしも正確なデータではないが、おそらく注目される県に比して、「家庭学習の時間」が少ないことと、「授業がわかると答える児童生徒の割合」の少ないことの2件が、課題ではないだろうか。</p> <p>・本政策を実施していくためには、各施策群は重要な施策である。「教えること」と「育むこと」の施策群の設定には適切な指標が上げられている。</p> <p>・本政策を実施していくには、学校だけで実施できるものではなく、家庭や地域社会等の協力が必要不可欠であるが、それらを実施していく上での課題を曖昧にせず、この政策の実施の責任を厳しく自己評価していることから「適切」とであると判断できる。</p> <p>・学力向上に向けて、家庭学習の習慣を確立させることは、県民の期待に応える喫緊の課題であるが、同時に、秋葉原の殺傷事件に見られる時代状況もあるので、人間性の教育も含めて、今後とも児童生徒への地道な指導が必要である。</p>	<p>・(小・中学校)平成19年度宮城県学習状況調査から、「家庭等での学習時間(小学校30分以上,中学校1時間以上)」については、目標値小学校75.0%,中学校65.0%に対して、小学校は75.1%,中学校は51.9%であり、中学校に課題がみられる。また、全国学力調査・学習状況調査においては、小学校30分以上,中学校1時間以上の児童生徒の割合は全国とほぼ同じであるが、長時間(小・中学校2時間以上)の児童生徒の割合は少ない。「授業がよく分かる」「だいたい分かる」と答えた小学生は74.7%,中学生は56.7%であり、目標値小学校78%,中学校57%には達していないものの年々その割合が増加してきている。これらの課題を解決するために、「教員の教科指導力向上」、「児童生徒の学習習慣の形成」、「教育環境基盤の充実」と3つの柱立てをし施策を展開している(「学力向上サポートプログラム事業及び学力向上成果普及マンパワー活用事業」、「地域学習支援センター設置事業」、「学級編成弾力化事業及び小学校教科担任制モデル事業」)。これらの事業を継続・拡充していきたい。</p> <p>(高等学校)平成19年度の大学進学率・就職内定率は過去最高となった。これは、これまで、学力向上と希望する進路の達成を目指し実施してきた事業の成果が現れ始めてきたものと判断しているが、なお御指摘のとおり課題はあり、高校においても、小・中との指導の連続性を意識し連携を図りながら、学習習慣の確立と学習の定着・学力の向上を目指す事業を一層重点化し実施したいと考える。具体的には、現在、導入期指導を組織的に行うため学年主任の意識啓発とマネジメント能力の向上を図る研修、生徒の家庭学習を促す学習カルテの開発・普及、分かる授業の実践に繋がるよう授業力の向上を目指して授業研究への指導主事派遣(学力向上ステップアップ事業・進学指導地域拠点形成事業・指導主事オンデマンド事業・地域別授業力向上事業等)を実施しているが、これらを継続・拡大して展開したい。</p> <p>・教育行政においては、家庭教育や生き方といった人間性の教育についても、早い段階から気を配っていくことが必要であり、今後とも、学校教育及び社会教育等を一体的に地道に推進していきたい。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・やや遅れている(原案のとおり)</p>

施策体系	評価原案	
政策番号7: 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり		
<p>施策番号15: 着実な学力向上と希望する進路の実現</p> <p>(施策の概要) 児童生徒の学習習慣と確かな学力の定着に向けた取組を推進し、児童生徒が希望する進路の実現と地域社会を支える人材の育成を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 83.9% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 40.6%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・児童生徒の家庭等での学習時間(小学5年生:30分以上の児童の割合) A ・児童生徒の家庭等での学習時間(中学2年生:1時間以上の生徒の割合) C ・児童生徒の家庭等での学習時間(高校1年生:2時間以上の生徒の割合) B ・「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(小学5年生) B ・「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(中学2年生) A ・「授業が分かる」と答える児童生徒の割合(高校1年生) B ・学習状況調査での正答率60%以上の問題の割合(小学5年生) C ・学習状況調査での正答率60%以上の問題の割合(中学2年生) C ・大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離 C ・新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離 A</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p> <p>施策評価(総括)</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査からも、本事業に対する県民の期待は大きく、とりわけ教員の教科指導力・進路指導力の向上と進路指導体制の充実を求める意見が多い。それらに応えるべく、児童生徒の学力状況を的確に把握し指導の改善を図る事業や、小・中・高の系統的指導を目指す事業、中高連携して教員の指導力向上を図り授業改善を進める事業、学年経営を強化し生徒の学習習慣形成や学力向上を図る事業、進学指導や就職指導の体制を強化し児童・生徒の進路実現を図る事業、国際化・情報化時代に対応した事業等13の事業を展開した。 ・個別の事業については「概ね効率的」または「効率的」に実施され、「成果があった」と分析されているものの、学力向上の成果指標である学習状況調査正答率60%以上の問題の割合(小・中)、現役進学達成率の全国平均との乖離(高校)のいずれについても目標を下回り、Cとなっている。 ・また、平成19年度に文部科学省が実施した全国学力・学習状況調査においても、本県小・中学生は基礎的・基本的な内容は概ね理解しているものの、学んだことを活用する力には課題があるという結果となっている。 ・以上の結果を踏まえ、本施策の進捗状況については「やや遅れている」と評価される状況であり、今後小・中・高全ての段階において、学力向上、進路達成のための取組をなお一層強化しなければならない。
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度全県一学区移行も視野に入れ各地域の高校を十分に支援し、授業改善による学力向上、希望進路達成のための指導体制確立を図る必要がある。 ・小・中段階での主体的な学習習慣形成、確かな学力の定着を図り、高校での学習にスムーズに繋げることが必要である。また国際化に対応できる英語力の育成や効果的な教科指導に資するICTの活用が課題である。 ・地域や時代の要請に応える産業人材育成のために、学力の向上とともに望ましい職業観の育成が必要である。このことを踏まえキャリア教育の一層の推進が重要であるが、そのための外部の講師人材の確保が課題である。
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育課に新たに学力向上支援チームを設置し、小・中学校への直接的支援を行い、学習指導に関して学校が抱える課題を解決するとともに、児童生徒の学力向上を図る。また、地域学習支援センターを一層強化し、児童生徒の学習習慣形成の促進を図る。 ・高校においては、進学や就職関連の指定校の支援強化を図るとともに、授業改善・指導力向上のための指導主事訪問や教員研修、授業公開・研究協議を積極的に行う。学力向上の土台となる授業公開・研究協議に際しては広く中学校教員の参加も呼びかけ、中高間の学習の円滑な接続を図る。また、家庭学習の促進、授業理解度把握を目指した学習カルテの開発と活用を進める。 ・産業人材育成を目指し行政と産業界の連携を強化した取組を進める。

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・施策の評価として「やや遅れている」との評価は妥当である。学習時間の目標値の設定において、その妥当性をいかに図るか、あまり無理してもマイナスがでるが、他県の少ないデータなども参考に検討してほしい。</p> <p>・事業構成の方向性について「現在のまま継続」とあるが、「学力向上支援チーム」においては、小・中だけでなく高校も含めて対応してはどうか。</p> <p>・この施策を実施していくためには、家庭の協力のもと、教員の能力やリーダーシップが求められ、県の自己評価は、教員の努力、能力を重視し、厳しい評価となっており「適切」と判断できる。</p> <p>・文部科学省のいわゆる「ゆとり教育」の転換に伴う児童生徒、教員、保護者等の意識改革の課題を、今後どのような課題とするかが求められると思われる。学校だけの努力では限界のある課題であるが、それでも学校側で努力し、能力を高めようとしている県の自己評価は「適切」である。</p>	<p>・今後、全国学力状況調査等の結果から全国の傾向を把握し、目標値を検討していきたい。平成19年度の県学習状況調査結果から、家庭学習を行う児童生徒の割合が増加していることが伺える。</p> <p>また、高校における家庭学習時間調査は、1年生秋に実施しており、入学直後や3年次に調査を実施している他県と単純に比較することはできないが、本県生徒の現状と全国水準とのバランスを十分考慮し、より適切な指標の設定について更に検討したい。</p> <p>・高校でも、現在指導主事オンデマンド事業など、学校の要請により指導主事を学校に派遣し授業改善へのアドバイスをを行っている。今後は、義務教育課で設置した「学力向上支援チーム」の手法や成果を取り入れながら、高等学校の一層の授業改善を推進していきたい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やや遅れている(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のまま継続(原案のとおり)

■施策15(着実な学力向上と希望する進路の実現)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	小中学校学力 向上推進事業	教育庁・義務教育 課	12,700	小中学校の教員の教科指導力の 向上を図るとともに、児童生徒の主 体的な学びを支援して家庭学習の 習慣形成を図ることにより、児童生 徒に基礎・基本を確実に定着さ せ、学力の全体的な底上げを図り ます。	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校の児童生徒全員対象の宮城 県独自の学習状況調査の実施 ・地域学習支援センターの設置(10高校)
2	小学校教科担 任制モデル事業	教育庁・義務教育 課	72,248	研究校として県内の小学校16校を 指定し、高学年の国語、社会、算 数、理科から教科を定めて教科担 任制を導入し、実践的な調査研究 を行うものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・より専門的な教科指導のできる教科担任制 の授業に関する調査研究の実施(調査研究 対象モデル校16校指定、常勤講師1人配置)
3	地域の教育力向 上支援事業	教育庁・教育企画 室	4,900	県内7市町に委託し、児童生徒に 確かな学力を育成するため、授業 や家庭学習時間に関する具体的 な数値目標を掲げ、その達成度を 測定するとともに、学習の定着状況 を学習カルテに記録し、それを引き 継ぎながら小中学校が連携して授 業改善に取り組み、その取組の成 果を全県に普及します。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人の学習の定着状況を記 録した学習カルテの作成、きめ細かな個に 応じた指導の実施
4	学びのロード マップ作成事業	教育庁・教育企画 室	611	本県児童生徒の学習定着の実態 を踏まえ、国語、算数・数学、英語 の3教科について、つまずきを解消 するため小・中・高校を通して系統 的・重点的に指導を行うための指 導資料を作成普及するものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導資料の作成(国語17件、算数・数学27 件、英語16件、合計60件) ・指導資料のホームページによる公開(平成 20年4月末700回超アクセス)
5	学力向上ステッ プアップ事業	教育庁・高校教育 課	2,582		<ul style="list-style-type: none"> ・第1学年主任等研修会の開催(2回開催, 94 人参加) ・第2学年主任等研修会の開催(1回開催, 96 人参加) ・地域別授業力向上プロジェクト・地域発信ア クション校公開研究授業(299人参加)
6	職業観を育む支 援事業	教育庁・高校教育 課	4,147	就職を希望する高校卒業年次の生 徒を対象に、就職試験対策を中心 とした即効性のある支援を行います。 す。	<ul style="list-style-type: none"> ・就職ガイダンス、マナー講習及び少人数制 による模擬面接練習の実施(県内7地域33回 開催、延べ2,656人参加) ・就職内定率 95.1%(全国平均94.7%)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
7	進学指導地域 拠点形成事業	教育庁・高校教育 課	7,350	県内各地域に進学指導の推進力となる学校(11校)を指定し、生徒の学習意欲及び教員の指導力の向上と進学指導体制の確立のために各種の支援を行い、生徒の進学希望の実現に役立てます。 ※指定校:角田・白石・白石女子・石巻・石巻好文館・古川・古川黎明・築館・佐沼・岩ヶ崎・気仙沼	<ul style="list-style-type: none"> ・連携学習会の実施(指定校合同の学習合宿(2年生),計98人参加,「参加して良かった」又は「大変良かった」と回答した参加者95.9%) ・異校種間の連携(大学公開講座(1校,1年5講座,2年6講座),地域授業塾(1校)) ・連携モデルプランの実施 ・連絡協議会の開催(2回開催) ・学習記録簿の作成(全指定校作成,「ほぼ毎日家庭学習する」との回答が約4ポイント上昇) ・各校独自の取組の実施(学習合宿,進路指導研修会,外部機関を活用した教員研修,大学見学会等)
8	産業人材育成プラットフォーム構築事業(再掲)	経済商工観光部・産業人材・雇用対策課	446	関係機関が相互に連携し、創造性や実践力などの資質を持つ地域産業を担う人材を育成するため、産学官による体系的な人材育成体制を構築し、各種の人材育成に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官の人材育成機関の連携組織「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」の設置,運営(平成19年6月設置,産学官23団体で構成) ・産業人材育成フォーラムの開催(1回開催,約60人参加) ・国の公募競争資金の獲得(4件5事業)
9	新規高卒未就職者対策事業(再掲)	経済商工観光部・産業人材・雇用対策課	6,668	キャリアカウンセリングを中心とした支援により、新規高卒未就職者の早期就職を図るとともに、学卒未就職者を生み出さない社会づくりの観点から、子どもの発達段階に応じた職業意識・勤労観の形成促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規高卒未就職者対象「出前カウンセリング」の実施(7圏域各2回実施,52人参加,7人就職) ・しごと発見ノートの作成,配布(県内中学校219校,15,000部) ・みやぎ仕事作文コンクールの実施(小中高87校599編応募) ・県外企業就職者等による講話,意見交換会の開催(3地域,1,222人参加) ・若者の働く力を高める月間の制定,記念講演会の開催(79人講演会参加)
10	キャリア教育総合推進事業	教育庁・高校教育課	710	生徒のキャリア形成を目的とし、社会人講師の招聘に係る経費を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が希望する社会人講師の招聘に関する事務手続き及び経費の補助(1,203回事業実施) ・学校が社会人講師を活用している一校当たりの日数4.8日
11	学校英語教育充実推進事業	教育庁・高校教育課	18,817	英語教員の指導力及び英語運用能力等の資質向上と生徒の実践的コミュニケーション能力の育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実践的コミュニケーション能力の育成と英語教員の指導力及び英語運用能力等資質の向上のための事業の実施(ALTチーフアドバイザーの設置,中・高英語教員集中研修,地域発信アクションプロジェクト,宮城県版英語検定,宮城スキット甲子園の実施) ・英語担当教員が英語Iの授業の半分以上を英語を用いて行う高校数の割合12%(対前年度比1.5ポイント増)
12	小学校英語教育推進事業	教育庁・義務教育課	377	モデルカリキュラム及び教材等をモデル地域の英語活動実践校に提供し、その活用及び教員の研修を通して、小学校英語活動の有効な指導法の在り方を実践を通して探るとともにその普及を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会等が開発した教材等を活用した,小学校英語教育の効果的な指導法の在り方の研究(モデル地域8地域29校指定) ・実践事例集の作成,配布(県内小学校)
13	ICT教育推進事業	教育庁・高校教育課	446	情報社会の一員として必要な能力や態度を生徒に身につけさせるため、各教科における効果的なICTの活用を推進します。 ※ICT:Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎICT教育推進会議の開催 ・プロジェクト委員会の開催(3回開催) ・みやぎIT教育ポータルサイトの充実 ・情報モラル指導パンフレット作成,配布(県内小・中・高)

施策体系	評価原案		
政策番号7: 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり			
<p>施策番号16: 豊かな心と健やかな体の育成</p> <p>(施策の概要) いじめや不登校の未然防止, 早期発見, 早期解消を進め, 児童生徒の豊かな人間性をはぐくむための心の教育の充実, 子どもの体力・運動能力向上を目指します。</p> <p>□ 県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 79.6% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 41.9% <p>□ 目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒の在籍者比率(小学校) B ・不登校児童生徒の在籍者比率(中学校) C ・不登校児童生徒の在籍者比率(中学校1年) C ・児童生徒の体力・運動能力調査で過去7年間の最高値を超えた項目の割合 B 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村教育委員会や各小・中学校, 高等学校に, 事業の趣旨を理解してもらい展開したため, 事業の目的をほぼ達成することができた。 ・県民意識調査からは, この施策に対する県民の期待は79.6%と高いが, 満足度の割合が41.9%であった。また, 「わからない」と回答した割合が26.7%であることから, 事業が県民に周知されていないことがうかがえる。 ・社会経済情勢等からは, 社会問題化している不登校・いじめに加え, 少年事件の凶悪化が一層深刻さを増している。未然防止や早期解決のため, 心の問題に関して, 相談体制の整備, 専門的な指導を行っている。 ・事業の実績及び成果等については, 効率的な事業展開がなされているものの, 全国の状況と比べ, やや劣っている部分もある。 ・目標指標等の状況については, 小学校では改善がみられ, 前年度より不登校出現率が減少し, 全国に比べても低い状況にある。しかし, 本県が設定している目標値には達していない。中学校及び中学1年では, 前年度より不登校出現率が増加し, 全国に比べても高く, 良い状況とは言えない。中学校に係る事業等については, 一層の努力を要すると考える。 ・施策の進捗状況は, 事業の実績及び成果等に鑑み, やや遅れていると判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況はやや遅れているが, 事業構成は維持していきたい。 ・県民意識調査では, 体験活動や心の教育の充実について優先すべきとする割合が高いので, 関連する事業の内容について検討する必要がある。 ・事業分析結果から, 大方の事業についてはある程度成果があがっていることがうかがえる。更に, 効率性を高めていきたい。
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒の在籍比率については, 小学校で減少したものの, 中学校で増加している。不登校になる原因は複雑多岐にわたるため究明は難しいが, 専門家, 関係機関との連携によるきめ細かな教育相談体制の確立を図っていかなければならない。 	
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査から, 体験活動や心の教育の充実について優先すべきとする割合が高いので, 関連する事業(13歳の社会へのかけ橋づくり事業, 豊かな体験活動推進事業)の実施学校数の拡大を検討する。 ・相談件数や相談内容等に応じたカウンセラー等の配置を行っていく。 ・学校教育活動で活用できる運動プログラムを普及し, 体力や運動能力向上への意識を高めたい。 	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
5	<ul style="list-style-type: none"> ・本施策は、徐々に効果が上がっているが、県の自己評価は、全国平均以上を求めている点は、「概ね適切」と評価できる。 ・各施策の課題設定は、厳しく捉えており「概ね適切」と判断できる。 ・それぞれの事業は順調に進めて効果を出しており、「現在のまま継続」は、妥当である。 ・「中1ギャップ」等の課題に取り組む姿勢が見られる。「みやぎアドベンチャー事業」の認知度が低いことが気になる点である。普通学級に在籍し「特別支援教育」の対象と思われる児童生徒の不登校に今後どのように対応していくかが課題であろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度のMAP(みやぎアドベンチャープログラム)実施の実態調査では、県内の85.5%の学校でMAPを導入している。また、現在まで延べ9,600人以上の教員が講習会等を受講している。今後、県内指導者の養成と一般教員研修を更に充実させ、認知度を高めたい。更に、県民にもホームページや広報誌等で広く知らせたい。 また、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして全公立中学校に配置し、不登校の未然防止、再登校支援を行っている。また、小中学校においては、特別支援教育コーディネーターを校務として位置付け、校内体制を整備し、個々の障害の状況等に応じた指導を計画的、組織的に行っている。今後、更に、これらの事業の充実を図っていきたい。 	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やや遅れている(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のまま継続(原案のとおり)

■施策16(豊かな心と健やかな体の育成)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	13歳の社会への かけ橋づくり 事業	教育庁・義務教育 課	5,923	県内公立中学校の全1年生が、奉仕活動や福祉体験、援農等産業現場やその他地域づくりへの支援等の取組を行い、思いやりの心や公共心、勤労観、自己達成感等とともに、将来にわたり社会の中で生きていく力の涵養を図ります。	・奉仕活動や福祉活動体験等、社会との接点となる体験活動の県内一斉同時期実施 ・取組事例や成果、課題を掲載したリーフレットの作成、配布
2	豊かな体験活動 推進事業	教育庁・義務教育 課	14,220	児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むために、社会奉仕体験や自然体験活動等を行い、豊かな心と自ら考え行動できる力を育成します。	・「豊かな体験活動推進地域」及び「豊かな体験活動推進校」における体験活動の実施(2地域33校指定) ・取組事例や成果等を掲載したパンフレットの作成、配布
3	はやね・はやお き・あさごはん推 奨運動(再掲)	教育庁・総務課, 教育企画室, 義 務教育課, スポー ツ健康課, 生涯学 習課	非予算的手法	「はやね・はやおき・あさごはん」といった基本的な生活習慣の子どもへの定着に向けて、各種パブリシティの活用や各学校を通じて、広く県民や家庭へ呼びかけるとともに、各学校での独自の取組について、ホームページ等を通じて各学校へ情報提供すること、国が検討している「子どもの生活リズム向上プロジェクト」の活用などモデル地域での取組、関係団体等による草の根的な運動を誘発することなど、普及啓発活動を実施します。	・はやね・はやおき・あさごはん推奨運動の展開数(36回) ・ホームページによる小中学校のはやね・はやおき・あさごはん運動の実践事例の紹介(57校) ・教育広報Web版「ぶらねっと」等での実践事例の紹介(3校) ・実践紹介パネルの作成(小学校8校) ・小中学生の朝食欠食率の微減(小学校5年生3.5%(対前年度比0.1ポイント減), 中学校2年生6.6%(対前年度比0.2ポイント減))
4	みやぎアドベン チャープログラ ム事業	教育庁・教職員 課, 義務教育課, 高校教育課, 生 涯学習課	2,256	仲間と協力して様々な課題を解決しながら、他人を信頼し思いやる心を育てる体験学習法であるPA(プロジェクトアドベンチャー)の考え方や手法を普及し、生徒の豊かな人間関係を構築することで、学校不適応等の未然防止を図ります。	・指導者養成研修会の開催(578人参加) ・県内指導者連絡会の開催(情報交換・研究協議等年2回開催, 延べ169人参加) ・事例研究会の開催(授業研究会・協議等開催, 53人参加) ・施設設備のメンテナンスの実施(蔵王高校, 松島自然の家)
5	問題を抱える子 ども等の自立支 援事業	教育庁・義務教育 課	14,013	この事業はH16~18のスクリーニング・サポート・ネットワーク整備事業(SSN)と同じ趣旨で、事業名を変え続けているものです。学校の問題行動(不登校, 暴力行為, いじめ, 児童虐待)に対する未然防止, 早期発見・早期対応などの取組を支援します。	・問題行動等の発生割合の高い学校への相談員等派遣による, 児童や保護者への個別的な学習支援や生活指導, 家庭訪問, 教育相談等の実施(相談員等16人, 小学校11校, 中学校7校等) ・保護者対象不登校研修及び教職員対象問題行動研修の実施
6	子どもの心すこ やか育成事業	教育庁・義務教育 課	172,103	いじめや暴力行為等の児童生徒の背景にある「心」の問題に目を向け, 学校・家庭・地域が抱えている子どもの諸問題や心の教育について保護者等をはじめ, 広く県民と共に考え, 児童生徒の命を大切にすこやかな心や思いやりの心の醸成を図っていくものです。	・スクールカウンセラーの配置(県内全公立中学校156校) ・年間相談件数 36,515件(対前年度比6,825件増)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
7	高等学校スクールカウンセラー活用事業	教育庁・高校教育課	57,537	全県立高校にスクールカウンセラーを配置することにより、多様化・複雑化した生徒・保護者・教員の相談に対応し、その悩み等の解消を図るとともに、教職員の研修や教育相談体制の充実・整備に努め、さらなる生徒の健全育成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置(全県立高校83校) ・配置時間 原則1回5～6時間、年間24回、月2回程度、計141時間 ・年間相談件数 9,930件、相談人数11,939人(1回当たり4.9件、5.9人) ・スクールカウンセラーによる生徒や保護者、教職員への講話及び研修等の実施(総数337件、延べ24,429人参加) ・連絡会議の開催(講義、研修及び情報交換等年2回開催、延べ258人参加)
8	総合教育相談事業	教育庁・高校教育課	13,523	県教育研修センターにおいて、児童生徒及び保護者等が抱えているいじめ、不登校、非行等の諸問題に関して、面接又は電話による教育相談を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校相談センターの運営 ・医学的・臨床心理的相談活動の実施(2,473件) ・学校との連携強化のための訪問教育相談の実施(年3回) ・学校及び保護者への啓発のための精神科医派遣研修の実施(年3回) ・いじめ電話相談(子どもの教育相談)の実施(平日昼間431件、夜間・休日456件) ・教育相談一般の実施(285件) ・24時間電話相談(転送システム)の実施
9	みやぎの子どもの体力・運動能力充実プロジェクト事業	教育庁・スポーツ健康課	1,429	県内児童生徒の体力・運動能力が低下する傾向が続く、全国平均値のデータを下回る状況にあるため、宮城教育大学、仙台市教育委員会及び県教育委員会が連携を図りながら、子どもの体力・運動能力を向上させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものための体力・運動能力充実合同推進会議の開催(教員8人のワーキングによる「元気アップエクササイズ」の動きの検討、オリジナル楽曲の制作) ・子どもの体力・運動能力実態把握活用事業の実施(公立小中高等学校全児童生徒対象) ・体力・運動能力調査測定講習会の開催(2箇所、68人参加)
10-1	健康教育推進事業(性教育推進事業)	教育庁・スポーツ健康課	256	性体験が低年齢化する傾向にあり、性やエイズに関する正しい知識の普及や性的問題に起因する心の悩みの解決支援を図るため、県内中学校14校に産婦人科医や学識経験者等を講師として派遣し、指導助言を得るものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科医等派遣による講演会等の開催(中学校14校、2,151人参加)
10-2	健康教育推進事業(学校保健研修事業)	教育庁・スポーツ健康課	430	児童生徒の新たな健康課題に対応するため、「学校保健研修会」「養護教諭研究協議会」を開催し、教職員の資質向上及び学校保健活動の充実を図り、健康教育を推進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健研修会の開催(169人参加) ・養護教諭研究協議会の開催(225人参加)
11	学校安全教育・安全体制整備推進事業(再掲)	教育庁・スポーツ健康課	25,654	学校において子ども達が安心して教育を受けられるよう家庭や地域の住民の方々や関係団体と連携を図りながら、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールガードリーダーの委嘱(50人) ・スクールガード養成講習会の開催(1回、177人参加) ・実践的なモデル地域の指定(石巻市1地区)

施策体系	評価原案	
政策番号7: 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり		
<p>施策番号17: 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり</p> <p>(施策の概要) 児童生徒や保護者などの多様なニーズに応じた魅力ある学校づくり, 地域から信頼される学校づくり, 特別支援教育の充実, 教員の資質向上, 学校の耐震化など児童生徒が安心して学校生活を送れる教育環境づくりを目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 76.2% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 41.1%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(小学校) C ・外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(中学校) C ・外部評価を実施する学校(小・中・高)の割合(高校) B ・特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合 A</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の本施策に対する期待は大きく, 社会情勢からみても本事業の必要性は一層高まっている。 ・きめ細かな指導の充実, 時代のニーズや教育環境の変化, 生徒の多様化・個性化に応じた魅力ある学校づくり, 学校の主体性に応じた学校経営の支援, 地域から信頼される学校づくり, 特別支援教育の充実, 教員の資質向上, 教育施設整備など19の施策を展開した。 ・各事業はいずれも概ね効率的に遂行され, 所期の成果を挙げていると判断されるが, 目標指標となっている外部評価実施率が, 文部科学省の外部評価の定義の変更などもあり, 小・中でCとなった。 ・以上のことを総合し, 本施策は概ね順調に進んでいると判断するが, 今後は, 学校評価における外部評価の実施を促進するとともに, 学校評価を魅力ある学校・信頼される学校づくりに反映させるPDCAサイクルの実現に結びつけることが必要である。
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな指導を展開するために, 定数改善や研究成果の分析とその活用が必要である。 ・新しい高校づくりと学校運営を進めるためにも地域, 生徒, 学校関係者等間の連携と十分な情報発信が必要である ・22年度全県一学区への対応を的確に行うとともに入試制度改善に向けた検討を進める必要がある。 ・学校評価に外部評価を取り入れ, 学校改善・改革に繋げるものとする必要がある。 ・特別支援教育に対する理解促進と関係機関との連携協力体制の構築, 校内における体制整備を図る必要がある。 ・実践的指導力と人間性を重視した教員採用方法改善や教員の資質向上のための取組が必要である。 ・教育福祉総合施設整備のために関係諸機関の連携が必要である。
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校種にかかわらず児童生徒が充実した学校生活を送ることができることを目指し, 小・中・高等学校及び特別支援学校それぞれの各事業を展開していく。また, 人的整備, 施設整備の側面からも各学校の教育環境・教育体制強化を支える。 ・特に学校評価におけるPDCAサイクルの確立, 教育と福祉の複合施設設置に向けた取組, 各学校種ごとの特別支援教育の充実を図っていく。 ・平成22年度全県一学区移行に向け, 周知・広報活動を行うとともに, 時代や地域の要請に応える魅力ある高校づくりを, 県としての学校再編等と各学校における主体的な取組の両面から進める。また, 中・高の教育の目標の実現と健全な教育の推進を図るために入試制度の改善に取り組む。

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
4	<p>・事業構成の方向性について「現在のまま継続」とあるが、概ねそれは妥当である。ただし、学校評議員の外部評価への適用とするなら、外部評価の導入率はかなり上がることになるので、今後は、外部評価によって、何を指摘されどう改善したかを問題とすべきと思われる。</p> <p>・長年学校教育になじまない性質のものであるが、特色ある学校環境づくりには、児童生徒や地域のニーズに応じた学校教育に外部評価は必要不可欠であり、各施策群及び政策7を推進していく上で重要な機能であると考えられる。</p> <p>・この施策は、「概ね順調」と県は評価しているが、目標指標等「特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合」の達成度Aによる影響と考えられる。しかし、「交流及び共同学習」の推進より、「外部評価」の推進がこの施策の中心課題と考えられるので、県の「概ね順調」の自己評価に対して「概ね適切」の4の判断をした。</p>	<p>・小中学校での外部評価の実施率については、毎年継続して調査し実態把握に努めてきた。今後、アンケート調査項目を見直し、何を指摘され、どう改善したか等、外部評価をどのように活用しているのかを調査し実態把握に努めていきたい。また、現在、指標化しているのは実施率だけなので、改善方策への取組状況を、どのように指標に取り込むのかを検討している。</p> <p>また、高校では、特色ある学校づくりには外部評価が不可欠であると考えており、その指標について、外部評価とその改善方策への取組状況を指標として対応する方針である。また、外部評価の結果を学校経営の改善に生かし、開かれた学校づくりと特色ある教育の実現に繋げるよう、今後とも各学校を支援していきたい。</p> <p>・「概ね順調」という施策評価は、目標指標の達成度のみならず、本施策を構成する19の事業の分析結果も踏まえ総合的に判断した結果ではあるが、外部評価が重要であることは御指摘のとおりであり、外部評価実施の推進と評価を生かした学校改善に今後一層努めていきたい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね順調(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のまま継続(原案のとおり)

■施策17(児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	学級編制弾力化事業	教育庁・義務教育課	831,938	県内すべての小学校1・2年生と中学校1年生において、よりきめ細かな教育活動を進め、その後の学校生活の基本となる学習習慣や生活習慣の着実な定着を図るため、1学級35人を超える学級の解消を図り、そのために必要となる人員を該当する学校に配置します。	・小学校1, 2年生及び中学校1年生の35人超学級解消のための一部本務教員及び常勤講師の配置(小学校143学級増 常勤講師143人配置, 中学校27学級増 常勤講師(一部本務教員) 27人配置)
2	小学校教科担任制モデル事業(再掲)	教育庁・義務教育課	72,248	研究校として県内の小学校16校を指定し、高学年の国語, 社会, 算数, 理科から教科を定めて教科担任制を導入し, 実践的な調査研究を行います。	・より専門的な教科指導のできる教科担任制の授業に関する調査研究の実施(調査研究対象モデル校16校指定, 常勤講師1人配置)
3	県立高校将来構想推進事業	教育庁・高校教育課	3,329	本県における高校教育の一層の充実を目指し, 生徒の興味・関心, 進路意識等の多様化や今後の生徒数減少への取組など, 時代の要請に対応した高校教育改革の方向性及び高校の整備・改編の方針を示す「県立高校将来構想」(平成13年3月策定)について, その具体化を図り, 魅力と活力のある高校づくりを推進します。	・田尻さくら高校の平成20年4月開設に向けた準備・調整 ・3高校(柴田, 仙台南, 柴田農林・川崎)における平成20年度の各1学級減の決定 ・飯野川高校の平成20年4月からの生徒募集停止の決定 ・鶯沢工業高校と岩ヶ崎高校との平成21年4月からの再編統合の決定 ・第一女子高校の平成20年4月からの男女共学に向けた準備・調整 ・矢本高校の閉校, 石巻高校定時制及び石巻好文館高校定時制課程の閉講(平成20年3月)
4	高等学校入学者選抜改善事業	教育庁・高校教育課	440	時代の変化に対応した入学者選抜を実現するために, 高等学校入学者選抜審議会を開催し, 選抜制度の在り方について検討, 改善します。	・入学者選抜審議会, 専門委員会, 意見聴取会等の開催(審議会2回開催) ・審議会による平成21年度入試の方針・日程の答申
5	個性かがやく高校づくり推進事業	教育庁・高校教育課	3,987	学校から提案のあった企画を県が審査し, 合格したものについて財政支援を行い, 特色ある学校づくりを支援します。	・学校からのアイデア募集による事業計画の審査, 選抜, 財政支援の実施及び事業成果の公表 ・学校の特色, 多様な生徒の学習意欲に応じた学校の主体的な取組の支援による現役進学達成率や就職決定率の向上 ・現役進学達成率 86.8%(平成20年3月卒, 対前年度比2.2ポイント増) ・就職内定率 95.1%(平成20年3月卒, 対前年度比0.6ポイント増)
6	学校評価事業	教育庁・高校教育課	2,047	学校評価をより実効性の高いものとするため, 学校評価の在り方を理解するため研修を実施します。また, 学校評議員の活動に関する充実と支援を行い, 地域に開かれた学校として説明責任を果たしていきます。	・学校評価支援システムの活用による調査集計の省力化 ・学校評価の研修会の開催(参加率54.0%) ・外部評価を実施する学校の割合 99%
7	学校評価ガイドラインに基づく評価実践研究事業	教育庁・義務教育課	1,960	児童生徒の多様な興味・関心や個性に対応し, 学校選択の幅を広げるために, 特色ある学校づくりを進めます。	・本事業の成果等をまとめた報告書の作成, 配布(県内市町村教育委員会及び各小・中学校等) ・指定校における保護者及び地域への自己評価や外部評価内容, 対応策の公表, 説明
8	特別非常勤講師制度活用事業(小・中学校)	教育庁・義務教育課	6,729	優れた知識や技能を有する社会人を小・中学校で活用することにより, 児童生徒の興味・関心を高め, 学力向上, 開かれた学校づくりを進めていきます。	・学校教育の多様化, 活性化のための社会人講師の招聘に係る経費の補助(小学校延べ162人, 中学校延べ193人)
9	特別支援学校充実事業	教育庁・特別支援教育室	非予算的手法	県立特別支援学校の障害種を越えた学校の再編, 特別支援教育に関する地域の支援センターとしての機能強化, 狭隘化解消等, 今後の特別支援学校の在り方及び学校教育法の一部改正に伴う県立特別支援学校の名称について検討します。	・特別支援学校在り方検討委員会の開催(3回開催)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
10-1	共に学ぶ学習システム整備事業(学習システム整備モデル事業)	教育庁・特別支援教育室	120,642	障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムづくりを実践し、障害によって生ずる教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の在り方や学習支援室の在り方等を検証します。	・障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習する活動の実施(モデル事業実施校19校、対象児童生徒24人) ・障害の状況に応じた当該学級への複数教員の配置や学習支援室への担当教員の配置、介助員等の配置等に要する費用の一部補助
10-2	共に学ぶ学習システム整備事業(居住地校学習推進事業)	教育庁・特別支援教育室	5,674	特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行うことを推進し、障害のある児童生徒の社会参加の促進と地域における特別支援教育に関する理解の促進を図ります。	・特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行う活動の実施(173校) ・居住地の小・中学校で交流及び共同学習をした児童生徒の割合 25.1% ・受入れを行った小・中学校の割合 26%
11	共に学ぶ教育研修充実事業	教育庁・特別支援教育室	939	特別支援教育コーディネーター養成研修の実施、特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーターを対象とした特別支援教育担当教員等実践研修の実施、小・中学校及び高等学校の新任校長・教頭を対象にした管理職研修の実施を行います。	・特別支援教育コーディネーター研修や障害児担当教員等実践研修、管理職研修の開催(1,473人参加)
12	特別支援教育広報啓発事業	教育庁・特別支援教育室	369	フォーラムの開催やインターネット等を通じ、特別支援教育の広報啓発を図ります。	・共に学ぶ教育や特別支援教育に関するフォーラムの開催(1回開催、230人参加) ・参加者へのアンケート調査で「参考になった」と回答した人の割合 90%
13	特別支援教育地域支援推進事業	教育庁・特別支援教育室	883	特別支援学校において、それぞれ地域支援事業を企画・実施し、各校の地域でのセンター的機能の充実を図るとともに、各校合同の効果的な地域支援の在り方を討議するための研究会を開催します。	・幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等からの要請に応じた、特別支援教育の研修及び相談に関して訪問による指導助言の実施(729回) ・特別支援教育に関する研修会の開催(205回開催、6,894人参加)
14	医療的ケア推進事業	教育庁・特別支援教育室	90,049	訪問看護ステーションを運営する法人に委託することにより、経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校への看護師の派遣(10校、37人)、看護師から医療的ケアを受けるための申請をした児童生徒数に対し指定した児童生徒数の割合 100%	・経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校への看護師の派遣(10校、37人) ・看護師から医療的ケアを受けるための申請をした児童生徒数に対し指定した児童生徒数の割合 100%
15	実践的指導力と人間性重視の教員採用事業	教育庁・教職員課	7,797	教員採用選考方法の改善を行い、教育課題への対応に積極的に貢献できる優秀な人材の確保に努めます。	・教員採用選考試験の実施(出願者数3,831人) ・採用者数 275人
16	新しい教職員評価制度の定着と改善	教育庁・教職員課	2,004	新しい教職員評価制度の導入により教職員の資質向上を図ります。また、優秀な教職員の表彰などにより意欲向上を図ります。	・教職員評価制度に係る研修の実施(5回開催、全対象者179人受講) ・公立学校等職員表彰(優秀職員12件、優良職員18件)及び教育庁職員表彰(2件)
17	教職員CUP(キャリア・アップ・プログラム)事業	教育庁・教職員課	236,339	教職員の一層の資質・能力の向上のため、経験段階や職能に応じた各種研修や特定の課題に関する研修等を充実させます。	・初任者(新任教員)に対する研修など各種研修の実施(295日) ・教育研修センター及び特別支援教育センターにおける教員の資質の向上のための研修会の開催(延べ13,805人受講)
18	教育・福祉複合施設(仮称)整備事業	教育庁・教職員課	17,675	PFI事業を活用し、総合教育センター(仮称)、通信制独立校(仮称)及び新福祉センター(仮称)を併せて整備します。	・PFI導入可能性調査の実施 ・大規模事業評価の実施 ・政策・財政会議及びPFI導入調整会議におけるPFI方式により整備を進めることの方針決定
19	県立学校耐震化促進事業	教育庁・施設整備課	207,802	生徒の安全確保及び地域防災機能の強化を図るため、旧耐震基準(昭和56年建築基準法以前)で建築された校舎等について、耐震診断の結果に基づき、必要な耐震補強を実施します。	・耐震補強工事の実施(13棟)

施策体系	評価原案	
<p>政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築</p> <p>(政策の概要) 生涯を安心して暮らすためには、生活を支えるための安定した経済基盤が必要です。このため就業意欲のある県民が一人でも多く就業できるよう富県宮城の実現により就業機会の確保に取り組みます。 特に団塊の世代が高齢期を迎えるこれからは、意欲や能力のある高齢者が仕事や地域活動などに活躍する機会を創出していくことが必要であり、企業・NPO・市町村とも連携しながら、こうした人々の就業機会の確保や社会貢献活動等に参加するための環境づくりを進めます。 また、障害者についても、障害による不便さを社会全体で補い、生活の場や自立した生活を送るための就労の場の確保などを進め、生きがいを持てる環境を整備します。 一方、生涯現役でいきいきと暮らしていくためには、若い時から健康に対する意識を高めることが重要であることから、県民の心と体の健康づくりを進めます。併せて、介護が必要になっても地域で生活ができるように支援機能の充実を図ります。 また、県内の各地域において、生涯を通じて必要な医療を受けることができる体制や、感染症の集団発生等に備えた健康危機管理体制、さらには体系的な救急医療体制を充実する必要があります。このため、医療機能の集約化、拠点化、地域間の役割分担等を進め、医師確保や医師の地域的偏在の解消等を図ります。 県民一人ひとりが誇りを持ち、自分らしい生き方を実現するためには、すべての人の人権が尊重されることが基本であることから、権利擁護のための体制整備や県民の意識啓発等を進めます。 また、生涯を通じて潤いのある生活を送れるよう、多様な学習機会や芸術文化・スポーツに親しめる環境整備を一層推進します。</p>	<p>政策の成果 (進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築に向けて、六つの施策で取り組んだ。 ・施策18で、事業については、ほぼ目標どおり施行し、新規高卒者の就職内定率とジョブカフェ利用者の就職者数は目標値を上回っているなど、その成果も着実に上げている。 ・施策19で、医療を取り巻く環境が厳しくなっている中、事業の実績及び成果等から見て、施策自体はほぼ効果的に展開されているものの、一部の目標指標や県民満足度の向上につながっていない状況にある。 ・施策20で、国の医療制度改革の動向を踏まえた「みやぎ21健康プラン」の改定やがん対策基本計画に基づく「宮城県がん対策推進計画」の策定を行なったほか、感染症危機管理対策事業などを実施しており、それぞれの事業に関しては、施策の成果がある程度認められる。 ・施策21で、事業の実績及び成果等からは、施策を構成するほとんどの事業で目標を達成しており、一定の成果がみられた。また、介護支援に携わる者の資質が順調に向上していると判断される。 ・施策22で、バリアフリー・ユニバーサルデザイン社会実現のための施設整備等については、普及啓発事業等の実施により一定の効果が見られた。また、各種相談事業等について多くの相談ニーズやそれぞれ一定の成果が認められる。 ・施策23で、三つの目標指標の現状は、目標を達成しているもの一つ、ほぼ目標値に近似しているもの一つ、目標に達成していないが現状維持のもの一つと目指すべき方向に推移しており、また、各事業の実績からは、いずれも一定の成果が得られている。 ・以上のことから、生涯現役で安心して暮らせる社会の構築は、概ね順調に推移していると考えられる。
	<p>政策評価（総括）</p>	<p>【政策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策18の多様な就業機会や就業環境の創出について、事業を進める中で人材の確保に課題があるものや参加者の伸び悩みがある事業があり、事業の周知等をこれまで以上に進める必要がある。 ・施策19の安心できる地域医療の充実について、順調に推移していない「救急搬送時間」、「認定看護師数」の2つの成果指標の達成に向けて、関係機関・団体の理解・協力の下、より一層連携を強化しながら事業を実施していく必要がある。 ・施策20の生涯を豊かに暮らすための健康づくりについて、事業の認知度が低いと考えられ、特に、「みやぎ21健康プラン」は、県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むための行動指針となる計画であることから、事業の周知を今まで以上に進める必要がある。 ・施策21の高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくりについて、高齢者の人権尊重や権利擁護を一層推進するためには、市町村における体制の充実を図り、ノウハウの蓄積を進める必要がある。 ・施策22の障害があっても安心して生活できる地域社会の実現について、公益的施設のバリアフリー化の促進を図るとともに、バリアフリーに関する県民等の認識をさらに高める必要がある。 ・施策23の生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興について、社会の変化により、本施策に対する必要性・重要性はますます高まっていくが、限られた予算でいかに効果的に県民のニーズに対応し、サービス向上を図るか、また、各分野において、各年代のニーズに対応できるようなサービスの提供が課題である。

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
3	<ul style="list-style-type: none"> 目標指標等の達成度は、目標値の設定方法によっては恣意的なものになり得る可能性がある中で、達成度にあまり引きずられることなく、施策自体の中身を全体的に見ると良いと考える。 問題点を把握しているかが非常に重要で、そういうことが評価する上で反映されるようにすると良いと考える。 全般的に県民の施策に対する重視度と満足度のかい離がかなり大きく、その要因として、県民の目線と違う事業が行われている可能性や、県が実施した内容について県民に十分な情報提供がされていない可能性が考えられる。県民の目線と合った政策なり施策ということを重視することが重要である。現状を仕方がないと捉えるのではなく、県民の意識に沿った形で評価を行い、今の状況下どのように改善していけば良いかという議論に持ち込んでほしい。 評価指標が体系化されておらず、施策の評価が特定領域に偏向している。 成果指標にアウトプット指標が多い。また指標が無いのに成果があったような表現も見られた。 分析結果に基づくエビデンスベースの評価が求められる。 政策評価、施策評価というのは、一種の政策・施策の品質管理で、今よりもっと良くなるためには何をすれば良いかということその政策・施策・事業に反映させる必要がある。「概ね順調」と言っても、どう改善すべきか、それによってどう良くなるかということをごひ記載していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価に当たっては、各施策の目標指標等の達成度を参酌しながら施策全体を総合的に見るように努める。 問題点の把握度などを重要視し、評価に反映できるように検討する。 県民意識調査の結果を精査し、県民の意識に沿った形での施策となるように努め、改善すべき事項などを記載するように検討する。 指標の設定については、特定領域に偏向しないなど適切なものにするように検討する。 成果を適切に表すような成果指標の設定や記述に努める。 評価の根拠を明確にするように努める。 評価結果を施策等に反映できるように改善すべき事項や効果などを記載するよう検討する。 	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね順調(原案のとおり)

施策体系	評価原案		
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築			
<p>施策番号18:多様な就業機会や就業環境の創出</p> <p>(施策の概要) 働く意欲のある人が、いきいきと働くことができる就業の場の確保と就業しやすい環境整備に取り組むとともに、障害者等の就業に向けた相談・支援体制等の充実を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 73.2% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 35.7%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・新規高卒者の就職内定率 A ・ジョブカフェ利用者の就職者数 A ・障害者雇用率 B</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p style="text-align: center;">評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等のうち障害者雇用率については、全国平均を上回り年々向上しているものの目標値である法定雇用率に達していない。新規高卒者の就職内定率とジョブカフェ利用者の就職者数は目標値を上回っている。 ・県民意識調査結果からは、重視度が高く、満足度も満足の割合が不満の割合を超しているもの分からないとする割合も多い。 ・社会経済情勢等からは、雇用失業情勢の改善が進んでいるがその動きは弱まってきている。 ・事業については、ほぼ目標どおり施行しその成果も着実に上げている。 ・以上のことから、施策目的である、働く意欲のある人が個々のキャリアに応じて継続的にいきいきと働ける就業機会や就業環境の創出について概ね順調だと判断する。 	
		<p style="text-align: center;">事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p style="text-align: center;">方向性の理由</p> <p>施策の進捗状況は概ね順調である。 県民意識調査結果では、満足度について分からないとする割合も高いことから、事業の周知についてこれまで以上に進める必要がある。 事業の分析結果から、「成果があった」、「効率的」が大部分で、成果が上がっていないものや非効率がないことから、事業内容の充実を図りながら、その構成については一部を見直しつつ継続して行く。</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】 事業を進める中で人材の確保に課題があるものや参加者の伸び悩みがある事業があり、事業の周知等をこれまで以上に進める必要がある。</p>	
		<p>【次年度の対応方針】 参加者が多くなるよう事業の周知等をこれまで以上に進めるとともに参加しやすい開催方法等の検討を進める。 事業内容の見直しを行い、効率的に事業を進める。 社会人講師など人材確保の体制づくりや指導スキルの標準化を図る。</p>	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
2	<p>・県民意識調査結果で、重視度が73.2%、満足度が35.7%とかい離が大きいのに、なぜ「概ね順調」という評価になるのか。目標指標等やその目標値の設定が不適切で客観性がなく、自己評価自体の妥当性を欠いているように思う。</p> <p>・どの事業についても言えるが、なぜ「成果があった」のか、根拠が分からない。県費を使って参加者等があるのは当然であって、成果があったとするには、前年度より参加が増えているとか、参加したことによってどうなったか等、別の要素が必要である。</p> <p>・本施策は若者のみでなく、高齢者や女性も対象としている施策である。若者は今後人口が減少し、労働力不足が言われている。どちらかという、高齢者や女性の就業ケアを作っていくことがこれからさらに重要になると考える。高齢者や女性に対する事業を推進する指標が必要である。実態を把握して相互比較しないと、今の指標だけでは資源配分に関する議論ができない。</p> <p>・事業分析シートの効率性については、1件当たり、あるいは1人当たりどれだけ費用をかけたか、投入資源と活動量との分析を行ってほしい。例えば、事業番号3の職業観を育む支援事業では、「効率的」と分析した理由として「受講生のアンケートから満足している回答が8割」と記載されているが、これはどちらかと言うと、成果である。効率性の部分を分析してほしい。</p>	<p>・御指摘のとおり、県民意識調査結果を踏まえ、施策評価シートの「施策の成果」(進捗状況)を「概ね順調」から「やや遅れている」に、事業構成の方向性を「現在のまま継続」から「見直しが必要」に改める。</p> <p>・次年度以降、評価に当たっては、明確に根拠を示しながら事業分析を行う。</p> <p>・御指摘のとおり、高齢者や女性の就業も含めた施策であることから、これらに関する評価指標の検討を行う。</p> <p>・事業番号3「職業観を育む支援事業」について、御指摘のとおり、分析の理由としては表現が不足していたと考える。この趣旨については、事業の効率化を図るため、19年度は事業経費の削減を行っている。経費を削減した上での受講者の満足度を効率化の指標として捉えたものである。次年度以降、これ以外の事業を含めて事業の効率性の分析を十分に行う。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・やや遅れている (原案を修正)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・見直しが必要 (原案を修正)</p>

■施策18(多様な就業機会や就業環境の創出)を構成する事業一覧

番号	事業人	担当部局・ 課室人	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	新規高卒未就職者対策事業	経済商工観光部・ 産業人材・雇用対策課	6,668	キャリアカウンセリングを中心とした支援により、新規高卒未就職者の早期就職を図るとともに、学卒未就職者を生み出さない社会づくりの観点から、子どもの発達段階に応じた職業意識・勤労観の形成促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規高卒未就職者対象「出前カウンセリング」の実施(7圏域各2回実施, 52人参加, 7人就職) ・しごと発見ノートの作成, 配布(県内中学校219校, 15,000部) ・みやぎ仕事作文コンクールの実施(小中高87校599編応募) ・県外企業就職者等による講話, 意見交換会の開催(3地域, 1,222人参加) ・若者の働く力を高める月間の制定, 記念講演会の開催(79人講演会参加)
2	キャリア教育総合推進事業(再掲)	教育庁・高校教育課	710	生徒のキャリア形成を目的とし, 社会人講師の招聘に係る経費を補助します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が希望する社会人講師の招聘に関する事務手続き及び経費の補助(1,203回事業実施) ・学校が社会人講師を活用している一校当たりの日数 4.8日
3	職業観を育む支援事業(再掲)	教育庁・高校教育課	4,147	就職を希望する高校卒業年次の生徒を対象に, 就職試験対策を中心とした即効性のある支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・就職ガイダンス, マナー講習及び少人数制による模擬面接練習の実施(県内7地域33回開催, 延べ2,656人参加) ・就職内定率 95.1%(全国平均94.7%)
4	ポジティブ・アクション推進事業	環境生活部・男女共同参画推進課	2,171	企業における女性の積極的登用のための措置, すなわちポジティブ・アクションを入札参加登録制度と関連づけて促進し, 企業における男女共同参画を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・県の入札参加登録業者約8,000社に対しポジティブ・アクション・シートを配布, 2,419社から回答 ・うち253社から入札参加登録の際の評点付与の前提となる確認書の交付申請があり, 審査の結果216社に対して確認書を交付 ・シート提出のあった事業所の中から県内事業所の訪問調査を実施し, うち2社を優良事業所として表彰 ・企業がシートを記入して自己点検することにより, 企業におけるポジティブ・アクションの取組が促進されており, 確認書の交付事業所数は昨年度に比べ, 80社増加
5	母子自立支援対策事業	保健福祉部・子ども家庭課	10,618	ひとり親家庭の自立促進のため, 各種相談や就業支援講習会等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業支援講習会開催(65人修了) ・母子家庭等就職支援セミナー開催(52人参加) ・自立支援教育訓練給付金支給(11人支給) ・高等技能訓練促進費支給(3人支給) ・生活保護受給者等就労支援事業(6人支援)
6	若年者就職支援ワンストップセンター設置事業	経済商工観光部・ 産業人材・雇用対策課	49,076	地域の企業・学校等との幅広い連携・協力の下, キャリアカウンセリングや職業能力開発から職業紹介までワンストップで行うセンターを核として, 就職支援を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップセンター利用者数 26,219人 ・ワンストップセンター登録者数 3,315人 ・ワンストップセンター登録者への職業紹介数 2,744件 ・ワンストップセンター登録者の就職数 2,101人 ・キャリアカウンセリング実施数 7,881人 ・就職支援セミナー受講者数 2,241人
7	みやぎの若者の職業的自立支援対策事業(ニート対策事業)	経済商工観光部・ 産業人材・雇用対策課	620	若年無業者(概ね35歳未満で, 仕事をしておらず, 失業者として求職活動していない者, また, 働く意志のない者)等が経済的, 社会的に自立できるように, 各人の置かれた状況に応じて個別かつ継続的に支援を行う地域若者サポートステーションを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「若年無業者等に関する意識調査」の実施 ・「宮城県若者自立支援ネットワーク」の構築(201機関参加)

番号	事業人	担当部局・課室人	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
8	新規大卒者等 就職援助事業	経済商工観光部・ 産業人材・雇用対 策課	2,538	大学卒業生等を本県の人材労働者として一人でも多く確保するため、新規大学等卒業予定者(大学・短大・高専・専修学校生等)を対象に県内企業の情報提供などの支援を行います。	・就職ガイダンス、就職面接会の開催(2回開催、1,805人参加) ・大学生等求人一覧表の作成、配布(4,800部)
9	高卒就職者援助事業	経済商工観光部・ 産業人材・雇用対 策課	108	高校を卒業し就職を希望する者を対象に、「合同就職面接会」を開催し就職を支援します。	・合同就職面接会の開催(仙台、石巻、大崎で5回開催、1,635人参加)
10	みやぎ障害者ITサポート事業	保健福祉部・障害福祉課	20,697	障害者のIT利用に関する県の施策を総合的に推進するための中核的機関を設置し、様々な相談に対応するほか、講習会の実施等によりITの普及を促進し、更には在宅障害者の一般就労への支援を行います。また、障害児に対してもITに親しむ機会を提供し、将来の在宅就労等の可能性を高めます。	・ITサポートセンターにおける相談窓口の設置(相談件数852件) ・IT基礎研修(10回開催、72人受講) ・訪問講習(264回開催、46人受講) ・スキルアップ研修(3期開催、18人受講) ・ちゃれんじど情報塾 障害児パソコン教室(4回開催、11人受講) 訪問講習(3回開催、2人受講) ・一般就労に結びついた者の人数 過去の受講者を含め9人
11	就労支援事業	保健福祉部・障害福祉課	4,953	知的障害者ホームヘルパー養成研修事業を実施し、障害者の資格取得を支援することで、障害者の就労を促進します。また、障害者就労アドバイザー派遣事業を実施し、障害者本人が職場に適応し作業に慣れるまでの指導・助言を行います。	・知的障害者ホームヘルパー養成研修の開催(3回開催、27人受講) ・障害者就労アドバイザーの派遣(延べ682件派遣)
12	県庁業務障害者就労モデル事業	保健福祉部・障害福祉課	14,483	県が県庁において率先的に障害者の就労・雇用の場を創出します。また、庁内業務を通じて就業体験機会を提供するとともに、技術の習得を図ります。このことにより、障害者の一般就労への移行の促進を図ります。	・古紙リサイクル事業の実施(訓練者数6人) ・障害者ビジネスアシスタント事業の実施(訓練者数7人) ・一般就労へ結びついた者の人数 6人
13	障害者就業・生活支援センター事業	保健福祉部・障害福祉課	15,486	障害者就業・生活支援センターを設置し、生活担当支援員を配置し、障害者の職業生活における自立を図るため、生活面を中心とする助言と就労支援を行います。	・障害者就業・生活支援センターの運営(3箇所、相談件数延べ11,465件) ・一般就労へ結びついた者の人数 90人
14	障害者就業・生活サポート事業	経済商工観光部・ 産業人材・雇用対 策課	13,438	職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者のための、職場実習や就職先の開拓及び職場定着支援等を行うことを目的とした、「障害者就業・生活サポートセンター」の設置を支援します。	・障害者就業・生活サポートセンターの設置支援(2箇所、相談者数2,787人、就職者数39人)

施策体系	評価原案	
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築		
<p>施策番号19:安心できる地域医療の充実</p> <p>(施策の概要) 県内の各地域で生涯を通じて必要な医療を受けることができるよう、医療機能の集約化、拠点化、地域間の役割分担等を進め、医師確保や医師の地域的偏在の解消等を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 91.1% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 36.3% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合 A ・救急搬送時間 C ・がん患者の在宅看取り率 B ・病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の数 A ・認定看護師数(皮膚・排泄ケア認定看護師数) A 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5つの目標指標等のうち、3つは目標を達成し、1つは目標どおり推移しているが、残り1つが停滞している状況である。 ・県民意識調査からは、91.1%が「重要」、「やや重要」と回答し、重視度が高いにもかかわらず、満足度については、「満足」、「やや満足」を合わせて36.3%に止まっている。 ・少子・高齢化、疾病構造の変化等の社会情勢や医師不足が深刻化等の医療環境に対応するための事業を実施しており、各事業の有効性等から見て、施策自体はほぼ効果的に展開されているものと判断される。 ・施策は着実に推進されているものの、厳しい社会経済情勢や県民の高い期待の中、一部の目標指標や県民満足度の向上につなげていない状況にあるため、やや遅れていると判断した。
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療の充実については、国の政策に大きく左右されるものであるが、本県の課題解決に向けて県として積極的に取り組んでいくことが求められており、県民の期待も高くなっている。こうした中、各事業(統合・廃止予定のものを除く)については、必要性、有効性等から判断して継続していくことが不可欠な事業であり、今後も維持していく。
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・順調に推移していない「救急搬送時間」、「認定看護師数」の2つの目標指標の達成に向けて、関係機関・団体の理解・協力の下、より一層効果的に事業を実施していく必要がある。
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月に公示した地域医療計画の記載内容を踏まえ、医療従事者の確保や救急医療、小児医療、がん対策、リハビリテーション等の各分野において関係団体との協議や審議会等における検討を行いながら、新規事業の実施や既存事業の統廃合・拡充を含めて施策の一層効果的な実施方法を検討していく。

施策体系	評価原案		
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築			
<p>施策番号19:安心できる地域医療の充実</p> <p>(施策の概要) 県内の各地域で生涯を通じて必要な医療を受けることができるよう、医療機能の集約化、拠点化、地域間の役割分担等を進め、医師確保や医師の地域的偏在の解消等を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 91.1% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 36.3% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合 A ・救急搬送時間 C ・がん患者の在宅看取り率 B ・病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の数 A ・認定看護師数(皮膚・排泄ケア認定看護師数) A 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5つの目標指標等のうち、3つは目標を達成し、1つは目標どおり推移しているが、残り1つが停滞している状況である。 ・県民意識調査からは、91.1%が「重要」、「やや重要」と回答し、重視度が高いにもかかわらず、満足度については、「満足」、「やや満足」を合わせて36.3%に止まっている。 ・少子・高齢化、疾病構造の変化等の社会情勢や医師不足が深刻化等の医療環境に対応するための事業を実施しており、各事業の有効性等から見て、施策自体はほぼ効果的に展開されているものと判断される。 ・施策は着実に推進されているものの、厳しい社会経済情勢や県民の高い期待の中、一部の目標指標や県民満足度の向上につなげていない状況にあるため、やや遅れていると判断した。 	
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療の充実については、国の政策に大きく左右されるものであるが、本県の課題解決に向けて県として積極的に取り組んでいくことが求められており、県民の期待も高くなっている。こうした中、各事業(統合・廃止予定のものを除く)については、必要性、有効性等から判断して継続していくことが不可欠な事業であり、今後も維持していく。 	
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・順調に推移していない「救急搬送時間」、「認定看護師数」の2つの目標指標の達成に向けて、関係機関・団体の理解・協力の下、より一層効果的に事業を実施していく必要がある。 	
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月に公示した地域医療計画の記載内容を踏まえ、医療従事者の確保や救急医療、小児医療、がん対策、リハビリテーション等の各分野において関係団体との協議や審議会等における検討を行いながら、新規事業の実施や既存事業の統廃合・拡充を含めて施策の一層効果的な実施方法を検討していく。 	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
4	<p>・目標指標等について、その設定と県民の目線がずれているのではないかと印象がある。県民は例えば小児科が足りないとか、産科が撤退しているとか、実際の生活の中でそういう雰囲気を感じていると思うが、その具体的なモニタリング指標が無い。県民の生活に合った地域医療の安心感を与えるようなモニタリング指標を考えてほしい。</p> <p>・目標指標等である「医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院（県立病院除く）の割合」について、医療法に定める人員基準を満たしていない病院が未だに半数近くあるのに、指標の達成度が「A」となっていることには非常に違和感がある。全国データ等ベンチマーク的な目標値の設定が大事である。</p> <p>・目標指標等である「救急搬送時間」について、消防機関を対象とした調査・分析を行ったということは一歩前進だと思うが、目標を達成していないことについて最大の要因を早く見つけ出して、その最大の要因に対して対策を打つことが重要である。進んでいないと今まで言われてきたことについて、ドラステックに改善する必要があると考える。</p> <p>・「がん患者の在宅看取り率」という目標指標等については、訪問看護ステーションがなければ上がるということではなく、どのように上げていくかという検討の中身がもっとあると良い。制度的に支援の重要な役割を担う訪問看護ステーションが全然機能していないという実態があるので、どのような対策をするのか、目標値に実効性があるのかという検討が必要である。</p> <p>・事業分析シートの「事業の成果向上の余地」については、「余地がない」として考えることを止めることなく、向上に向けたことを是非検討していただきたい。特に、事業番号12の福祉用具プランナー研修事業のような人の養成に関することについては、教的に充足したとしても、質的なことや、地域差、再教育のこと等、もう少し考えていただきたい。</p> <p>・事業番号15の認定看護師養成事業（皮膚・排泄ケア）について、がんなどのように、より優先度のある事業はないのか。それほど緊急性のある事業なのか。厳しい予算を有効に使うためには、どこにニーズがあり、かつ養成した人が本県にとって重要かということを見極めていく必要がある。この事業も大事だと思うが、医療現場で何が要求されているか、困っていることは何かをよく見極めて、優先度を考慮して事業を進めていただきたい。また、今後、認定された人がどうなるかその評価をぜひ行っていただきたい。</p> <p>(次頁へ)</p>	<p>・県民の関心が高い地域医療の問題に関し、本県の現況及び施策の推進度を分かりやすく伝えるモニタリング指標について検討する。</p> <p>・全国の自治体病院等を対象とした医師充足状況等の調査・統計がないため、「医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院（県立病院を除く）の割合」に代わる目標指標の設定は難しい。また、現行指標の達成度は、最終目標を相当下回るが、評価対象年度の到達目標を上回ったためA評価とした。</p> <p>・本年度に救急医療協議会において各種調査結果等を踏まえながら効果的な改善策の検討を行うことにしている。</p> <p>・がん患者の在宅看取り率については、その中心的な役割を果たす在宅療養支援診療所と訪問看護ステーションの連携が重要と考えるが、訪問看護師の不足等の課題も大きい。在宅がん患者の療養支援体制について、保健福祉事務所(3カ所)を中心に検討を始めているところであり、この中で、地域の状況を踏まえながら療養支援体制を構築していきたい。また、訪問看護ステーションの訪問看護師不足やがん患者・難病患者等医療依存度の高い在宅療養者の支援が十分にできるような機能強化等について、医療整備課で実施している訪問看護推進事業と連携を図りながら進めていきたい。</p> <p>・日本福祉用具供給協会主催の研修に県が助成していた当該事業は、19年度で終了せざるを得なかったが、県事業としては、介護研修センターにおいて福祉用具研修を実施しているほか、介護研修センターの専門職員(OT)が事例に応じて助言を行っている。この部門の人材育成は継続しており、内容の充実、地域差の解消、再教育の観点から、なお検討していきたい。</p> <p>・直腸がん患者の増加により人工肛門造設者が増加していることや高齢者人口の増加による褥創の予防の重要性から皮膚ケアが重要であると判断した。また、東北6県の病院にアンケート調査を行い、病院からも取得希望が多い分野であったことを踏まえて、皮膚・排泄ケア認定看護師の養成を行うこととした。今後は、資格を取得した看護師の活動状況等を把握するなど、事業の成果の検証を行っていきたい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やや遅れている(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のまま継続(原案のとおり)

評価に係る行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
4	<p>(前頁からの続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の資源が相対的に不足している状態で、今の事業で本当に効果があるのか、もっと効果が上がるような事業があるのではないかと考えていただきたい。 ・救急搬送については、医師の負担をできるだけ軽減しましょう、コンビニ受診を止めましょうというような県民運動なり、情報提供なり、不安感を軽減するなり、もっと多様な事業があると考え。 ・訪問リハビリテーションについて、量的な面で遅れているのではないかと。バックアップする事業を考えておかないと訪問看護にも影響し、機能低下のおそれもある。 ・事業番号12の福祉用具プランナー研修事業については、問題がないという話ではなく、非常に重要な人材養成なのでしっかり行ってほしい。また、カリキュラムの時間設定等の工夫が必要である。 <p>・県立大学で養成した看護師が県内に残らないというのも問題で、医師確保のような事業があっても良いと考える。看護師不足により、訪問看護ステーションもできない。人材確保も県として地域レベルで求められるので、そういう事業があっても良いのではないかと考える。</p> <p>・県民意識調査の重視度と満足度の乖離が大変大きいことにも注意すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果を随時確認しながら、必要に応じて事業内容の見直しや新規の取組をしていきたい。 ・このような取組の必要性は十分認識しており、今後、実施に向けて検討を行っていく。 ・御意見については、必要な課題と認識しており、平成18年度からは、事業開始に係る費用等を補助する高齢者リハビリテーション促進事業を実施しているところである。今後は、これら事業実施の評価・点検を通じて、有効な施策につなげたい。 ・日本福祉用具供給協会主催の研修に県が助成していた当該事業は、19年度で終了せざるを得なかったが、県事業としては、介護研修センターにおいて人材養成研修を着実に実施していきたい。またカリキュラムの時間設定については、主催元の日本福祉用具供給協会に対し改善や工夫を求めていきたい。 <p>※現状：Eラーニング自宅学習 51.5時間、 集合研修 48.5時間(2～3ヶ月間で6～8日間、 日程は非連続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の看護大学や看護師養成所の学生の県内病院への就職を促進や地域偏在を解消するため、看護学生修学資金貸付事業やナースバンク事業等、医師確保と概ね同様の取組を実施している。これらの事業の評価を行いながら、今後も引き続き看護師確保対策に努めていきたい。 ・地域医療を巡る環境は大変厳しい状況にあるが、各種事業を着実に推進するとともに、県民に対して、さまざまな機会を捉えて県の取組の周知を図り、理解を得るよう努める。 	

■施策19(安心できる地域医療の充実)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	宮城県ドクターバンク事業	保健福祉部・医療整備課	2,539	全国から県内自治体病院への勤務を希望する医師を募集・県職員として採用し、医師が不足している自治体病院へ派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> ポスター及びパンフレットの作成及び配布、医学情報誌への広告掲載、学会会議の会場にブースを設けての事業紹介、ホームページ等による事業のPR 医師の採用及び自治体病院等への配置(平成20年4月1日付け3人)
2	医学生修学資金等貸付事業	保健福祉部・医療整備課	79,497	将来、県内の自治体病院で勤務する意志を有する医学生(大学生、大学院生)及び研修医を対象に修学資金等の貸付けを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ポスター及びパンフレットの作成及び配布、本県出身医学生への案内文書の送付、ホームページ等による事業のPR 大学生33人への貸付け実施、うち11人は新規貸付け(月額200千円貸付け)
3	自治体病院等臨床研修支援事業	保健福祉部・医療整備課	10,500	医師不足地域における医師の確保を図るため、自治体病院等が行う臨床研修事業に要する経費に対して補助し、研修医の受入れを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 臨床研修指定病院への補助金交付(6施設、研修医1人当たり300千円補助、交付実績35人分)
4	地域医療医師登録紹介事業	保健福祉部・医療整備課	非予算的手法	県庁医療整備課内に「宮城県地域医療医師無料職業紹介所」を設置し、勤務の斡旋を希望する医師に対し、自治体病院への斡旋を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 自治体病院からの医師求人票受付 ホームページ等による事業のPR 問い合わせのあった医師2人に対する面接等を実施し、うち1人は求職票を受理、他の1人はドクターバンク医師として採用
5	地域医療システム学講座設置事業	保健福祉部・医療整備課	40,000	県の寄附により、東北大学大学院医学系研究科に地域医療システム及び医療機関ネットワークに関する講座を設置し、医師確保対策など本県地域医療の向上に寄与する研究を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 東北大学への寄附(平成19年度分40,000千円、事業期間平成17～19年度) 事業報告書及びシンポジウム開催等による研究成果の全国への情報発信 研究成果を踏まえ、医療圏ごとの機能分化及び連携強化の在り方など県が目指す方向を地域医療計画に提示
6	救急医師養成事業	保健福祉部・医療整備課	3,899	県内の救急医療体制の充実を図るため、外科や内科医等の救急医療担当医師以外の医師等を対象に救急医療に必要とされる心肺蘇生法や外傷救急などの研修会を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 実地研修会の開催(救急処置教育31回開催、467人参加/外傷処置教育1回開催、48人参加) 講演会等 初期救急に関する講演会の開催(1回開催) 自動体外式除細動器(AED)取扱説明会の開催(1回開催、31人参加)等
7	救急医療体制強化推進事業	保健福祉部・医療整備課	48,919	救急医療の一層の充実に向け、東北大学病院高度救命救急センターの機能・人的資源・ノウハウを最大限活用し、県として必要とする高度かつ専門的な救急医療体制の構築に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 救急搬送迅速化に向けた体制構築等の研究及び提言等 救急科専門医の養成(3人) 医師等を対象とした救急医療に関する研修(33回開催、382人参加)等
8	地域リハビリテーション医療体制整備推進事業	保健福祉部・健康推進課	4,000	二次医療圏域におけるリハビリテーション医療体制の充実を図るため、市町村等が行うリハビリテーション医療体制の整備を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> リハビリテーション医療体制の充実が急がれる栗原圏域を対象に、体制整備に要する経費の財政支援の実施(栗原市において理学療法士1人、作業療法士1人、言語聴覚士1人、計3人の専門職員を確保し、栗原中央病院、若柳病院へ配置)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
9	高齢者リハビリテーション促進事業	保健福祉部・健康推進課	2,063	介護保険の訪問・介護予防訪問リハビリテーションを提供する事業所が少ないことから、サービスの提供を始める事業所に対して補助を行い、提供体制の整備を図ります。	・訪問リハビリテーションの提供事業所が少ない高齢者保健福祉圏域を対象に、介護老人保健施設において訪問リハビリテーションの事業を開始する医療法人に対する補助(栗原圏域, 2医療法人)
10	地域リハビリテーション支援体制整備事業	保健福祉部・健康推進課	5,167	地域リハビリテーション広域支援センター(保健福祉事務所)を中心に、県民が身近な地域において総合的かつ一貫したリハビリテーションサービスが受けられるよう各種体制を整備します。	・宮城県リハビリテーション協議会及び専門部会の開催(6回) ・地域リハビリテーション検討会の開催(12回) ・地域リハビリテーション啓発事業の実施(1回) ・連携システムの構築(3圏域) ・市町村等への技術的支援(307回) ・リハビリテーション専門研修の実施(24回) ・圏域体制整備(6事業)
11	リハビリテーション支援機能強化事業	保健福祉部・健康推進課	3,462	県民が身近な地域において総合的かつ一貫したリハビリテーションサービスが提供されるため、全県を担い、地域リハビリテーション推進の中核となる「県リハビリテーション支援センター」機能を確保し、地域リハビリテーション支援体制を強化します。	・地域リハビリテーション広域支援センター連絡会議の開催(1回) ・リハビリテーション情報システムの運用 ・専門スタッフの派遣(49回) ・県内医療機関等を対象としたリハビリテーション専門職採用状況調査の実施 ・リハビリテーションプログラム等の開発(6件) ・地域リハビリテーションコーディネーター研修の実施(2回開催, 84人受講) ・リハビリテーション専門職研修の実施(60人受講) ・みやぎOT・PT・ST合同就職説明会の開催(入場者数262人, 参加施設32法人)
12	福祉用具プランナー研修事業	保健福祉部・長寿社会政策課	450	適切な福祉用具の選択、利用を支援できる中級程度の福祉用具専門家を養成するため、県内の事業所に勤務する介護支援専門員、看護師、介護福祉士等を対象に研修を実施し、「福祉用具プランナー」を養成します。	・福祉用具プランナー研修(1回開催, 8人修了)
13	がん対策総合推進事業	保健福祉部・疾病・感染症対策室	24,096	「がん対策推進計画」を策定するとともに、がん診療の均てん化を促進するためがん診療連携拠点病院の整備及び機能強化(専門医師の育成や確保, がん相談支援体制の充実等)、がんに対する正しい知識の普及を図るなど、総合的ながん対策の推進に取り組みます。	・「がん対策推進計画」の策定 ・がん診療連携拠点病院の整備(3医療圏, 7病院) ・がん診療連携拠点病院の機能強化(がん医療従事者の人材確保及び育成, がん相談支援の充実等)のための補助 ・がん予防講演会と予防パネル展の開催等(予防講演会1回開催, パネル展2回開催, 街頭キャンペーン2回開催)
14	在宅緩和ケア対策推進事業	保健福祉部・疾病・感染症対策室	3,047	在宅において緩和ケアの提供、看取りの実施等のサービスを希望する患者等に対し、総合的な相談・支援体制の整備や緩和ケア従事者の人材確保・育成を図ります。	・在宅緩和ケア支援センターの設置(県立がんセンター内) ・在宅緩和ケア推進連絡会議の開催(本庁及び2保健所) ・関係団体が実施する従事者の資質向上のための専門研修への補助(3団体, 366人参加) ・保健所による地域での緩和ケア従事者に対する研修の開催(10回開催, 延べ722人参加)
15	認定看護師養成事業	保健福祉部・医療整備課	2,901	医療の高度化・専門化が進行する中で、安全で質の高い看護サービスを提供するために、特定分野の知識・技術がより訓練された認定看護師の養成を図ります。	・平成20年度開講の皮膚・排泄ケア認定看護師養成課程のPR, 通知及び入学試験の実施 ・平成20年度受講者募集結果 55人応募(定員30人)

施策体系	評価原案		
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築			
<p>施策番号20:生涯を豊かに暮らすための健康づくり</p> <p>(施策の概要) 県民一人ひとりが生涯現役でいきいきと暮らしていけるよう、若い世代からの予防を重視した健康づくりを進めるとともに、新たな感染症などの流行に備えた感染症危機管理体制の構築を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 77.5% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 42.7%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・肥満者の割合(30歳以上の男性) C ・肥満者の割合(40歳以上の女性) C ・がん検診受診率(胃がん) N ・がん検診受診率(肺がん) N ・がん検診受診率(大腸がん) N ・がん検診受診率(子宮がん) N ・がん検診受診率(乳がん) N ・3歳児の一人平均むし歯本数 B</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>やや遅れている</p>	<p>評価の理由</p> <p>・国の医療制度改革の動向を踏まえ、県の健康増進計画である「みやぎ21健康プラン」の改定や、がん対策基本法に基づく「宮城県がん対策推進計画」を策定するなど、「生涯を豊かに暮らすための健康づくり」に向けての体制整備を着実にいった。 しかしながら、県民意識調査結果を見ると、重視度(重視の割合77.5%)と満足度(満足の割合42.7%)とに乖離があり、目標指標から見た達成度は、「B」ないし「C」であることから、総合評価としては、「やや遅れている」と判断する。</p>	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <p>・県民意識調査の結果、重視度が高く、この施策に対する県民の期待の高さがうかがえる。 ・事業の分析の結果、何れの事業も必要性は妥当であり、有効性は全体としてある程度の成果があり、事業の方向性についても基本的には現在のまま継続と判断する。</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <p>・県民意識調査の結果は、満足度については、「満足」の割合が「やや不満」を含めた「不満」の割合を上回っているが、「わからない」と回答した割合が29.0%であり、事業の認知度が低いと考えられる。特に、「みやぎ21健康プラン」は、県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むための行動指針となる計画であることから、事業の周知を今まで以上に進める必要がある。</p>	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <p>・「みやぎ21健康プラン」関連事業は、県民の健康管理への自覚の向上を図るため、普及啓発について効果的な事業展開を工夫する。 ・新インフルエンザ対策事業では、感染拡大防止を図るため、図上訓練や研修会を実施する。</p>	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
3	<p>・目標指標等である「がん検診受診率」について、達成度が「N」で、今年度の目標値も示されていない。何も設定されておらず、意味がない。使えるようにいろいろ工夫するなり、指標を変えるなり、評価できるようにしていただきたい。</p> <p>・みやぎの将来ビジョンを的確に示す指標を出してほしい。</p> <p>・各目標指標等の目標値と実績値との違いについて、それがどのような原因で生じているかをぜひ明らかにしてほしい。例えば、「肥満者の割合」について、なぜ本県は多いのか、本県の肥満の理由はなにかを認識していなければ対策もとれない。指標の数字が上がった下がっただけでなく、データを持ってどうすべきか、何を行ったら上げるのか下がるのかの分析が施策の方向を決めるのに必要である。また、地域分析もぜひ行っていただきたい。</p> <p>・目標指標等として、喫煙率や健康増進法に基づく公的な場所での禁煙状況等を設定する方が意味があると考えます。また、若い世代が吸わないようにするための事業を行う方が良い。</p> <p>・目標指標等の「肥満者の割合」について、「BMI＝25以上の割合」となっているが、25というのは標準値であり、25以上というのは非常に問題である。また、痩せることが良いという誤った雰囲気を与えないよう、下限値を定める必要がある。「30以上、18.5以下」を用いる方が良いのではないかと。</p> <p>・「運動」と「食」のデータが入らないと、健康増進のモニタリング指標にならないと考える。</p> <p>・本施策の目標指標等は、不足・不適正なものがある。目標指標等を変更できないのなら、補完的な指標を入れて評価を行えばよい。</p> <p>・健康、地域医療、介護等いろいろな計画が導入されており、そのためのモニタリング指標が設定されている。業務指標が一番良いと思う。新たに調査しなくても既にあるものをまとめれば良い。</p> <p>・食育について、いくらボランティアを育成してもほとんど機能していないのではないかと。ボランティアを育成すれば事足りるのではなく、実際に食育が進んでいるか、改善の方向に進んでいるのかが重要である。成果の有無については、そういう評価をしていただきたい。結果的に効果がないのであれば、別の方法を考える必要がある。</p> <p>・適切な運動については、基本的に県民の自覚がないとできない。県民運動や広報、モデル地区を作る等いろいろな方法があると思う。</p>	<p>・「みやぎ21健康プラン」の目標値の一部を政策評価の目標指標等として掲げているが、これに関わる県民健康栄養調査は毎年度行っていないため、各年度の実績値が把握できない。その代わりに、市町村が実施するがん検診の受診率を参考指標とすることを検討している。</p> <p>・平成20年3月に健康寿命の地域指標算定の標準化に関する研究班(厚生労働科学研究費補助金による)が公表した「平均自立期間の算定方法の指針」に基づく指標を検討している。</p> <p>・目標値と実績値の相違については、例示の「肥満者の割合」等も含め、全国調査の結果等も参考に分析してみたい。また、地域分析については、県の施策実施において有効なものと考えているが、多額の経費を伴うものであることから、関係部局等とも協議をしていきたい。</p> <p>・本県の公共施設の分煙対策が98.1%(平成19年健康推進課調査)と高く、改善されていることから、公的な場所での禁煙状況が、直接的に喫煙率の低下を示す指標としてはなじまないと考えるが、補助指標として提示することについて、検討していきたい。なお、若い世代からの禁煙対策は、重要であることから喫煙防止などの講習や研修を、小中高校、事業所などに出向いて実施しており、今後も継続していきたい。</p> <p>・国の「21世紀における国民健康づくり運動」(健康日本21)においても、肥満の基準がBMI>=25とされており、全国との比較検討のためにも同一基準を用いる必要がある。なお、同基準は、関係機関や学識経験者などの委員で構成された「みやぎ21健康プラン推進協議会」において検討し、定めたものである。</p> <p>・平成20年3月に健康寿命の地域指標算定の標準化に関する研究班(厚生労働科学研究費補助金による)が公表した「平均自立期間の算定方法の指針」に基づく指標を検討している。</p> <p>・(同上)</p> <p>・(同上)</p> <p>・委員の意見を踏まえ、食育コーディネーターが、地域において核となって、効果的に展開されるよう、活動状況を把握するとともにその成果について検証していくこととする。</p> <p>・適切な運動は健康づくりのための重要な要素であることから、その実施方策等について委員の意見・提案を踏まえ、検討していきたい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やや遅れている(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のまま継続(原案のとおり)

■施策20(生涯を豊かに暮らすための健康づくり)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	みやぎ21健康 プラン推進事業	保健福祉部・健康 推進課	9,093	少子高齢社会を健康で活力あるものとし、県民の健康寿命の延伸を図るために「みやぎ21健康プラン」を推進し、県民健康づくり運動の気運の醸成及び健康づくりを支援する環境の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎ21健康プラン」の改定 ・「みやぎ21健康プラン」の普及講習会等の開催(118回, 5,329人参加) ・健康運動指導者研修会の開催(1回, 140人参加) ・健康開発実践講座の開催(32回, 223人参加) ・喫煙防止, 禁煙支援に関する講習会・研修会の開催(30回, 2,888人参加) ・「女性医師による女性の健康相談」の開催(14回, 49件) ・食生活改善普及のためのテーマ別講習会の開催(89回, 3,358人参加) ・脳卒中予防食の普及
2	メタボリックシン ドローーム対策戦 略事業	保健福祉部・健康 推進課	2,754	メタボリックシンドローム等の生活習慣病対策を強化するには、より若い世代から産業保健を含めた総合的な対策が必要であり、地域の産業構造や疾病等の特徴に応じた地域保健と職域保健が連携したモデル的な取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村, 事業所及び産業保健関係機関との連携による, 働き盛り世代を対象とする生活習慣病予防の取組の実施(モデル事業: 57事業所, 2,387人参加/普及セミナー: 10回, 1,400人参加) ・自分の健康状態を正しく理解し, 生活習慣病を予防するために, 食事・運動などで無理なく内臓脂肪を減らす方法等を紹介するガイドシステム「メタボリックシンドローム予防ナビ」の構築 ・特定検診, 保健指導従事者に対する研修会の開催(4回開催, 860人参加)
3	がん対策総合 推進事業(再 掲)	保健福祉部・疾 病・感染症対策室	24,096	「がん対策推進計画」を策定するとともに、がん診療の均てん化を促進するためがん診療連携拠点病院の整備及び機能強化(専門医師の育成や確保, がん相談支援体制の充実等), がんに対する正しい知識の普及を図るなど、総合的ながん対策の推進に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「がん対策推進計画」の策定 ・がん診療連携拠点病院の整備(3医療圏, 7病院) ・がん診療連携拠点病院の機能強化(がん医療従事者の人材確保及び育成, がん相談支援の充実等)のための補助 ・がん予防講演会と予防パネル展の開催等(予防講演会1回開催, パネル展2回開催, 街頭キャンペーン2回開催)
4	みやぎの食育推 進戦略事業	保健福祉部・健康 推進課	3,223	「宮城県食育推進プラン」に基づき、「みやぎ食育コーディネーター」の育成や推進体制の整備に努めるとともに、「食育推進県民大会」や「みやぎまるごとフェスティバル」における「食育コーナー」等での普及啓発により食育に対する意識の高揚を図るなど、県民運動としての食育に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎ食育コーディネーター養成講座の開催(4回9講座開催, 60人受講, 55人修了) ・みやぎ食育コーディネーター意見交換会の開催(1回開催, 35人参加) ・第1回食育推進県民大会の開催(1回開催, 約600人参加) ・みやぎまるごとフェスティバル「みやぎの食育コーナー」の開設(2日間, 延べ500人参加) ・あさごはんコンテストの実施及び「みやぎのおいしい! 簡単あさごはんレシピ集」20,000部作成 ・宮城県食育推進会議の開催(2回開催) ・食育推進連絡会議の設置, 開催(7圏域, 延べ10回開催)
5	食育・地産地消 推進事業(再 掲)	農林水産部・食産 業振興課	3,688	食育と連携した地産地消を効果的かつ効率的に推進するため、食育推進ボランティアの育成や活動の支援, 食の体験等の取組を行う事業者への支援, 「地産地消の日」の設定などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進ボランティア育成研修会の開催(12回) ・食育推進ボランティアの登録(176人) ・食材王国みやぎ地産地消の日の設定(毎月第1金曜日・土曜日・日曜日)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
6	感染症危機管理 等対策事業	保健福祉部・疾 病・感染症対策室	65,291	県民の生命、健康の安全を脅かす新興・再興感染症等の発生に対応するため、広域的な連携体制の整備や病原体管理体制を強化する。また、肝疾患診療連携体制の整備を図るとともに、肝炎ウイルス検査やHIV検査等、保健所等における相談・検査体制の整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防計画の改訂 ・病原体管理機器の整備 ・感染症指定医療機関運営事業費補助の実施 ・結核病床運営費補助の実施 ・肝疾患診療連携体制整備→肝炎対策協議会、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置。拠点病院(東北大学病院)、専門医療機関(二次医療圏ごとに計18医療機関)の選定 ・県保健所での肝炎ウイルス検査の実施(2,366件実施) ・県保健所での定期的エイズ検査の実施、世界エイズデー等に合わせたHIV迅速検査等の実施(定期・迅速検査計249件実施)
7	新型インフル エンザ対策事業	保健福祉部・疾 病・感染症対策室	235,192	新型インフルエンザの発生に備え、タミフル等の備蓄を行うとともに、適切な医療体制の整備、感染拡大防止のための意識啓発等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・タミフルの備蓄(980,000カプセル) ・新型インフルエンザ対応マニュアル(第1版)の策定 ・新型インフルエンザ対策研修会の実施(4圏域ごとに開催、延べ約500人参加) ・保健所での対応訓練の実施(仙南保健所で開催)
8	心の健康づくり 推進事業	保健福祉部・障害 福祉課	4,582	県民の精神的健康の保持増進を図るため、うつ病や精神疾患に関する相談を行うとともに、自殺予防に係る体制整備や研修等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談、自殺者遺族支援等の相談支援の実施(延べ3,436人に相談支援を実施) ・自殺対策フォーラムの開催(1回開催、492人参加) ・精神保健福祉関係職員に対する研修の実施(6回開催、延べ463人参加) ・自殺対策予防ネットワーク会議の開催(2回開催、29機関参加)
9-1	健康教育推進 事業(性教育推 進事業)(再掲)	教育庁・スポーツ 健康課	243	性体験が低年齢化する傾向にあり、性やエイズに関する正しい知識の普及や性的問題に起因する心の悩みの解決支援を図るため、県内中学校14校に産婦人科医や学識経験者等を講師として派遣し、指導助言を得るものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科医等派遣による講演会等の開催(中学校14校、2,151人参加)
9-2	健康教育推進 事業(学校保健 研修事業)(再 掲)	教育庁・スポーツ 健康課	430	児童生徒の新たな健康課題に対応するため、「学校保健研修会」「養護教諭研究協議会」を開催し、教職員の資質向上及び学校保健活動の充実を図り、健康教育の推進に資するものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健研修会の開催(169人参加) ・養護教諭研究協議会の開催(225人参加)
10	歯科保健対策 総合強化事業	保健福祉部・健康 推進課	4,936	全国的に最低レベルとなっている、本県の歯と口腔の状況を早急に改善するため、乳幼児の虫歯対策や効果的歯科健診手法の確立など歯科健康対策を総合的に強化して、歯科保健水準の引き上げを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳児の一人当たりの虫歯本数の減少を図るためのフッ化塗布の導入や歯磨き、食生活指導のモデル事業の実施(1市、134人) ・高齢者や施設等入所者、移動が困難な地域住民への訪問歯科健診・診療体制構築のための地区歯科医師会への往診用歯科携帯ユニットの整備(3地区歯科医師会)

施策体系	評価原案		
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築			
<p>施策番号21:高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり</p> <p>(施策の概要) 高齢者がその能力や経験を活かしながら、社会の一員として積極的に社会活動に参加できるような地域社会づくりや、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送るための仕組みづくりを推進して、「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」の実現を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 83.4% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 43.1%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・認知症サポーター数 A ・主任介護支援専門員数 A ・介護予防支援指導者数 A</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策評価(総括)</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p style="text-align: center;">順調</p> <p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター数は順調に伸びており、目標を達成した。 ・県民意識調査の結果からは、施策に対する重視度が高い一方で、施策の「満足」の割合も「不満」「やや不満」の合計割合よりやや高く、施策の維持が適切である。 ・社会経済情勢からは、急速な高齢化の進展、認知症高齢者数の増加などが予測されており、「明るく活力ある超高齢社会」の構築が求められている。 ・事業の実績及び成果等からは、施策を構成するほとんどの事業で目標を達成しており、一定の成果がみられた。 ・施策の目的である「介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心した生活を送る」ことができよう介護支援に携わる者の資質が順調に向上していると判断されるので、施策の進捗状況は順調と判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p style="text-align: center;">現在のまま 継続</p>	<p>方向性の理由</p> <p>施策の進捗状況は順調であり、事業構成は維持したい。県民意識調査結果では「高齢者の地域活動への参加促進」について優先すべきとの回答数が比較的高いことから、多様化する高齢者の社会参加ニーズを踏まえ、より一層の成果が得られるよう一部事業の内容を検討したい。</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】 高齢者の人権尊重や権利擁護を一層推進するためには、市町村における体制の充実を図り、ノウハウの蓄積を進める必要がある。</p>	
		<p>【次年度の対応方針】 ・少子高齢化が進む中で、高齢者が果たす役割への期待は大きくなっており、また、今後、団塊世代の高齢化が進むことから、地域活動や社会貢献活動に関心を持ち、そうした活動に参加しやすい環境の整備が図られるよう「明るい長寿社会づくり推進事業」の内容を検討したい。 ・市町村における高齢者虐待に関する対応の機能強化(相談から解決まで)を検討したい。</p>	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
3	<p>・事業番号1-1の老人クラブ活動育成事業の目的は、会員を対象とした認知症サポーターの養成ではなく、老人クラブの会員を増やすことではないかと考える。会員数の増減など目的に対応する指標をきちんと出して事業を分析することが必要である。</p> <p>・事業番号1-1の老人クラブ活動育成事業について、老人クラブは加入率が低くなっており、事業を継続する意味があるか、今の時代に合う形は何かを検討する時期と考える。</p> <p>・事業番号1-2の明るい長寿社会づくり推進事業について、開催が義務的で対象者が限られている「ねんりんピック」よりも、情報誌の発行など一般的に広く県民に関わる内容を、事業分析シートに記載した方が分かりやすくて良いと考える。</p> <p>・事業番号8の認知症地域医療支援事業について、かかりつけ医による認知症の早期発見、意見書等の適正化を図るには、認知症に関する詳しい知識を研修することが必要であるが、目標値が少なすぎるのではないかと。また、実績値があまり良くないので、受講者が参加しやすい条件を調べ、研修方法をもう少し工夫する必要があると考える。</p> <p>・高齢者が元気で安心して暮らせるには、仕事やボランティアなどの活動が重要である。特に少子化が進行している中で、労働力を供給すると同時に、観光やボランティアに時間を投入できる環境づくりが重要である。</p> <p>・高齢者の健康については介護保険に係るもの以外にもいろいろな健康推進活動が考えられるので、そのような事業の検討をお願いしたい。</p> <p>・上記の指摘や県民満足度の視点から、もう少しの努力が必要といえる。順調という自己評価であるが、改善の努力を求めたい。</p>	<p>・老人クラブ活動育成事業の主たる目的は、高齢者の社会参加促進のため、地域活動の核となる人材を養成・確保することであり、会員数の増を直接の目的とはしていない。 老人クラブは地域活動を積極的に推進する貴重な組織であり、認知症サポーター養成をひとつの契機として地域貢献に資する人材を養成するものであることから成果指標の選定は適切と考えている。</p> <p>・老人クラブは高齢者自らの生きがいづくりの場であるとともに、友愛訪問活動や清掃活動、児童の見守りなどボランティア活動をととして地域貢献活動を大いに実践しており、今後、その役割はさらに重要になると考えている。 地域の特性や時代の要請に合った老人クラブ運営により活動がなお一層活性化するように事業内容を検討していきたい。</p> <p>・事業の活動量や成果を定量的に示すということで、「ねんりんピック予選会」を指標とせざるを得なかったが、事業を分析するために最も適した対象を今後引き続き検討していきたい。</p> <p>・研修は診療への影響の少ない夜間に実施しているが、日程や会場等をさらに工夫し、参加しやすい設定を考えていきたい。</p> <p>・ボランティアをはじめ地域における高齢者の社会貢献活動の促進を支援するため、県内5地域で「シニアカレッジ」を設置・運営している。 またホームページを活用し、高齢者にボランティア活動や技能修得など様々な情報を紹介し、高齢者の活動の促進を図っている。</p> <p>・高齢者に適した健康推進活動について、既存の取組以外のものを模索していきたい。</p> <p>・県民満足度のなお一層の向上と効果的・効率的な施策展開・事業実施に努めていきたい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・順調 (原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のまま継続 (原案のとおり)

■施策21(高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1-1	老人クラブ活動 育成事業	保健福祉部・長寿 社会政策課	9,504	元気な高齢者の社会活動への参加を促進するため、地域で活動する核となる人材の養成や確保を行います。	・老人クラブ会員を対象にした認知症サポーター養成講座の実施[35回(仙台市を除く県内全市町村で各1回)開催, 1,517人受講] ・地域の高齢者を対象にした健康づくり研修会の開催(7回)
1-2	明るい長寿社会 づくり推進事業	保健福祉部・長寿 社会政策課	51,854	本格的な長寿社会の到来を迎え、スポーツ活動や様々な文化活動等とおして高齢者がいきいきと暮らすことのできる社会づくりを目指します。	・全国健康福祉祭(ねんりんピック)予選会の開催(15種目, 2,013人参加) ・宮城シニア美術展の開催(日本画, 洋画, 書, 写真及び工芸 計167点) ・啓発情報誌の発行(6回, 各100,000部)
2	特別養護老人 ホーム建設費補 助事業	保健福祉部・長寿 社会政策課	424,825	介護が必要な高齢者の増加に対応し、介護老人福祉施設の基盤整備を進めるため、ユニット型特別養護老人ホームの整備に対し補助を行い、施設整備の促進を図ります。	・ユニット型特別養護老人ホームの整備に対する補助(H19開所3箇所, 定員数合計76人) 蔵王町(創設 定員40人)H18から繰越 栗原市(創設 定員30人) 涌谷町(増床 定員6人) [加美町(創設 定員50人)H20へ繰越] ・平成19年度末介護老人福祉施設の入所定員数 6,862人
3	福祉サービス第 三者評価推進 事業	保健福祉部・長寿 社会政策課	111	利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するための社会福祉事業経営者の取り組みを支援するため、福祉サービス第三者評価の仕組みを構築し、評価の実施を推進します。(社会福祉事業のうち高齢福祉分野を担当)	・高齢福祉分野のうち、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについての評価基準策定(実際の評価は平成20年度以降に実施予定)
4-1	介護支援専門 員資質向上事 業	保健福祉部・介護 保険室	34,339	介護保険制度を円滑に実施するため、介護支援専門員の試験・登録・養成を行うとともに、定期的に専門的知識及び技術の向上を図り、ケアマネジメントの質を確保するため、専門研修・更新研修等を実施します。	・専門研修等の開催(5回) 介護支援専門員実務研修 545人修了 同更新研修(実務経験者・未経験者計) 627人修了 同専門研修(I・II) 933人修了 実務従事者基礎研修 315人修了 主任介護支援専門員研修 59人修了
4-2	介護支援専門 員支援体制強 化事業	保健福祉部・介護 保険室	6,023	介護サービス利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントが提供されるよう、地域全体のマネジメント機能を高めるため、地域における介護支援専門員への支援体制の強化を図ります。	・介護支援専門員(ケアマネジャー)指導者養成研修の開催(1回開催, 15人修了) ・介護支援専門員連携・支援推進事業の実施(特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会委託により、地域の介護支援専門員の組織化、ケアプラン相談事業、研修会等の介護支援専門員に対する支援事業を実施)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
5	地域包括支援センター職員等研修事業	保健福祉部・介護保険室	3,006	地域包括支援センターに勤務する職員及び介護予防支援業務を受託する介護支援専門員の資質の確保・向上を図り、地域包括支援センターの業務を円滑かつ適切に実施できる体制づくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター職員等を対象とする研修の開催(3回) 地域包括支援センター職員研修(初任者・現任者計) 90人修了 介護予防支援指導者研修 6人修了 介護予防支援従事者研修 148人修了
6	介護予防に関する事業評価・市町村支援事業	保健福祉部・長寿社会政策課	4,232	市町村や事業者が行う介護予防関係事業について、有識者からなる介護予防委員会・部会においてその効果を調査分析するとともに、研修や普及啓発を通じ、市町村において介護予防事業の効果的実施が図られるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会の開催(2回) ・介護予防に関する事業評価・市町村支援委員会部会(3部会)の開催(12回) ・介護予防事業実施担当者向け介護予防研修の実施(1回実施, 190人参加) ・医療機関関係者に対するシンポジウムの開催(1回開催, 137人参加) ・普及啓発用パンフレットの作成, 配布 ・県広報誌等への普及啓発記事の掲載
7	高齢者虐待対策事業	保健福祉部・長寿社会政策課	2,974	高齢者虐待防止への理解を深め、虐待に対する適切な対応を図るため、発見から対応、アフターケアにつないでいくネットワークを各圏域レベルで構築していくための事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域でのネットワーク構築に関する検討会及び研修会の開催(14回開催, 662人参加) ・高齢者権利擁護に関するシンポジウムの開催(17回開催, 1,266人参加) ・啓発資料, マニュアルの作成, 配布(ポスター4,000部, リフレット45,000部) ・市町村の支援(専門的な相談対応やセミナー開催について, 多数の専門職員で構成されているNPO法人への委託により支援)
8	認知症地域医療支援事業	保健福祉部・長寿社会政策課	1,215	地域の認知症の医療からケアまでの調整役となる認知症サポート医を養成し、高齢者が日ごろから受診する診療所等の主治医(かかりつけ医)の認知症対応力の向上を図るための研修を実施することにより、地域における認知症の早期発見・対応システムの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポート医養成研修の実施(2人養成) ・かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施(2回実施, 50人修了)

施策体系	評価原案		
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築			
<p>施策番号22:障害があっても安心して生活できる地域社会の実現</p> <p>(施策の概要) 障害のある人が地域で生活するために、障害のある本人、その家族、そしてこうした方々を取り巻く人々すべてが、いつでも安心して暮らせる社会を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 78.6% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 37.2% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合 C ・グループホーム利用者数 B ・受入条件が整えば退院可能な精神障害者数 B ・重症神経難病患者のうち、訪問看護サービスを利用している患者の割合 A 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン社会実現のための施設整備等については、目標指標とした「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合については、目標値を下回っているものの、仙台市と同程度の交付割合となっていること。また、大規模施設が対象となるバリアフリー法による認定件数は年々増加傾向にあることから、概ね順調であると判断している。 ・障害者等の就職活動を支える能力開発の場の確保や相談・支援体制の充実については、関係する5事業について、多くの相談件数や就職者数等があったことから、概ね順調であると判断している。 ・障害者等の地域生活支援等については、目標指標とした「グループホーム利用者数」がほぼ目標を達成したこと。「受入条件が整えば退院可能な精神障害者数」が減少傾向にあること。また、多くの相談件数や支援件数があったことから、概ね順調であると判断している。 ・難病相談・支援については、目標指標とした「重症神経難病患者のうち、訪問看護サービスを利用している患者の割合」が目標値と上回っていること。また、ALS等総合対策事業で対象者の3/4以上が事業を利用しているほか、難病相談・支援センター事業においても一定の相談ニーズがあったことから、概ね順調であると判断している。 ・県民意識調査結果では、この施策に対する満足度が、「満足・やや満足」が「やや不満・不満」を上回っている。 <p>施策全体としては、上述のとおり、施策の目的の個々について、それぞれ概ね順調であることなどから、施策の目的達成に向けて、概ね順調だと判断している。</p>	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <p>県民意識調査結果から、県が今後優先して行うべき項目としては、「働く意欲のある障害者等の就職活動を支える能力開発の場の確保や相談・支援体制の充実」及び「難病患者等が在宅で安心して療養生活を送ることができる環境の整備」が多くの回答を集めたものの、この施策を構成している事業に関し、大きな開きはないことから、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン社会実現のための施設整備等」からなる事業構成については、現在のまま継続する。</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益的施設のバリアフリー化の促進を図るとともに、バリアフリーに関する県民等の認識をさらに高める必要がある。 ・障害者の就職先の開拓や地域生活支援のため、関係機関との連携をさらに進める必要がある。 ・精神障害者退院促進支援事業等事業手法の見直しを行う必要がある事業がある。 ・難病相談・支援センター事業等、県事業の普及啓発をさらに行う必要がある。 	
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化について、県民の意識啓発を行う。 ・障害者の就労支援や県事業の推進のため、関係機関との連携を強化する。 ・難病相談・支援については、平成20年度に拡大した事業の実施状況等をみて、次年度の対応方針を定めていく。 ・課題があるとした個々の事業について、見直しを進める。 	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
3	<p>・目標指標等である「受入条件が整えば退院可能な精神障害者数」について、各年度の目標値を設定する必要があると考える。</p> <p>・目標指標等である「重症神経難病患者のうち、訪問看護サービスを利用している患者の割合」について、実績値がすでに平成20年度の目標値を上回っているが、事業を進めたから上がったのか等その理由を分析して記載いただきたい。また、実績値から目標値を作るのは客観性の面からリスクがあるので、できる限りそれ以外の方法で設定いただきたい。実績値を基にするのであれば、頻繁に目標値を上げていくということが必要である。</p> <p>・事業の成果指標については、成果指標欄に記載がないものの、分析理由欄には成果指標として考えられるようなものが記載されている事業がある。事業の有効性の分析に当たっては、成果指標を設定し、それにより成果を分析してほしい。</p> <p>・事業番号9の高次脳機能障害者支援事業について、対象となる高次脳機能障害者数を把握した上で事業の成果を分析していただきたい。</p> <p>・事業番号18の地域福祉サービス拠点支援事業について、事業の成果の内容が分かるように事業分析シートを作成いただきたい。</p>	<p>・分科会において数値を報告したとおり、設定することとした。 (参考:各年度の目標値) H18 :1,598人, H19 :1,533人, H20 :1,468人</p> <p>・難病患者の在宅療養については、保健・医療・福祉施策が複雑に関連していることから、各事業の相関性の分析・把握に努めるとともに、目標値の設定に際しては、実績値による設定の妥当性をも検証しながら、客観性が確保できるように検討していきたい。</p> <p>・成果指標欄に記載していない事業については、相談業務を行う事業など成果指標の設定にはなじまないと判断し、活動指標のみを記載したものであるが、適切に事業の有効性を分析できるような成果指標の設定について検討し、今年度の事業実績の把握を行っていくこととしたい。</p> <p>・県内において高次脳機能障害の診断基準に基づき確定診断された患者数を調査したところ、平成20年3月末現在で133人であった。当該事業における相談支援件数が延べ151件で、実支援者数は72人であったことから、当初の評価結果どおり、ある程度成果があったものと判断することとした。</p> <p>・新たに成果指標を設定することとしたい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね順調 (原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在のまま継続 (原案のとおり)

■施策22(障害があっても安心して生活できる地域社会の実現)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	バリアフリーみやぎ推進事業	保健福祉部・社会福祉課	2,394	高齢者や障害者等、すべての県民が安心して生活を営むことができるバリアフリー社会の実現に向け、「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、県民等への意識啓発、公益的施設のバリアフリー化等に関する事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり読本の配布(小学校354校, 21,840冊) キャップハンディ体験等の実施(小学校15校, 中学校2校) 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付(22件) 多目的トイレ無料開放施設への標識の提供(6施設, 7枚配布) ホームページ「みやぎバリアフリー情報マップ」の全面更新(1,850件程度掲載) バリアフリー関連団体の事務局として活動支援(24時間テレビへの参加, 会報1回発行等)
2	障害者グループホーム等整備促進事業	保健福祉部・障害福祉課	779	施設入所者の円滑な地域生活移行を促進させるため、障害者グループホーム(ケアホームを含む。)での生活に必要な備品の整備を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者グループホーム等の基盤整備に対する補助(3件) 補助したグループホーム等の利用者数 20人
3	鉄道駅舎等バリアフリー整備事業(再掲)	企画部・総合交通対策課	10,000	高齢者や障害者をはじめ、だれもが移動しやすい環境を整備するため、鉄道駅舎等へのエレベーター設置について、市町村が自ら整備する場合及び市町村が鉄道事業者等に補助を行う場合に、市町村に補助を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅舎へのエレベーター設置補助(1団体へ補助, エレベーター1基設置)
4	みやぎ障害者ITサポート事業(再掲)	保健福祉部・障害福祉課	20,697	障害者のIT利用に関する県の施策を総合的に推進するための中核的機関を設置し、様々な相談に対応するほか、講習会の実施等によりITの普及を促進し、更には在宅障害者の一般就労への支援を行います。また、障害児に対してもITに親しむ機会を提供し、将来の在宅就労等の可能性を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ITサポートセンターにおける相談窓口の設置(相談件数852件) IT基礎研修(10回開催, 72人受講) 訪問講習(264回開催, 46人受講) スキルアップ研修(3期開催, 18人受講) ちゃれんじど情報塾 障害児パソコン教室(4回開催, 11人受講) 訪問講習(3回開催, 2人受講) 一般就労に結びついた者の人数 過去の受講者を含め9人
5	就労支援事業(再掲)	保健福祉部・障害福祉課	4,953	知的障害者ホームヘルパー養成研修事業を実施し、障害者の資格取得を支援することで、障害者の就労を促進します。また、障害者就労アドバイザー派遣事業を実施し、障害者本人が職場に適応し作業に慣れるまでの指導・助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者ホームヘルパー養成研修の開催(3回開催, 27人受講) 障害者就労アドバイザーの派遣(延べ682件派遣)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
6	県庁業務障害者就労モデル事業(再掲)	保健福祉部・障害福祉課	14,483	県が県庁において率先的に障害者の就労・雇用の場を創出します。また、庁内業務を通じて就業体験機会を提供するとともに、技術の習得を図ります。このことにより、障害者の一般就労への移行の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 古紙リサイクル事業の実施(訓練者数6人) 障害者ビジネスアシスタント事業の実施(訓練者数7人) 一般就労へ結びついた者の人数 6人
7	障害者就業・生活支援センター事業(再掲)	保健福祉部・障害福祉課	15,486	障害者就業・生活支援センターを設置し、生活担当支援員を配置し、障害者の職業生活における自立を図るため、生活面を中心とする助言と就労支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就業・生活支援センターの運営(3箇所、相談件数延べ11,465件) 一般就労へ結びついた者の人数 90人
8	障害者就業・生活サポート事業(再掲)	経済商工観光部・産業人材・雇用対策課	13,438	職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者のための、職場実習や就職先の開拓及び職場定着支援等を行うことを目的とした、「障害者就業・生活サポートセンター」の設置を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就業・生活サポートセンターの設置支援(2箇所、相談件数2,787件、就職件数39件)
9	高次脳機能障害者支援事業	保健福祉部・障害福祉課	1,982	高次脳機能障害者やその疑いのある者に対し、地域での相談支援や専門的な評価、通所によるリハビリテーション等を実施するとともに、保健医療福祉関係者等の資質の向上及びネットワークを構築するために研修会や推進会議を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 電話、巡回による相談の実施(相談件数151件) 通所支援プログラムの実施(支援者数6人) 当事者、家族及び保健医療福祉関係職員に対する研修の開催(17回開催、791人受講) 支援対策推進会議の開催(1回開催、9機関参加)
10	発達障害者支援センター事業	保健福祉部・障害福祉課	24,000	発達障害児(者)に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した一貫した支援を総合的に行うため、発達障害者支援センター「えくぼ」を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害児(者)及びその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援を行う専門機関(発達障害者支援センター)の運営(1箇所) センターによる相談支援、発達支援、就労支援の実施(相談支援等実施件数796件)
11	精神障害者自立生活支援事業	保健福祉部・障害福祉課	9,298	精神科病院に入院中の精神障害者のうち「受入条件が整えば退院可能な者」に対し、自立生活支援員を派遣し外出等の支援を行うとともに、宿泊体験の場を提供します。また、精神障害者の地域移行に向けた体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> 自立生活支援員の派遣による入院中の対象者の退院に向けた外出、宿泊等の訓練の実施(訓練実施者数21人) 訓練実施者のうち退院者数 7人

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
12	障害児(者)相談支援事業	保健福祉部・障害福祉課	57,689	在宅の障害児(者)の地域における生活を支えるために、市町村が行う障害者相談支援事業との重層的な連携を図りながら、身近な地域で相談・指導が受けられる体制の充実に努めるとともに、安心して在宅生活を送ることができる環境を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等に対する相談窓口の開設、運営(14箇所、相談件数延べ4,659件) ・精神障害者の相談支援に係るアドバイザーの派遣(7箇所、5人派遣) ・精神障害者の相談支援に係る研修の開催(7回開催、160人受講) ・県自立支援協議会の開催(1回開催、20機関参加)
13	新生児聴覚検査療育体制整備事業(再掲)	保健福祉部・子ども家庭課	292	県内の産科医療機関において実施されている新生児聴覚検査で発見された対象児に対して、検査から療育までの支援体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児聴覚検査療育体制整備検討会の実施(3回実施) ・新生児聴覚検査事後対応マニュアルの作成、配布
14	地域福祉実践モデル事業	保健福祉部・社会福祉課	3,821	住民参加の地域づくりによる福祉マインドを醸成するため、これまでの縦割りの制度を超えた、先導的な事業を試行的に実施するモデル事業所を指定して、地域住民とともに「地域力」を高める拠点づくりを、県と民間との協働により行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・世代を超えた福祉ケアモデル事業(保育所の幼児と共生型グループホームで生活する利用者が様々な交流を行うことにより、地域生活や地域福祉のあり方を実践し、効果を検証)の実施(1箇所、1団体) ・地域福祉創造支援事業(NPO法人を対象に、住民参加による地域づくりや地域生活支援により地域力を高めようとする先駆的な取り組みに対して助成)の実施(2箇所、2団体)
15	地域福祉市町村支援事業	保健福祉部・社会福祉課	2,883	県、市町村、市町村社会福祉協議会が連携して、有識者の助言や支援を得ながら、モデル地域の「地域力」に関する調査を行い、調査結果を資料とした住民ワークショップ等を通じて地域課題を抽出し、解決策を検討・実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民ワークショップの開催(各地区4～5回) ・市町村職員及び市町村社会福祉協議会職員を対象としたファシリテーション研修会の開催(1回)
16	共生型地域生活総合支援事業	保健福祉部・社会福祉課	384	年齢や障害を超えて地域で自分らしい生活を安心して送るため、共生型グループホームはじめとする「共生型」の事業が実施されていますが、共生型ケアの検証・整理を通し、普及・啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・共生型グループホームに対する個別支援(入居者の生活支援、入居者募集支援、地域交流支援)の実施(5回) ・「みやぎ共生ネット」に対する合同支援(事例検討会及び研修会等の開催支援)の実施(3回)
17	地域福祉活動促進事業	保健福祉部・社会福祉課	739	県民が福祉活動に取り組むきっかけづくりを行うとともに、地域住民や地域で福祉活動を行うグループ等と協働し、地域福祉を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・みやぎの地域福祉実践塾(県民を対象とした研修等による、地域福祉の担い手として地域で自主的活動を行う人材の育成)の設置(7箇所、塾生数93人、各塾5回～15回開催) ・福祉活動の道先案内人派遣事業(アドバイザー派遣による福祉活動に取り組む団体等への必要な専門知識等の助言、活動支援)の実施(3件派遣)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
18	地域福祉サービス拠点支援事業	保健福祉部・社会福祉課	非予算的手法	地域福祉の拠点を旨として地域に密着した総合的なサービス提供を行う意欲のある事業所等を対象として、地域密着サービスのあり方の検証や運営ノウハウの提供などにより、地域生活を支える仕組みづくりに向けた取り組みを支援します。	・相談支援及び活動支援(4件)
19	ALS等総合対策事業	保健福祉部・疾病・感染症対策室	28,647	ALS(筋萎縮性側索硬化症)等の重症難病患者が、在宅で安心して療養生活を送ることができるよう、難病医療専門員が在宅療養における医療相談や拠点・協力病院で構成される神経難病医療ネットワークを活用した緊急時の入院調整等を行うとともに、困難となったコミュニケーションを補完する機器の導入支援技術者や介護家族のレスパイトのための介護人の派遣などの支援を行います。	・医療相談の実施(1,102件, 1048人) ・在宅療養患者の入院等の調整(18件) ・医療従事者等の実地研修会の開催(3回, 157人参加) ・患者療養手帳の作成, 交付(6冊, 累計93冊) ・コミュニケーション機器導入支援技術者派遣(140件, 35人) ・介護人の派遣(1,464件, 50人(利用率75.7%)) ・地域支援ネットワークの構築(ケース検討会議85回開催, 25人参加/ボランティア登録者数115人)
20	難病相談・支援センター事業	保健福祉部・疾病・感染症対策室	9,297	「宮城県難病相談支援センター」を運営し、難病患者等の悩みや不安の解消を図ります。同センターの運営は、難病患者等の活動団体である特定非営利活動法人宮城県患者・家族団体連絡協議会に委託し、療養・日常生活等に関する電話・面接相談、患者会の設立等の支援、専門の講師による医療講演・相談会の開催など難病患者等の立場に立ったきめ細かい支援等を行います。	・療養、日常生活等に関する相談の実施(1,007件, 546人(新規相談者率56.0%)) ・患者会の設立支援(2団体) ・患者等に対する講演会等の開催(3回開催, 129人参加) ・難病ボランティア養成講習会の開催(1回開催, 24人参加)
21	農村地域福祉連携型協働活動支援事業	農林水産部・農村振興課	非予算的手法	農家と地域住民、障害者が協働により営農・援農活動を持続的に行う体制づくりをモデル的に整備するため、その協働活動の支援に向けて、農家、地域住民及び障害者のニーズ等の情報収集及び普及啓発を行い、活動の支援を行います。	・モデル支援を行う地域の選定に係る情報収集(2地域)

施策体系	評価原案	
政策番号8:生涯現役で安心して暮らせる社会の構築		
<p>施策番号23:生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興</p> <p>(施策の概要) 県民の学習活動への支援など、生涯学習社会の確立に向けて取り組むほか、生涯スポーツ社会の実現や競技スポーツの競技力向上に向けた環境の充実を目指します。また、文化芸術活動の振興のため、文化財の保存・活用、文化芸術活動を活かした地域づくりや交流の活性化を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 51.7% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 32.8%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数 A ・総合型地域スポーツクラブの創設数 A ・みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数) B</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三つの目標指標の現状は、目標を達成しているもの、ほぼ目標値に近似しているもの、現状維持のもの、総じて目指すべき方向に推移している。 ・県民意識調査からは、施策に対する満足度の割合や事業の周知度が低いことが伺われ、これまで以上の事業の推進と周知が必要と考える。 ・社会経済情勢からは、多様なニーズに対応した学習機会の提供、スポーツに親しめる環境づくり、文化芸術活動に対するニーズは高まっていくと考える。 ・各事業の実績からは、いずれも一定の成果が得られている。 <p>以上のことから、本施策の進捗状況は概ね順調に進んでいると判断する。</p>
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況は概ね順調で、今後も高齢社会の進展など取り巻く社会情勢を踏まえれば、生涯学習活動やスポーツ、文化芸術活動などへの住民の多様なニーズに応えることのできる環境整備により努めていく必要がある。 ・特に、県民意識調査結果からは、「スポーツに親しめる環境づくり」の分野において優先すべきとする割合が高いため、今後も引き続き対応する事業に取り組んでいく必要がある。
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】 ・社会の変化により、本施策に対する必要性・重要性はますます高まっていくが、限られた予算でいかに効果的に県民のニーズに対応し、サービス向上を図るか、また、各分野において、いかに各年代のニーズに対応できるようなサービスを提供するかが課題と考える。</p>
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<p>・県民意識調査結果からは、施策への重視の割合が50%を超え、施策に対する県民の一定の期待が伺えるが、満足度においては、満足の割合が32.8%と低く、また、「わからない」と回答した割合が40%以上もあることなどから、事業の一層の推進と周知に努める必要があると考える。</p>

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
4	<p>・本施策に係る県民意識調査結果については、県民に広く生涯にわたって関わる内容でありながら重視度が低い、と認識することが適切で、その原因は何か、また、それを引き上げるような対策は何かという検討が必要である。</p> <p>・事業番号1の生涯学習関係情報提供システム運営事業について、県民の生涯学習を支えるような情報の提供をインターネットにより行うと記載されているが、利用する年齢層には限りがあり、若い人を対象しているような印象を受ける。高齢者が利用できるような方法でも実施しているのであれば、本事業分析シートにその内容も記載しておいた方が良いと思われる。</p> <p>・スポーツを楽しむ視点での事業も必要と思われる。</p> <p>・県民満足度の重要度、満足度の乖離を改善する方法を考えてほしい。試合のみでなく楽しめるスポーツも重要である。</p>	<p>・今後は、県民のニーズや要望を的確に捉えていくとともに、いろいろな手段を講じて周知を図るなど、生涯学習・スポーツ・文化芸術への関心度・認知度を向上させる方策を検討していく。</p> <p>・シート作成が事業単位となっているため、高齢者も利用できる「生涯学習学習相談事業」(面談や電話による情報提供)が記載できなかった。今後は、記載の仕方も含め工夫して対応する。</p> <p>・スポーツを楽しむ視点での事業については、スポーツを「する」楽しさ、「みる」感動、「ささえる」喜びなど県民が真のスポーツの感動を共有できるよう環境整備をしていく。</p> <p>・楽しめるスポーツについては、ニュースポーツの普及と健康や体力の保持増進が図れるよう関係機関と連携を深め、生涯にわたる豊かなスポーツライフを送ることができるように努めていく。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・現在のまま継続 (原案のとおり)</p>

■ 施策23(生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	生涯学習関係 情報提供システム 運営事業	教育庁・生涯学習 課	2,645	県民の学習活動を支援するため、 学習機会、施設、団体、講師など の生涯学習に関する各種の情報を 収集・更新し、インターネットにより 情報を提供します。	・生涯学習に関する各種情報の提供(登録情 報件数 5,782件、アクセス件数 15,536件)
2	図書館市町村 支援費	教育庁・生涯学習 課	53,619	県図書館と市町村図書館との間に 構築した図書館ネットワークシステ ムの充実を図り、市町村図書館へ の各種支援事業を行うことにより、 県民へのサービスの向上を図ります。	・蔵書検索システムなど市町村図書館の支援 システムのネットワーク化の推進 市町村図書館からの図書資料貸出依頼への 迅速な対応 市町村図書館職員の研修会の開催(6回、 237人参加) ・県図書館から県内市町村図書館等に対す る年間協力貸出数 23,120冊(平成18年度調 査) ・県内公立図書館における県民1人当たり図 書資料貸出数 3.6冊(平成18年度調査)
3	みやぎ県民大学 推進事業	教育庁・生涯学習 課	5,178	県民のだれもが、いつでも、どこで も、主体的・自発的に学ぶことがで きる多様な学習機会を提供するとと もに、地域における生涯学習活動 を推進する支援者を育成します。	・大学や高校等の学校開放講座及び生涯学 習指導者養成講座等の開設(54講座、2,950 人受講)
4	広域スポーツセ ンター事業	教育庁・スポーツ 健康課	19,992	県は広域スポーツセンターを設置 し、生涯スポーツ社会の実現に向 けた環境を整備するため、県民の だれもが、いつでも、どこでも、いつ までも、主体的にスポーツを楽しむ ことができる「総合型地域スポーツ クラブ」の創設・育成支援を行います。	・総合型地域スポーツクラブの創設支援(5ク ラブ新設) ・同スポーツクラブ創設、育成支援のための 専門指導者等の派遣 講習会等への派遣(1,606人参加) セミナーへの派遣(3地区、104人参加) ・指導者等養成支援のための研修会の開催 等 クラブマネージャー養成研修会(2回開催、 56人参加) 実技指導者セミナー(5回開催、95人参加) 中央研修会・講習会への派遣(5回、12人参 加)
5	スポーツ選手強 化対策事業	教育庁・スポーツ 健康課	173,807	本県のスポーツ振興と競技力向上 を図るため、財団法人宮城県体育 協会を通じ、競技団体強化事業や ジュニア選手育成強化事業等の事 業を推進します。	・第62回国民体育大会(秋田国体)への参加 (総合成績第13位) ・スポーツ選手強化対策事業の実施(競技団 体強化 575事業、ジュニア選手強化 82事業) ・指導者の養成・確保事業の実施(指導者派 遣 22事業、体育指導者活動費補助 7競技8 人) ・国民体育大会予選会の開催(陸上競技外 34種目、参加監督・選手9,778人) ・宮城県スポーツ賞表彰事業の実施(特別功 績賞 個人2,団体1、功績賞 個人58,団体6)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
6	みやぎの文化力 育成支援事業	教育庁・生涯学習 課	8,668	芸術鑑賞能力や表現意欲等、芸術文化に対する感性を高めるため、優れた芸術鑑賞の機会や芸術文化活動への参加機会の提供を行います。	・巡回小劇場、巡回絵画展、地方音楽会、河北美術展、文化庁事業の活用等による芸術鑑賞機会の提供(28回) ・県芸術祭、国民文化祭、文化庁事業の実施による芸術文化活動への参加の機会の提供(44,434人参加)
7	図書館貴重資料 保存修復事業	教育庁・生涯学習 課	15,744	図書館が所蔵している貴重資料の修復・保存を進め、その成果を公開するとともに、学校教育・生涯学習の場における教材として活用を図ります。	・貴重資料の修復、保存(修復、デジタル化、レプリカ作成した貴重資料数 4点(累計326点)) ・貴重資料、文化財レプリカの移動展示会の開催(13回)
8	みやぎ県民文化 創造の祭典(芸術 銀河)開催事業	環境生活部・生活 文化課	19,323	県民に対して、優れた芸術文化の鑑賞と発表の機会を広く提供します。	・みやぎ県民文化創造の祭典の開催(主催事業(舞台・美術ワークショップ、音楽アクトリーチ、みやぎ秀作美術展) 97会場、共催事業 13会場、協賛事業 86会場、その他広報事業) ・みやぎ県民文化創造の祭典参加者数 960千人、うち出品者・出演者等の数 35千人 ※音楽アクトリーチ:演奏家が学校や福祉施設などで少人数を対象にミニコンサートを行うもの
9	美術館教育普 及事業	教育庁・生涯学習 課	3,996	県民の芸術文化活動に関する関心の喚起及び創作活動の推進を図るため、ワークショップ、美術探検、オープンアトリエ等の通常活動の他、公開講座・公開制作、移動美術館、ハイビジョンギャラリー、公演会、美術館講座等の特別活動を行います。	・ワークショップ、美術探検、オープンアトリエ、公開講座・公開制作、移動美術館、ハイビジョンギャラリー、公演会、美術館講座等の教育普及活動の実施(13事業、29,589人参加)

施策体系	評価原案	
<p>政策番号9:コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実</p> <p>(政策の概要) 人口が減少し少子高齢化が進む中で、既存の社会資本を有効活用するほか、公共交通機関と合わせて公共施設を再編・配置するなど、従来の拡大基調からの転換を図り、高齢者をはじめだれもが暮らしやすいコンパクトで機能的なまちづくりを促進します。 さらに、公共的施設や集客施設をはじめ、まちづくり・施設整備にあたっては、民間とも連携し、一層のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの普及に力を入れます。 一方、就業の機会や所得水準をはじめ多くの点で、仙台都市圏と他の地域の格差がみられます。しかし、各地域には、豊かな自然環境や独自の伝統文化など、誇りうる多くの地域資源が存在していることから、グローバル化や情報化が進む中、そうした様々な資源を発掘し、国内外に通用するものとして質的向上を図り、地域を均一化させることなく、その特性を生かした集客交流や産業振興を行うことなどにより地域間格差の是正を図り、活力に満ちた地域社会を実現していきます。 また、県内すべての地域で、医療、教育、交通、情報通信基盤など、県民生活に欠かせない基礎的な機能を維持確保していく必要があることから、市町村や企業等とも連携し、地域内での拠点化、集約化、機能分担や連携等を行うことにより、必要なサービスが提供できる体制整備を図ります。</p>	<p>政策の成果 (進捗状況)</p> <p>政策評価 (総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて、1つの施策で取り組んだ。 都市計画基礎調査の実施等により、平成22年中の都市計画マスタープランの見直しに向け策定作業は順調に進捗している。 中心市街地や商店街の活性化に向け、中心市街地活性化基本計画を策定予定の市町村に支援を行うなど、計画策定作業は順調に進んでいる。 「宮城県交通計画」の改訂作業が終了し、今後の地域交通の維持や充実に向けた指針ができた。 以上のことから、コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実は、概ね順調に推移していると考えられる。
	<p>【政策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくりの主体は市町村であることから、都市計画区域の再編及び都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、市町村と積極的に調整し、その結果を計画案に反映させていく必要がある。 「中心市街地活性化基本計画」を作成予定の市町村は、事前に国の認定を受ける必要がある。 独自の交通手段を持たない住民にとって地域生活交通の確保は欠かせないものであり、地域住民も含めた多様な主体が地域交通の維持に関わる必要がある。また、新たに策定した「宮城県総合交通プラン」に基づく、地域交通の維持や充実のための施策を実施する必要がある。 	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
4	<p>・消費サービス、医療・介護、生涯教育、地域移動等の暮らしの要素を取り上げ、その事業進捗や目標指標の達成度からは県の「概ね順調」とする評価は一定の理解ができる。</p> <p>・しかしながら、コンパクトで機能的なまちづくりの将来像が明確でなく、その戦略となる施策も1施策で、目標指標も暮らしの要素を網羅したに過ぎないこと、目標指標の達成度でAランクが過半を超えているが、県内各地での地域生活の充実やコンパクト化を表す指標が皆無であり、施策による改善度が判断できないこと等から、県の「概ね順調」とする評価は「やや課題あり」とするのが妥当だが、転換期にある新しい政策テーマであり、今後の政策の充実を期待して4とする。</p> <p>・今日最も懸念される医師数の確保についてのコメントがなく、取り組んでいる都市計画や中心市街地活性化計画等も計画策定を促せばいいものでもない。</p> <p>・従来の拡大を基調とするまちづくりの方向転換を行うための政策・施策の選択と集中の整理がなく、コンパクトで機能的なまちづくりに関連する課題認識が希薄である。</p> <p>・今後は、県内の地域格差是正に配慮しつつ、機能拠点とサービス圏域、機能拠点間やサービス圏との交通・情報ネットワークのサービス水準等を整理し、消費サービス、医療・介護、生涯教育、地域移動等の暮らしの要素をコンパクトにしていくための都市計画、まちづくり、各種生活機能誘導・配置、移動手段等を総合的に扱う政策・施策の再整理が望まれる。</p> <p>・「コンパクトで機能的なまちづくり」という目標自体は適切であり、それに含まれる施策も概ね順調に遂行されている。しかし施策の具体的な目標指標や、それを具現化するための事業構成については再検討が必要である。</p> <p>・市町村合併が進み、以前と比べるとより広域的に街づくりを進める環境が整いつつある。県の主たる機能が、市町村の自主的な計画の調整にあるという認識は適切である。交通弱者対策に関しては、財源の問題もあり採算性が重視される傾向にあるため、現実には十分なものとは言えない。公共交通の衰退は顕著だが、それが現れない「県内移動における公共交通利用率」で満足しているのは、課題を見失う。</p>	<p>・「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」の将来像として、既存の社会資本の有効活用を基本として、市街地への公共施設等の集積や、地域資源を生かした独自性のあるまちづくり、各圏域内での拠点化、集約化、機能分担や連携などによる医療、教育、交通などが確保された地域づくりを掲げている。</p> <p>目標指標については、コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実を総合的に示す指標の設定は難しいと考えており、各種取組の成果の記載を充実させるなど、より適切な評価が可能となるよう努めている。</p> <p>・評価シートへの記載内容については、今後改善する。市町村が策定する各種計画に対しては、県として積極的に調整し支援する。</p> <p>・「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」は、人口減少・少子高齢化が進む中において、郊外化の進展、中心市街地の空洞化、地域拠点機能を持つまちの再生などを課題として捉え、県としてあるべき長期的な方向性を示している。</p> <p>その実現に向けては、地域の実情に応じた各市町村のまちづくりを踏まえた上で、県としては、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備などの主要な都市計画の方針を示す都市計画区域マスタープランの策定や公共交通軸周辺の市街地整備や既存市街地の再開発、地域商業の活性化への支援を中心に取り組みを進めるとともに、将来像を補完する医療、教育、交通などの構成事業に優先的・重点的に取り組んでいく。</p> <p>・今後、各市町村において都市と農山漁村地域などの具体的なまちづくりの方向性が示された段階で、県として将来像の実現に向けて必要な取組を推進していく。</p> <p>・コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実を総合的に示す指標の設定は難しいと考えており、各種取組の成果の記載を充実させるなど、より適切な評価が可能となるよう努めていく。事業については、各種取組の成果を踏まえながら、検討する。</p> <p>・地域生活交通の維持については、児童生徒や高齢者など独自の移動手段を持たない住民のニーズ等に対応するため、各地域において検討や協議が進められている。</p> <p>県においては、交通を取り巻く厳しい現状を十分認識するとともに、地域主導による交通確保への取組み等の把握に努めており、今後もそうした地域の実態や議論等を踏まえ、国市町村と連携して地域交通の維持・充実に取り組んでいく。</p> <p>なお、「県内移動における公共交通利用率」は公共交通に関する各種データを統合したものであり、個別の交通機関の実情を全て反映はできないが、現時点では県内交通の相対的な傾向を把握出来るものとして採用している。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p>

施策体系	評価原案	
政策番号9:コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実		
<p>施策番号24:コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実</p> <p>(施策の概要) 都市計画により、市街地における適切な土地利用の誘導、公共施設配置の配置、バリアフリーなどに配慮した施設整備を目指します。また、医療・教育・交通・情報通信基盤など、生活に必要なサービスの確保に取り組むとともに、各地域の特性を活かした産業振興を行うなど、活力に満ちた地域社会の実現を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 62.3% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 27.7%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・商店街の空き店舗率 C ・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合 C ・医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院(県立病院除く)の割合 A ・公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数 A ・県内移動における公共交通の利用率 A</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <p>(目標指標等) ・「商店街の空き店舗率」は、個人事業者の減少傾向が続いており、目標は未達成となっている。 ・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の交付割合」は、小規模施設ではハード整備を控え、ソフト面での対応を行う傾向が強いことから、未達成となっている。 ・「医療法に基づく医師数の標準を充足している自治体病院の割合」は、目標値を上回っており順調に推移している。 ・「公立図書館における県民1人当たりの図書資料貸出数」は、初期値を維持している。 ・「県内移動における公共交通の利用率」は、目標値を上回っており、順調に推移している。 (県民意識調査結果) ・重視の割合が62.3%と重要ではないとする割合17.7%を大きく上回っており、県民は本施策を必要と感じていると判断できる。 (事業の実績及び成果等) ・施策を構成する各事業は、施策実現のため必要性は妥当であり、一定の成果があったと判断できる。 ・以上のことから、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。</p>
		<p>事業構成の方向性</p> <p>見直しが必要</p>
	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <p>・まちづくりの主体は市町村であることから、都市計画区域の再編及び都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、市町村と積極的に調整し、その結果を計画案に反映していく必要がある。 ・「中心市街地活性化基本計画」を作成予定の市町村は、早期に作成し国の認定を受ける必要がある。 ・独自の交通手段を持たない住民にとって地域生活交通の確保は欠かせないものであり、今後は、地域住民も含めた多様な主体が地域交通の維持に関わる必要がある。</p>	
	<p>【次年度の対応方針】</p> <p>・都市計画基礎調査を継続しながら、市町村との打合せ、意見交換を積極的に行い都市計画区域の再編、都市計画区域マスタープランに関する合意形成を進め、計画案に反映させていく。 ・関係部局が連携し、中心市街地活性化基本計画の策定に取り組む市町村への支援・助言を継続して実施する。 ・市町村主催の地域交通に関する検討会等に地域住民が主体的に参画する体制づくりを促進する。</p>	

判定	評価に係る宮城県行政評価委員会の意見	県の対応方針	評価結果
4	<p>・事業構成の見直しに向けては、事業を縦割りで考えるのではなく、県内の各地域を単位とした観点から、事業の重点化や優先性の検討を望む。</p> <p>・施策を構成する事業は、都市計画、市街地開発、バリアフリー、中心市街地再生、地域医療、生涯学習、公共交通等に関わるものであり、それぞれの事業進捗からみれば、施策の成果(進捗状況)について県の「概ね順調」とする評価は一定理解できるが、コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実は、地域・空間を対象とし、各事業の総合化により成果を評価するものであり、この点からの成果が不明であり、また、目標指標等である「商店街の空き店舗率」や「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付割合」の意味合い、「県内移動における公共交通の利用率等」のバックデータ等が適正であるとは判断できず、この指標によって判断される成果の評価は「やや課題あり」とするのが妥当である。</p> <p>・施策を推進する上での課題に関して、県のコメントは、各事業を推進する観点からの課題であり、政策を支える施策の観点が欠如している。コンパクトで機能的なまちづくりに向け、都市集積地域と農山漁村地域での課題と戦略的な事業方針の再整理を望む。</p> <p>・次年度の対応方針については、上記の事業構成、施策を推進する上での課題を踏まえた対応方針の再整理が必要となる。</p> <p>・「概ね順調」という評価がされているが、その根拠とされる個々の目標指標は、コンパクトシティとの関連性が直接的でないという意味で適切性を欠く。例えば、空き店舗が減ることはコンパクトシティの結果ではあるが原因ではない、バリアフリー化は本来ストックで評価されるべきなのに、単年度の認証数で評価されている、医師の充足率は分子の増加ではなく分母の減少でも達成できるし、そもそも57%で目標を超過達成したという設定自体が低すぎる。しかし医療の充実に関しては、1)分散的に配置した医療機関をそれぞれ充実する、2)医療機関は中心都市に集約し、既存集落からのアクセスを便利にする、3)医療機関を中心都市に集約した上で、人口も中心都市に集約させるの3つが考えられる。このうち3)がコンパクトシティに該当するが、県がそれを目標としているとは考えにくく、政策的な立ち位置が不明確である。従って、ここで立てた評価指標に関して「概ね順調」とすることは否定しないが、その施策目標との適合に関してはやや課題ありとする。</p> <p>・個別事業が県の施策目標に照らして妥当か否かに関しては、県でも問題意識を持っており、事業構成の方向性について「見直しが必要」とされている。マスタープラン段階から、県土の将来像を練ることが課題であり、交通弱者に対して交通手段を一種のシビルミニマムとして提供すべきだ、という認識も妥当である。しかし限られた予算で総花的な対策を取ることは効率的ではなく、前者に関しては将来的に選択と集中を迫られる局面が予想される。その意味で、実行可能な将来ビジョンの確立が重要であり、それと整合的に施策を推進する必要がある。公共交通に関して、ここ数年、実際に行われた施策(くりでんへの補助打ち切り等)は、後者の認識に沿うものとは言い難い。従って、施策自体の評価には課題があるが、「見直しが必要」という自己評価は「概ね適切」とすると評価できる。</p>	<p>・地域の実情に応じた各市町村のまちづくりを踏まえた上で、県としては、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備などの主要な都市計画の方針を示す都市計画区域マスタープランの策定や公共交通軸周辺の市街地整備や既存市街地の再開発、地域商業の活性化への支援を中心に取り組みを進めるとともに、将来像を補完する医療、教育、交通などの構成事業に優先的・重点的に取り組んでいく。</p> <p>・中心市街地における商業活性化の目標指標は、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数などがあり、達成状況を的確に把握するためには、空き店舗のみならず、複数の目標指標を適切に組み合わせて設定することも有効と考えられるものの、数値の把握に多額の費用や相当の期間を要するものがあるため、現時点では「商店街の空き店舗率」を指標としている。「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付割合」については、バリアフリーに配慮した施設整備傾向を知る上で適当な指標と考え、引き続き継続することとしたい。「県内移動における公共交通の利用率」におけるデータとして採用している「旅客地域流動調査」は、国土交通省が毎年実施している調査であり、鉄道、バス、旅客船等の各輸送機関毎の統計データやサンプル調査などを統合したものであるため、年度毎に多少の偏差はあるものとは認識しているが、相対的な傾向の判断は可能であると考えている。なお、コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実を総合的に示す指標の設定は難しいと考えており、各種取組の成果の記載を充実させるなど、より適切な評価が可能となるよう努めていく。</p> <p>・「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」は、人口減少・少子高齢化が進む中において、郊外化の進展、中心市街地の空洞化、地域拠点機能を持つまちの再生などを課題として捉え、県としてあるべき長期的な方向性を示したものである。その実現に向けては、地域の実情に応じた各市町村のまちづくりを踏まえた上で、県としては、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備などの主要な都市計画の方針を示す都市計画区域マスタープランの策定や公共交通軸周辺の市街地整備や既存市街地の再開発、地域商業の活性化への支援を中心に取り組みを進めるとともに、将来像を補完する医療、教育、交通などの構成事業に優先的・重点的に取り組んでいく。今後、各市町村において都市と農山漁村地域などの具体的なまちづくりの方向性が示された段階で、県として将来像の実現に向けて必要な取組を推進していく。</p> <p>・評価シートへの記載については、今後改善する。</p> <p>・生活に必要なサービスの確保のため、中心市街地における商業活性化については、コンパクトで機能的なまちづくりを実施するための構成要素の一つであり、空き店舗率を指標とすることは、妥当性を有すると考える。バリアフリー化の指標である適合証の交付割合は、平成8年度施行の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき交付しており、それ以前の建物については、整備状況を把握することが困難であり、新たな新築等に対する適合証の交付割合が適当な指標と考えている。医師充足率目標等については、コンパクトシティ推進の観点から、より適切な指標及び目標の設定について検討する。当該施策に係る目標指標については、コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実を総合的に示す指標の設定は難しいと考えており、各種取組の成果の記載を充実させるなど、より適切な評価が可能となるよう努めていく。</p> <p>・地域生活交通について、県では、地域における生活手段の確保のため、これまで一貫してその維持に取り組んでいる。県では、平成20年度から「宮城県総合交通プラン」に基づいて地域住民の意識向上を目指した施策を加えるなど本施策の事業構成の見直しを行う予定であり、今後も地域交通の維持や充実に向け取り組んでいく。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね順調(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 見直しが必要(原案のとおり)

■施策24(コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	都市計画基礎調査	土木部・都市計画課	115,202	都市計画法第6条に規定する調査であり、概ね5年ごとに都道府県が実施するものとされています。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(マスタープラン)」策定の基礎的資料として活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の現況調査(人口産業等)(23市町村) ・都市の解析評価(23市町村) ・都市圏将来像・土地利用構想等の設定(3市町)
2	仙石線多賀城地区連続立体交差事業	土木部・都市計画課	1,533,530	JR仙石線多賀城駅周辺において、線路により東西に分断されている都市交通の円滑化を図るため、JR仙石線の高架化により、踏切除却を行います(施工延長L=1,780m)。	<ul style="list-style-type: none"> ・高架化工事に伴う仙石線の仮上下線への切り替えの実施
3	市街地再開発事業	土木部・建築宅地課	401,293	都市機能が低下している既成市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を実施する事業者等に補助する市町村を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業を実施する事業者等に補助する市町村に対する事業に要する費用の一部の補助(補助対象事業費の1/6、仙台市は1/10)の実施(2地区)
4	バリアフリーみやぎ推進事業(再掲)	保健福祉部・社会福祉課	2,394	高齢者や障害者等、すべての県民が安心して生活を営むことができるバリアフリー社会の実現に向け、「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、県民等への意識啓発、公益的施設のバリアフリー化等に関する事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり読本の配布(小学校354校, 21,840冊) ・キャップハンディ体験等の実施(小学校15校, 中学校2校) ・「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく、適合証の交付(22件) ・多目的トイレ無料開放施設への標識の提供(6施設, 7枚配布) ・ホームページ「みやぎバリアフリー情報マップ」の全面更新(1,850件程度掲載) ・バリアフリー関連団体の事務局として活動支援(24時間テレビへの参加, 会報1回発行等)
5	鉄道駅舎等バリアフリー整備事業	企画部・総合交通対策課	10,000	高齢者や障害者をはじめ、だれもが移動しやすい環境を整備するため、鉄道駅舎等へのエレベーター設置について、市町村が自ら整備する場合及び市町村が鉄道事業者等に補助を行う場合に、市町村に補助を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅舎へのエレベーター設置補助(1団体へ補助, エレベーター1基設置)
6	中心市街地商業活性化支援事業	経済商工観光部・商工経営支援課	2,545	市町村等による中心市街地活性化基本計画策定の支援などを通じて地域商業の活性化を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化のためのコンセンサス形成事業に対する助成(塩釜商工会議所, (株)まちづくり利府・利府町商工会) ・中心市街地活性化基本計画策定に係る事業に対する助成(塩竈市, 名取市) ・中心市街地活性化地域ワークショップの開催(1回開催, 31人参加)
7	宮城県ドクターバンク事業(再掲)	保健福祉部・医療整備課	2,539	全国から県内自治体病院への勤務を希望する医師を募集・県職員として採用し、医師が不足している自治体病院へ派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター及びパンフレットの作成及び配布, 医学情報誌への広告掲載, 学会の会場にブースを設けての事業紹介, ホームページ等による事業のPR ・医師の採用及び自治体病院等への配置(平成20年4月1日付け3人)
8	地域医療医師登録紹介事業(再掲)	保健福祉部・医療整備課	非予算的手法	県庁医療整備課内に「宮城県地域医療医師無料職業紹介所」を設置し、勤務の斡旋を希望する医師に対し、自治体病院への斡旋を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体病院からの医師求人票受付 ・ホームページ等による事業のPR ・問い合わせのあった医師2人に対する面接等を実施し、うち1人は求職票を受理, 他の1人はドクターバンク医師として採用

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
9	生涯学習関係情報提供システム運営事業(再掲)	教育庁・生涯学習課	2,645	県民の学習活動を支援するため、学習機会、施設、団体、講師などの生涯学習に関する各種の情報を収集・更新し、インターネットにより情報を提供します。	・生涯学習に関する各種情報の収集、更新(登録情報件数5,782件,アクセス件数15,536件)
10	図書館市町村支援事業(再掲)	教育庁・生涯学習課	53,619	県図書館と市町村図書館との間に構築した図書館ネットワークシステムの充実を図り、市町村図書館への各種支援事業を行うことにより、県民へのサービスの向上を図ります。	・蔵書検索システムなど市町村図書館の支援システムのネットワーク化の推進 市町村図書館からの図書資料貸出依頼への迅速な対応 市町村図書館職員の研修会の開催(6回, 237人参加) ・県図書館から県内市町村図書館等に対する年間協力貸出数 23,120冊(平成18年度調査) ・県内公立図書館における県民1人当たり図書資料貸出数 3.6冊(平成18年度調査)
11	みやぎ県民大学推進事業(再掲)	教育庁・生涯学習課	5,178	県民のだれもが、いつでも、どこでも、主体的・自発的に学ぶことができる多様な学習機会を提供するとともに、地域における生涯学習活動を推進する支援者を育成します。	・大学や高校等の学校開放講座及び生涯学習指導者養成講座の開設(54講座, 2,950人受講)
12	第三セクター鉄道対策事業	企画部・総合交通対策課	42,143	仙南地域の重要な生活路線である阿武隈急行線の安全運行を維持するため、沿線市町村及び福島県と協力して支援します。	・阿武隈急行の鉄道施設整備への補助による安全運行の確保
13	地方生活バス路線の維持・活性化事業	企画部・総合交通対策課	106,437	地域住民の日常生活に不可欠なバス路線を維持するため、バス事業者及び市町村が行うバス運行に要する経費について補助します。	・バス事業者及び市町村が運行するバス路線の運行欠損額に対する補助(297系統へ補助, 市町村運行路線の収支率36%(目標値29%))
14	離島航路運行維持対策事業	企画部・総合交通対策課	119,308	離島における唯一の交通機関である離島航路を維持するため、国が離島航路事業者に対して交付する欠損補助を補完するために補助します。	・運航欠損額に対する補助及び運転資金の貸付による離島航路の運航の確保
15	宮城県交通計画策定事業	企画部・総合交通対策課	3,252	平成10年3月に策定された「宮城県交通計画」について、社会情勢や交通を取り巻く環境の大きな変化により実態との乖離が大きくなったことから、「宮城県総合交通プラン」として改訂します。	・「宮城県交通計画」を「宮城県総合交通プラン」として改訂
16	公共交通活性化モニター事業	企画部・総合交通対策課	非予算的手法	県内在住の公共交通利用者より、公共交通の課題等を報告していただき、県民の視点に沿った施策展開を行う参考とするとともに、報告結果を通知することにより、公共交通のサービス改善につなげます。	・県内在住の公共交通利用者への公共交通の課題等に関する報告依頼(2回) ・市町村等への報告結果通知(1回)

施策体系	評価原案	
<p>政策番号10:だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり</p> <p>(政策の概要) 様々な凶悪犯罪の発生などにより、県民は治安に対し不安感を持っています。警察や関係行政機関と地域社会の連携、さらには住民による自主防犯組織との連携により、治安日本一を目指します。 また、日本人と外国人が互いの文化や習慣の違いを認め合いながら、地域社会の一員として共に安心して生活していけるよう、多文化共生を推進すると共に市町村、関係機関とも連携し、外国人に対する相談体制や情報提供体制等の充実を図ります。加えて、留学等で県内に居住する外国人が、卒業後も県内を舞台として活躍できる環境の整備を図ります。</p>	<p>政策の成果 (進捗状況)</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p>
	<p>概ね順調</p>	<p>・施策25で重点推進項目として「子どもの見守り活動の推進」を掲げ、地域活動として5分間見守り運動の展開がみられた。また、ネットワークモデル事業では、地域内の自主的活動団体の連携のもとに地域内の課題が解決するなど成果があった。 ・施策26で相談センターを開設し目標を上回る相談が寄せられたり、ボランティアの全体数を確保できるなど着実な進展がみられる。 ・以上のことから、だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくりは、概ね順調に推移していると考えられる。</p>
<p>【政策を推進する上での課題等】</p> <p>・施策25の「安全・安心まちづくり」について、効率的に事業を進めるために住民による自主的な防犯活動への関心、認識の向上に向けた事業に取り組む。また、「みやぎ安全・安心活性化プラン推進事業」について、スクールサポーターの派遣要請が多く、すべてに対応できなかったことから、増員に取り組む。 ・施策26の外国人でも活躍できる地域づくりについては、県民意識調査結果で「わからない」の割合が高い。関連事業が外国人県民や海外を対象としているものであるが、施策の展開には、県民の理解、協力が不可欠なことから、普及啓発に努めると共に平成19年7月に策定した「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」に基づく推進計画の策定に取り組む。</p>		

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
5	<p>・これらの政策を実施するには、市町村の意識と協力が欠かせない。更に、これらの事業の多くは比較的最近実施されてきた事業であるが、市町村や実施地域ではこれらの問題に対する認識不足に加えて、県の事業について十分周知できていないケースが見られる。</p> <p>・「安全で安心なまちづくり」では、スクールサポーター制度や警察安全相談員、更に薬物乱用防止のための講師など多くのボランティア的な人々が活躍している。しかし、これらの人々への要請が最近多くなり、対応できる限界を超えているケースもあるので、更なる増員が求められているとの、評価は適切と思われる。</p> <p>・一方、「外国人でも活躍できる地域づくり」では、県の取組を県民が見聞きすることが少ないので、県民意識調査では、「わからない」と回答した割合が多いのはいたし方がないが、「多文化共生～」の各事業については、具体的な内容が分かり難いので、県民に分かりやすい事業を実施することが望まれる。</p> <p>・政策10は、比較的新しい視点で展開される政策といえる。安全・安心なまちづくりは地域住民の参加とともに行政も地域の安全を守るために、縦割りではない人材の多面的活用を考えなくてはならない。</p> <p>・外国人でも活躍できる地域づくりでは、従来の国際交流事業型というより、県内在留外国人の方たちへの積極的定着化支援と能力活用支援という視点を持たねばならない。このような視点での事業計画は端緒についたばかりであり、各市町村・地域ではどのように動くべきかに戸惑いが見られると考えられる。</p> <p>・市町村における安心・安全まちづくり条例制定の奨励や多文化共生推進施策実施推進など方向性は提示されているが、その目標値の設定はやや低い。そのため、目標値達成率が高くなっているように見える指標もある。指標の重み付けが違えば施策評価も違ってくるのではないか。</p> <p>・総括評価の根拠が各1事業であって、施策指標にまったく触れていない。今後の改善を希望する。</p> <p>・市町村との連携及び県内の実情を県民に広くしっかりと知ってもらうための具体的方策が読み取れない。県の働きのレベルを測るのは、たとえば、主要指標が100%到達が平成21年という近点にある指標については会議の召集と参加数だけでなく、啓発内容も含めた分析や情報発信・普及の方法の具体的展開がわかるように記述するべきである。</p> <p>・個々の事業についての成果が列挙されているが、人材の有効活用、予算の効率的な使用、現在の指標の有効性・設定も加味した課題分析をした上での提案であってほしい。</p> <p>・施策評価シートでも記述したが、県の支援が有効になるよう、事業実施にあたっては、ニーズ(デマンドでなく)に基づいた地域への重点的支援など市町村任せにしない方策・工夫もあつるのではないか。</p>	<p>・施策25については、市町村や実施地域に対しあらゆる機会に周知・啓発を行い、特に県事業の周知を市町村担当者会議で行っている。周知・啓発方法について更に検討する。施策26については、現在「多文化共生社会推進計画」(以下「計画」)を策定中であり、平成21年度以降はこの計画に基づき施策を展開していくこととなるが、このことに併せて県民や市町村への周知・啓発等を更に充実させる方針である。</p> <p>・今後もニーズ把握に努め、ニーズに対応できるよう事業を効率よく実施していく。</p> <p>・対象が主に外国人県民であることから、事業内容については一般県民になじみが薄いものとなっている。事業目的を考えると内容そのものを変更することは困難であることから、周知、普及・啓発に努め県民の方々の理解を得ていく方針である。</p> <p>・安全・安心なまちづくりについては、部局長で構成される推進本部、事務レベルでの調整会議が組織されている。これらの組織を活用し、行政・警察・教育の情報交換を行い縦割りとならないよう効率的・効果的な事業実施を進める。</p> <p>・現在策定中の「計画」では、県関係のみならず広く外国人県民が直面している課題等を整理することとしていることから、計画書の内容を広く周知し、県として啓発していくことで、今後市町村等が対応すべき方向性も理解いただけるものと考えている。</p> <p>・目標値については、短期的な目標であることから、過去からの経緯や現状を勘案して現実的な設定にしている。途中で目標を達成したような場合は、更に高い目標設定に見直しも行っているところである。</p> <p>・御指摘のとおりであり、今後表記方法を検討していく。</p> <p>・市町村との連携方法や情報発信の方法を再検討しながら多方面からの分析を行い記載方法を工夫していく。</p> <p>・これらの観点については、事業分析シートにおいて整理しているところであるが、今後は意見を踏まえ工夫した提案としていく。</p> <p>・事業の実施にあたっては、ニーズに十分留意し市町村との協働を前提とした効果的な方策を検討し、実現していく。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p>

施策体系	評価原案		
政策番号10:だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり			
<p>施策番号25:安全で安心なまちづくり</p> <p>(施策の概要) 豊かで潤いのある生活を営むことができる社会の実現は県民共通の願いであることから、だれもが安心して安全に暮らせる社会の実現を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 74.8% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 37.3%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・県民の体感治安(治安が良いと感じる県民の割合) C ・安全・安心まちづくり地域ネットワーク数 A</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p style="text-align: center;">評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標のうち、体感治安は、身近で発生した犯罪に影響されやすいものである。ネットワーク数は目標指標を達成している。 ・県民意識調査結果と一致した事業の展開がなされている。 ・県内においても子どもに関する事件が発生しており、施策に対しての必要性を理解している。 ・各種事業の実績及び成果等において、概ね目標に達する結果を得ており、順調に事業が進捗していると認められる。 	
		<p style="text-align: center;">事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p style="text-align: center;">方向性の理由</p> <p>県民意識調査の優先すべき項目と事業展開が一致していることから、現在の施策をそのまま継続する。</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査結果で施策の満足度が低いことや「わからない」との回答も多いことから、普及啓発に重点を置いた対応が必要である。 ・優先すべき項目として回答の多い「行政、地域、事業者等が連携した県民運動」、「子どもを犯罪から守る環境づくりと安全教育の充実」の事業をさらに充実する必要がある。 	
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい普及啓発に努める。 ・ネットワークモデル事業を継続する。 ・子どもの安全教育も考慮した事業を展開する。 	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
5	<p>・県民意識調査で、満足度が低いこれは質問もされている内容よりも、最近の治安に対して回答するケースがあるので、これが低いから事業に課題があるとは直接的にはいえない。治安維持のためのネットワーク形成を積極的に進めたい市町村があればもっとその数が多くなるが、当初はわずか13しか「安全・安心まちづくり条例」を制定した市町村がなかった。現在では22に増加している。これははじめて聞かないので、ネットワーク形成の存在やその効率性などをまだ認識していない市町村が多いのではないかと思われる。更に、必要とする市町村の人々の意識にも温度差がある。そのため、県での市町村への積極的なPRなどが望まれる。更に、この事業における現状やその対策は他の事業にも当てはまるので、県の自己評価はほぼ妥当と思われる。</p> <p>・県民意識調査で満足度が低い理由は、調査票での県の取組が県民に見えにくいことが原因ではないか。更に、これらの取組が、調査に答える人にとってあまり関係ない項目もあるのではないか。そのために、満足度は低くなっていると思われる。子供を犯罪から守る環境づくりでは、スクールサポーター制度や警察安全相談員、更に薬物乱用防止のための講師など多くの人々の協力の下にその成果が現れているようである。これらの取組が通常的に行われる必要があり、県でも、「各小中学校で継続して実施していくためには、現場の教師の日常における指導教育が望まれる。」としている。そのため、県の教育機関への一層の指導が望まれる。</p> <p>・目標指標等である「県民の体感治安」の低下が、安心安全の施策の充足度とどのように関連しているかを検証する必要がある。また、県事業費中2-1～2-3までの割合(人件費)は85.6%に上っている。それぞれの人的配置と業務について、総合的あるいは連携してさらに効率的にできる余地があると考えられる。</p> <p>・目標指標等である「安心安全なまちづくり地域ネットワーク数」は実効的であるなら良い指標であるといえる。しかし設定目標値が目標値とは言えず、既存状況の追認となっていることは成果として妥当とはいえないと考えられる。</p> <p>・県の自己評価で、現在の事業構成について施策をそのまま継続するとの方向性が出されているのは、いかなものか。行政、地域、事業者等が連携した県民運動はまだまだ不十分と思われるので、更なる施策あるいは継続事業における強化点を認識し、明記することが必要であったと考える。また、事業に効率性に関する検討と言及があつてしかるべきと思われる。</p>	<p>・全市町村を訪問した聴き取り調査の結果、御指摘どおりの実情を確認しており、市町村担当者会議や各種事業の中で地域ネットワーク形成の必要性や実施状況等について周知・啓発を行っている。</p> <p>・御指摘のとおりであり、子どもを犯罪から守る環境づくりには、多くの人々の協力により成り立つものである。取組を恒常的に行えるよう行政・警察・教育の執行機関が連絡を密にし、効率的・効果的な事業となるよう連携して進める。</p> <p>・目標指標等である「県民の体感治安」については、県民意識調査によって把握しており、同調査の実施期間中に社会的反響の大きい犯罪が発生した場合、体感治安が悪いと回答する人が増えることも考えられる。このため、目標指標等と施策の充足度がリンクしない可能性がある。また、相談員等の配置については、配置予定先の業務量等を勘案して決定している。</p> <p>・目標指標等である「安心・安全まちづくり地域ネットワーク数」は、「安全・安心まちづくり基本計画」に基づいたネットワーク数を目標指標等とし、基本計画策定時において「まちづくり条例」の制定市町村数を目標値に設定したものである。基本計画策定時には、このような取組を行っている地域の情報はなく、基本計画を理解しネットワーク形成に意欲のある地域の応募によるモデル地域指定を行うことで新たにネットワーク形成を展開することとしたものである。既存のネットワークの追認ではないが、目標指標・目標値として妥当かどうか再検討を行う。</p> <p>・御指摘のとおりであり、自己評価についてあまりにも大雑把な表現である。現在の事業体系で継続しながら県民運動の展開がまだまだ不十分であることを認識し、行政・地域・事業者等の連携についての理解を深めるようさらなる周知・啓発に努める。事業実施にあたっては、効率性や効果を考慮しながら共同開催するなど経費節減に努める。これらのことを意識して今後記載方法を工夫していく。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね順調(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在のまま継続(原案のとおり)

■施策25(安全で安心なまちづくり)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	安全安心なまちづくり推進事業	環境生活部・生活・文化課	2,620	安全・安心まちづくりは、平成18年4月に条例が施行され、平成19年3月に基本計画が策定されました。安全・安心まちづくりの取組は、県、市町村、事業者等が連携をとり進めていく必要があります。その手法として地域のネットワーク形成を図るものです。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全マップ作成リーダー養成講座の開催(14市町2社34人参加) ・地域ネットワークのモデル指定(4地区) ・安全・安心まちづくり市町村担当者会議の開催(27市町村34人参加) ・県民大会を警察と合同開催(600人参加) ・女性の安全対策についての研修会の開催(70人参加)
2-1	みやぎ安全・安心活性化プラン推進事業	警察本部・少年課	4,305	問題行動が多発する学校の教育環境の改善及び児童生徒の犯罪被害の未然防止等を図るため、県内の小学校、中学校及び高等学校にスクールサポーターを派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に対するスクールサポーターの派遣(県内の小・中学校9校に273日派遣) ・スクールサポーターによる非行防止教室、犯罪被害防止教室の開催(4,202人受講)
2-2 ①	地域安全対策推進事業	警察本部・生活安全企画課	25,224	県民からの多種多様な相談等に的確に対応し、県民の身近な不安を解消するとともに、警察官の街頭活動時間を確保するため、警察署に警察安全相談員を配置します。	<ul style="list-style-type: none"> ・警察安全相談員の配置(県内10警察署に10人配置) ・警察安全相談員による相談の受理(4,274件)
2-2 ②	地域安全対策推進事業	警察本部・地域課	49,042	県民の「パトロールを強化してほしい」、「いつも交番にいてほしい」といった要望にこたえるため、警察官に代わって常時交番で来訪者に対応する交番相談員を配置します。	<ul style="list-style-type: none"> ・交番相談員の配置(県内23交番に23人配置) ・交番相談員による警察安全相談や遺失・拾得物届出の受理(89,655件)
3	学校安全教育・安全体制整備推進事業	教育庁・スポーツ健康課	25,654	学校において子ども達が安心して教育を受けられるよう家庭や地域の住民の方々や関係団体と連携を図りながら、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールガードリーダーの委嘱(50人) ・スクールガード養成講習会の開催(1回開催, 177人参加) ・実践的なモデル地域の指定(石巻市1地区)
4-1	子ども人権対策事業	保健福祉部・子ども家庭課	2,548	近年増加する子どもの虐待防止への取組として啓発リーフレットを作成し、児童関係機関に配布します。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止の啓発を目的としたリーフレットの作成(大人用112,000枚、子ども用57,800枚作成)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
4-2	子ども人権対策 事業	保健福祉部・子 ども家庭課	735	児童虐待防止市町村ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を推進するため、ネットワーク整備をしている市町村を対象に、市町村開催の研修会等に講師を派遣する支援事業を行います。また、子ども虐待やDV防止の講習会を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村で実施する、児童虐待防止に関する研修会等への講師派遣(13回派遣) 児童母子相談員を対象とした講習会の開催(1回開催)
5	配偶者暴力(D V)被害者支援 対策事業	保健福祉部・子 ども家庭課	395	DV被害者が自立するために必要な手続きや活動する場合の費用を一定額貸し付けます。また、DV防止法の改正に伴いリーフレットを作成し、DV被害者支援制度の周知に努めるとともに、女性相談員等の資質向上を図るために研修会を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者への費用の貸付(1件) DV防止法の改正に伴うリーフレットの作成(一般向け4,500部、支援者向け1,000部作成) アドバイザー派遣研修の開催(2回開催)
6	薬物乱用防止 推進事業	保健福祉部・薬務 課	825	麻薬、覚せい剤、シンナー等の薬物乱用防止のため、行政のみでなく、事業者、民間団体、県民等社会を構成する全ての主体が一体となり総合的な対策を講じていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 対象を小中学校等の若年層に絞った、各教育現場における「薬物乱用防止教室」の開催(81回講師派遣、14,619人受講)
7	繁華街・歓楽街 対策に係る条例 の一部改正	警察本部・生活環 境課	非予算的手法	国分町等歓楽街で「カラス族」等と呼ばれる飲食店関係者等による客引き行為が横行し、大きな社会問題となっておりますが、既定の法令では検挙が困難であることから、歓楽街の環境浄化を目的に規制対象業種及び違反形態を拡大し、規制するため、条例の一部を改正します。	<ul style="list-style-type: none"> 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和42年宮城県条例第29号)の一部改正(平成19年3月) 改正条例を適用した取締り(36回) 改正条例を適用した検挙(65件)
8	消費者被害未 然防止事業	環境生活部・生 活・文化課	3,589	消費者が、自ら消費生活の安定及び向上を図るために、消費生活講座・消費生活展等の開催や、講師派遣、リーフレットの配布等を通じて、必要な情報を提供し、消費生活に関する知識の普及及び啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活講座、講師派遣の実施(116回開催、6,506人受講) 消費生活副読本の作成・配布(30,000部作成) 弁護士等による若者向け消費生活講座の開催(22回開催、2,464人受講) 消費生活パネル展の開催(5回開催、延べ65枚展示) 啓発用リーフレットの作成、配布(6種類、70,200枚作成)

施策体系	評価原案	
政策番号10:だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり		
<p>施策番号26:外国人も活躍できる地域づくり</p> <p>(施策の概要) 外国人県民も地域社会の一員として共に安心して生活していけるよう、基本となる条例を制定するとともに、関係機関とも連携し、相談体制や情報提供体制等の充実を目指します。また、さまざまな分野の国際交流を促進・支援するとともに、留学生等が卒業後も県内で活躍できる環境整備を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 44.0% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 25.6%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・多文化共生推進施策を実施している県内市町村の割合 A ・日本語講座開講数(市町村数) B ・日本語講座開講数(箇所数) B ・国際交流事業で海外と往来した延べ人数 C</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等は、「多文化共生推進施策を実施している市町村割合」については、順調に増加し目標を上回っており、「日本語講座開講数(市町村数及び箇所数)」は現状維持である。「国際交流事業で海外と往来した延べ人数」は、社会情勢の影響を受け9割程度の実績にとどまった。 ・県民意識調査結果からは、満足の割合が、不満+やや不満の割合(19.1%)を6.5ポイント上回っている。 ・社会情勢等については、「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」に基づく「多文化共生社会推進計画」を策定し、引き続き施策を推進していく。 ・事業の実績及び成果等においては、概ね目標に達するような結果を得ており、順調に事業が進捗していると認められた。 ・施策の目的にあるような「外国人も生活しやすい、そして活躍できる環境」の整備や国際交流活動が、一步一步ではあるものの着実に進められていると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>
		<p>【施策を推進する上での課題等】 ・事業の実施、そして成果を得るためには県民や関係機関等の意識を高め、理解を得ることが重要であるが、一方、県民意識調査では「わからない」とする回答が多く、その普及啓発について重点を置いた対応が必要である。</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【次年度の対応方針】 ・外国人支援関係では、「多文化共生社会推進計画」の策定や個別事業の実施に合わせて広報等普及啓発活動を重点的に行っていく。 ・国際交流関係では、情報収集に努めると共に、関係機関等へ当該情報を提供することにより事業の活性化を図っていく。</p>

判定	評価に係る宮城県行政評価委員会の意見 意見	県の対応方針	評価結果
5	<p>・「外国人も活躍できる地域づくり」のためには、まず県内の外国人の要望を把握することが必要であろうし、市町村でも彼らの要望を聞き、その対策を立てることが必要と思われる。</p> <p>・この施策の対象は家族として、あるいは研修生として県内に滞在などしている外国人が対象となると思われる。これらの外国人は十分に日本語などの教育を受けてこなかったケースが多いので、これらの人々に住みやすい環境を与えるための事業を実施する必要があり、日本語や日本の習慣などの教育を実施していることは評価できる。また、自己評価にもあるように、これらの外国人は県内に広範囲にわたって生活しているため、これらの市町村への指導を更に強化する必要がある。</p> <p>・多文化共生社会のための支援事業については、その内容が分かり難いので、もっと具体的な事業とすべきではないか。例えば、シンポジウムを開催しても、実際日本文化に溶け込めない外国人にとってはあまり有効ではないのではないか。これらの事業としては、地域社会でこれらの外国人を受け入れる環境づくりをすることをもっと積極的に進めることが必要と思われる。そして、これらの実施は市町村が主体となると思われるので、市町村への周知徹底と指導が必要であろう。</p> <p>・県民意識調査で満足度が低いことは、県の取組の実情を実感していない(近くに日本語教室がないのでどのような状況で教育されているかがわからないなど。)ことに加えて、県民が身近に外国人がいないことも起因していると思われる。そのため、現状であれば、満足度は低くても県の事業の実施とはあまり関係ないのではないか。</p> <p>・多文化共生事業及び国際交流事業、海外ネットワーク、留学生の地元企業説明会などを行っており、これらの事業は施策目的にあっているとされる。しかし、県民意識調査では満足度について「わからない」との回答が55%であり、実態と課題を理解する基盤情報が県民に共有されていないことが示唆される。1万6千人余の外国人の県内居住者に占める割合が少なかったり、直接関与しない事業に関する満足度調査項目があつたにしても、地域づくりを目指すからには、対象県民に問題があるとの否定的評価ではなく、より広範な情報発信の必要性を認識すべきであると思われる。</p> <p>・在留資格、居住者の国籍などの地域的集積の違い、在留者のニーズによって事業が決定される必要があるが、その進展状況判定に用いられた指標(多文化共生推進施策実施市町村数、日本語講座開講数、国際交流事業参加者数など)は必ずしもニーズを満たしているものとは認められなかった。これから先、課題ありといえよう。よって、県の「おおむね順調」との評価はやや問題がある。</p> <p>・県としての限界があることは認められるが、特に語学の壁を解消する日本語講座開設に関しては、市町村単位ではなく圏域設定をして実質的效果が上がるような援助策あるいは企業への働きかけが具体的に課題への対応として書かれる必要があつたと考えられる。</p> <p>・県内で外国人が活躍できるようにするため、啓発活動の必要性を認めているが、事業展開のどこで展開させるのかが明瞭ではない。総花的ではなく、定着のための語学的ニーズを早急に充足するための施策や県内の外国人の状況を県民に知らせていく効果的情報発信など、焦点を絞った対策をクリアしていくことのほうが大切ではないか。事業構成などの検討もあつていいのではないか。施策推進の必要性はあるが、進め方にやや検討の余地ありとしたほうがよいと思われる。</p>	<p>・平成20年度において「多文化共生社会推進計画」(以下「計画」)を策定中であるが、計画策定に際しては、過去調査データのみならず、新たに実態調査を実施し、「多文化共生社会推進審議会」意見等を踏まえて取りまとめ作業を行っており、外国人県民の直面している課題や要望を概ね把握できていると考えている。計画中には、県関係のみならず広く課題等を整理することとしており、市町村においても取組の参考となるものである。</p> <p>・「計画」策定に併せ、現行事業もより効果的な事業展開を目指し、検討を重ねている。 また、外国人も活躍できる地域づくりの実現には市町村の役割が極めて大きいと認識しているため、指導等更に充実していく方針である。</p> <p>・シンポジウムについては、外国人を受け入れる県民に対する啓発の一環として必要なものと考えているが、より効果的な開催を目指し、実施方法等検討していく。なお、現在策定中の「計画」において、今後の事業展開全体について地域づくりの観点も考え、検討を重ねているところである。 また、外国人県民の生活において最も関わり合いを持つ行政機関は市町村であるが、県内市町村の取組に差がみられる。県としても、市町村の啓発等にも十分重点を置き、協働して施策の目的達成に努める方針である。</p> <p>・外国人が活躍できる地域づくりには、外国人自身のみならず地域社会(県民)の理解が不可欠であると認識している。県民や関係機関等への普及・啓発について重点的に取り組み、十分な理解を得て施策目的の達成に努める方針である。</p> <p>・県民理解の重要性については強く認識しているところであり、周知、普及・啓発の方法等を十分検討し、広く理解が得られるよう努めていく方針である。</p> <p>・県内外国人登録者の総人口に占める割合は0.7%に過ぎないが、国籍や在留資格、在留期間等は多様で、直面している課題も多岐にわたっている。さらに、居住地域も(集住はなく)県内に散在している状況にある。このため、施策を展開し、その成果を確認する場合も一元的に測定することは難しい状況にある。この中で、外国人が最も身近で、関わる深い行政機関である市町村の取組状況や日本における生活の鍵である日本語能力を確保する日本語講座の設置状況は重要な視点であると認識している。 なお、国際交流事業で海外と往來した延べ人数は、在住外国人の視点ではなく、国際交流活動に着目した指標であり、施策の目標全体をカバーするためには必要な指標と考える。</p> <p>・日本語講座は、(留学生等を対象にした日本語学校とは異なり)日本人の配偶者などが主な参加者で、近隣にあり、費用も低廉で、開催時間も参加しやすい設定であることが求められており、広域的な運営や企業ベースにはなじみにくい(採算性の問題等)状況にある(現在開設されている講座も、市町村や(地域)国際交流協会、ボランティア等によるもの)。当面は外国人県民の状況に著しい変化はないものと考えられることから、市町村等による講座開設について啓発していく方針である。</p> <p>・現在「計画」を策定中であり、平成21年度以降については、体系的な施策展開が実現することとなる。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】 ・概ね順調 (原案のとおり)</p> <p>【事業構成の方向性】 ・現在のまま継続 (原案のとおり)</p>

■施策26(外国人も活躍できる地域づくり)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	多文化共生・推進体制整備事業	経済商工観光部・国際政策課	2,914	年々増加傾向にある外国人県民等が、住みやすく活動しやすい環境を整備するための施策のうち、多文化共生社会の形成を推進するための体制整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」の策定(平成19年7月11日公布、施行) ・多文化共生に関する市町村、関係団体等会議の開催(2回開催) ・「多文化共生社会推進計画」の策定着手 ・同計画策定のための実態調査の実施(外国人県民グループインタビュー5箇所(4団体)、関係機関ヒアリング調査18箇所、郵送調査1,000箇所)
2	多文化共生・コミュニケーション支援事業	経済商工観光部・国際政策課	2,967	年々増加傾向にある外国人県民等が、住みやすく活動しやすい環境を整備するための施策のうち、特に日本語によるコミュニケーションが困難なことにより生じる問題に対処するための支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎ外国人相談センター」の設置及び巡回相談の実施(相談受付件数313件(相談センター294件、巡回相談(5箇所)19件))
3	多文化共生・生活支援事業	経済商工観光部・国際政策課	2,407	年々増加傾向にある外国人県民等が、住みやすく活動しやすい環境を整備するための施策のうち、地域において生活する上で必要な基本的環境が整っていないことにより生じる問題に対処するための支援を行います。特に宮城県沖地震等大規模災害対応支援を優先的にを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通訳ボランティアの整備(登録者14言語、95人) ・災害時外国人サポート・ウェブの運用(携帯電話、ホームページによる多言語での災害情報の提供、平成20年3月運用開始) ・外国人留学生をいわゆる里親として受け入れている世帯に対する、ボランティア保険料の負担(134世帯(留学生数163人))
4	多文化共生・地域づくり推進事業	経済商工観光部・国際政策課	3,130	年々増加傾向にある外国人県民等が、住みやすく活動しやすい環境を整備するための施策のうち、外国籍県民等の地域における孤立や軋轢を防止するため、地域社会全体の意識啓発やその自立を促進する地域づくりを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生推進のためのシンポジウムの開催(80人参加) ・多文化共生推進のための啓発活動の実施(啓発のためのラッピングバスの運行(1台、9月～3月)、啓発物品の作成及び配布(啓発用カード9,000枚、同クリアファイル3,500枚))
5	友好姉妹省州県交流事業	経済商工観光部・国際政策課	6,450	両県省州民全般を対象に訪問団の派遣や受入を行い、友好姉妹地域との様々な分野での国際交流の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・友好締結20周年記念事業「宮城・吉林友好フェスタ」開催(吉林省から27人の友好代表団の受入れ) ・第三回中国吉林・北東アジア投資貿易博覧会へ宮城県訪問団派遣(宮城県から3人の訪問団の派遣) ・吉林省交流事前協議団受入(吉林省から4人の協議団の受入れ) ・高齢者福祉交流事業(宮城県から5人、吉林省から6人の訪問団を相互派遣) ・デラウェア州友好締結10周年事業(宮城県から6人の訪問団の派遣) ・北米自治体幹部訪問団受入(デラウェア州を含む北米自治体から幹部12人の受入れ) ・イタリア・ローマ県への職員派遣(2人の派遣、経済交流に向け宮城県の紹介)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
6	みやぎ海外ネットワーク形成事業	経済商工観光部・国際政策課	非予算的手法	本県にゆかりのある海外在住の外国人や経済交流を主眼とする海外の県人会等を情報の受発地点として位置づけ、各種事業に活用できるネットワークを形成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・JETプログラム帰国者情報のデータベースへの登録(30人分) ・香港県人会の活動支援(10月に情報交換実施) ・ニューヨーク県人会との情報交換の実施(4月) ※JETプログラム:外国人青年を招致し、外国語教育の充実を図るとともに、地域の国際交流を推進する事業
7	みやぎ海外高度人財育成活用事業(再掲)	経済商工観光部・国際政策課	非予算的手法	地域産業を担う「国際人財」の育成確保に向け、県内在住の留学生や外国人研究者等の地元への定着に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・高度実践留学生育成事業(管理法人テンプレスタッフ)の実施支援(留学生18人参加) ・留学生向け企業説明会(日本学生支援機構主催)での県内企業の新規参加の誘引(4社参加) ・留学生の県内企業への就職者数 102人

3. 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

政策番号 11

施策体系	評価原案	
<p>政策番号11:経済・社会の持続的発展と環境保全の両立</p> <p>(政策の概要) 地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇、希少生物の絶滅進行や生態系の破壊など、環境悪化が地球規模での深刻な問題となっています。健全で豊かな環境は、生活を支える基盤であり、生存の基盤でもあることから、県民やNPO、企業、市町村等と連携を図りながら、経済や社会の発展と両立する環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築しなければなりません。 また、こうした社会への転換に向け、県民や事業者が、将来世代の持続性を考えて環境に配慮した行動・活動を促す意識啓発等に取り組みます。 さらに、環境に配慮した製品や事業者が、消費者に選ばれる市場を形成するため、県として率先してグリーン購入などに取り組むほか、環境技術の高度化に向けた支援を行います。 加えて、環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図るとともに、温室効果ガス排出の抑制に向け、省エネルギーや自然エネルギー等の導入促進や、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進します。 一方、廃棄物対策は身近で重要な課題であり、3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進するほか、不法投棄の防止など廃棄物の適正処理を一層推進するため、排出事業者及び廃棄物処理業者等への啓発活動や監視指導を強化します。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p>
	<p>政策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p>・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立に向けて、2つの施策で取り組んだ。 ・県のすべての機関からの温室効果ガス排出量は、平成16年度と比較して平成18年度は約7%削減しており、環境負荷低減に向けた県の率先垂範は順調に進んでいる。 ・県内における自然エネルギー等の平成19年度の導入量は、平成18年度から1.1%増と微増ではあるが、太陽光発電やバイオマス等により増加し、平成22年度の目標値に対して80%の達成率となっており、概ね順調に推移している。 ・県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量、一般廃棄物リサイクル率、産業廃棄物排出量、産業廃棄物リサイクル率について、すべて目標を達成しており、目指す方向に推移している。</p> <p>【政策を推進する上での課題等】</p> <p>・施策27の環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献については、地球温暖化対策として、産業、運輸、民生業務、家庭部門における二酸化炭素排出量の削減が急務であり、効果的な対策を一体的に講じるため、「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議を設立し、県民運動を展開する。 ・施策28の廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進については、県民の理解・関心を深めるための啓発・普及活動を着実に進行。</p>

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・目標指標等からすると、順調にしているようであるが、事業全体からするとこのようなことはあまり言えないのではないか。特に、3Rについては、市町村に対する指導や助言をもっと積極的に行う必要があるのではないか。更に、それらの評価では、資金に対する経済的な効果などをもっと分かりやすく表現すべきと思われる。</p> <p>・温暖化防止のための行動として、民生業務・家庭部門でのCO2排出の削減が急務としているが、そのために、会議を立ち上げるのはいいが、会議任せではなく、県としてのもっと具体的な施策・計画が求められる。</p> <p>・目標値の達成という点からは順調に進んでいる。政策を実現するための、それぞれの施策・事業の必要性もそれなりに認められる。しかし、政策の県の事業の有効性・効率性についての検証が十分にされていないため、単純に順調と行ってよいかどうか判定できないものもあった。評価のための視点を明確に表した上での自己評価が求められる。</p> <p>・県として温暖化ガス排出削減に効果的な対策を一体的に講じるための事業が宮城県民会議の追加のみでよいのか、会議内容と連動する新たな事業などの提案、あるいは、これまでの事業における効率を検討(強化、縮小含め)して政策11における県の事業計画の具体的再構築がされる必要があると考えられる。</p>	<p>・御指摘の点を踏まえ、施策28における施策の成果(進捗状況)を「順調」から「概ね順調」と改めることとした。また、3Rの取組が遅れている市町村については、今後とも個別に必要な技術的助言を行うこととする。さらに、資金に対する経済的な効果分析等については、補助事業の内容・性格により費用対効果分析等の客観的評価になじまないものもあるが、それ以外については、事業完了後に求めている事業実績や経過報告の状況等を踏まえながら、可能な限り事業の有効性の把握に努め、政策評価に反映させていきたい。</p> <p>・二酸化炭素排出抑制に向けた取組については、県として果たすべき責務があるものと考えており、より効果的な事業の実施に努めていきたい。</p> <p>・御指摘の点を踏まえ、より適切な自己評価となるよう努めていきたい。</p> <p>・県民会議構成団体との連携を含め、より効果的な事業のあり方等について検討していきたい。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p>

施策体系	評価原案		
政策番号11:経済・社会の持続的発展と環境保全の両立			
<p>施策番号27:環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献</p> <p>(施策の概要) 地球温暖化に代表されるように、地球規模での環境変化が深刻な問題となっています。将来に渡って持続可能な地域社会を実現するため、環境と産業や社会との良好な関係の構築を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 73.1% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 35.3% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のすべての機関からの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算) A ・県内における自然エネルギー等の導入量(原油換算) B 	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つの目標指標のうち、県のすべての機関からの温室効果ガス排出量については、平成16年度と比較して平成18年度は約7%削減しており、環境負荷低減に向けた県の率先垂範事は順調に進んでいる。また、県内における平成19年度の自然エネルギー等の導入量については、平成18年度から1.1%増と微増ではあるが、太陽光発電やバイオマス等により増加し、平成22年度の目標値に対して80%の達成率であり、概ね順調に推移している。 ・みやぎe行動(eco do!)宣言登録、グリーン購入シンポジウム、エコドライブセミナーなどの普及啓発活動により、環境負荷低減に向けた取組の普及について、ある程度の成果が期待できる。また、環境に配慮した農業については、着実に進展している。 ・県民意識調査からは、重視度については、「重視」の割合が73.1%であることから、この施策に対する県民の期待が高いことが伺える反面、満足度については、「満足」の割合が35.3%、「不満足」の割合が29.7%、「わからない」の割合が35.1%となっている。 ・社会経済情勢等からは、温室効果ガスの排出量の削減を目的とした京都議定書の「第1約束期間」が平成20年4月から始まるなど、地球温暖化対策が緊急の課題となっている。 ・県民意識調査においては、満足度を「わからない」とする回答が3割強を占めており、個々の事業について継続して広報に努めることが必要である。 ・以上から、目標指標等の状況、個々の事業の成果としては良好であり、「概ね順調」と判断した。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <p>施策の進捗状況は、概ね順調であるが、県民意識調査においては、「環境に関する情報発信と、家庭、学校、地域社会や職場などで環境について学ぶ機会の充実」を優先すべきとの回答数が多く、個々の事業を継続しながら、県の環境ポータルサイトである「みやぎの環境情報館」、「みやぎ出前講座」などのあらゆる機会を捉えて、情報発信に努める。</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <p>宮城県における温室効果ガス排出量は増加傾向にあり、二酸化炭素排出量が多い産業・運輸部門、増加が著しい民生業務・民生家庭部門にける対策が急務となっている。</p> <p>二酸化炭素の排出は、県民の日常生活、通常の事業活動におけるエネルギーの使用等に起因するものであり、県民、事業者等の行動に環境配慮が織り込まれるよう、効果的な対策を一体的に講じる必要がある。</p>	
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<p>各業界団体、消費者団体、市町村、県等で構成する「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議を設立し、地球温暖化対策の方向性などに関する認識の共有化を図るとともに、県内各界各層の広範な活動の促進につながるよう、県民運動を展開する。</p>	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・県での温室効果ガスの排出量の削減については、順調に進行している。自然エネルギーの導入もほぼ目標値を達成しているが、これはバイオエネルギーが主で、太陽光などの導入は不十分であると思われるが、今後これらに対して国の支援が期待できるので、今後は導入量が増加することが期待される。それ以外の事業においても順調にその成果が上がっている。</p> <p>・県民意識調査では、重視度が高い割には満足度が低く「わからない」との回答も多い。ひとつには目標指標等「県のすべての機関からの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算)」が県機関の活動であること、目標指標等「県内における自然エネルギー等の導入量(原油換算)」における自然エネルギー導入も温室効果ガス排出総量に占める割合としては小さく、太陽光発電などの導入が停滞しているなど、身近なところでの認知がしにくいのではないか。県民の理解と認知度を上げるための啓発事業をさらに推進する必要があると考えられる。たとえば、webでの展開はよくできているが、ネットアクセスできない県民のための啓発方法などが検討されてもよい。</p> <p>・また「意識調査」で記載されている県の取組がよく理解できないことが原因ではないか。取組の理解しやすい表現、そしてその結果などを示すとよりわかりやすい県民意識調査となるのではないか。</p> <p>・事業構成の方向性は現在そのまま継続し、さらに「ダメだっっちゃ温暖化」宮城県民会議を設立するとの方向性を打ち出している。この方向は適切であると思われる。しかし、たとえば任意団体、市町村に対するグリーン購入推進の働きかけは、同時に適切なグリーン製品供給が図られるための県の監視と指導の視点も必要と考えられる。また、炭酸ガスの排出総量が増大傾向を示す民生部門での削減に対する具体的方法の提示を期待する。</p>	<p>・御指摘の点を踏まえ、より効果的な啓発手法の検討に努めていきたい。</p> <p>・御指摘の点を踏まえ、より県民の理解を得られやすい記述に努めていきたい。</p> <p>・御指摘の点を踏まえ、より効果的な事業の実施に努めていきたい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね順調(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在そのまま継続(原案のとおり)

■施策27(環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	環境基本計画 推進事業	環境生活部・環境 政策課	2,594	環境配慮行動を促進するため、インターネット等で積極的な環境配慮行動を宣言する「みやぎe行動(eco do!)宣言」の運用を開始します。 市町村環境計画の策定など、各種環境施策の実施を促進するため、市町村職員を対象とした研修会を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> みやぎe行動(eco do!)宣言の運用(登録者数1,599件) 県民環境配慮行動指針改訂のための検討会の開催(3回) 県民環境配慮行動指針、事業者のための環境配慮行動指針の改訂 みやぎ出前講座による「みやぎe行動(eco do!)宣言」の普及(小中学校17校、民間2者受講) 市町村環境政策担当者研修会開催(21人参加)
2	グリーン購入普 及拡大事業	環境生活部・環境 政策課	1,952	すべての主体のグリーン購入の取組を促進するため、グリーン購入の普及啓発活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入シンポジウム開催(140人参加) グリーン購入セミナー開催(2回, 66人) グリーン購入大賞の表彰(大賞2件, 優秀賞1件, 特別賞1件) 市町村向け取組マニュアル配布等による市町村環境物品等調達方針策定支援, 誘導(策定市町村数7) グリーン購入推進計画(平成20年度は「環境物品等の調達に関する暫定方針」)の策定
3	宮城県グリーン 製品普及拡大 事業	環境生活部・資源 循環推進課	1,047	グリーン購入促進条例(H18.4.1施行)に基づき、グリーン購入の促進に資する環境物品等を認定し、当該製品の普及を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> グリーン製品の認定件数(新規19件, 更新(再認定)15件) グリーン製品普及活動(3回製品展示)
4	エコドライブ推 進事業	環境生活部・環境 対策課	4,048	宮城県環境基本計画の実施計画である「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」の重点施策の一つである。環境負荷の低減のため、環境に配慮した自動車の使用(エコドライブ)を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> エコドライブセミナー講習会の開催(3回開催, 受講者数76人) ラジオスポットCMの放送(2放送局, 延べ160回) 宮城球場での大型ビジョンCMの放映(39試合, 51回) 低公害車導入事業者の表彰等(2事業者を表彰, 4事業者の取組をHPで紹介) 県政テレビ「エコドライブ」の放映
5	みやぎ地球温 暖化対策地域 推進事業	環境生活部・環境 政策課	2,139	地域における地球温暖化対策を積極的に推進することにより、県内の温室効果ガスの排出削減を図り、持続可能な地域社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献します。	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止活動推進員の委嘱(66人委嘱, 延べ234回活動) 地球温暖化対策地域協議会開催(2回開催, 延べ52団体出席) 地球温暖化対策地域協議会を通じた市町村主催の地球温暖化防止イベントへの支援(6団体, 約9,500人参加) 地球温暖化防止に向けた普及啓発イベントの実施(3回実施, 約4,500人参加) 市町村との共同による地球温暖化防止に向けた普及啓発イベントの実施(1回実施, 約1,500人参加) 二酸化炭素排出削減モデル事業の成果普及に関する働きかけ(2団体)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
6	自然エネルギー等・省エネルギー促進事業	環境生活部・環境政策課	905	自然エネルギーの導入や省エネルギーの促進により化石燃料の使用を抑制し、持続可能な地域社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギー等、省エネルギー大賞の募集、表彰(応募件数39件、表彰9件) ・自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会開催(1回開催、委員16人出席) ・住まいの省エネセミナー開催(1回開催、80人参加) ・クリーンエネルギー自動車の導入促進に関する普及啓発イベントの実施(2回) ・自然エネルギー等導入量(572千kl/原油換算による推計値)
7	地球温暖化防止実行計画進行管理事業	環境生活部・環境政策課	非予算的手法	県が事業者・消費者の立場で、率先して温室効果削減などの環境負荷低減に取り組むため、環境保全率先実行計画を推進します。計画の重点行動の1つとして県の施策にESCO事業を導入します。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全率先実行計画説明会の開催(7回) ・環境保全率先実行計画の平成18年度の取組結果の取りまとめ、公表 ・「宮城県環境レポート」の印刷、公表 ・ESCO事業提案要請(4件)に対し3事業者から提案、最優秀提案者1件選定 ・温室効果ガスの排出抑制(平成18年度:対基準年(平成16年度)比93%)
8	自然エネルギー地産地消導入促進モデル事業	環境生活部・環境政策課	非予算的手法	地域社会に広く薄く賦存する自然エネルギーの活用促進により化石燃料の使用を抑制し、持続可能な地域社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーパートナーシップ会議の開催(2回開催、58人参加) ・自然エネルギー等の導入促進(自然エネルギー等の導入量572千kl/原油換算による推計値)
9	農地・水・環境保全営農活動支援事業	農林水産部・農産園芸環境課	57,837	環境への負荷を低減する営農活動を地域の農村資源の保全と一体的に進め、環境に配慮した農業者を面的な広がりを持って育成し、この活動を通じて県民への認知度を高め、環境に配慮した農業への転換及び理解を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・生き物調査研修会等の開催(3回開催、851人参加) ・活動を実践する地区数 102 ・先進的営農支援対象面積 4,123.5ha
10	エコファーマー支援普及事業(再掲)	農林水産部・農産園芸環境課	778	持続性の高い農業生産方式(土づくり、化学肥料・化学合成農薬の低減を一体的に行う生産方式)を導入する計画を立て、都道府県の認定を受けた農業者(エコファーマー)の拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等への啓発資料の作成(8万部作成配布) ・各地方振興事務所における、農業者に対する認定に係る相談、支援の実施 ・農地・水・環境保全向上対策と関連するシンポジウムの開催(1回開催、600人参加)
11	環境にやさしい農業定着促進事業(再掲)	農林水産部・農産園芸環境課	7,022	環境に対する負荷軽減の取組を拡大するとともに、より信頼性の高い特別栽培農産物の生産・出荷・流通を行うため、認証制度を運営し、生産現場における検査確認及び認証された農産物の適正な流通促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料・化学合成農薬を半分以上削減して栽培した農産物の認証制度の運営 ・要綱・要領集(800冊)、パンフレット(2,200部)及びのぼり(30枚)の作成 ・取組農家戸数 2,287戸 ・生産登録面積 16,244ha

施策体系	評価原案		
政策番号11:経済・社会の持続的発展と環境保全の両立			
<p>施策番号28:廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進</p> <p>(施策の概要) 大量生産,大量消費,大量廃棄型の従来社会のあり方は,廃棄物排出量の増大や環境汚染などさまざまな環境問題を発生させてきました。県は,適正処理の推進にとどまらず,資源を有効に活用し,廃棄物をリサイクルして環境にできるだけ負担をかけない循環型社会の実現を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 84.1% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 44.3%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量 A ・一般廃棄物リサイクル率 A ・産業廃棄物排出量 A ・産業廃棄物リサイクル率 A</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4つの目標指標等,すなわち,1. 県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量,2. 一般廃棄物リサイクル率,3. 産業廃棄物排出量及び4. 産業廃棄物リサイクル率について,全て当該年度の目標を達成しており,目指す方向に推移している。 ・県民意識調査結果からは,重視度については84.1%と県民の期待が高かった。満足度については44.3%で,50%に達しなかった。[参考:50%以上の評価を受けている取組は,33のうち3つ。] ・社会経済情勢等からは,全国的に循環型社会の形成に向けた様々な取組を行っているところであり,本県でも,「みやぎの循環社会」の形成に向けて,積極的に事業を展開している。 ・事業の実績及び成果等からは,15事業のうち9事業において実績値が成果目標値に達しており概ね順調と言えるが,残る事業においては,引き続き積極的な事業を展開していく必要がある。 ・施策の目的である「資源循環の重要性や3Rの意識」が,目標指標等の状況から見ても県民や事業者に浸透しており,施策の進捗状況は順調であると判断する。 	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況については,目標指標等に対する達成状況等から見て概ね順調であると言える。 ・特段の事業構成の見直しの必要性は無いと考えているが,県民意識調査結果では,満足度において,「不満・やや不満」が31.2%,また,「わからない」が24.4%であることから,県民の関心・理解を深めるための啓発・普及活動を重点的に行う必要がある。
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】 ・産業廃棄物及び一般廃棄物(ごみ)に対する取組は概ね順調であると言える。</p>	
		<p>【次年度の対応方針】 ・当該年度の目標値を達成しており,次年度においても着実に当該事業を実施することとする。</p>	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
5	<p>・4つの目標指標等で目標値をクリアしたので、「順調」と自己評価しているが、これだけで評価するのは問題である。これらの実際の事業は県ではなく、市町村や企業などである。そのため、県が直接的な事業での成果について、評価すべきではないか。例えば、3Rの取組を新たに始めた市町村の数は19年度でわずか3つである。更に、取り組む計画のある市町村もわずか8程度と少ない。このような市町村に対してもっと積極的な指導や助言を期待したい。</p> <p>・廃棄物の減量だけではなく、3Rについての問題をもっと提起し、それらについての対策を立てるべきである。</p> <p>・県事業との関連で言えば、約6億4千万円に上る事業5,6,7におけるリサイクル企業への助成に関する客観的評価がなされていないと思われる。現在産業廃棄物総量が減少する傾向にある中、例えばリサイクル率上昇1%あたり単価としてどのくらいかかっているのかなど(効果が出るまでの年数を考慮し、必ずしも単年度単価でなくともよいが)、その効果を事業10,11の成果も通し評価する必要がある。</p> <p>・また、事業13においては廃棄物処理業者向けの講習会への出席が低く、十分な指導ができていない状況がうかがわれる。施策はすべて「順調」に進捗しているとは言えない。</p> <p>・新規リサイクルシステム構築のための今後の企業支援についての見通し、あるいは下水汚泥燃料化施設建設に伴う汚泥の処理能力と利用需要の見通しが必要であるとの視点が加味されるべきではないか。</p> <p>・3R促進のために企業への支援もその支出額が大きい、それらの効果についての把握が不十分のようである。このような経費に対する具体的な効果費用を常にチェックすることが必要ではないか。例えば、汚泥の燃料への転換も、費用に対してその成果量が少なすぎるように感じる。3Rのために費用はかけたときには、その経済性について収支を求めておくことが、今後の行動に大きな基礎データとして蓄積されるのではないか。</p> <p>・また、県民意識調査における不満やわからないとする回答の理由を明らかにし、3R推進をどの方向で展開すればよいかの分析を行う必要があると考えられる。指標等の目標値達成には、市町村事業も含めた活動展開があるはずである。その点を考慮した課題や対応があってはじめて、十全な自己評価と言えると考えられる。</p>	<p>・今回は、4つの目標指標等の目標値を全てクリアしていること、県民意識調査結果において県民の期待度・満足度が高かったことなどから「順調」と評価したところであるが、事業の実績及び成果等において15事業中6事業において成果目標値を達成していなかった。</p> <p>これらも踏まえて、施策評価(総括)中「施策の成果(進捗状況)」を「順調」から「概ね順調」と改める。なお、3Rの取組が遅れている市町村については、今後とも個別に必要な技術的助言を行うこととする。</p> <p>・3Rを推進する上で最も優先順位が高いのは廃棄物の減量(リデュース)であるが、それも含めて県循環型社会形成推進計画に基づき、更なる3R推進施策の展開を図る。</p> <p>・補助事業の内容・性格により費用対効果分析等の客観的評価になじまないものもあるが、それ以外については、事業完了後に求めている事業実績や経過報告の状況等を踏まえながら、できるだけ事業の有効性の把握に努め政策評価に反映させていきたい。</p> <p>・廃棄物処理業者向けに、より実務的・実践的な内容の講習会を開催するとともに、講習会に欠席した処理業者に対しての重点的な立入指導の実施等により、廃棄物処理に関する制度の一層の周知徹底を図ることとする。</p> <p>・今後の企業支援の見通しについては、3Rのあまり進んでいない業界を対象に、戦略的・重点的なアプローチを行うこととし、企業のリサイクルシステム構築を支援していきたい。</p> <p>また、下水汚泥は、下水汚泥燃料化施設で製造される燃料化物となり、焼却施設で代替燃料として利用される。また、焼却施設で発生する焼却物(灰)についても、セメントの原料に再利用されるなど、利用の見通しがたっている。</p> <p>・前述のとおり、補助事業の内容・性格により費用対効果分析等の客観的評価になじまないものもあるが、それ以外については、事業完了後に求めている事業実績や経過報告の状況等を踏まえながら、できるだけ事業の有効性の把握に努め政策評価に反映させていきたい。</p> <p>・県民意識調査における不満やわからないとする回答の理由も含めた分析は、現行の調査票上対応できないが、調査結果において、特に優先すべき事項として「さまざまな場面での3R活動(ごみを出さない、再使用する、再生利用するなどの取組)を進めるための、県民・事業者・市町村等への啓発活動の充実」が挙げられていることから、市町村振興総合補助金のごみ減量化・再資源化促進事業等を活用した啓発活動を引き続き展開することとする。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案を修正)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・現在のまま継続 (原案のとおり)</p>

■施策28(廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	3R推進普及啓 発演劇上演事 業	環境生活部・資源 循環推進課	7,770	ごみの減量化やリサイクルに関する理解を深めてもらうため、廃棄物の発生抑制やリサイクルなど3Rの推進をテーマとした廃棄物問題に関する子ども向け演劇を県内小学校等で上演します。	・「みやぎ3R(フリーール)シアター～Rさんの3つの約束～」の巡回公演(20回上演、累計4,427人観劇)
2	3R推進市町村 等支援事業	環境生活部・資源 循環推進課	145	3R推進施策の取組を進める必要のある地域(重点市町村)について、地域3R推進連絡会議を開催し、個別に支援を行います。	・地域3R推進連絡会議の開催(2回開催、新たな取組を始めた市町村数 3市町)
3	循環通信の発 行	環境生活部・資源 循環推進課	非予算的手法	ごみ減量化のためのイベントやリサイクルを行う事業所の情報等3Rに関する有益な情報をメール等で配信提供します。	・循環通信の作成及び配信(12回発行、437人受信/回)
4	マイバッグキャン ペーンの実施	環境生活部・資源 循環推進課	非予算的手法	暮らしの中で身近な行動である「買い物」において、「レジ袋をもらわない・渡さない」等の行動を促進し、県民の「もったいない」精神の高揚とごみ減量化を図ることを目的に「マイ・バッグ・キャンペーン」を実施します。	・各団体へのマイバッグ持参等3R推進に関する取組の要請、広報の実施(協力要請団体数66、実施団体数27)
5	産業廃棄物発 生抑制等支援 事業	環境生活部・資源 循環推進課	89,918	県内の事業者等が産業廃棄物の発生抑制、再使用又は再生利用を促進する設備機器を導入する場合に補助金を交付し、本県における産業廃棄物の発生抑制又はリサイクル率の向上を図ります。	・産業廃棄物発生抑制等支援事業の周知 ・補助金の交付(6件)
6	企業連携型リサ イクルシステム 構築支援事業	環境生活部・資源 循環推進課	853	現状では再資源化されていない廃棄物について、複数の企業が連携し、効率的かつ継続的なリサイクルシステムの構築を支援します。	・企業連携型リサイクルシステム構築支援事業の周知 ・補助金の交付(4件)
7	みやぎエコファ クトリー立地促 進事業	環境生活部・資源 循環推進課	536,538	県が地元市町と連携して形成を進める「みやぎエコファクトリー」に立地する事業者に対して奨励金を交付し、環境・リサイクル産業が集積立地する環境・リサイクル団地の整備促進を図ります。	・みやぎエコファクトリーの指定(柴田町船岡工業団地の一部) ・みやぎエコファクトリー立地促進奨励金制度の周知 ・みやぎエコファクトリー立地企業連絡会議の開催(1回) ・奨励金交付対象事業所の指定(1社) ・奨励金の交付(15件)
8	地域におけるバ イオディーゼル 燃料利活用推 進事業	環境生活部・資源 循環推進課	4,307	県内で製造されるバイオディーゼル燃料(以下「BDF」という)の利活用や品質確保の取組を支援し、地域におけるリサイクルの重要性の啓発を行うとともに、資源の有効活用及び地球温暖化対策を図ります。	・BDFの普及啓発(ラッピングを施した路線バスの運行(3か月間)、シンポジウムの開催(1回)) ・BDFの利活用に関する基礎調査(品質分析(5検体)) ・BDFの利活用の支援(BDF勉強会(1回))

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
9	3R新技術研究 開発支援事業	環境生活部・資源 循環推進課	21,953	技術的な課題により現状では発生抑制・再使用・再生利用が進んでいない産業廃棄物について、3R新技術の確立と事業化を目指して研究開発に取り組む県内の企業に対して補助金を交付し、再資源化等困難物の3Rの推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・3R新技術研究開発支援事業の周知 ・補助金の交付(5件)
10	資源循環コー ディネーター派 遣事業	環境生活部・資源 循環推進課	23,367	県内企業等が抱える廃棄物の3Rを中心とした環境関連の課題に対応するため、資源循環コーディネーターを派遣し、環境負荷低減に関する技術やノウハウなどに基づいた環境関連情報を提供するなどして指導・助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環コーディネーターの採用(2人) ・企業訪問による環境関連課題の情報収集や有益情報の提供、改善支援(延べ386社訪問) ・県補助事業などの周知、実施支援 ・地域エコフォーラムの構築(新規5件、延べ10件)、運営支援(37回)、エコフォーラム幹事企業連絡会の開催(1回)
11	業種別エコ フォーラムの展 開	環境生活部・資源 循環推進課	非予算的手法	県内事業者の3R推進の取組を支援するため、小売業など業種毎の3R推進ネットワーク組織(業種別エコフォーラム)構築やその活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所訪問数(386社) ・業種別エコフォーラム構築数(1フォーラム(小売業)) ・小売業エコフォーラム開催回数(3回)
12	下水汚泥燃料 化施設建設事 業	土木部・下水道課	456,000	下水道処理施設で発生する汚泥を、バイオマス資源として再利用するため、汚泥燃料化施設を建設します。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、建設(456,000千円、造粒乾燥方式による燃料化施設は全国初)
13	産業廃棄物処 理業者指導強 化事業	環境生活部・廃棄 物対策課	1,252	産業廃棄物処理業者等の資質向上と法令遵守の徹底により、不適正処理行為の発生の抑止につなげるため、産業廃棄物処理業者等に対して、産業廃棄物処理のルールについて周知徹底を図るとともに、財務状況等に応じて立入調査を実施するなど、指導監督業務の重点化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・全処理業者を対象にした講習会の開催(4回開催、253事業者参加) ・焼却施設設置者を対象とした講習会の開催(3回開催、88事業者参加) ・収集運搬業者用の財務分析マニュアルの作成
14	産業廃棄物処 理システム健全 化促進事業	環境生活部・廃棄 物対策課	1,567	産業廃棄物の処理の透明化を図るとともに、県民の廃棄物処理への信頼性を高めるため、産業廃棄物の処理システムを健全化するための各種事業を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理システム検討会の開催(3回開催) ・産業廃棄物の適正処理推進に関する協定の締結(17事業者) ・産業廃棄物の処理状況の公開(県ホームページ上)
15	産業廃棄物不 法投棄監視強 化事業	環境生活部・廃棄 物対策課	5,755	不法投棄等不適正処理事案の早期把握・拡大防止のための監視強化を進めるとともに、県民一人一人が廃棄物の適正処理に関する意識を高めるための普及啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・スカイパトロールの実施(延べ2日) ・産廃ガードマンによる夜間・休日監視の実施(延べ43日) ・不法投棄監視カメラによる定点監視(延べ118日) ・ラジオ媒体を活用した不法投棄防止の広報(通年) ・最終処分場航空撮影業務(16箇所)

施策体系	評価原案	
<p>政策番号12:豊かな自然環境,生活環境の保全</p> <p>(政策の概要) 陸中海岸国立公園や栗駒,南三陸・金華山,蔵王の各国立公園及びラムサール条約の登録湿地に指定されている伊豆沼・内沼や燕栗沼とその周辺水田など,県内の豊かで多様な自然環境と生態系を守り,次世代に引き継いでいくことは極めて重要であり,積極的にその保全に取り組むとともに,社会資本の整備手法についてもより一層環境と調和したものにします。 また,安全できれいな空気や水,土壌など,県民の健康的な暮らしを支える良好な生活環境を守り,改善していきます。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標については,全7指標中,閉鎖性水域の水質3指標がCだが,これらは,県内の限られた区域(松島湾)における指標であり,これら以外の指標はA又はBであることから,全体として目標は達成されていると言える。 ・県民意識調査からは,重視度について「重視」の割合が73%と比較的高いにもかかわらず,満足度については50%以下であり,かつ,重視度と満足度の乖離が約30ポイントと大きいことから,全体として,県民には自然環境,生活環境の豊かさがあまり実感されていない。 ・社会経済情勢等からは,「第三次生物多様性国家戦略」をはじめ,施策対象各分野において,各種方針や計画の策定が行われている。 ・事業の実績及び成果等からは,今後,事業実施計画を策定する伊豆沼内沼環境保全対策事業を除く14事業において,「成果があった」「ある程度成果があった」としている。 ・以上を総合的に勘案すると,政策目的に対して,進捗状況は概ね順調である。
	<p>【政策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全再生の推進においては,複雑多様な連鎖・因果関係から成り立つ自然を対象とすることから,科学的知見とそれに基づくシナリオ(何をどう行えば,何がどう変わるか)の検討を充分に行い,事業着手後も,モニタリング結果を科学的に評価し,それを事業内容にフィードバックさせる順応的な方法により実施していくとともに,生態系の回復には長期間が必要であることも十分に認識しながら事業を進める必要がある。 ・野生生物の保護管理の推進においては,農林業被害・生活環境被害拡大への早急な対応が必要となっており,救護体制面では,都市部を中心に救護要請が増加傾向にあり,休日の救護体制やボランティアの経費負担の増大などが課題となっている。さらには,鳥インフルエンザの発生が懸念される中,感染症対策の充実なども求められている。 ・自然環境の賢明な利用の推進においては,農業農村を活用した環境教育面で,活動主体と行政機関の意思統一が図られていない場合がある。また,地域リーダーを育成し,行政主導からの脱却を図る必要がある。 ・みどり空間の保全・創出においては,森林の適正な保全面では,従前よりも計画的な間伐事業推進が必要であり,松くい虫被害対策面では,新たな防除技術開発による被害終息は困難なことから,沈静化を図る施策を継続する必要がある。 また,みどり空間の創出の面では,県民や企業と協働した森づくりを県内各地で広く実施することが課題であり,今後,地方振興事務所や森林組合等と連携し,より広範囲な情報を集積し,企業等の多様なニーズにも応えていく必要がある。 ・健全な水環境の推進においては,水利権・漁業権等との調整が難しく,国や市町村など関係団体との調整も必要となる。 	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
3	<p>・課題として、記載しているのは自然環境の保全のための施策などが多い。しかし、これらについては、目標指標等でも達成度Aであり、ここではあまり問題ないと思われる。それよりも、水質の改善が急務と思われるが、それらについての記載がほとんど無い。これらの課題について、もっと記載する必要がある。</p> <p>・例えば、松くい虫防除に関しては20年前の数値に戻すために10年かけるとしているが、その根拠が理解しにくい。松くい虫防除は抜倒駆除、薬剤散布、薬剤樹幹注入などで毎年5億7千万円弱の予算が使われ、減らすことができないとの報告である。有効性のみでなく効率性を示すためにも、過去の長期の推移データをも出した上で今後の気候変動予測も加味し、さらに防除実績から目標値が妥当であることを示すことが大切であろう。</p> <p>ほかの事業も含め、設定目標に達したから政策は順調と必ずしも評価できない一因である。総括で14事業において「成果があった」、「ある程度成果あった」として安易に「概ね順調」に結びつけるわけにはいかない。</p>	<p>・当政策、施策は、多くの対象分野から構成されているため、課題についても、全体バランス上、各分野の最優先課題を1つずつ抽出記載している。</p> <p>しかし、県民意識調査結果では、優先すべき項目として、「大気汚染や水質汚濁などの改善に向けた公害に対する調査研究・技術開発」が最も多かったことから、これを【政策を推進する上での課題等】の欄に加える。</p> <p>・目標値は、被害が拡大しないとされるヘクタール当たりの被害量を基に現実的な目標値として設定している。今後の気候変動の予測を加味し目標値を設定するには、本県松くい虫被害地の気候変動がどうなるか、さらに気候変動と松くい虫被害の関係など、複雑な要素を解析する必要があり、現実的には難しいと考える。</p> <p>また、当政策、施策は、多くの対象分野から構成されているため、総括評価においても、全体傾向から判断しており、目標達成度以外の要素も含めた上で、15事業中、14事業において成果があったと評価していることから、全体としては、概ね順調と判断できる。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p>

施策体系	評価原案		
政策番号12:豊かな自然環境, 生活環境の保全			
<p>施策番号29:豊かな自然環境, 生活環境の保全</p> <p>(施策の概要) 県内の豊かで多様な自然環境を積極的に保全し, 将来の世代に健全な姿で引き継いでいくことや, きれいな空気や水, 土壌など, 県民が健康で安心して暮らすことのできる生活環境の保全を目指します。また, その取組に向けて, 地域の人材育成や体制整備を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 73.0% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 41.6%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合 A ・協働推進組織が主体となって地域の農村環境保全等の活動を実施した組織数 A ・松くい虫被害による枯損木量 A ・閉鎖性水域の水質(COD)伊豆沼 B ・閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・甲 C ・閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・乙 C ・閉鎖性水域の水質(COD)松島湾・丙 C</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標については, 全7指標中, 閉鎖性水域の水質3指標がCだが, これらは, 県内の限られた区域(松島湾)における指標であり, これら以外の指標はA又はBであることから, 全体として目標は達成されていると言える。 ・県民意識調査からは, 重視度について「重視」の割合が73%と比較的高いにもかかわらず, 満足度については50%以下(41.6%)であり, 重視度と満足度の乖離が約30ポイントと大きいことから, 全体として, 県民には自然環境, 生活環境の豊かさがあまり実感されていない。 ・社会経済情勢等からは, 「第三次生物多様性国家戦略」をはじめ, 施策対象各分野において, 各種方針や計画の策定が行われている。 ・事業の実績及び成果等からは, 今後, 事業実施計画を策定する伊豆沼内沼環境保全対策事業を除く14事業において, 「成果があった」「ある程度成果があった」としている。 ・以上を総合的に勘案すると, 施策目的に対して, 進捗状況は概ね順調である。 	
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <p>事業の分析結果からは, 各事業とも, 必要性・有効性・効率性において特に問題はなく, 事業構成を大幅に見直す必要性は乏しい。 しかし, 県民意識調査結果では, 優先すべき項目として, 「大気汚染や水質汚濁などの改善に向けた公害に対する調査研究・技術開発」が最も多く, 環境改善対策の実効性をより高めるためにも, 基礎となる研究開発に関する事業にも力を入れる必要がある。</p>	
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <p>自然環境の保全再生の推進においては, 複雑多様な連鎖・因果関係から成り立つ自然を対象とすることから, 科学的知見とそれに基づくシナリオ(何をどう行えば, 何がどう変わるか)の検討を充分に行い, 事業着手後も, モニタリング結果を科学的に評価し, それを事業内容にフィードバックさせる順応的な方法により実施していくとともに, 生態系の回復には長期間が必要であることを十分に認識しながら事業を進める必要がある。</p> <p>野生生物の保護管理の推進においては, 農林業被害・生活環境被害拡大への早急な対応が必要となっており, 救護体制面では, 都市部を中心に救護要請が増加傾向にあり, 休日の救護体制やボランティアの経費負担の増大などが課題となっている。さらには, 鳥インフルエンザの発生が懸念される中, 感染症対策の充実なども求められている。</p> <p>自然環境の賢明な活用の推進においては, 農業農村を活用した環境教育面で, 活動主体と行政機関の意思統一が図られていない場合がある。また, 地域リーダーを育成し, 行政主導からの脱却を図る必要がある。</p> <p>みどり空間の保全・創出においては, 森林の適正な保全面では, 従前よりも計画的な間伐事業推進が必要であり, 松くい虫被害対策面では, 新たな防除技術開発による被害終息は困難なことから, 沈静化を図る施策を継続する必要がある。</p> <p>また, みどり空間の創出の面では, 県民や企業と協働した森づくりを県内各地で広く実施することが課題であり, 今後, 地方振興事務所や森林組合等と連携し, より広範囲な情報を集積し, 企業等の多様なニーズにも応えていく必要がある。</p> <p>健全な水環境の推進においては, 水利権・漁業権等との調整が難しく, 国や市町村など関係団体との調整も必要となる。</p>	
	<p>【次年度の対応方針】</p>	<p>自然環境の保全再生の推進においては, 今後事業計画を具体検討する伊豆沼・内沼では, 生物, 水質等に関する科学的知見の収集と再生シナリオの検討を充分に行い, 既に事業着手している蒲生干潟では, モニタリングを充分に実施する。また, 既に保全手法が確立している栗駒・金華山島では, 予算規模の範囲内で着実に事業を進めていく。</p> <p>野生生物の保護管理の推進においては, ニホンジカ及びイノシシについて, 次年度中に特定鳥獣保護管理計画を策定するとともに, 救護面では, 平成19年3月に策定した「宮城県傷病野生鳥獣救護ガイドライン」で定めた関係機関の役割に沿って, 運営体制整備, 施設整備, 各種研修, 普及啓発等に係る取組を実施する。</p> <p>自然環境の賢明な活用の推進においては, 農業農村を活用して自立した環境教育活動を展開している事例を研究しながら, 活動主体と行政機関等の意思統一を進めるほか, 地域リーダーを育成するための研修を行い, 効果的な事業推進を図る。</p> <p>みどり空間の保全・創出においては, 森林の適正な保全面では, 森林の施業履歴等に基づき, 間伐が必要となっている森林所有者に対し, 関係機関と連携し普及啓発を強化し, 松くい虫被害対策面では, 第3次松くい虫被害対策事業推進計画に即した事業を継続実施する。</p> <p>また, みどり空間の創出の面では, 企業や団体等の活動ニーズに即応できるよう, 林業関係団体や市町村とも連携し, 放棄された里山林等の情報を収集する体制を確立する。</p> <p>健全な水環境の推進においては, 環境保全の重要性の理解を求めながら, 引き続き, 水利権・漁業権等との調整, 国や市町村など関係団体との調整を進めて行く。</p>	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
3	<p>・目標指標では、達成度Cが3つもあるのに、これら以外の水質が良好なので、概ね順調としているが、これらの目標に対して対策が不十分である。(COD削減のために、アカモクの養殖を実施している。しかし、これは富栄養化防止には効果があるが、CODの削減にはあまり効果がない。)そのため、松島湾の水質浄化についても、県の自己評価には課題があると判断される。また、伊豆沼・内沼での水質浄化にしても迫川からの清水の導入も現在までの実験の成果などの具体的な評価が無いのにもかかわらず、これからデータを取りながら浄化対策を行うとしているが、事前調査の不備さが認められる。もっと、しっかりとした計画の上に行くことが必要ではないか。</p> <p>・目標指標等では閉鎖水域の水質改善が進んでいない。指標としては松島湾、伊豆沼の水質が上げられるのは適切であろう。ただし、松島湾に関しては丙のみを指標としても問題はないのではないかと。アカモクによる水浄化事業が3指標があるから事業費も3分割というのは必要ないと考えられる。</p> <p>・伊豆沼の水質が悪化しなかったからとはいえ、達成度Bについては現状値は目標値にははるかに遠く疑問が残る。</p> <p>・また、生態系保全のシンボリック指標として指定地域の県土面積に占める割合が出されているが、すでに目標値としては頭打ち限界状況まで来て毎年度達成度がAとなる状況では、施策の成果指標とは言えないのではないかと。</p> <p>・例えば、松くい虫防除に関しては、有効性のみでなく効率性を示すためにも、事業分析シートに対象地域面積、対象樹木本数または容積、あるいは単位当たりの単価など、予算の効率性を理解するために必要な情報を記述してほしい。他の事業も含め、お願いしたい事項である。</p> <p>・施策推進上の課題、次年度対応方針それぞれの項目での現状認識は適切であると思われる。しかしながら、事業構成は現在そのままするのはいかがなものだろうか。県民意識調査でも重視度は高く、満足度に対しては「わからない」との回答者が35%を占める。全体として、緑・水環境が戻ってきているというデータを実感として県民に知らせる工夫が必要とされている。それに沿った事業展開が「課題と対応」にあってもよかったと考えられる。</p> <p>・また、事業の効率性を考えると、例えば、事業11と12は松くい虫被害等対策事業として連携一体化、事業10,14,15に見ても、整備した水資源や森林・里山環境を県民に見てもらい、税金の有効活用を認知してもらうための事業として連携展開するなど今後検討されている。</p> <p>さらに、「指定地域の県土面積に占める割合」は表記はしても施策の目標指標等とはせず、位置づけを変えることも必要ではないかと。例えば、生態系保全のための植生、天然林、優れた自然環境などを変更する(許可や届出の必要な)行為や変更された面積などを実質的指標(「指定地域の県土面積に占める割合」併記)とする可能性、あるいはその他の指標を、状況の変化達成進度に合わせて見直し検討が必要ではなからうかと。全体として、緑、水環境が戻ってきているというデータをわかる形で県民に提示するさらなる工夫を期待する。</p>	<p>・県関係部局で実施する「松島湾リフレッシュ事業」については、ハード事業による浚渫・覆砂などによる水質浄化対策の大半を終了した状況にある。一方、アカモクを活用した水質浄化は、低予算で、富栄養化による水質汚濁について自然浄化能力を活用することを目的に実施しており、窒素・リンを含めた総合的な水質改善を目指している。また、これまでの事業展開により、松島湾のCODは横ばいの状況であることから、一定の評価を行なったものである。</p> <p>伊豆沼・内沼の水質浄化については、昨年度に「水質基礎調査」を実施するとともに、導水によるシミュレーションモデルを構築している。今年度は、試験導水を行い、構築した導水モデルの効果を検証・評価することとしている。</p> <p>・公共用水域における松島湾甲、乙、丙水域の環境基準は、各海域の利水目的により類型区分されていることから、それに準じた目標指標等としている。</p> <p>・COD値が過去3年連続で前年比で微減となっていることからBとしたもの。今後、自然再生事業に合わせて水質保全対策を推進することにより、目標値に近づけていく。</p> <p>・社会経済活動の拡大に伴う指定地域面積縮小への圧力は常に存在することから、保全・保護という政策・施策目的に照らしても、現状の面積(割合)を保つことには十分な意義があり、特に、自然公園の都道府県土面積割合では、本県は全国第9位、自然環境保全地域では第4位と、全国的に見て高い水準にあることから、現状面積維持を目標とすることは妥当と考える。</p> <p>・松くい虫防除等の単価は複雑な構成となっており、今後、表現方法等を検討する。</p> <p>他の事業についても、事業費に対する分母として、効率性を適切に示し得るものについては、できるだけ記載することとしたいが、様式上、「活動指標」は1事業につき1つとされている。</p> <p>・構成事業には、その効果発現のために、ある程度の期間を要するものも多いことから、施策推進上、現在の事業構成を大きく変更する必要性は乏しいと考える。</p> <p>なお、豊かな自然環境・生活環境に関する県民の実感向上については、各事業において、データや数値を通じた県民へのPRも含め、それぞれの事業執行において工夫していくこととする。</p> <p>・事業11と12の連携一体化については、今後検討する。</p> <p>事業10,14,15の連携展開については、事業14は、県内5流域の水循環計画を総合的に策定するものであり、策定には、事業10,15実施機関(自然保護課・森林整備課)も参画しており、引き続き連携を図っていく。</p> <p>また、自然公園や自然環境保全区域内での許可・届出行為の面積を指標とすることについては、それら行為(面積)をゼロにすることが、必ずしも法や政策・施策の目的ではないことから、目標指標等としては不適当と考える。</p> <p>しかし、指定地域内の保全状況を示す一つのデータではあることから、何らかの形で参考的に併記することは検討したい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね順調(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在のまま継続(原案のとおり)

■施策29(豊かな自然環境, 生活環境の保全)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	国定公園保全 対策事業	環境生活部・自然 保護課	7,927	国定公園の中でも,原生的な自然 が残るなど,特に自然景観を維持 する必要がある「特別保護地区」に おいて保全対策を実施し,優れた 自然景観の保全修復等を図りま す。	・南三陸金華山国定公園金華山島特別保護 地区における防鹿柵設置(囲い込み面積 11,452㎡) ・栗駒国定公園特別保護地区におけるフン 窠階段工1基,丸太階段工3基設置
2	伊豆沼・内沼環 境保全対策事 業	環境生活部・自然 保護課	18,707	平成5年に策定した伊豆沼・内沼 環境保全対策基本計画に基づき, 総合的な保全対策を行ってきた が,水質の未改善,水鳥の飛来種 の減少,水生植物群落の変化等, 新たな問題が生じているため,自 然再生推進法に則った自然再生 事業として,多様な生物が生息す る伊豆沼・内沼への再生を図りま す。	・自然再生事業準備委員会の開催(2回) ・伊豆沼・内沼地形測量調査及び水質改善 基礎調査の実施
3	蒲生干潟自然 再生推進事業	環境生活部・自然 保護課	18,681	国際的な野鳥の渡りの中継地であ り,繁殖地として多様な生物,貴重 な生態系が存在する蒲生干潟で は,近年,シギ類・チドリ類などの野 鳥の渡来数が減少し,自然環境の 悪化が懸念されていることから,自 然再生推進法に則った自然再生 事業として,多様な生物が生息す る自然環境への再生を図ります。	・自然再生協議会の開催(2回) ・同自然再生施設検討部会の開催(2回) ・干潟砂浜修復実施計画の策定
4	野生鳥獣保護 管理事業	環境生活部・自然 保護課	14,700	県内において,その個体数が著し く増加又は減少している野生鳥獣 について,特定鳥獣保護管理計 画等を策定し,長期的観点から当 該鳥獣の保護管理を行い,人との 軋轢の低減並びに個体群の安定 的な維持及び保護を図ります。ま た,自然保護思想の普及啓発を図 るとともに,希少野生動植物の保 護及び生息環境の保全を行い,生 物多様性の確保に努めます。	・特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 (1回),同ニホンザル部会(1回)の開催 ・ニホンザル保護管理事業の実施 ・ツキノワグマモニタリング調査の実施 ・イノシシ生息状況調査の実施及び保護管 理検討会の開催(3回) ・ニホンジカ生息状況調査の実施及び保護 管理検討会の開催(3回) ・ガンカモ科鳥類生息調査の実施(3回) ・愛鳥週間ポスター原画コンクールの実施, 愛鳥モデル推進校6校の活動支援 ・(社)宮城県猟友会が行う有害鳥獣駆除事 業等に対する事業費の補助(500万円) ・自然環境保全情報ネットワーク整備検討会 の開催(3回) ・レットデータブック改訂検討会の開催(2回)
5-1	傷病野生鳥獣 救護推進事業	環境生活部・自然 保護課	1,909	県民などからの通報を受け,保護 した傷病野生鳥獣を県が依頼した 救護機関(動物病院等)で治療・ 看護し,また,県が委嘱したボラン ティア(アニマルレスキュー隊)が 一時飼養し,野生復帰させます。 関係機関・団体等の適切な連携・ 役割分担による,効果的で機動的 な傷病野生鳥獣救護システムを確 立し,救護活動等を通じ人と野生 鳥獣の適切な関わり方等鳥獣保 護思想の普及・定着を図ります。	・傷病野生鳥獣の救護(763件) ・救護機関への依頼(262件) ・ボランティアへの依頼(99件) ・傷病野生鳥獣救護活動研修会の開催(ボ ランティア向け1回,市町村職員向け1回) ・宮城県傷病鳥獣救護情報連絡会の開催(1 回)

番号	事業名	担当部局・ 課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
5-2	傷病野生鳥獣 フォスター・ペア レント事業	環境生活部・自然 保護課	非予算的手法	餌となる食材の無償提供を県民 (個人、事業所及び学校等)に対し て呼びかけ、傷病野生鳥獣の一時 飼養を行うボランティア(アニマル レスキュー隊)の負担の軽減を図り ます。	・食材(牛乳、野菜、果物など)の提供(3件)
6	田んぼの楽校 協働推進体制 整備支援事業	農林水産部・農村 振興課	426	魅力ある農村空間の保全と創造に 向けて、小学校や地域と連携して 「田んぼの学校」や「親子移動教室 等体験学習」を通じた農業・農村 の役割や、農村地域における環境 の教育を、地域が主体となって展 開するための仕組みづくりを行いま す。	・田んぼの学校等の実施や体制整備に当 たつての指導・助言(9組織対象) ・啓蒙普及資料作成(田んぼの生きもの下敷 き、田んぼの楽校等事例集作成) ・環境教育研修会開催(2回開催)
7	みやぎの田園環 境教育支援事 業	農林水産部・農村 振興課、農村整 備課	非予算的手法	農業・農村の持つ魅力などについ て県民の理解を深めるため、田ん ぼの学校などの小学校での体験 学習への講師派遣を実施する等、 農村環境教育や地域住民等との 交流を推進します。	・農村環境を紹介する写真展の開催(3回開 催) ・「田んぼの学校」等体験学習への講師の派 遣(36回開催) ・都市住民を対象とした親子移動体験教室 の開催(2回開催) ・農村環境教育支援小学校等 22団体
8	水土里の路 ウォーキング支 援事業	農林水産部・農村 振興課	非予算的手法	農業・農村の役割や効果について 幅広く県民に理解してもらうため、 農業水利施設を中心とした散策 コースや、農村地域に伝わる郷土 食づくりや農作業体験等を組み込 んだ体験コース等の企画立案や マップの作成を行い、地域が主体 となった協働活動の支援を行います。 す。	・ウォーキングコースの企画、立案、設定 ・ウォーキングマップの作成(6コース) ・水土里の路ウォーキングの実施(3回実施)
9	森林環境共生 育成事業	環境生活部・自然 保護課	2,875	宮城県の自然や森林について、平 易に解説できる森林の案内人とし て、森林を利用した野外活動の指 導や森林の整備・育成を通じて森 林・林業の普及活動を行う人材を 育成する。また、県民に対し、自然 環境への興味を一層もってもらた ために、自然体験、観察、森林の育 成体験を通じ、自然環境の保全や 森林・林業について正しい知識を 伝えるとともに、受講者から地域 の森林、自然環境の異変等の情報 提供してもらえらる人材を育成しま す。	・宮城県森林インストラクター養成講座の開 催(18日間開催、31人受講) ・みやぎ自然環境サポーター養成講座の開 催(7回開催、187人受講)
10-1	みんなでやれ るつちや・宮城 のみどりづくり 事業	環境生活部・自然 保護課	非予算的手法	2005年にプロ野球球団が本県の 地に誕生したのを契機に、地域に 密着した野球文化及びみどりの文 化の末長い隆盛を願い、県内各地 にバットの原木となるアオダモを主 とした広葉樹の森づくりを地域住 民との協働により行います。	・みやぎバットの森植樹祭の開催(石巻管 内、約300人出席、広葉樹550本植栽)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
10-2	みやぎの里山林協働再生支援事業	環境生活部・自然保護課	非予算的手法	近年、企業の社会的責任(CSR)活動を希望する企業、団体等に対し、緑化や森林整備活動が行えるフィールドとして、県が里山林を企業・団体等に幹旋し、多様な主体による里山林の整備推進を図ります。	・里山林のあつせん、支援(1件、7.80ha、県民等約150人参加)
11	リアスの森保全対策事業	農林水産部・森林整備課	3,623	松くい虫被害を受けて、相当年数経過した枯損木を除去し、自然公園など海岸線の美しい景観の創出と倒木等による沿岸漁業施設等への被害防止を図ります。	・枯損木の除去(364m ³)
12	松くい虫被害対策事業	農林水産部・森林整備課	112,623	沿岸地域において、潮害、飛砂、風害、高潮などの防災目的で藩政時代から造成されている海岸林や松島等の景観を構成する松林、または森林公園等で地域住民に親しまれている松林を松くい虫による枯損の被害から守り、保全します。	・薬剤による松林の保全(被害の予防)及び被害木駆除(16,375m ³) ・被害量の減少(対前年比10%減)
13-1	閉鎖性水域の水質保全事業(伊豆沼・内沼)	環境生活部・環境対策課	5,730	伊豆沼では、平成5年に策定した「伊豆沼・内沼環境保全事業」に基づき水質保全事業を推進してきているが、環境基準(B類型5mg/l)は達成できていない。このような中、自然再生法に基づく多様な生態系の回復を目指した「伊豆沼・内沼自然再生事業」が平成19年1月に採択されたことから、この事業の一環として水質改善事業を推進します。	伊豆沼・内沼水質改善対策基礎調査の実施(1回) ・目標値COD5.0mg/lは満足しないものの、流動・水質・濁りのシミュレーション等から各種対策の効果の確認、評価実施
13-2	閉鎖性水域の水質保全事業(松島湾(甲))	環境生活部・環境対策課	14,869	富栄養化している閉鎖性水域の水質を浄化するために、海藻(アカモク)を活用し、窒素やリンなどの栄養塩類を吸収させて、水質の改善を図る。また、多様な生態系の保全にも資するものです。	・松島湾(甲)における水質浄化のための人工藻場の設置(アカモク、144m ²) ・目標値COD3.0mg/lは満足しないものの、海藻(アカモク)の順調な生育及びヨコエビ、小魚等の生物相の定着を確認
13-3	閉鎖性水域の水質保全事業(松島湾(乙))	環境生活部・環境対策課		富栄養化している閉鎖性水域の水質を浄化するために、海藻(アカモク)を活用し、窒素やリンなどの栄養塩類を吸収させて水質の改善を図る。また、多様な生態系の保全にも資するものです。	・松島湾(乙)における水質浄化のための人工藻場の設置(アカモク、144m ²) ・目標値COD2.0mg/lは満足しないものの、海藻(アカモク)の順調な生育及びヨコエビ、小魚等の生物相の定着を確認
13-4	閉鎖性水域の水質保全事業(松島湾(丙))	環境生活部・環境対策課		富栄養化している閉鎖性水域の水質を浄化するために、海藻(アカモク)を活用し、窒素やリンなどの栄養塩類を吸収させて水質の改善を図る。また、多様な生態系の保全にも資するものです。	・松島湾(丙)における水質浄化のための人工藻場の設置(アカモク、144m ²) ・目標値COD2.0mg/lは満足しないものの、海藻(アカモク)の順調な生育及びヨコエビ、小魚等の生物相の定着を確認

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
14	豊かなみやぎの水循環創造事業	環境生活部・環境対策課	7,835	計画的な用水の活用による水循環の負荷の低減、豊富な生物が生息できる環境の確保及び人間の社会生活の営みに不可欠な代替性のない資源である水の持続的な確保を図るため、「ふるさと宮城の水循環保全条例」第7条に規定する「水循環保全基本計画」及び第12条に規定する「流域水循環計画」を策定し、計画的な水循環創造事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳴瀬川流域水循環計画」策定着手、現状把握及び目標設定のための調査実施 ・庁内関係課及び関係市町村・国の機関を対象とした会議の開催 ・NPO法人や民間企業等との連携による、策定会議を通じた住民参加型の計画策定
15	森林育成事業(再掲)	農林水産部・森林整備課	766,753	水源のかん養や県土の保全、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源など、森林のもつ様々な働きを高度に、かつ、持続的に発揮させるため、健全な森林の育成を目指します。	森林の健全育成のための間伐等の実施(間伐4,083ha, 造林234ha, 枝打ち256ha, 作業道99,680m)

施策体系	評価原案	
<p>政策番号13:住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成</p> <p>(政策の概要) 昭和40年代以降、大幅に投資拡大を図り整備してきた社会資本は、今後維持更新の時期を迎えます。厳しい財政状況、人口減少が見込まれる中で、これまでの「新規の建設・整備を中心とした方向」から「維持管理を重視し、既存施設の保全と有効活用を図る方向」へと政策の重心を移し、長期的な視点に立った社会資本の整備を推進します。 また、道路や河川堤防など、地域に根ざした身近な社会資本の整備、維持管理にあたっては、住民と行政が連携し、地域と一体で取り組む体制づくりを推進します。 さらに、都市や農山漁村においては、住民と協働のもとで、地域の自然、歴史、文化等や人々の生活、経済活動、さらには農地や森林が持つ水土保全機能など、多様な要素を生かした景観の保全と整備を促進するとともに、美しい景観を生かした地域づくりを推進します。</p>	<p>政策の成果 (進捗状況)</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p>
	<p>政策評価（総括）</p> <p>概ね順調</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の社会資本整備や良好な景観の形成に向けて1つの施策で取り組んだ。 ・アドプトプログラム認定団体数や中山間地や農地の保全活動に参加する団体数は着実に増加し、住民の社会資本整備に対する関心は高まっていると考えられ、住民参加型の社会資本整備は順調に推移している。 ・集落の協定に基づく農業生産資源や環境資源の保全向上活動が、着実に実施されている。 ・景観行政団体が0団体であり、今後も市町村に対する支援を継続する必要がある。 ・以上のことから、住民参加型の社会資本整備や良好な景観の形成は、概ね順調に推移していると考えられる。
<p>【政策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン・ツーリズムや他事業との連携を図るため、農村振興施策検討委員会等で検討するとともに、一般県民への事業PRに努め、非農家の参画を促す必要がある。 ・景観に対する市町村、県民の意識醸成は十分とは言えないことから、「新・宮城県景観形成指針」に基づき、各種事業を効率的かつ効果的に実施していく必要がある。 		

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
3	<p>・社会資本整備と景観形成をセットとした政策目的が不明であり、仮に、施策の進捗状況を見ても、社会資本の維持管理について参加団体の数が増加傾向にあるが、良好な景観形成の評価指標である景観行政団体の実績が0であり、概ね順調に推移しているとは言いがたい。</p> <p>・住民参加型の社会資本整備を維持管理面で強調しているが、今後とも進む新しい社会資本形成の参加プロセスや既に形成された社会資本の有効活用に向けた方策について触れておらず、また、良好な景観形成についても、次の世代に引き継ぐみやぎの資産である大きなテーマにもかかわらず、その取り組みの姿勢、範囲が狭すぎる。</p> <p>・政策の目的と施策構成の整理が不十分なため、課題として取り上げている農村振興施策検討委員会の検討、非農家の参画、新・宮城県景観形成指針等が政策目的にどのようリンクするのか、課題の取りまとめも場当たり的である。</p> <p>・「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」という目標自体は適切である。しかし自己評価の具体的な根拠は、社会資本の美化・清掃等の自助団体数であり、社会資本整備への合意形成や良好な景観形成とは殆ど無関係である。従って「概ね順調」という評価には同意できない。政策目的を再確認、再整理し、これに向けた施策構成を再考する必要がある。</p> <p>・農村振興施策としてのグリーン・ツーリズムというのは、宮城県における農業の重要性を勘案するとしても、社会資本整備への住民参画という政策課題としては傍系に過ぎないと考えられる。圃場整備や農免道路といった、農業系の社会資本整備に対する、費用対効果の観点からの評価も必要であろう。景観に関しては、自治体レベルでも建築協定や地区計画による制限などが実施されている。単なる行政団体数ではなく、具体的な実践を評価する指標等に変えるべきであろう。</p>	<p>・社会資本整備や景観の保全への住民参画の推進や景観と調和した社会資本整備の推進を課題として捉え、今後10年間に注力すべき政策分野として掲げた。</p> <p>景観行政団体については、19年度中の実績はなかったものの、19年度の実績により20年4月1日に登米市が県内初の景観行政団体に移行(県、仙台市を除く)となったところであり、アドプトプログラム認定団体数及び中山間地や農地の保全活動に参加する団体数は、目標を上回っており、概ね順調と考える。</p> <p>・厳しい財政状況、人口減少が見込まれる中、これまでの「新規の建設・整備を中心とした方向」から「維持管理を重視し、既存施設の保全(長寿命化)と有効活用を図る方向」へと政策の重心を移し、長期的な視点に立った社会資本整備を推進する。社会資本の形成過程においては、志田橋整備での計画初期段階から住民参画によるPI(パブリック・インボルブメント)を実施中であり、また地域住民と一緒に課題解決を模索する住民協働(コラボ)事業でも住民との合意形成を図りながら整備を進めるなど、住民が参加する機会を積極的に設けている。</p> <p>新・宮城県景観形成指針は、より良い景観を形づくっていくための施策、理念を取りまとめたものであり、良好な景観形成に向けた公共施設整備・管理や住民・事業者・行政が一体となった取組等が位置づけられていることから、これらの内容を踏まえた課題等の整理を行う。</p> <p>・農村振興施策検討委員会は、単なる社会資本の保全活動ではなく、農山漁村の美しい景観・自然環境等の価値の認識や都市住民との交流の活発化についても同時に推進されるよう、農村地域のソーシャルキャピタル(農村地域における、農家と非農家との信頼の伴った社会的なつながり、豊かな人間関係)の醸成に向けた活発な議論がされていることから、今後の事業推進においても積極的に活用していく。</p> <p>新・宮城県景観形成指針は、より良い景観を形づくっていくための施策、理念を取りまとめたものであり、良好な景観形成に向けた公共施設整備・管理や住民・事業者・行政が一体となった取組等が位置づけられていることから、これらの内容を踏まえた課題等の整理を行う。</p> <p>・住民参加型の社会資本整備については、「アドプトプログラム認定団体数」を掲げ、社会資本の維持管理への住民参画の状況を示している。社会資本の形成過程においては、志田橋整備での計画初期段階から住民参画によるPI(パブリック・インボルブメント)を実施中であり、また地域住民と一緒に課題解決を模索する住民協働(コラボ)事業でも住民との合意形成を図りながら整備を進めるなど、住民が参加する機会を積極的に設けている。</p> <p>また、中山間地や農地の保全活動に参加する団体は、集落等の合意形成を図った上で市町村との協定を結び、協定で取り決めた農業生産に係る社会資本の保全活動や景観形成活動を着実に実施していることから、今後も、その団体数を目標指標としていく。</p> <p>以上の点から、政策の成果としては概ね順調と考える。</p> <p>・グリーン・ツーリズムは、都市住民の農業農村の大切さに対する理解の醸成や、地域保全活動のモチベーション向上のために有効な施策であるものの、本施策についての直接的な関わりが希薄であり、今後、政策を推進する上での課題等を見直す方向で検討する。</p> <p>なお、農業系に関わらず県の社会資本整備については、政策・施策評価と同様に「行政活動の評価に関する条例」に基づいて大規模事業評価、公共事業再評価、事業箇所評価を実施している。</p> <p>景観の指標については、景観に関する取組が平成19年度に始まった段階であることから、取組手法・内容の見直しの中で、成果をより適切に反映する指標となりうるデータの把握に努める。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p>

施策体系	評価原案		
政策番号13:住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成			
<p>施策番号30:住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成</p> <p>(施策の概要) 道路や河川などの身近な社会資本について、住民と協働し、地域と一体になった整備と維持管理体制を構築するとともに、長期的視点に立った社会資本の整備を目指します。また、農山漁村が持つ豊かな自然環境の維持保全活動や、良好な景観づくりへの支援を行うなど、住民との協働による美しい地域づくりを目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 60.0% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 31.7%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・アドプトプログラム認定団体数 A ※アドプトプログラム:アドプトとは「養子縁組」をするという意味で、地域の人々が道路や河川などの公共スペースを我が子のように面倒を見ることから命名。住民と行政とが役割分担の下で、継続的に清掃・美化活動を進めるもの</p> <p>・中山間地や農地の保全活動に参加する団体数 A ・景観行政団体数(市町村) B</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <p>(目標指標等) ・「アドプトプログラム認定団体数」は、目標値を上回っており順調に推移している。 ・「中山間地や農地の保全活動に参加する団体数」は、既に平成21年目標値を上回ることができた。 ・「景観行政団体数」は、H19年度の実績はなかったが、今後の継続的な事業実施により目標値の達成を目指す。 (県民意識調査結果) ・重視度が60.0%と重要でないとする割合18.0%を上回っており、県民は本施策を必要と感じていると判断できる。また満足度は31.7%となっており、今後も本施策を推進する必要がある。 (事業の実績及び成果) ・施策を構成する各事業は、施策を実現するため必要性は妥当又は概ね妥当であり、一定の成果があったと判断できる。 ・以上のことから、施策の進捗状況は概ね順調と判断する。</p>	
		<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <p>・施策の進捗状況は概ね順調である。また、事業分析結果から、各事業とも成果があり、現在のまま継続して実施することで、事業効果を発現させる。</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】 ・農村では、高齢化の進展や後継者不足等により、集落活動の減退が懸念されるとともに、農業者のみによる生産資源や環境資源の維持、保全が困難になってきているため、これら活動への非農家の参画促進が課題である。 ・全国的には景観法の制定など景観に対する意識の高まりはみられるものの、県内においては、市町村、県民ともまだ意識醸成が十分とは言えない。</p>	
		<p>【次年度の対応方針】 ・援農型グリーン・ツーリズムや他事業等との連携、二地域居住等による地域活性化も想定しながら、農村振興施策検討委員会等で検討するとともに、一般県民への事業PRに努め、非農家の参画を促す。 ・「新・宮城県景観指針」に基づき、県の景観行政に係る各種施策・事業を平成19年度の事業内容、成果の検証と併せて、継続的、効率的に実施していく。</p>	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
2	<p>・1政策に対し1施策であり、県の評価も政策評価と同様の内容で「概ね順調」としているが、住民参加型の社会資本整備や良好な景観形成に関する対象範囲が狭く、県が取り上げている事業の進捗だけで評価しがたい。</p> <p>・施策の成果を評価するには、政策と施策、事業体系を再整理することが不可欠である。政策、施策の目的が不明瞭な状況であり、「課題あり」とするのが適当である。</p> <p>・施策を推進する上での課題について、県の評価は政策評価の課題と同様の内容であり、課題として取り上げている農村振興施策検討委員会の検討、非農家の参画、新・宮城県景観形成指針等が政策目的にどのようにリンクするのかが不明である。</p> <p>・次年度の対応方針について、県の評価は、政策評価と同様の内容であり、政策、施策の目的を再確認、再整理し、これに向けた事業体系を再構築する必要がある。</p> <p>・通常「住民参画型の社会資本整備」と言えば、どのような施設をどこに作るか、という計画段階から住民が関与することを意味する。しかしここでは既存施設の維持・管理を住民に肩代わりさせ、県の財政負担を軽減することを主眼にしているように見える。また事業費の殆どを占める農業関係の補助事業は、社会資本整備との関連も希薄である。県民の意識向上という観点や、補助金交付については「概ね順調」かも知れぬが、道路や河川のゴミを拾うことは、良好な環境に寄与しても景観形成とは次元が異なる。指標としては、もっぱら自助団体数の類が採用されているが、公共事業に関する住民協議会数とか、公共建築物におけるデザインコンペ導入率とか、シンボルロード延長等、直接的に施策目的と関連する指標を検討すべきだろう。ここでの「課題有」は、事業構成が施策目的を反映していないことを反映している。</p> <p>・事業構成に係る自己評価は「現在のまま継続」であるが、施策目的に事業構成が適合していないという問題を無視し得ない。個別事業の意義を否定するものではないが、この施策に分類されるべきではない。農村の高齢化や後継者不足は重要な問題ではあるが、グリーンツーリズムはその抜本的な解決にはならず、またそれにより社会資本の整備に関する合意形成が図られるとは思えない。従って現在の事業構成に適合するように施策目的を変更するか、現在の施策目的に適合するように事業構成を見直すか、のいずれかが必要であると考ええる。</p>	<p>・宮城の将来ビジョン行動計画には、各年度の重点事業及び非予算的手法を個別取組として掲載している。今後も「住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成」に掲げた将来像の実現に向けて、選択と集中の観点から、県が優先的・重点的に取組む事業を取り上げていく。</p> <p>・本施策は、厳しい財政状況や今後人口減少が見込まれる中で、これまでの「新規建設・整備を中心とした方向」から「維持管理を重視し、既存施設の保全と有効活用を図る方向」へと政策の重心を移し、長期的視点に立った社会資本整備を推進すること、景観の保全と整備を促進するとともに、美しい景観を生かした地域づくりを推進すること、社会資本整備及び景観の保全については、住民協働のもと、地域と一体となり取り組む体制づくりを推進することを目的とし、その実現のために重点的に取り組むべきと考える事業で構成されている。平成19年度に実施した本施策を構成する事業の実績、目標指標等の状況から概ね順調と考える。</p> <p>・農村振興施策検討委員会は、単なる社会資本の保全活動ではなく、農山漁村の美しい景観・自然環境等の価値の認識や都市住民との交流の活発化についても同時に推進されるよう、農業地域のソーシャルキャピタル(農村地域における、農家と非農家との信頼の伴った社会的なつながり、豊かな人間関係)の醸成に向けた活発な議論がされていることから、今後の事業推進においても積極的に活用していく。新・宮城県景観形成指針は、より良い景観を形づくっていくための施策、理念を取りまとめたものであり、良好な景観形成に向けた公共施設整備・管理や住民・事業者・行政が一体となった取組等が位置づけられていることから、これらの内容を踏まえた課題等の整理を行う。</p> <p>・本施策は、政策に対して1つの施策で目的を実現しようとするものであり、施策の評価がそのまま政策の評価となる箇所もある。</p> <p>・「アドプトプログラム認定団体」については、社会資本の整備や管理に対する住民の理解を得るには、入り口として有効であると考ええる。社会資本の形成過程においては、志田橋整備での計画初期段階から住民参画によるPI(パブリック・インボルブメント)を実施中であり、また地域住民と一緒に課題解決を模索する住民協働(コラボ)事業でも住民との合意形成を図りながら整備を進めるなど、住民が参加する機会を積極的に設けている。また、農業関係の補助事業は、農業・農村が持つ多面的な機能を維持するために、農業生産に係る社会資本の保全活動を支援する事業である。指標については、御意見を踏まえて新たな指標の設定を検討する。</p> <p>・グリーン・ツーリズムは、本施策についての直接的な関わりが希薄であるため、今後、課題等を見直す方向で検討する。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね順調(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のまま継続(原案のとおり)

■施策30(住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	みやぎ農業水利ストックマネジメント推進事業	農林水産部・農村整備課	12,450	施設管理者と連携して農業水利施設の適時適切な機能診断を行うとともに、診断結果に基づく予防保全・更新整備計画を策定し、必要な対策(点検整備、補修、更新)を順次講じていくよう誘導します。併せて、施設の長寿化に向けた管理体制を整備するための指導・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業水利施設の機能診断(11箇所) ・関係機関と連携し実施した農業水利施設の簡易機能診断(102箇所) ・農業水利施設ストックマネジメント推進会議の開催(3回開催) ・標準耐用年数の1.5倍程度長寿化された施設(受益100ha以上の用排水機場対象)の割合(累計) 38%
2	みやぎ型ストックマネジメント推進事業	土木部・土木総務課	非予算的手法	社会情勢の変化や施設の老朽化等を睨みながら、長期的な視点に立った今後の社会資本整備計画を立案、住民の参画を得ながら良質な社会資本の構築を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な社会資本を将来に引き継ぐというみやぎ型ストックマネジメントの基本理念のもとでの「土木行政推進計画」の策定 ・「土木行政推進計画」の策定における、地域づくり懇談会やパブリックコメントの実施による、計画に対する県民意見の聴取
3-1	アドプトプログラム推進事業(みやぎスマイルロード・プログラム(道路))	土木部・道路課	非予算的手法	県管理道路において清掃活動や緑化活動に取り組むボランティア団体等を「スマイルサポーター」として認定し、民間と行政のパートナーシップの構築と住民参加のまちづくりを図り、あわせて道路愛護及び道路行政への関心の喚起を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・制度、活動のPRによる普及活動の実施(認定団体数140団体) ・スマイルサポーターによる美化活動等の実施(認定登録人数8,004人)
3-2	アドプトプログラム推進事業(みやぎスマイルリバー・プログラム(河川))	土木部・河川課	非予算的手法	県管理河川の200m以上(原則)の区間において、清掃や除草などの美化活動を定期的に行い、良好な河川環境づくりに積極的に取り組むボランティア団体を、「スマイルサポーター」として認定し、市町村と協力して支援を行います。県は、傷害保険の加入、認定書の交付及び活動表示板の設置を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・スマイルサポーターの認定(計17団体) ・傷害保険の加入、活動表示板の設置等の支援 ・スマイルサポーターによる美化活動等の実施(延べ6,805人参加)
3-3	アドプトプログラム推進事業(みやぎスマイルポート・プログラム(港湾))	土木部・港湾課	非予算的手法	ボランティア活動に意欲を持つ地域住民や企業等を「スマイルサポーター」として認定し、県が管理する港湾及び海岸の一定区域で、定期的に清掃や緑化作業等の美化活動及び除草を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・スマイルサポーターの認定(1団体増、累計5団体) ・スマイルサポーターによる美化活動等の実施(延べ807人参加)
3-4	アドプトプログラム推進事業(みやぎふれあいパークプログラム(公園))	土木部・都市計画課	非予算的手法	県立都市公園において、美化活動、緑化活動を通して良好な公園の環境づくりに取り組むボランティア団体を「ふれあいサポーター」として認定し、行政とのパートナーシップの構築と住民参加による美しい潤いのある地域づくりを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサポーターの認定(1団体増加) ・ふれあいサポーターによる県立都市公園内の美化、緑化活動の実施(14団体、延べ1,278人参加) ・ふれあいサポーター意見交換会の実施(1回)
4	雪みち計画推進事業	土木部・道路課	0	住民、市町村と連携した歩道除雪計画を策定し、冬期の安全な歩行空間を県管理道路だけでなく市町村道を含めたネットワークとして確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、市町村、道路管理者が連携した歩道除雪計画の策定(2市町村) ・スマイルロードプログラムの認定団体のうち歩道除雪を活動内容に含む団体数 140団体中18団体

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
5	宮城スマイルロードレポーター制度	土木部・道路課	非予算的手法	県管理道路の全区間を対象に、災害時を含め道路の異常箇所等の情報提供を行います。	・スマイルロードレポーターへの参加団体の掘り起こし及び既存認定団体への情報提供(認定団体数1団体)
6	中山間地域等直接支払交付金事業	農林水産部・農村振興課	216,237	傾斜地等条件不利地の農業生産活動等を通じて、耕作放棄地の発生防止を図り、農業・農村の多面的機能を確保します。また、地域資源の活用と立地条件を活かした集落協定に基づき、農業生産活動等を支援します。	・耕作放棄の防止等、集落協定対象農地の維持(集落協定対象面積2,185ha, 集落協定数253)
7	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業	農林水産部・農村振興課	320,854	県民の食料の生産基盤である農地・農業用水等の生産資源、農村が持つ豊かな自然環境や美しい景観などの環境資源を持続的に保全するため、農業者だけでなく地域住民が一体となった共同活動を支援します。	・生産資源や環境資源を保全向上する活動組織に対する支援(保全向上活動活動実施面積43,885ha, 保全活動に係る協定締結団体数517団体)
8	農業・農村県民意識実態調査基礎事業	農林水産部・農村振興課	非予算的手法	「みやぎ農業農村整備基本計画」の次期計画の策定に向けて、ゆとりややすらぎなどの農業・農村が持つ多面的機能に係る評価指標の検討のために行う農業・農村県民意識実態調査の基礎的な調査研究を実施します。	・県民意識基礎調査項目の検討 ・県民満足度調査 ・基礎的な調査研究を実施した地域 1地域
9	農村地域福祉連携型協働活動支援事業(再掲)	農林水産部・農村振興課	非予算的手法	農家と地域住民、障害者が協働により営農・援農活動を持続的に行う体制づくりをモデル的に整備するため、その協働活動の支援に向けて、農家、地域住民及び障害者のニーズ等の情報収集及び普及啓発を行い、活動の支援を行います。	・モデル支援を行う地域の選定に係る情報収集(2地域)
10	みやぎの景観形成事業	土木部・都市計画課	1,031	「ふるさとみやぎ」のより良い景観形成に向けて、市町村に対する働き掛け・支援のほか、景観に対する県民意識の醸成に向けて普及啓発を実施します。	・景観行政団体への移行に向けた市町村に対する訪問等の働き掛けの実施(5市町対象、景観行政に係る助言、指導の実施) ・景観シンポジウムの開催(約100人参加) ・みやぎ身近な景観百選の募集(第1期76件応募) ・みやぎ景観懇話会の開催(平成20年3月有識者から意見聴取)

施策体系	評価原案	
<p>政策番号14: 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり</p> <p>(政策の概要) 近い将来、発生が確実視されている宮城県沖地震をはじめとする大規模災害に備え、市町村や関係機関と連携しながら被害を最小限にする県土づくりに取り組みます。 地震、津波などに対しては観測体制を強化し、その情報を県民等に迅速に提供することにより被害の軽減を図ります。 また、早急に学校をはじめとする公共施設の耐震化について取り組むとともに、住宅等についても耐震化を促進します。 津波に対しては、水門等の施設整備などを順次進めていきます。同時に、住民や観光客等が速やかに避難できるような広報・避難誘導態勢を整備するなど、ソフト対策も進め、総合的な津波対策を推進します。 一方、洪水及び土砂災害に対しては、県民への防災情報をより迅速かつ的確に提供するなどのソフト対策と合わせ、自力での避難が困難な災害時要援護者の入居施設や二次被害の防止を目的とした避難所、避難経路など、より効果的な施設整備を計画的に進めます。 また、災害に対しては県民一人ひとりの防災意識の向上が特に重要であるため、平常時からのきめ細かな情報提供を行うとともに、企業に対するBCP(緊急時企業存続事業計画)策定の啓発及び県民への防災教育の普及促進を図ります。 災害発生時の対応は、行政だけでは限界があり、地域住民との連携が必要です。このため、住民による自主防災活動と、企業による地域防災活動を促進するほか、これらの活動のリーダーとなる人材育成を行うなど体制整備を推進します。 さらに、地域の中で災害時要援護者の安全が確保されるよう、避難体制や避難所の環境整備などについて、市町村や関係機関との連携を強化するとともに、自主防災組織への情報提供を図ります。 加えて、被災後の県民の不安を軽減するため、正確な情報提供体制の整備を図るとともに、適切な被災者救済を行います。</p>	<p>政策の成果(進捗状況)</p> <p>政策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由・各施策の成果の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくりに向けて、3つの施策で取り組んだ。 ・「施設整備や情報ネットワークの充実」については、橋梁や建築物の耐震化が進んでおり、概ね順調と考えられる。 ・「大規模自然災害対策の推進」については、ハード対策に留まらずソフト対策も成果があがっており、概ね順調に推移している。 ・「地域ぐるみの防災体制の充実」については、地域防災力の強化・向上に資する事業群が着実に進捗していることから、概ね順調に推移していると判断する。 ・以上各施策の取り組み状況や目標指標の推移から判断して、各施策の目標とそれを構成する事業の方向性が合致しており、概ね順調に推移していると考えられる。
		<p>【政策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策を構成する3つの施策については概ね順調に推移しているものの、県民意識調査結果を見ると、「重視」が8割以上である一方、満足度は4割から5割に留まっている。ハード・ソフトの両面において、更なる施策の推進が求められていることから、費用対効果を勘案しながら、加速すべき事業を見極めて拡大を図っていく。

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・施策が、地震・津波、洪水・土砂災害の対策とともに地域ぐるみの防災体制を加えた3本柱からなり、公助・自助・共助を基本とした防災の体系としてバランスが取れたものとなっており、かつそれぞれの施策・事業が進行していることから、県の「概ね順調」とする評価は妥当である。</p> <p>・県民の満足度との乖離を踏まえ、費用対効果を勘案しながら、加速すべき事業を見極め、拡大を図っていくとする県の課題整理は適切である。</p> <p>・今後の課題として、全体の事業費約1,348千万円のうち、施策33の「地域ぐるみの防災体制の充実」については1千万円強に過ぎず、施策33の配分ウェイトを高めるよう施策間での調整を望む。</p> <p>・ここでの政策評価を「概ね適切」としているのは、施策31においてライフライン確保を目的の第一に挙げているにも拘わらず具体的事業が伴わない点、施策33において「自主防災組織組織率」を依然として評価指標とする点を考慮したため。しかし後者については「見直しが必要」という自己評価になっているため、今後の検討を待ちたい。</p> <p>・次の宮城県沖地震の発生が迫る中で、残された時間は少ない。全てをハード対策で進めることは財政的にも不可能であり、防災から減災に重点を移すべきという認識は適切である。住民の共助・自助に期待する部分は大きく、そのためには適切な情報提供による意識向上が必要であるが、一方で過度な精神論や、コミュニティ自体の変質の過小評価は危険であり、行政の側では物理的な備えを着実に進めていく必要がある。ただし過疎化により数世帯規模の集落の増加が予想されるが、その全てを守ることは費用対効果の点から困難である。将来的にはコンパクトシティの観点からも、選択と集中を進めることが必要になる時期が来ることに留意する必要がある。事業の優先順位を付ける上で、費用対効果の視点が重要であるとの認識は適切である。</p>	<p>・「自助」「共助」だけを全面に出すのではなく、それらを下支えする「公助」があって初めて実効性があるものと考えている。</p> <p>・県民意識調査においては、政策14に対する注目度が相対的に高く、一層の推進を求められているものと認識しており、現状に甘んじることなく取り組んでいく。</p> <p>・全体的な事業費では差が生じており、施策33の配分ウェイトを高めていきたい。</p> <p>・目標指標等の設定については、代表的な指標を選定しているが、より分かりやすい、より妥当な指標の追加を検討していく。</p> <p>・事前の備えにより、被害を確実に減らす「減災」を目指して、より効果的な方策を検討していく。 また、岩手・宮城内陸地震により、得られた教訓を活かし、加速・前倒しにより確実に減災に繋がる部分について、積極的に取り組んでいく。</p>	<p>【政策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p>

施策体系	評価原案	
政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり		
<p>施策番号31:宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実</p> <p>(施策の概要) 宮城県沖地震に備え、各種施設の耐震化や津波・高潮対策等に取り組むとともに、観測体制を強化し、各情報を迅速かつ的確に伝達するネットワーク化を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 91.0% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 51.6% <p>□目標指標等及び達成度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数 B ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了率 B ・県有建築物の耐震化率 B 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p style="text-align: center;">評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の目標指標である「県有建築物の耐震化率」及び「緊急輸送道路の橋梁の耐震化完了数(耐震化率)」は、目標を僅かながら達成することができなかったが、着実に進捗している。 ・県民意識調査の結果から、施策の重視度は9割を超える結果となったが、満足度が5割程度となっていることから、更なる施策の推進が必要であることがうかがえる。 ・宮城県沖地震の平均発生周期が約37年であり、今年で30年を経過することから宮城県沖地震への備えは急務となっている。 ・事業の実績及び成果等からは、一部で目標を下回った事業が見受けられたものの、成果は上がっている。 ・以上から、施策の目的である「主要な防災拠点の耐震化」が着実に進捗し、県全体の地震防災力の向上が図られていると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調であると判断する。
		<p style="text-align: center;">事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>
	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近い将来高い確率で発生が予想されている宮城県沖地震に備えるため、各種ハード対策を着実に推進していかなければならない。また、住民の防災意識の向上を図るソフト対策も併せて実施していくことが必要である。 	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策の課題等と対応方針</p> <p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所期の目的を達成した事業については廃止とするが、耐震化事業の一部については、目標の前倒しを図るべく拡大して展開する。 	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・指標がやや目標を下回ったが、事業が着実に進展していることを理由とする県の「概ね順調」とする評価は妥当である。</p> <p>・県が主体となって整備を進める事業対象を概ね網羅し、目標指標も「みやぎ発展税」を活用し前倒にした積極的な目標設定は合わせて評価できる。</p> <p>・事業構成について、県の評価は「現状のまま継続」としているが、民間が主体となるライフラインや通信環境に関する事項が欠落しており、県の役割分担に基づく民間との協議・連携等に関する事業の立ち上げを望む。</p> <p>・施策を推進する上での課題について、現在掲げている目標指標等以外にも、上下水の耐震化、木造住宅耐震化、津波対策事業等指標化が可能な事業が多くあり、事業の進行状況や期待される効果が判断できる目標指標の追加検討を望む。</p> <p>・また、課題として住民の防災意識の向上を取り上げているが、この施策でどのように扱うのか、施策33との関連での整理が必要とされる。</p> <p>・次年度の対応方針について、施策を構成する事業の状況一覧表に表記している次年度の方向性について、対応方針の中で、事業の重要度・優先度の基準を示し、拡張、維持・統合・廃止がわかる整理の工夫を望む。</p> <p>・特に、統合・廃止する事業は、その理由が判断できるようにコメントの充実を望むとともに、事業構成を判断する上で、当初の目的が達成された事業を次年度以降も事業リストから除外せず表記することを望む。</p> <p>・地震対策は県民の重視度も高く、来るべき宮城県沖地震までに減災の実が上がるように推進が必要である。事業遂行には予算面の制約が大きいのが、本震発生に間に合わすべく、今後も着実な事業推進が望まれる。現状が十分でないという認識に基づいて、「概ね順調」という自己評価がなされたことは妥当である。</p> <p>・道路以外のライフライン維持も重要であり、施策目的の1番目に挙げられるにも拘わらず、具体的な事業が伴わない点で課題。ライフラインの管理者は、主として民間かつ多岐に渡るため、県が主体的に進めるには限度があることは理解できるが、協議会等を通じて具体的な耐震化の進行状況把握に努めて欲しい。</p> <p>・ハード対策だけでは財政的に限界があり、減災にはソフト対策が重要だという認識は妥当である。防災リーダー研修や津波シンポジウム等の開催も有意義だが、その主効果は参加者に限定されるため、より包括的な方策が望ましいし、防災計画についてもその実施の担保が重要である。各事業についても概ね継続すべきという評価で妥当と判断できるが、ストック整備系でない事業については、「みやぎ発展税」への過度の依存は望ましくない。</p> <p>・施策を構成する事業の中には、岸壁の耐震化のように事業完了に伴い「廃止」とされるものがあるが、岸壁自体今後とも維持すべきのものであり、事業自体が不効率で廃止に至るものとの区別が必要である。</p>	<p>・目標指標等を達成するよう尽力する。</p> <p>・今後とも「みやぎ発展税」震災パッケージを活用して、底上げできるものについては、積極的に対応する予定である。</p> <p>・ライフライン等連絡協議会を通じ、協議・連携を図っていく。</p> <p>・目標指標等については、代表的な耐震化関係の事業から掲げたものであるが、目標指標等の追加について、なお検討していく。</p> <p>・施策33との関係についても再掲事業を中心に整理していく。</p> <p>・拡張、維持、統合・廃止が判断できるように記載していく。</p> <p>・統合・廃止事業については、コメント等の充実などにより判断できるように表記していく。</p> <p>・予算面の制約があるものの、今後も、事業構成については、見直しを行い、着実に成果があがるよう進行管理を行い、事業を推進していく。</p> <p>・御指摘のとおり、ライフライン関係の主体は民間が主となっているが、耐震化の度合いや年次計画などの状況把握に努めていく。</p> <p>・防災リーダー研修受講者を通じて、参加者のみならず、自主防災組織の活性化や防災に関する具体の行動の周辺への波及に繋がるものと思料する。 また、みやぎ発展税の充当については、事業税の超過課税であることから、本来一般財源で行う事業への充当は、理解を得られないものと考えている。</p> <p>・コメント等の充実と併せ、特記などで工夫し区別したい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <p>・概ね順調 (原案のとおり)</p> <p>【事業構成の方向性】</p> <p>・現在のまま継続 (原案のとおり)</p>

■施策31(宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	宮城県地域防災計画等の修正	総務部・危機対策課	非予算的手法	宮城県沖地震対策における総合的な取り組みを明示するため、宮城県地域防災計画等を修正し、計画を指針に地震対策をします。	・宮城県地域防災計画、みやぎ震災対策アクションプラン、地震防災緊急事業5箇年計画などの修正
2	橋梁耐震補強事業	土木部・道路課	908,830	緊急輸送道路上に位置する橋梁の耐震補強を図り、地震直後の負傷者の搬送、緊急物資の輸送を確保します。	・橋梁の耐震補強の実施(3橋梁、緊急輸送道路橋梁整備率54%)
3	仙台塩釜港整備事業(耐震岸壁)	土木部・港湾課	387,000	災害発生時の避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送活動の防災拠点を整備します。	・岸壁の耐震化 ・耐震岸壁整備(高松埠頭1岸壁)
4	県立学校耐震化促進事業(再掲)	教育庁・施設整備課	207,802	生徒の安全確保及び地域防災機能の強化を図るため、旧耐震基準(昭和56年建築基準法以前)で建築された校舎等について、耐震診断の結果に基づき、必要な耐震補強を実施するものです。	・耐震補強工事の実施(13棟)
5	水管橋耐震化事業	企業局・公営事業課	273,718	安定給水出来るよう、大地震に対応した水管橋の耐震化を図ります。平成17年度～28年度までに、企業局が管理している水管橋87橋の内、55橋の耐震化を図ります。	・水管橋の耐震工事(落橋防止、伸縮装置の機能保持、免震化による荷重分散及び低減(ダンパー)の設置、下部工の補強)の実施(55橋のうち6橋(11%))
6	下水道地震対策緊急整備事業	土木部・下水道課	680,100	下水道は、暮らしに欠かせない重要なライフラインであることから、下水道施設の耐震化を実施することによって、地震に強いまちづくりを推進します。	・流域下水道施設の耐震化(7流域) ・耐震化による処理人口割合 5% ・流域下水道施設の耐震化率 25%
7	木造住宅等震災対策事業	土木部・建築安全推進室	56,997	高い確率で発生が予想されている宮城県沖地震の再来に備え、県民の生命、身体及び財産の被害の軽減を図るため、建築物の耐震改修の必要性等に関する普及啓発事業を行うとともに、木造戸建て住宅の耐震診断及び耐震化に要する費用の一部を助成します。	・耐震相談所の設置、耐震相談会の開催(相談件数303件) ・木造戸建て住宅の耐震診断助成の実施(助成件数1,052件) ・木造戸建て住宅の耐震改修助成の実施(助成件数137件)
8	海岸保全施設整備事業(農地)	農林水産部・農村整備課	260,000	施設の老朽化等から、確実な運転・操作が困難となっている防潮水門について、耐震化を含めた改修を行い、迫り来る宮城県沖地震とそれに伴う津波に対する防災機能の向上を図ります。	・山元町の牛橋防潮水門の改修工事の実施(平成18年度から平成21年度までの4か年債務工事で実施中。平成19年度まで事業費ベースで66.7%(洪水吐等駆体工68%、水門ゲート工59%)進捗)
9	津波・高潮危機管理対策事業(漁港)	農林水産部・水産業基盤整備課	170,000	既存の海岸保全計画の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波・高潮発生時における人命の優先的な防護を推進します。	・水門の扉体を防錆性の優れているステンレス製に、陸こうの扉体を鋼製からアルミ製へ整備、軽量化 ・陸こう閉鎖後避難通路を確保するための避難通路の設置 ・海岸整備箇所数 県営7海岸、市町営3海岸

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
10	地震・津波・高潮等対策河川・海岸事業(河川)	土木部・河川課	602,000	河川・海岸において、河川防潮水門の遠隔化、津波警報表示板や避難階段等の津波対策施設を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・水門の遠隔操作化(4基概成) ・避難階段、警報表示盤の設置(2海岸)
11	津波・高潮対策事業(港湾)	土木部・港湾課	172,600	海岸保全施設において、無施設区間の施設整備、陸閘の閉扉円滑化、避難対策支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・陸閘の電動化・遠隔化(4施設、整備率57%) ・津波避難標識、津波避難階段の設置(1海岸、整備率14%)
12	地域防災力向上支援事業(再掲)	総務部・危機対策課	2,700	防災リーダー養成研修を開催し、地域における防災の中心を担う人材を育成し、自主防災組織の活性化に資するとともに、防災シンポジウムを開催するなど震災に立ち向かう気運を醸成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災リーダー養成研修の開催(3回開催、計205人受講) ・防災シンポジウムの開催(2回開催、計550人参加) ・出前講座の開催(21回開催、計1,339人受講)
13	津波に備えたまちづくり検討	土木部・防災砂防課	5,073	住民参画による津波に備えた土地利用検討や、津波シンポジウムを開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ・津波に備えたまちづくり検討会及び津波シンポジウムの開催(364人参加)
14	津波防災ウォッチング	土木部・河川課、防災砂防課	非予算的手法	住民参画による津波防御施設の点検を行い、維持管理の充実・防災意識啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参画による施設点検の実施(67人参加、312施設)
15	GPS波浪計整備事業(港湾)	土木部・港湾課	112,500	津波の観測態勢の充実を図るため、GPS波浪計を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・GPS波浪計の設置(1基、平成20年度観測運用開始)
16	津波情報ネットワーク構築事業	総務部・危機対策課	127	平成18・19年度の国によるGPS波浪計の宮城県沖への設置を踏まえ、本県における津波観測や情報伝達、避難指示等の迅速化を図るため、津波情報ネットワークを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・津波情報ネットワーク構築に向けた国の協議会への参加(3回、26人/回参加) ・津波情報ネットワーク構築に向けた県の検討会の開催(1回開催、16人参加)
17	道路管理GISシステム整備事業	土木部・道路課	35,460	GIS技術を活用し道路管理情報のネットワーク化、電子化を進め、道路の通行規制情報をリアルタイム化し、災害対応力の向上及び迅速化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・津波対応道路情報板の整備(2基)

施策体系	評価原案	
政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり		
<p>施策番号32:洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進</p> <p>(施策の概要) 洪水被害や土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害・山地災害を防ぐため、危険度・優先度の高い箇所を明確にして、計画的かつ効果的な施設整備を目指します。また、洪水や土砂災害に関する防災情報を、より迅速かつ的確に県民へ提供するなどのソフト対策の推進を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 83.7% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 43.5%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・洪水ハザードマップ作成市町村数 A ・洪水ハザードマップ市町村作成率 A ・今後の河川整備等により、洪水による浸水から守られる住宅戸数 A ・土砂災害危険箇所における対策実施箇所数(ハード対策箇所数及びソフト対策箇所数) B ・地すべり、急傾斜地崩壊等から守られる住宅戸数 A</p>	<p>施策の成果(進捗状況)</p> <p>概ね順調</p>	<p>評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査結果からは、施策の重要度は8割を超す結果となったが、満足度は4割程度となっており、更なる事業の推進が必要であることがうかがえる。 ・世界的な異常気象による影響や、来たる宮城県沖地震の被害などを勘案すると当該施策は早急に事業を推進する必要がある。 ・洪水ハザードマップ作成や、施設整備により浸水・土砂災害より保全される住宅戸数については、事業が順調に進捗したことにより、目標を達成した。 ・土砂災害危険箇所対策箇所数については、目標を僅かに下回ったが、基礎調査の費用と事務量の圧縮を目的とした検討をH19年度に実施済みであり、次年度以降は回復する見込みである。 ・各事業群の目標指標の推移からは、事業は概ね順調に推移しているものと判断できる。 ・ただし、当該施策については、災害が発生して初めて効果が発現することから、現在の進捗に満足することなく、今後も更なる事業の推進に努めていく必要がある。
	<p>事業構成の方向性</p> <p>現在のまま継続</p>	<p>方向性の理由</p> <p>当該施策の対象は、非常に広範囲で大規模にわたることから、対策工事等のいわゆるハード対策だけでは、来たる災害には対応できないことをふまえて、ハザードマップ作成や出前講座などのソフト対策も事業群に加え、総合的な大規模災害対策を推進すべく事業構成しているものである。今後も、現在の事業構成で継続していく。</p>
	<p>施策の課題等と対応方針</p>	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ作成や河川流域情報等のソフト対策については、災害時に効果的に情報が活用されるよう、より良い・より分かりやすい情報提供を心がける必要がある。 ・県内に八千箇所以上ある土砂災害危険箇所については、ハード対策と併せソフト対策の推進により来たる大規模災害に備えるべく事業を施行しているが、ソフト対策の事務量やコストの増大により、理想の進捗が図れておらず、平成19年度に手法の見直しを実施した。
		<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村との打合せ、調整を今まで以上に密に行い、より分かりやすい情報提供を検討したい。 ・今後も継続的にソフト対策の手法の見直しを行い、進捗促進を図りたい。

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・世界的な異常気象や宮城県沖地震等の危機に対して、取り組んだ7事業が目標値に近い水準で進捗したこと、現状に満足することなく更なる事業への取り組み姿勢を示すなど、「概ね順調」とする県の評価は適切と考える。</p> <p>・事業構成について、予算制約の中で、当面措置が必要とされる事業を行っているとの県の姿勢は評価できる。</p> <p>・施策を推進する上での課題について、施策の柱であるソフト対策の有効性の向上に向けた課題を整理していることは評価される。</p> <p>・一方で、集中豪雨による雨量の増加や道路沿いの土砂災害への対応等、これまでの対応範囲を超えた課題があり、この点の検討が必要とされる。</p> <p>・次年度の対応方針について、事業の状況の一覧表では、維持する事業と拡充する事業があり、次年度の対応方針として、拡充する事業についての解説が必要である。</p> <p>・洪水・土砂災害に関する対策推進に関する施策であり、ハード対策だけでなくソフト対策を組み合わせることで減災を目指すものである。指標としては洪水に関してはハザードマップと治水事業の成果、土砂災害についてはハード・ソフトを合わせた危険箇所の対策数を用いており、「概ね順調」という評価がなされている。本来ならハード対策が進むことが望ましいが財政的に困難であり、情報提供を含むソフト対策を併用するのは、費用対効果の観点から「適切」と判断される。</p> <p>・温暖化に起因すると見られる気象現象の激甚化により、従前の確率降雨に基づく治水対策の見直しが必要とされる状況にあり、防災関連部局間の調整による効率的な対策推進が望まれる。山がちな国土という制約はあるが、適切な情報提供を行った上で、危険箇所からの移住も考えるべき時期に来ているかも知れない。</p> <p>・ハード対策には財政的に限界があり、ソフト対策を併用した総合的な災害対策を目指した事業構成となっている。個別事業目標に関しては、治山事業など目標を単年度で定めるものがあるが、本来対策済み箇所等に関するストックで評価すべきである。ハザードマップについては、複雑な災害現象を1枚の図面に表現することは困難であるから、インターアクティブに改訂可能なものとするのが望ましい。</p> <p>・特定事業で便益を受ける戸数による評価は適切とは言えず、要改修延長に占める改修済み延長のようなストック指標で評価すべきである。災害時には情報の共有が非常に重要であり、その意味で総合防災情報システム(MIDORI)の運用を積極的に評価すべきである。</p>	<p>・予算に制約がある中であっても、一層のコスト縮減と効率化に努めて、事業を推進していく。</p> <p>・今後もソフト対策の見直しを継続的に行い、事業の促進を図る。</p> <p>・地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方については全国的、世界的な課題であり、国の動向を見ながら引き続き検討していく。 なお、先般の岩手・宮城内陸地震においては、国土交通省からの災害緊急点検チームの調査による危険箇所の確認や、林野庁と連携した対策事業の執行など、従来の枠組みを超えた対応を行った。 しかし、予測不可能とも言える自然災害から県民の生命を守るためには、県民自身の自然災害への意識の啓発が必要不可欠であり、一番有効な対応策であることから、ハザードマップの作成や出前講座などの「ソフト対策」を推進するとともに、限られた事業費の中、避難所等重点箇所の保全などハード対策を確実に推進する。</p> <p>・各事業の「次年度の方向性」については、「事業分析シート」に記載している。なお、今後は、次年度に拡充する主な事業については「施策評価シート」の「次年度の対応方針」にも記載する。</p> <p>・今後もハード事業とソフト事業を組み合わせ、施策を推進する。</p> <p>・地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方については全国的、世界的な課題であり、国の動向を見ながら引き続き検討していく。</p> <p>・御指摘のとおり、個別事業目標に関しては対策済み箇所等に関するストックで評価すべきであり、事業分析シート「河川改修事業」の河川整備率、「ダム建設事業」の工事進捗率をストック値に修正する。 治山事業では、活動指標は単年度の整備箇所数を設定しているが、成果指標としては「山地災害危険地区の整備率」を設定しており、ストックで評価している。 洪水ハザードマップについては作成主体である市町村や作成マニュアルを発行している国と調整を図りながら、より良い成果を目指していく。</p> <p>・要改修延長に占める改修済み延長については事業分析シート「河川改修事業」で評価を行いたい。 また、今後もMIDORI(防災情報)、MIRAI(河川情報)、MIDSKI(土砂災害情報)を連携させた情報発信を積極的に行い、「減災」に努めていきたい。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね順調(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のまま継続(原案のとおり)

■施策32(洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	洪水ハザードマップ作成支援事業	土木部・河川課	8,700	平成17年度の水防法改正により洪水ハザードマップ作成が義務化された30市町村(任意作成1町含)を対象に、平成21年度までに国・県が連携し作成支援を行います。	・洪水ハザードマップ作成に係る市町村への調整指導の実施(新たに6市町村作成)
2	河川流域情報等提供事業	土木部・河川課	117,500	河川流域情報システムは、昭和61年8月洪水を契機に運用を開始し、平成18年度に設備を拡充更新しました。広く県民に雨量や河川水位等の情報を提供します。	・計175箇所(水位、雨量、ダム観測所データ提供(インターネットでのデータ公開等)) ・洪水予報の発令(7月台風時に、白石川大河原地点においてはん濫注意情報発令)
3	河川改修事業	土木部・河川課	4,342,926	規模の大きな河川や人口・資産が集中する都市河川など、治水上の影響の大小を踏まえ、重点的かつ効率的な河川改修を行います。	・川内沢川放水路、旧北上川分流施設、その他県管理河川等の整備
4	ダム建設事業	土木部・河川課	3,312,000	迫川の治水安全度向上を図るため、長沼ダムを平成24年度までに概成させます。	・長沼ダムの整備(平成24年度の概成に向け進捗中、進捗率84%) ・本体工、導水路工の実施
5	総合的な土砂災害対策事業(土砂災害防止施設整備)	土木部・防災砂防課	629,374	整備効果の早期発現を図るため、優先度の高い箇所への重点投資による効果的な土砂災害防止施設の整備を行います。	・土砂災害防止施設の整備(累計601箇所) ・土砂災害から保全される人家戸数 累計12,982戸
6	総合的な土砂災害対策事業(土砂災害警戒区域等の指定等)	土木部・防災砂防課	147,000	予防減災対策として土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、警戒避難基準雨量提供システムなどの情報提供の機能拡充を図ります。	・地域住民を対象とした押し掛け出前講座の開催(出前講座を開催した土砂災害危険箇所数 累計631箇所)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度 決算額 (千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
7	治山事業	農林水産部・森林整備課	1,041,919	山地に起因する災害等から県民の生命・財産を保全し、安全で安心できる県民生活を実現するために、治山施設や保安林の整備事業を計画的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・治山施設及び保安林の整備(55箇所) ・山地災害危険地区の危険度の高い地区(Aランク 411箇所)の整備率(累計) 47.7%

施策体系	評価原案	
政策番号14:宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり		
<p>施策番号33:地域ぐるみの防災体制の充実</p> <p>(施策の概要) 災害発生時の減災には、地域防災力の強化・向上が重要であることから、住民の自主防災活動と企業の防災活動等を促進するとともに、これらの活動のリーダーとなる人材育成や関係団体との連携強化を行うなど防災体制の充実を目指します。</p> <p>□県民意識調査結果 ・重視度(「重要」・「やや重要」の割合) 81.3% ・満足度(「満足」・「やや満足」の割合) 41.8%</p> <p>□目標指標等及び達成度 ・自主防災組織の組織率 A ・防災リーダー研修受講者数 A</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策評価(総括)</p> <p>概ね順調</p>	<p style="text-align: center;">評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標等としている自主防災組織の組織率は新規組織が順調に組織され、目標を達成することができた。また防災リーダー受講者数も予定を上回る受講申し込みがあり、2つの目標指標とも、目標を達成することができた。 ・県民意識調査の結果から、施策の重要度は8割を超す結果となったが、一方満足度が4割、わからないが3割となっていることから、更なる事業の推進や事業の周知広報が必要であるとうかがえる。 ・宮城県沖地震の切迫性が高まりつつあることから、地域における防災体制の充実が必要である。 ・事業の実績及び成果等からは、一部で目標を下回った事業が見受けられるものの、成果はあがっている。 ・施策の目的である「自主防災組織の防災活動の充実化」に向けて、県全体の地域防災力の向上が図られていると判断されるので、施策の進捗状況は概ね順調であると判断する。
		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施策の課題等と対応方針</p> <p>見直しが必要</p>
	<p>【施策を推進する上での課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の組織率は概ね順調に向上しているが、組織率の向上が自主防災組織の活性化を示すものではないことから、災害時に組織が効果的に活動できるよう、組織の活性化を図る取り組みが必要である。 	
	<p>【次年度の対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等、地域防災力の向上を図るため防災リーダー研修受講者数を増加させる。 ・宮城県沖地震の発生が切迫度を増す中、震災対策に向けた県民総ぐるみでの推進体制の構築に向け、みやぎ震災対策推進条例(仮称)の制定を検討する。 ・宮城県沖地震など大規模災害に備えた防災資機材を整備する。 	

評価に係る宮城県行政評価委員会の意見		県の対応方針	評価結果
判定	意見		
6	<p>・防災情報ネットワーク、災害時要援護者の避難体制、企業BCP等の防災対策等、地域ぐるみの防災体制への取り組みの輪が確実に広がりを見せていることは評価できる。</p> <p>・今後は事業の進捗状況を踏まえ、県内各地域の地域防災力を総合評価し、その下で施策の成果を整理することが望まれる。</p> <p>・事業構成について、県民総ぐるみの推進体制に向け、震災対策推進条例や防災機材の充実を挙げ、更に施策を前進させる観点から「見直しが必要」としており評価できる。</p> <p>・次年度の対応方針について、事業構成の見直しを踏まえた対応方針となっており、的確である。</p> <p>・他の施策に比べ予算規模も小さいことから、施策を推進する上での課題等を踏まえ、防災リーダーや災害ボランティアコーディネーター、企業BCP支援、要援護者支援事業等の大幅な予算規模の拡充を望む。</p> <p>・「自主防災組織組織率」が指標として用いられるが、数値の過信に対する懸念が表明された点は評価できる。発展型事業として、防災リーダー研修が取り上げられているが、この種の研修は一度限りではなく、周期的に受講することが有効である。災害時の言語ボランティアも、阪神淡路大震災以降必要性が認識されている。また要援護者の所在情報の把握は適切な救助活動実施に必須であるにも拘わらず、個人情報保護を理由に行政が消極的になる傾向があったが、自主防災組織自体の高齢化による機能低下も予想される中、より積極的に取り組むべきである。</p> <p>・行政にできることは限られているため、「県民総ぐるみでの推進体制」は必要なことではあるが、精神論への過度の傾倒は危険であり、「防災資機材の充実」が必要であるとの認識は適切である。特に高齢化等に伴う「組織率」の形骸化は、老々援護の実態を甘く見ることに通じる。風水害とは異なり、地震発生の事前予測は不可能であるため、夜間の居住地ベースの組織化で満足することは危険である。昼間に発生した場合、都心部の被害状況は高層化・高密度化により、78年当時とは大きく異なることが予想されるし、地方部では援護を要する高齢者が多く残される。前者については、「企業防災士」の認定等、新しい取り組みが進められていることは評価できる。従来の体制が必ずしも十分でなかったという認識に因り、事業構成について「見直しが必要」と評価していることは適切であると判断される。</p> <p>・现阶段の地域防災力では、今危機に遭遇した場合、防災体制が機能するかどうか不安な点が多々あり、課題整理としては人材育成事業をスピード感を持って推進する点を強調する必要がある。</p>	<p>・同時多発的に被害が拡大する大規模災害時には、「自助」「共助」の取り組みが欠かせないため、今後とも、減災に資する取り組みが広がるよう支援していく。</p> <p>・「地域防災力」の概念が、未だ認知途上であり、これを測定する客観的な基準が確立していないことから困難である。</p> <p>・予算面の制約があるものの、今後とも、事業構成については、見直しを行うなど積極的に対応する。</p> <p>・施策の目標と事業構成は両輪であることから、双方を踏まえた対応方針としていく。</p> <p>・予算規模については、事業の達成状況と課題を勘案しながら、できるだけ拡充を図っていく。</p> <p>・「自主防災組織率」は、絶対的な指標とは認識しておらず、数値の高低を追うのではなく、形骸化しないよう中身である自主防災活動の活性化を図っていく。また、要援護者の支援についても、関係機関共有方式の積極的活用などを策定した「災害時要援護者支援ガイドライン」により進めている。</p> <p>・震災対策のハード面については、年数の経過と共に進捗するものの、これと比較してソフト面は遅れていると考えられることから、ソフト面・防災意識面での一層の推進を図るという観点からの「県民総ぐるみでの推進体制」である。これは「自助」「共助」だけではなく、当然に「公助」の取り組みも併せて実施する枠組みであり、それらの基本的な事項を定めるべく「みやぎ震災対策推進条例」(仮称)の制定に向けて検討しているところである。</p> <p>・宮城県沖地震再来の切迫性及び建築物の高度利用などの社会情勢の変化に鑑み、御指摘のとおり、地域における人材育成や事業所における人材育成に関しては、急務であることから、なお規模を拡大して進捗させていく予定である。</p>	<p>【施策の成果(進捗状況)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね順調(原案のとおり) <p>【事業構成の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 見直しが必要(原案のとおり)

■施策33(地域ぐるみの防災体制の充実)を構成する事業一覧

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
1	津波情報ネットワーク構築事業(再掲)	総務部・危機対策課	127	平成18・19年度の国によるGPS波浪計の宮城県沖への設置を踏まえ、本県における津波観測や情報伝達、避難指示等の迅速化を図るため、津波情報ネットワークを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> 津波情報ネットワーク構築に向けた国の協議会への参加(3回, 26人/回参加) 津波情報ネットワーク構築に向けた県の検討会の開催(1回開催, 16人参加)
2	多文化共生・生活支援事業(再掲)	経済商工観光部・国際政策課	2,407	年々増加傾向にある外国人県民等が、住みやすく活動しやすい環境を整備するための施策のうち、地域において生活する上で必要な基本的環境が整っていないことにより生じる問題に対処するための支援を行います。特に宮城県沖地震等大規模災害対応支援を優先的に行います。	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における通訳ボランティアの整備(登録者14言語, 95人) 災害時外国人サポート・ウェブの運用(携帯電話, ホームページによる多言語での災害情報の提供, 平成20年3月運用開始) 外国人留學生をいわゆる里親として受け入れている世帯に対する, ボランティア保険料の負担(134世帯(留學生数163人))
3	災害時要援護者支援事業	保健福祉部・保健福祉総務課	非予算的手法	災害時要援護者支援の一環として、市町村が実施する個別マニュアルの作成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 県災害時要援護者支援ガイドラインの市町村職員への説明会(1回開催) 個別マニュアル策定における市町村への助言, 支援(随時)
4	災害ボランティア受入体制整備事業	保健福祉部・社会福祉課	7,556	大規模災害時に県内外から駆けつけるボランティアの受入れが円滑, 効果的かつ安全に行われるよう, 災害ボランティアセンターが迅速に設置できる体制の整備や災害ボランティアセンター運営スタッフの育成・確保等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアコーディネーター養成研修の開催(3回開催, 124人参加) 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練(9回開催, 813人参加) 災害ボランティアシンポジウムの開催(331人参加) 県災害ボランティアセンター支援連絡会議の開催(5回開催)
5	災害支援目録登録の充実	総務部・危機対策課	非予算的手法	大規模災害発生時において、市町村及び消防関係機関が行う応急活動に必要な物資や防災資機材等の緊急調達を円滑に行うため、あらかじめ支援項目やその調達先等の各種情報を企業等から募集し、「災害支援目録」を作成します。	<ul style="list-style-type: none"> 災害支援目録の登録(60社)
6	地域防災力向上支援事業	総務部・危機対策課	2,700	防災リーダー養成研修を開催し、地域における防災の中心を担う人材を育成し、自主防災組織の活性化に資するとともに、防災シンポジウムを開催するなど震災に立ち向かう気運を醸成します。	<ul style="list-style-type: none"> 防災リーダー養成研修の開催(3回開催, 計205人受講) 防災シンポジウムの開催(2回開催, 計550人参加) 出前講座の開催(21回開催, 計1,339人受講)

番号	事業名	担当部局・課室名	平成19年度決算額(千円)	事業概要	平成19年度の実施状況・成果
7	消防広域化促進事業	総務部・消防課	225	消防組織法改正等に伴い、多様化・大規模化する災害等に対して的確に対応するため、市町村の消防の広域化を促進し、行財政上のスケールメリットを生かした消防広域化推進計画を策定するとともに、広域化対象市町村による「広域消防運営計画」の作成及び広域化の実現を支援します。	・宮城県消防広域化検討会議の開催(2回開催)
8	中小企業BCP策定支援事業 ※BCP:緊急時企業存続計画	経済商工観光部・商工経営支援課	224	地震や火災など不測の事態に備え、企業の事業中断を最短にとどめ被害を軽減するBCP(緊急時企業存続計画)の普及・啓発を図ります。	・講習会の開催(企業向け13回開催, 235社264人受講) ・専門家によるBCPセミナー開催(1回開催, 81社97人受講) ・宮城県版BCP策定手順の公表 ・BCPに関する県内企業アンケートの実施(企業594社回答)